東京海上日動

住まい

TOKIO MARINE NICHIDO

Total assist

住まいの保険

2011年7月1日
以降始期契約

ご契約のしおり

— ご契約の手引き —

・重要事項のご説明

・ご契約後にご留意いただきたいこと

— 住まいの保険の約款 —

— 地震保険の約款 —

23.7

Kア3

この冊子には、ご契約についての大切なことがらが記載されておりますので、ご一読いただき保険証券とともに大切に保管してください。

TOKIO MARINE GROUP

はじめに

日頃より東京海上日動をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

このご契約のしおりは「トータルアシスト住まいの保険」および「地震保険」についてご説明したものです。詳しくは普通保険約款や特約をご一読いただき、内容をよくご確認くださいますようお願いいたします。

弊社はこれからもお客様の信頼を原点に、安心と安全の提供を通じて、豊かで快適な社会生活と経済の発展に貢献すべく努めてまいります。

どうぞ今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

ご契約のしおり

この冊子には、ご契約についての大切なことがらが記載されており、以下の構成となっております。

Ⅰ. ご契約の手引き（重要事項のご説明）

商品のしくみやご契約に関する重要な事項（告知義務や通知義務、補償内容、保険金をお支払いしない主な場合等）をご説明しております。ご契約前、またご契約後においても保険証券のご契約内容とあわせて必ずご一読ください。

Ⅱ. ご契約の手引き（ご契約後にご留意いただきたいこと）

保険証券や控除証明書の表示内容、また保険金のお受取りまでの流れ、お支払いする保険金の概要一覧等、ご契約後にご留意いただきたいことをご説明しております。

Ⅲ. 住まいの保険／地震保険の約款

ご契約内容を定めた普通保険約款や特約を掲載しております。また、約款の見方等についてもご説明しております。ご契約の手引きとあわせてご一読いただき、ご契約内容をご確認くださいますようお願いいたします。

- ご不明な点がある場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。また、ご契約者と被保険者（補償を受けられる方）が異なる場合は、ご契約者から被保険者（補償を受けられる方）にご契約内容やこの冊子の内容をご説明ください。
- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店と有効に成立したご契約につきましては弊社と直接締結されたものとなります。
- 弊社代理店には、告知受領権があります。
- 「保険証券」に関する規定は、保険契約継続証を発行している場合は「保険契約継続証」、Web証券をご選択いただいた場合は弊社ホームページ上の「ご契約内容」と読み替えます。

東京海上日動のホームページのご案内　http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/

以下のコンテンツをご用意しております。上記URLよりアクセスの上、是非ご参照ください。

- 商品のご案内
- よくあるご質問
- ご契約手続きの流れ
- 事故発生から保険金お受取りまでの流れ
- あんしん家の物語（動画）「住まいの選べるアシスト特約」の概要をアニメでご案内します。

等

Web約款

「ご契約のしおり（約款）」の内容は、ホームページでもご確認いただけます。

「Green Gift」プロジェクト実施中！

Green Gift

「Green Gift」プロジェクトとは？

「ご契約のしおり（約款）」を、冊子ではなくWeb約款（ホームページでご確認いただく方法）をご選択いただくことで、紙の削減ができます。

さらに新規にWeb約款をご選択いただいた場合には、弊社より、ご契約1件につきマングローブ2本の植林に相当する金額を、植林を行うNGO等に寄付させていただくプロジェクトです。

契約者さま専用ページ（個人のご契約者に限ります。）

＜機能例＞

- 契約概要参照
- 事故受付
- 控除証明書再発行受付

※ホームページの各コンテンツ・サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。

目的別もくじ

	こんなときは	こちらをご参照ください	ページ
ご契約内容の確認について			
目的1	申込みを撤回したい	Ⅰ 3 ❶ クーリングオフしたいとき	18
目的2	いつから補償が開始されるのか知りたい	Ⅱ 1 ❶ 保険証券の表示内容 ❹ 保険期間	22
目的3	保険証券の見方を知りたい	Ⅱ 1 ❶ 保険証券の表示内容	22
目的4	補償の内容を確認したい	Ⅰ 1 トータルアシスト住まいの保険の商品内容	6
目的5	4つのアシストについて知りたい	Ⅰ 1 ❹ 4つのアシスト	11
目的6	支払われる保険金の内容について知りたい	Ⅱ 2 ❹ お支払いする保険金の概要一覧	30
事故が起こった場合			
目的7	事故が起こった場合に行わなければならないことが知りたい	Ⅱ 2 ❶ 罹災後の対応（主なもの）	27
目的8	保険金の受取りまでの流れが知りたい	Ⅱ 2 ❷ 事故発生から保険金のお受取りまでの流れ	28
目的9	保険金の支払い例を知りたい	Ⅱ 2 ❺ 保険金のお支払い例	36
保険料について			
目的10	保険料の払込方法や、払込みが遅れた場合について知りたい	Ⅰ 2 ❺ 保険料の払込方法等（保険期間・責任開始日時）	14
目的11	割引制度について知りたい	Ⅰ 2 ❹ 保険料の割引	13
ご契約内容の変更等について			
目的12	契約内容に変更が生じた場合の手続きについて知りたい	Ⅰ 2 8-2 告知義務・通知義務等	15
目的13	補償内容を変更したい		
目的14	解約したい	Ⅰ 3 ❷ 解約されるとき（解約と解約返れい金）	18
目的15	保険証券をなくしてしまった	ご契約の代理店または弊社までご連絡ください 弊社連絡先：「裏表紙」をご参照ください	
目的16	契約を更新する場合の手続きについて知りたい	Ⅰ 2 8-4 しっかり更新サポート（満期を迎えるとき）	15
その他			
目的17	東京海上日動の連絡先を知りたい	〈事故が起こった場合〉⇨東京海上日動安心110番（事故受付センター） Ⅱ 2 ❶ 罹災後の対応（主なもの） 裏表紙 〈その他の場合〉⇨東京海上日動カスタマーセンター 裏表紙	27

もくじ

Ⅰ. ご契約の手引き（重要事項のご説明）

1 トータルアシスト住まいの保険の商品内容 …… 06

1 トータルアシスト住まいの保険（商品のしくみ） …… 06
2 住まいの保険 …… 08
　1. 保険金をお支払いする主な場合 …… 08
　2. 保険金をお支払いしない主な場合 …… 09
　3. 主な特約とその概要 …… 10
3 地震保険 …… 10
　1. 保険金をお支払いする主な場合 …… 10
　2. 保険金をお支払いしない主な場合 …… 10
4 4つのアシスト …… 11

2 ご契約時にご確認いただきたいこと …… 12

1 被保険者（補償を受けられる方） …… 12
2 保険の対象の所在地・物件種別・構造級別 …… 12
3 評価額の算出・支払限度額（保険金額）の設定 …… 13
4 保険料の割引 …… 13
5 保険料の払込方法等（保険期間・責任開始日時） …… 14
6 他の保険契約等がある場合 …… 14
7 補償プランのご確認 …… 14
8-1 保険金をお支払いしない主な場合 …… 14
8-2 告知義務・通知義務等 …… 15
8-3 補償の重複に関するご注意 …… 15
8-4 しっかり更新サポート（満期を迎えるとき） …… 15
9 地震保険に関するご確認 …… 16
10 ご契約のしおり（約款）・保険証券の発行について …… 16
11 個人情報の取扱い …… 16
12 満期返れい金・契約者配当金・解約返れい金について …… 16
13 ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について …… 16
14 団体扱・集団扱でご契約されるお客様へ …… 17
15 その他ご契約時にご注意いただきたいこと …… 17

3 ご契約後にご注意いただきたいこと …… 18

1 クーリングオフしたいとき …… 18
2 解約されるとき（解約と解約返れい金） …… 18
3 事故が起こったとき …… 18
4 保険会社破綻時の取扱い等 …… 19

4 その他ご注意いただきたいこと …… 20

1 警戒宣言発令後の地震保険の取扱いについて …… 20
2 「住まいの保険」の保険期間の中途で地震保険のご契約をご希望される場合 …… 20

Ⅱ. ご契約の手引き（ご契約後にご留意いただきたいこと）

1 保険証券の見方 …… 22

❶ 保険証券の表示内容 …… 22
❷ 地震保険料控除証明書の表示内容 …… 26
　1. 地震保険料控除とは …… 26
　2. 地震保険料控除の対象となるご契約 …… 26
　3. 地震保険料控除証明書のご説明 …… 26

2 事故が起こった場合の連絡方法や留意点 …… 27

❶ 罹災後の対応（主なもの） …… 27
❷ 事故発生から保険金のお受取りまでの流れ …… 28
❸ 住まいの選べるアシストご利用の流れ …… 29
❹ お支払いする保険金の概要一覧 …… 30
❺ 保険金のお支払い例 …… 36
❻ 地震保険の損害の認定基準について …… 38

Ⅲ. 住まいの保険／地震保険の約款

1 約款の構成・見方 …… 42

❶ 約款の構成 …… 42
❷ 約款の見方 …… 43
❸ 解約・中途更新の場合の返れい金の計算方法 …… 44

2 約款のもくじ …… 46

❶ 住まいの保険普通保険約款のもくじ …… 46
❷ 住まいの保険の特約のもくじ …… 48
❸ 地震保険普通保険約款のもくじ …… 50
❹ 地震保険の特約のもくじ …… 51

住まいの保険普通保険約款 …… 52

住まいの保険の特約 …… 79

地震保険普通保険約款 …… 132

地震保険の特約 …… 146

緊急時助かるアシスト利用規約 …… 147

デイリーサポート …… 148

Ⅰ.ご契約の手引き
（重要事項のご説明）

商品のしくみやご契約に関する重要な事項（告知義務や通知義務、補償内容、保険金をお支払いしない主な場合等）をご説明しております。ご契約前、またご契約後においても保険証券のご契約内容とあわせて必ずご一読ください。

1 トータルアシスト住まいの保険の商品内容

1 トータルアシスト住まいの保険（商品のしくみ）

住まいの保険で、
火災や風災等の
災害から守ります。

＋

地震保険で
地震からも守ります。

＋

4つのアシストで、
日常生活もサポート。

＝

つまり、
お住まいを○（マル）ごと
守ることができるのです。

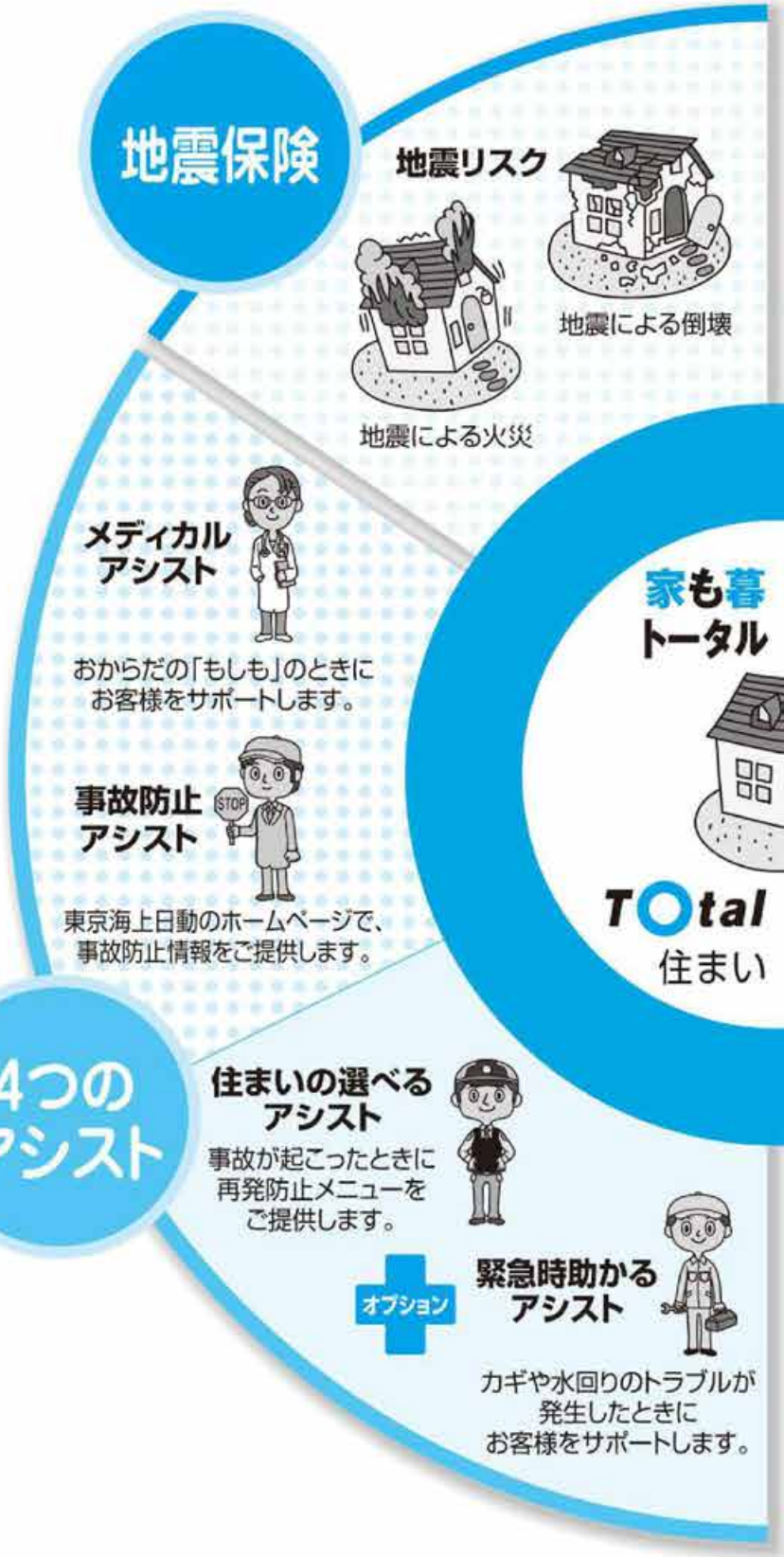

東京海上日動の
モバイルサイトはこちら!
トータルアシスト住まいの保険の
商品内容をご説明しています。

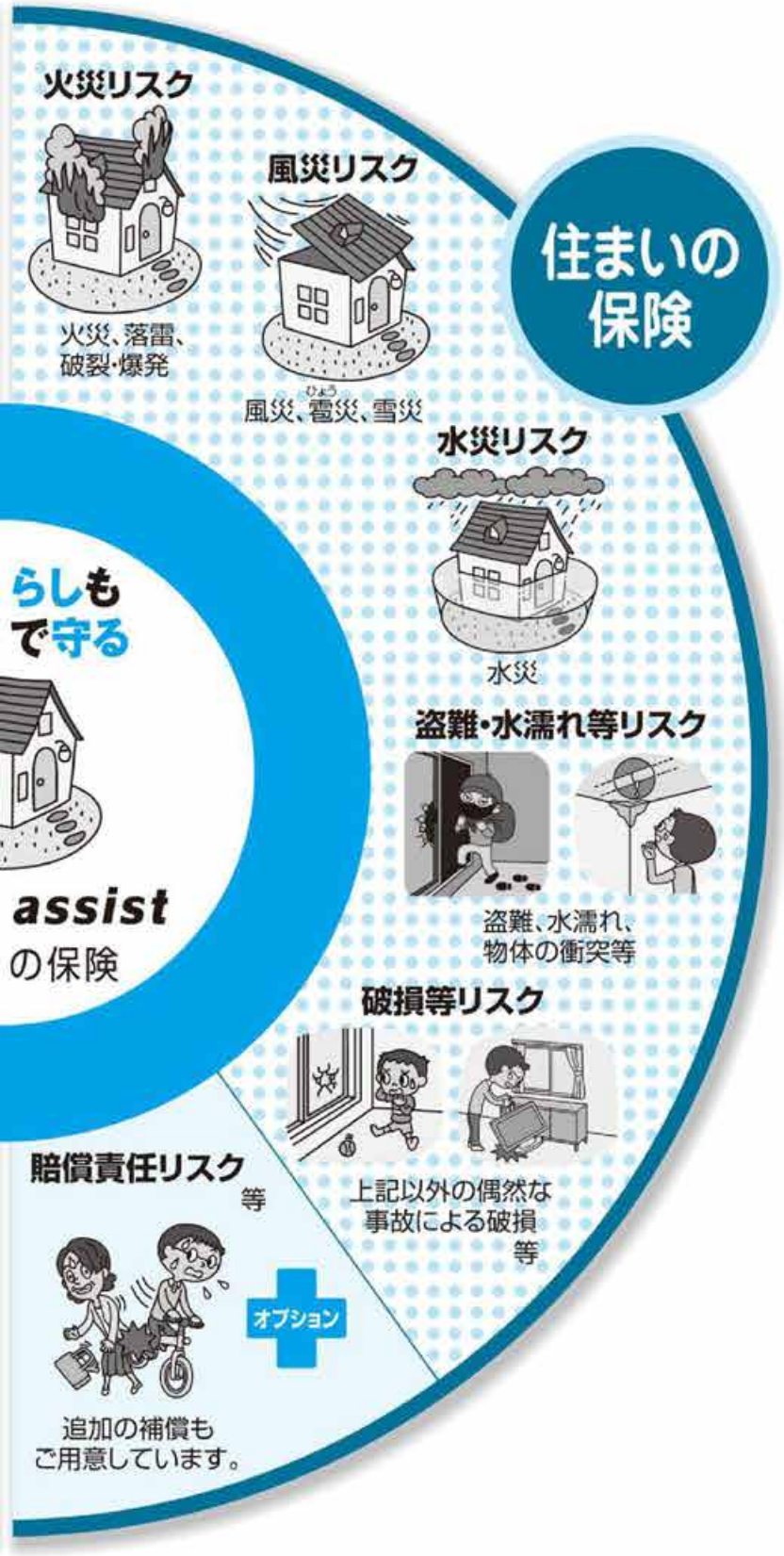

もくじ contents

1 トータルアシスト住まいの保険の商品内容 ▶▶ P.6～11

2 ご契約時にご確認いただきたいこと ▶▶ P.12～17

3 ご契約後にご注意いただきたいこと ▶▶ P.18～19

［マークのご説明］

- 契約概要　ご契約いただく保険の、特に重要な情報です。
- 注意喚起情報　お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報です。
- ☑　申込書等で確認していただきたい項目です。
- 用語解説　用語を解説しています。

住まいの保険

保険の対象をお選びください

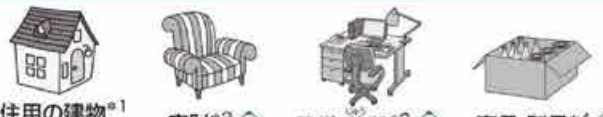

居住用の建物*1・マンション戸室*2　家財*3　設備・什器*3*4　商品・製品*4

*1 門、塀、垣や外灯等の敷地内に所在する屋外設備を含みます。
*2 バルコニー等の専用使用権付共用部分を含みます。
*3 1個または1組あたり30万円を超える宝石や美術品等の高額貴金属等は1事故あたり合計100万円まで補償します。
*4 併用住宅（12ページをご参照ください。）に収容される場合に限ります。

1.保険金をお支払いする主な場合 契約概要

● **損害保険金** 保険の対象に以下の事故が起こったときに損害保険金をお支払いします。

例えば…

おすすめ補償例▶
●：補償します
×：補償しません

				戸建充実タイプ	戸建スタンダードタイプ	マンション向けタイプ
火災リスク	家が燃えてしまった！		**火災、落雷、破裂・爆発**による損害を補償します。	●	●	●
風災リスク	台風で屋根が壊れた！		**風災、雹災、雪災**による損害を補償します。	●	●	●
水災リスク	大雨で家が水びたしに！		**水災**（床上浸水、地盤面より45cmを超える浸水、または損害割合が30%以上の場合）による損害を補償します。	●	●	×
盗難・水濡れ等リスク	泥棒に入られた！ 水濡れが起きた！		**盗難、水濡れ、建物外部からの物体の衝突、労働争議等に伴う破壊行為**等による損害を補償します。	●	●	●
破損等リスク	うっかり窓ガラスを割ってしまった！ うっかりテレビを落としてしまった！		**上記以外の偶然な事故による破損**等の損害を補償します。	●	×	●

ⓘ 実際にご契約いただく補償内容は申込書等でご確認ください。

すべてのリスク共通の免責金額（自己負担額）を、5千円、3万円、5万円からお選びください。

お支払いする保険金は（損害額（修理費）－免責金額（自己負担額））です。（支払限度額（保険金額）を上限とします。）

免責金額（自己負担額）とは… お支払いする保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額をいいます。

用語の解説

- 家　　財：建物内（軒下を含みます。）に収容される、生活用の家具、衣服、その他の生活に必要な動産をいいます。
- 設備・什器：建物内（軒下を含みます。）に収容される、業務用の設備、装置、什器や備品等の動産をいいます。
- 商品・製品：建物内（軒下を含みます。）に収容される、販売用の商品、製品やその原料、材料等の動産をいいます。
- 水 濡 れ：給排水設備に生じた事故による水濡れ、または他の戸室で生じた事故による水濡れをいいます。

●費用保険金　損害保険金以外にも、様々な費用をお支払いします。

例えば…

※Ⓐ～Ⓕの費用の合計額は損害保険金の額を上限とし、損害保険金に加え費用保険金としてお支払いします。（損害保険金をお支払いする場合に限りお支払いします。）

火事で燃えた建物の燃え残りを片づけたい！

Ⓐ残存物取片づけ費用保険金
損害が生じた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用

どうして水濡れが起こったのか、調査しなければならない！

Ⓑ損害原因調査費用保険金
損害が生じた保険の対象を復旧するために必要なその損害の原因の調査費用（Ⓓ修理付帯費用保険金の一部としてお支払い）

強風で物が飛んできて屋根に穴があいた！

Ⓒ仮修理費用保険金
損害が生じた保険の対象の仮修理の費用
（Ⓓ修理付帯費用保険金の一部としてお支払い）

●上記以外にも以下の費用をお支払いします。

Ⓓ修理付帯費用保険金	●損害の範囲を確定するために必要な調査費用（損害範囲確定費用） ●損害が生じた保険の対象を再稼動するための点検や調整に必要な費用（試運転費用） ●損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用（仮設物設置費用） ●損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用（残業勤務・深夜勤務等の費用）
Ⓔ損害拡大防止費用保険金	火災、落雷、破裂・爆発の事故が生じた場合に、損害の発生および拡大の防止のために支出した必要または有益な費用（消火薬剤のつめかえ費用等）
Ⓕ請求権の保全・行使手続費用保険金	他人に損害賠償の請求ができる場合、その請求権の保全または行使に必要な手続きをするための費用
Ⓖ失火見舞費用保険金	建物から発生した火災、破裂・爆発の事故によって、近隣等第三者の所有物に損害が生じたときの第三者への見舞費用。1事故1世帯あたり50万円。ただし、支払限度額（保険金額）の20%までとします。
Ⓗ水道管凍結修理費用保険金	建物の専用水道管が凍結によって損壊を受け、修理したときの修理費用。1事故あたり10万円を限度とします。
Ⓘ地震火災費用保険金	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で、保険の対象（建物・家財）が以下の損害を受けた場合に、支払限度額（保険金額）の5%をお支払いします。ただし、1事故1敷地内あたり300万円を限度とします。 建物：半焼以上（20%以上の損害） 家財：家財を収容する建物が半焼以上（20%以上の損害）または家財が全焼（80%以上の損害）

2.保険金をお支払いしない主な場合

以下の事由によって起こった損害に対しては保険金をお支払いできません。
すべての内容を記載しているものではないため、詳細は住まいの保険普通保険約款や特約の「保険金をお支払いしない場合」をご確認ください。

- ご契約者、被保険者（補償を受けられる方）、またはその同居の親族等の故意もしくは重大な過失または法令違反
- 戦争・内乱その他これらに類似の事変や暴動
- 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失（地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。地震保険のご契約をご検討ください。）
- 損害割合が30%未満であり、かつ「建物の床上浸水」または「地盤面より45cmを超える浸水」に至らない水災
- 給排水設備事故に伴う水濡れ等の損害のうち、給排水設備自体に生じた損害
- 偶然な事故による破損等のうち、次のもの
  - ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることによるもの
  - ・自然の消耗または劣化
  - ・建物の増築・改築や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣
  - ・すり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、落書き等の単なる外観上の損傷や汚損
  - ・電気的または機械的事故（特約により補償できる場合があります。）
  - ・保険の対象の置き忘れや紛失
  - ・液晶ディスプレイ等の画像表示装置のみに生じた損害
  - ・以下の家財や身の回り品に生じた事故
    携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等

家財を保険の対象とする場合でも、以下のものは保険の対象に含まれません。
- ・自動車や船舶等
- ・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等
- ・設備・什器や商品・製品等
- ・動物、植物等の生物
- ・データやプログラム等の無体物等

3.主な特約とその概要 契約概要

オプション

さらに、オプション(追加の補償)もご用意しています。
ご契約の際には、それぞれ支払限度額をお選びいただきます。

	特約(オプション)	補償するリスク	支払限度額(1事故あたり)
賠償責任リスク	個人賠償責任補償特約 持ち家・賃貸住宅にお住まいの方共通	他人にケガ等をさせたり、他人の物を壊したりした場合の法律上の賠償費用を補償します(国内外の事故を補償します。)。 国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。	国内:1億円、無制限*1 国外:1億円
賠償責任リスク	借家人賠償責任補償特約 賃貸住宅にお住まいの方向け	賃貸住宅で火災、破裂・爆発、水濡れ、盗難事故を起こした場合の貸主に対する法律上の賠償費用を補償します。また、法律上の賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約に基づいて借用戸室を修理した費用も補償します。	500万円、1,000万円、1,500万円、2,000万円、3,000万円、5,000万円、1億円
賠償責任リスク	建物管理賠償責任補償特約*1 マンションオーナー向け	建物の管理不備に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の物を壊したりした場合の法律上の賠償費用を補償します。	1,000万円、3,000万円、5,000万円、1億円、3億円、5億円
その他のリスク	臨時費用補償特約	事故*2によって損害保険金が支払われる場合に必要となる様々な臨時費用として、損害保険金の10%をお支払いします。 臨時費用のお支払いの対象となる事故を限定することができます。	保険の対象(建物や家財等)ごとに100万円
その他のリスク	類焼損害補償特約	ご自宅からの出火により、ご近所の住宅や家財が類焼し、類焼先の火災保険で充分に復旧できない場合、法律上の賠償責任が生じないときであっても修復費用の不足分を補償します。	1億円
その他のリスク	携行品特約*3	一時的に持ち出された家財や携行中の家財の損害を補償します。損害額(修理費)から免責金額(自己負担額)5千円を差し引いてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします(国内外の事故を補償します。)。	保険期間を通じて30万円、50万円、100万円

(!) 被保険者(補償を受けられる方)またはそのご家族が、既に他の保険で同種の特約をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご契約にあたっては、特約の補償内容を十分ご確認ください。

*1 保険期間5年以下の場合に限り、ご契約いただけます。 *2 家財等の動産の場合は「通貨等の盗難」および「破損等」による事故を除きます。 *3 保険期間1年の場合に限り、ご契約いただけます。

③ 地震保険

地震保険

保険の対象

居住用の建物・マンション戸室

家財

※地震保険は「専用住宅」「併用住宅」を対象としています。保険期間の途中で建物の用途を専用店舗に変更する等、居住部分がなくなった場合には、保険契約を解除することがあります。

住まいの保険では地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災等の損害については保険金をお支払いしません(地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。)。地震等による損害については、住まいの保険とあわせて地震保険をご契約いただく必要があります。

1.保険金をお支払いする主な場合 契約概要

保険の対象に地震や噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害が起こったときに保険金をお支払いします。お支払いする保険金の額は、損害の程度によって下表のとおりです。

例えば…

地震リスク

地震で家が壊れた!

地震による火災で家が燃えてしまった!

損害の程度*1	お支払いする保険金の額
全損	地震保険保険金額の100%(時価*2が限度)
半損	地震保険保険金額の50%(時価*2の50%が限度)
一部損	地震保険保険金額の5%(時価*2の5%が限度)

*1 認定方法については「地震保険の損害の認定基準について」(P.38~40)をご確認ください。
*2 時価とは、保険の対象と同等のものを再築または新たに購入するために必要な金額から、使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

- 地震保険は住まいの保険とあわせてご契約いただきます(住まいの保険のご契約期間の途中でご契約いただくことも可能です。)。
- お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が5兆5,000億円(平成23年2月現在)を超える場合、算出された支払保険金総額に対する5兆5,000億円の割合によって削減される場合があります。
- 一定の適用条件を満たした場合、保険料の割引があります。13ページをご参照ください。

2.保険金をお支払いしない主な場合 契約概要 注意喚起情報

以下の事由によって起こった損害に対しては保険金をお支払いできません。
すべての内容を記載しているものではないため、詳細は地震保険普通保険約款の「保険金を支払わない場合」をご確認ください。

- 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に起こったもの
- 地震等の際における保険の対象の紛失・盗難　　等

1個または1組あたり30万円を超える宝石や美術品等(高額貴金属等)、設備・什器、商品・製品等は保険の対象となりません。

4つのアシスト

自動セット すべてのご契約で
ご利用いただけるサービスです。

※各補償メニュー・サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。
※「住まいの選べるアシスト特約」は「火災・盗難時再発防止費用補償特約」のペットネームです。

例えば…

事故が起きないように、何か対策したい!

事故防止アシスト

情報サイト「セイフティコンパス」
日常生活を様々な事故・災害からお守りするためのお役立ち情報をご提供します。

防災・防犯情報サイト
「都道府県の危険度マップ」と「まめ知識」をご提供します。

※東京海上日動のホームページを閲覧できる環境においてご提供します。
（ご利用にあたっては、保険証券記載の証券番号とパスワードが必要となります。）

ご利用はこちらまで **http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/**

子どもが急に病気に! どうしよう!

メディカルアシスト

※被保険者（補償を受けられる方）が個人のご契約の場合にご利用いただけます。
※東京海上日動がグループ会社を通じてご提供します。

緊急医療相談
常駐の救急の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内
夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

がん専用相談窓口
がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

予約制専門医相談
様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

転院・患者移送手配
転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続等、一連の手配の一切を承ります。
※実際の転院移送費用はこのサービスの対象外です。

ご利用はこちらまで 24時間365日受付
0120-708-110

オプション 「住まいの選べるアシスト特約」をご契約いただくことによってさらに2つのアシストをご利用いただけます。
（本特約は保険期間5年以下で、盗難・水濡れ等リスクを補償している場合にご契約いただけます。）

事故が起きてしまった! また同じことのないようにしたい

住まいの選べるアシスト

※万が一補償メニューをご利用いただいた後に保険金のお支払対象外となった場合は、ご利用いただいた全額をご返金いただきます。
※ご利用いただいた補償メニューの合計金額と支払限度額との差額を保険金としてお支払いすることはできません。

東京海上日動におまかせください。補償メニューの手配から費用のお支払いまで、サポートデスクが行います。

火災、落雷、破裂・爆発事故または盗難事故に遭われ、住まいの保険の損害保険金が支払われる場合に、以下の再発防止メニューを選択いただけます（1事故につき20万円が限度となります。）。

発生した事故	補償メニュー
火災、落雷、破裂・爆発	●IHクッキングヒーターまたは火災防止機能付ガスコンロの設置 ●ガス台自動消火器の設置 ●据付型手動消火器の設置・投てき用消火器の購入 ●家庭用スプリンクラーの設置 ●避雷器（電気機器への落雷防止機器）の購入
盗難	●ホームセキュリティサービスの提供 ●防犯カギ、防犯ガラス・フィルムの設置 ●再発防止コンサルティングサービスの提供 ●防犯カメラ・センサー装置の設置 ●防犯用砂利の購入
共通（火災、落雷、破裂・爆発または盗難）	●防犯・防火金庫の設置 ●災害常備品の購入・消火フラワーの購入 ●植栽の設置

※お住まいの地域や、やむを得ない事情によって、手配までに日数を要する場合や、手配できない場合があります。

「住まいの選べるアシスト特約」をご契約いただいたお客様は、提携会社による以下の応急処置サービスをご利用いただけます。

緊急時助かるアシスト

ご自身で手配された場合は、対象外となります。

提携会社を通じたサービスであり、離島等、一部地域や、集中豪雨等のやむをえない事情によって、サービスの着手までに時間がかかる場合や、サービスをご提供できない場合があります。

一定のご利用条件があります。詳細は「緊急時助かるアシスト利用規約」（P.147）をご参照ください。

カギのトラブル対応サービス（1年間に1回限度）
カギを紛失した場合またはカギの盗難に遭った場合に、専門会社による緊急開錠を行います。盗難の場合は、カギとシリンダー錠の交換も行います。

※出張料と作業料は無料です。
カギの紛失の場合、カギと錠の交換をご希望される場合の費用はお客様の自己負担となります。

水回りのトラブル対応サービス（1年間に1回限度）
水回りのトラブル（トイレのつまり、台所・浴室・洗面所のパイプのつまり、蛇口・排水パイプ等からの水漏れ等）が発生した場合に、専門会社による応急処置を行います。

※出張料と応急処置作業料は無料です。本修理はお客様の自己負担となります。
※水漏れで生じた汚れには、ハウスクリーニング会社を無料でご紹介します。
ハウスクリーニング費用はお客様の自己負担となります。

ご利用はこちらまで 24時間365日受付 **0120-562-690**

ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

2 ご契約時にご確認いただきたいこと

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、本内容をご契約者から被保険者にご説明ください。

以下の❶～❾については申込書等に記載されている番号と一致しています。申込書等の記載内容と照らし合わせてご確認ください。
ご不明な点や疑問点がありましたら、代理店または東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)までお問い合わせください。
※「保険証券」に関する規定は、保険契約継続証を発行している場合は「保険契約継続証」、Web証券をご選択いただいた場合は弊社ホームページ上の「ご契約内容」と読み替えます。

❶ 被保険者(補償を受けられる方)

申込書①

被保険者(補償を受けられる方)とは、保険の対象の所有者で、事故が発生した場合に保険金をお受け取りいただける方のことです。
共有名義の場合は、すべての所有者をご指定ください。携行品特約や個人賠償責任補償特約等をご契約される場合は、別途被保険者本人をご指定ください。

❷ 保険の対象の所在地・物件種別・構造級別

申込書①

●保険の対象の所在地について

保険の対象となる建物(または家財等を収容する建物)の所在地です。ご契約者住所と異なる場合は必ずご契約者住所とは別にご指定いただきます。

●物件種別(専用住宅・併用住宅)について

専用住宅 住居のみに使用する建物です。 併用住宅 住居として使用するとともに、店舗や事務所等の住居以外の用途にも使用する建物です。用途(事業等の内容)に応じてご契約時に必ず職作業区分を選択していただきます。

※住まいの保険は「専用住宅」「併用住宅」を対象としています。保険期間の途中で建物の用途を専用店舗に変更する等、居住部分がなくなった場合には、住まいの保険をいったん解約していただき、弊社よりご案内する別の保険商品へと切り替えていただく必要があります。その場合、補償内容が住まいの保険と一部異なることがありますので予めご了承ください。

●構造級別について

建物の構造級別は保険料を決定する上で重要な項目です。以下の事項をご確認のうえ、「構造級別判定フローチャート」にしたがって、必ず☑してご確認ください。※保険の対象が「家財」等の動産である場合は動産を収容する建物をいいます。

<構造級別判定のしくみ>

建物の構造級別は「コンクリート造」「鉄骨造」「木造」といった【柱】の種類に着目して判定します。
ただし、「耐火建築物」「準耐火建築物」または「省令準耐火建物」のように建物全体の耐火性が優れている場合は、「木造」であってもこの**建物の性能に応じた【耐火基準】**を優先して構造級別を決定します。

例えば、以下のような場合には「木造」であっても「T構造(耐火構造)」になります。
❶ 建築確認申請書の第4面【耐火建築物】欄に「準耐火建築物」と記載または☑されている。
❷ 施工者から「省令準耐火建物*1」に該当していると言われている。
＊1「省令準耐火建物」は建築確認申請書に記載されませんので、施工者にご確認ください。

【耐火基準】で判定する場合には、建築確認申請書等の建物の耐火性能が判定できる書面か施工者または不動産会社(以下、施工者等といいます。)による証明書をご提出いただく場合があります(住宅のパンフレット等で確認できることもあります。)。
※建物の柱が複数の異なる種類で建築されている場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。

<構造級別判定フローチャート> フローチャートにしたがい☑してください。

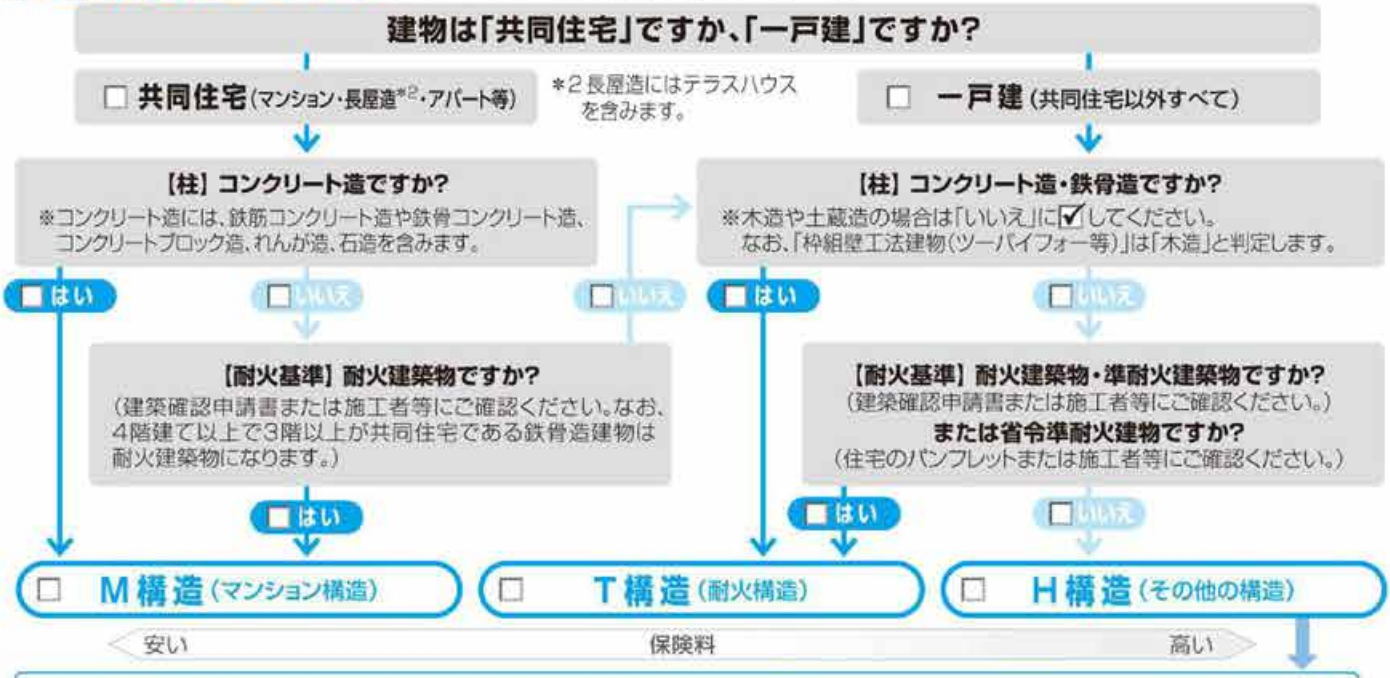

前契約の満期に合わせご契約を更新される場合にのみご確認ください。
上記フローの結果「H構造」と判定された場合で以下のいずれかに該当するときは、ご契約にあたり代理店または弊社までお申出ください。
①【外壁】が「コンクリート(ALC版、押出成形セメント板を含む)造」、「コンクリートブロック造」、「れんが造」または「石造」である建物　②土蔵造建物

(!) 「耐火建築物」「準耐火建築物」または「省令準耐火建物」に該当する場合、【柱】のみで構造を判定した場合と比べて保険料が大幅に安くなる可能性があります。特に【柱】が「木造」の場合、構造級別の判定にあたってはご注意ください。

③ 評価額の算出・支払限度額（保険金額）の設定

契約概要　申込書

住まいの保険 の場合

●建物の評価額の算出方法について

建物の評価額を算出するための基準は「再取得価額」です。

再取得価額 … 保険の対象を、修理、再築・再取得するために必要な額をベースにした評価額です。

建物の評価額の算出方法	
❶年次別指数法	建築年および建築価額が判明している場合に、建築価額に年次別指数を乗じて算出します（建築価額に土地代は含みません。）。
❷新築費単価法	専有面積が判明している場合に、新築費の1平方メートル（m²）単価を面積に乗じて算出します。
❸その他の方法	上記❶❷以外の合理的な算出方法（申込書等の評価方法には"その他"と表示されます。）。

※6年以上の保険期間でご契約いただいた場合には、物価の変動等によって評価額の見直しを行っていただくことがあります。
※門、塀、垣の金額や車庫等の付属建物の金額は評価額に含めます。外灯等の屋外設備の金額や、マンション戸室を保険の対象とする場合の専用使用権付共用部分の金額は評価額に含めません。

●支払限度額（保険金額）の設定について

支払限度額（保険金額）は、万一の事故の際にお受け取りいただける保険金の上限額です。事故が発生した場合に十分な補償が受けられるようお決めください（事故が発生した場合には、設定した支払限度額（保険金額）の範囲内で実際の損害額（修理費）から免責金額（自己負担額）を差し引いてお支払いします。）。

建物	評価額を支払限度額（保険金額）として設定します。*1
家財 設備・什器 商品・製品	ご希望に応じて1口単位で支払限度額（保険金額）を設定します（1口は100万円。5口の場合は500万円。所有されている金額がご不明な場合は🏠をご参照ください。）。*2*3*4

*1 他の保険契約等をご契約されていないかを必ずご確認ください。他の保険契約等と合算した支払限度額（保険金額）が評価額を超える場合は、超えた部分に対する保険料が無駄となる場合があります。
*2 破損等リスクについては、別途1事故あたりの支払限度額（保険金額）を30万円または50万円で設定します。
*3 家財または設備・什器の盗難事故の場合、通貨等は30万円、預貯金証書は500万円が1事故あたりの支払限度額（保険金額）となります。
*4 家財または設備・什器のうち、高額貴金属等の1事故あたりの支払限度額（保険金額）は100万円です。500万円または1,000万円に増額することが可能な場合もございます。ご希望される場合は代理店または弊社までご相談ください。

地震保険 の場合

●保険金額の設定について

建物 家財	建物、家財ごとに、住まいの保険の支払限度額（保険金額）の30%～50%の範囲で地震保険の保険金額をお決めください。ただし、建物は**5,000万円**、家財は**1,000万円**が限度となります。なお、事故が発生した場合には、再取得価額ではなく時価を基準とした額を限度にお支払いします。

※既に他の地震保険契約があり、追加でご契約される場合は、限度額から他の地震保険契約の保険金額の合計額を差し引いた残額が追加契約の限度額となります。詳細は代理店または弊社までお問い合わせください。

④ 保険料の割引

申込書

●地震保険については、保険の対象である建物（保険の対象が家財の場合は、家財を収容する建物をいいます。）が下表の「適用条件」を満たすことが確認できる所定の資料の写（下表に記載しています。）をご提出いただいた場合に、いずれか1つの割引を適用することができます。

割引種類	適用条件	ご提出いただく確認資料*1
建築年割引（10%）	昭和56年6月1日以降に新築された建物であること	公的機関等が発行する適用条件を確認できる書類（「建物登記簿謄本」、「建築確認書」等）
耐震等級割引（等級に応じて10%・20%・30%）	耐震等級*2を有している建物であること	①住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく「建設住宅性能評価書」（未交付の場合は「設計住宅性能評価書」） ②以下の2つの書類（a.のみの場合は耐震等級割引（20%）が適用されます。） a.長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類（「認定通知書」等） b.「耐震等級」・「免震建築物」の確認ができる登録住宅性能評価機関等が発行した書類（「技術的審査適合証」等）
免震建築物割引（30%）	免震建築物*2に該当する建物であること	
耐震診断割引（10%）	耐震診断・耐震改修の結果、改正建築基準法に基づく耐震基準を満たす建物であること	①耐震診断の結果により国土交通省の定める基準（平成18年国土交通省告示第185号）に適合することを地方公共団体等が証明した書類 ②耐震診断・耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書（「耐震基準適合証明書」、「住宅耐震改修証明書」等）

*1 代表的な確認資料となりますので、詳細は代理店または弊社までお問い合わせください。
*2 住宅の品質確保の促進等に関する法律等により定められた「耐震等級」または「免震建築物」をいいます。

●団体扱の場合、住まいの保険に団体扱割引を適用することがあります。

用語解説

家財について、所有されている金額がご不明な場合は、右の表を参考にして支払限度額（保険金額）を設定してください。

<家財の所有金額の目安>　（単位：万円）

区分＼面積	33m²未満	33~66m²未満	66~99m²未満	99~132m²未満	132m²以上
持ち家	560	920	1,160	1,510	1,840
賃貸住宅	340	620	860	1,100	1,360

5 保険料の払込方法等（保険期間・責任開始日時）

●保険料の払込方法について

※ご契約内容により選択いただけない払込方法があります。

主な払込方法	分割払		一時払
	月払	年払	
金融機関での口座振替*2、クレジットカード	○（5%割増）	○	○
コンビニエンスストア・郵便局等での払込取扱票、請求書（銀行等での振込み）	×	×	○

金融機関での口座振替やクレジットカード*1での払込みの場合は、保険料は始期日の属する月の翌月から請求します（保険料振替口座、クレジットカードの確認等の手続きが遅延した場合はこれと異なることがあります。）。

*1 クレジットカードによる払込みの場合、取扱いが異なることがあります。

※住まいの保険の保険期間が6年以上の場合、地震保険は口座振替による保険期間1年の自動継続となります。

※保険期間を問わず、原則として始期日以降は、ご指定いただいた払込方法の変更はできません。
※お勤め先やご所属の団体等を通じて集金する団体扱・集団扱や、ご契約時に直接保険料を払込みいただく方法もあります。

(!) 払い込まれた保険料については、領収証の発行を省略させていただきますので、カード会社利用明細書・払込受領証・振込金受取書・通帳等、お手元の書類でご確認ください。

※ご契約時に直接保険料を払込みいただく方法の場合は、保険期間の開始後であっても、保険料を領収する前に生じた事故に対しては保険金をお支払いできず、ご契約を解除させていただく場合があります。
※月払のご契約の場合、最終回目の分割払保険料は満期日の属する月に請求します。口座振替の場合、振替日が満期日以降となることがあります。

*2・払込期日に保険料の振替ができない場合は、翌月に再度保険料が請求されます。
・弊社に複数のご契約がある場合、ご指定口座には各契約の保険料が合算されて請求されることがあります。預金残高が合算した保険料に満たない場合、いずれのご契約についても保険料の引き落しができませんのでご注意ください。

●保険料の払込みが遅れたとき（払込猶予期間）

保険料は保険証券に記載の払込期日までに払込みください。口座振替の場合は払込期日の翌々月末*3、クレジットカード払、払込取扱票払、請求書払の場合は払込期日の翌月末まで払込みの猶予がありますが、この猶予期限を過ぎても保険料の払込みがないときには、保険金をお支払いできず、ご契約を解除させていただくことがあります。

*3 ご契約者の故意または重大な過失がない場合に限ります。

●保険期間および責任開始日時（保険の補償を開始するとき）について

保険期間は1年から5年の整数年*4で設定してください（6年以上の保険期間をご希望される場合は代理店または弊社までご相談ください。）。弊社の保険責任は、始期日の午後4時（ご契約者からのお申出により、申込書等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まり、満期日の午後4時に終わります。

*4 保険の対象に商品・製品を含む場合は、保険期間は1年に限ります。

6 他の保険契約等がある場合

他の保険契約等とは、この保険契約以外にご契約されている、保険の対象を同一とする保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。他の保険契約等の有無、他の保険契約等がある場合の引受保険会社については、ご契約の際に必ず申込書等に記載してください。

7 補償プランのご確認

ご契約される"補償プラン"について、申込書等に記載されている内容をご確認ください。

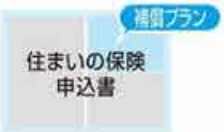

"保険の対象とするもの"、"保険期間"、"支払限度額（保険金額）"、"補償内容"、"特約"等につきましては、申込書等の「補償プラン」の欄に記載されています。ご希望どおりの内容になっているかご確認ください。

●保険料について

保険料は、支払限度額（保険金額）、保険期間、免責金額（自己負担額）、建物の所在地、構造等に応じて異なります。具体的な保険料や、異なる契約条件（保険期間や免責金額等）を選択した場合の保険料の違いにつきましては、代理店または弊社までお問い合わせください。

8-1 保険金をお支払いしない主な場合

住まいの保険は**9**ページ、地震保険は**10**ページの"保険金をお支払いしない主な場合"をご確認ください。

(!) お客様にとって不利益となる事項も掲載しておりますので、詳細は、住まいの保険普通保険約款や地震保険普通保険約款または特約の「保険金をお支払いしない場合（保険金を支払わない場合）」をご確認ください。

払込期日：保険料を払込みいただく期日のことで、保険証券に記載しています。初回保険料（一時払保険料を含みます。）の払込期日は、原則として以下のとおりです。
口座振替による払込みの場合：始期日の属する月の翌月振替日（原則26日）
クレジットカード・払込取扱票・請求書による払込みの場合：始期日の属する月の翌月末

8-2 告知義務・通知義務等

申込書等に★や☆のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項です。

告知義務	申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項です。ご契約時に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください(弊社の代理店には、告知受領権があります。)。
通知義務	申込書等に☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合はご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

※ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になることがあります。なお、この場合には、通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求または返還します。

建物(または家財等を収容する建物)の構造または用途を変更した場合は、通知義務の対象となります。必ずご連絡ください。

なお、通知義務の対象ではありませんが、以下の場合にもご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

- 建物等を譲渡・売却する場合で、保険契約上の権利・義務を併せて譲渡する場合は、あらかじめご連絡ください。
- 建物の増築・改築等によって保険の対象の価額が増加または減少する場合は、あらかじめご連絡ください。
- ご契約者の住所等を変更した場合は、遅滞なくご連絡ください。
- 事故が発生した場合は、直ちにご連絡ください。

ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができないことや、保険金のお支払いに支障をきたすことがあります。

8-3 補償の重複に関するご注意

被保険者(補償を受けられる方)またはそのご家族が既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償範囲が重複することがあります。ニーズに合わせてご契約内容の見直しをご検討ください。なお、補償範囲の重複を避けるためにご契約内容を見直す場合、将来、補償を残したご契約を解約されるとき等、その補償がなくなってしまうことがありますのでご注意ください。

8-4 しっかり更新サポート(満期を迎えるとき)

弊社は、ご契約が満期を迎えるとき、ご契約の更新手続きについて、「早期」に「しっかり」とお客様にご案内します。安心してご契約手続きをしていただくための仕組みが「しっかり更新サポート」です。

しっかり更新サポートの対象契約(保険期間が5年以内の場合は原則自動セット)

ご契約時に、更新特約(「保険契約の更新に関する特約」および「住まいの補償の更新に関する特約」)をご契約されている場合に対象となります。保険証券には「しっかり更新サポート」と表示されます。

サポート内容

しっかり① 更新のご案内	しっかり② 万が一の際の「更新バックアップ」
満期日の2か月前をめどに、封書にて更新のご案内(「更新ガイドブック」)をお送りします。このご案内で、更新後のご契約内容を「しっかり」ご検討いただくことができます。更新のご案内が到着後に、ご契約の代理店または弊社より具体的なお手続き等についてご連絡します。	万が一満期日までにご契約者とご連絡がとれず、ご契約者から更新されない旨のお申出がない場合は、更新特約にもとづき、更新前のご契約と同様*1のご契約内容にてご契約を「しっかり」自動更新(更新バックアップ)します。 *1 建物は、更新時に支払限度額(保険金額)を見直します。その他の内容についても一部変更となる場合があります。

※保険契約の更新に関する特約の適用を希望しない場合(ご契約を更新しない場合等)、満期日までにご契約の代理店または弊社までご連絡ください。その場合、ご契約は更新停止となり自動更新(更新バックアップ)されず、下記「更新後契約における事故発生時の取扱い」の適用はありません(『住まいの保険「自動更新」停止のお知らせ』をお送りします。)。

※更新特約を適用して、ご契約を更新いただいた場合または自動更新(更新バックアップ)された場合には、更新後契約の内容を表示した保険契約継続証を発行します(更新後のご契約の内容によっては、保険契約継続証に代えて、保険証券を発行することがあります。)。

※所定の条件により、ご契約が自動更新(更新バックアップ)されない場合は、あらかじめ弊社よりご連絡します。

更新後契約における事故発生時の取扱い

更新特約を適用した更新後契約において事故が発生した場合、以下の条件をすべて満たすときには、初回保険料が払い込まれたものとして保険金をお支払いします。

(1)保険契約継続証等に初回保険料*2の払込期日の記載があること。
(2)事故の発生の日が初回保険料*2の払込期日以前であること。
(3)事故の発生の日の前日までに到来した更新前契約の払込期日までに払い込むべき保険料の全額が払い込まれていること(更新前契約に保険料払込期日がない場合は、更新前契約の保険料の全額が払い込まれていること。)。

*2 一時払保険料を含みます。

9 地震保険に関するご確認

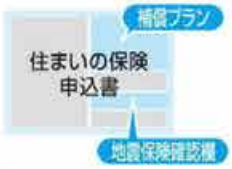

地震保険の"ご加入の有無"、"ご契約内容"、"ご契約の対象が居住用建物または家財(高額貴金属等を除く)であること"等については、申込書等の「補償プラン」の欄に記載されています。ご希望どおりのご契約内容になっているかご確認ください。

(!) 地震保険をご契約いただかないときは、申込書等の「地震保険未加入時のご確認欄(地震保険確認欄)」にご署名(法人の場合はご捺印)が必要です。

10 ご契約のしおり(約款)・保険証券の発行について

「ご契約のしおり(約款)」・「保険証券」の発行方法について、以下のいずれかをご選択ください。

ご契約のしおり(約款)	「Web約款(ご契約のしおり(約款)を弊社ホームページ上で閲覧いただく方法)」または「冊子での送付」
保険証券	「Web証券(保険証券を発行せずにご契約内容を弊社ホームページ上で閲覧いただく方法)＊1」または「書面での発行」

＊1 法人契約や明細型契約等一部のご契約は、「Web証券」をご選択いただけません。書面で保険証券を発行します。
また、質権付契約で「Web証券」をご選択いただいた場合、質権者様へお送りすべき保険証券については書面で発行します。

「Web証券」をご選択いただいたお客様は、弊社ホームページ内の契約者さま専用ページでご契約内容をご確認いただくことになりますので、専用ページのID・パスワードやご契約内容の確認方法等をご案内する「ご契約内容の確認方法のご案内ハガキ＊2」をお送りします。大切に保管してください。

＊2 地震保険をあわせてご契約いただいた場合、ご契約いただいた年に払込みいただいた地震保険料に対する「地震保険料控除証明書」を添付します。

なお、弊社では、地球環境保護のため「Web約款」をご選択いただいたお客様をパートナー(Green Giftパートナー)として、「Green Gift」プロジェクトを推進しています。詳細は弊社ホームページ(http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/)をご参照ください。

※「Web約款」を新規にご選択いただいたお客様は、弊社より契約1件につきマングローブ2本の植林に相当する金額を、植林を行うNGO等に寄付させていただきます。

11 個人情報の取扱い

弊社および東京海上グループ＊1各社は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること

②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の損害保険会社、東京海上グループ内の他の保険会社、社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③弊社と東京海上グループ各社との間または弊社と弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること

④再保険引受会社等における再保険契約の締結、更新・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権、譲渡担保権、所有権留保等の担保権者における担保権の設定・変更・移転等に係る事務手続き、担保権の維持・管理・行使のために、個人情報をその担保権者に提供すること

＊1「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の弊社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社、東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社等や、前記各社の子会社等を含みます。

東京海上グループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、東京海上グループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、弊社(および東京海上グループ各社)における個人情報の取扱いについては、弊社ホームページ(http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/)をご参照ください。

12 満期返れい金・契約者配当金・解約返れい金について

- 満期返れい金・契約者配当金はありません。
- 解約時に解約返れい金をお支払いできる場合があります。

13 ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご契約時にご契約者または被保険者(補償を受けられる方)に詐欺または強迫の行為があった場合は、弊社はご契約を取り消すことができます。
- 以下に該当する事由がある場合は、ご契約は無効になります。
  ・ご契約時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合
- 以下に該当する事由がある場合には、弊社はご契約を解除することができます。
  ・ご契約者や被保険者(補償を受けられる方)が弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
  ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し被保険者(補償を受けられる方)に詐欺の行為があった場合　等

14 団体扱・集団扱でご契約されるお客様へ

団体扱・集団扱でご契約いただけるのは、ご契約者のお勤め先等と弊社の間で「保険料の集金に関する契約書」を交わしている場合で、ご契約者・被保険者（補償を受けられる方）が、それぞれ下表の範囲に該当するときに限られます（団体扱・集団扱のご契約には、団体扱・集団扱特約が自動セットされます。）。

	団体扱・集団扱特約によるご契約が可能な場合	金融機関等融資物件に関する特約（団体扱・集団扱特約用）によるご契約が可能な場合
ご契約者の範囲	❶ 企業や官公署に勤務し、毎月の給与の支払いを受けている方 ❷ 系列会社の社員の方＊1 ❸ 退職者の方＊1 ＊1 系列会社の社員の方や退職者の方も本特約をご契約いただける場合があります。詳細はお取扱い窓口にご確認ください。 ❹ 弊社の承認する団体やその構成員およびこれらに勤務する方（役員・従業員等）	銀行や信用金庫等の金融機関に対して、賦払償還債務（住宅ローン等）を負う債務者の方
被保険者（補償を受けられる方）の範囲	❶ ご契約者 ❷ ご契約者の配偶者（内縁を含みます。以下同じ。） ❸ ご契約者またはその配偶者の同居の親族 ❹ ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族	金融機関の融資の対象である建物およびその建物に収容される家財等の所有者

団体扱・集団扱でご契約の場合、以下の理由により団体扱・集団扱特約が失効することがあります。この場合、残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください（保険期間が2年以上の場合は翌始期応当日までの保険料を一括して払込み後、払込方法を変更していただきます。）。

❶ 退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合 ❷ 脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
❸ 資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
❹ お勤め先等と弊社の間で交わしている「保険料の集金に関する契約書」に定められた保険契約者の人数に不足する場合
❺ 保険料が集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に生じた事故による損害について、その後、弊社が集金事務を委託している集金者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。ただし、保険料を払込みいただけない場合には保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことがありますのでご注意ください。

15 その他ご契約時にご注意いただきたいこと

❶ ご契約手続きから1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までお問い合わせください。
❷ 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。
❸ ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
❹ 損害保険会社等の間では、保険金のお支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故にかかわる保険契約の状況や保険金請求の状況等について確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には用いません。
❺ 質権を設定される場合は、特段のお申出がない限り、ご契約者と質権者との間に保険証券は質権者の保管とするとの合意があったものとして、質権者に保険証券（本紙）を送付します。
❻ 個人契約の場合、地震保険の保険料のみ地震保険料控除の対象となり、住まいの保険の保険料については保険料控除の対象となりません（平成23年2月現在）。
❼ 建物をご契約される場合、住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）等から融資を受けている場合は弊社でのお引受けができないことがあります。
❽ 現在のご契約を満期日を待たずに解約され、新たにご契約されると、以下のように一部不利となる可能性がありますのでご注意ください。
・返還保険料は払込みいただいた保険料の合計金額以下となります。特に、満期日の直前で解約された場合は、返還保険料をお支払いできないことがあります。
・新たにご契約される保険契約は、現在のご契約に比べて補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
❾ ご契約者が死亡された場合は、ご契約者の死亡時の法定相続人にこのご契約の権利および義務が移転します。
❿ 申込書等を代理店または弊社に送付される場合は、ご契約の始期までに到着するよう手配してください。申込書等がご契約の始期までに代理店または弊社に到着しなかった場合は、後日ご契約手続きの経緯を確認させていただくことがあります。

東京海上日動火災保険株式会社
保険の内容に関するご不満・ご要望のお申出はお客様相談センターにて承ります。

0120-071-281
受付時間：平　日 午前9時～午後8時
土・日・祝日 午前9時～午後5時（年末年始を除きます。）

（社）日本損害保険協会
そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）
弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である（社）日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
弊社との間で問題を解決できない場合には、（社）日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、（社）日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（http://www.sonpo.or.jp/）

0570-022808
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日はお休みとさせていただきます。）

3 ご契約後にご注意いただきたいこと

1 クーリングオフしたいとき

クーリングオフとは、ご契約のお申込み後であっても、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解約*1ができる制度のことをいいます。

*1 ご契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。

クーリングオフできる場合

保険期間が1年を超えるご契約が対象です。ご契約者がご契約を申し込まれた日または重要事項説明書を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて**8日以内(消印有効。普通便で可。)**であれば、ご契約のお申込みの撤回または解約(クーリングオフ)を行うことができます。なお、既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、ご契約者がそのことを知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

クーリングオフの方法

上記期間内**(8日以内の消印有効)**に弊社あてに必ず郵便にてご通知ください(右の〈記入例〉をご参照ください。)。**ご契約を申し込まれた代理店では、クーリングオフのお申出を受け付けることはできませんのでご注意ください。**

ご返金について

クーリングオフされた場合には、既に払込みいただいた保険料は、速やかにご契約者にお返しします。また、弊社およびご契約の代理店はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求しません。ただし、ご契約者からのお申出によりご契約を解約される場合は、始期日からご契約の解約日までの期間に相当する保険料を日割で払込みいただくことがあります。

<記入例>

下記の保険契約をクーリングオフします。
申込人住所
氏名 ㊞
電話 自宅 ( )
勤務先 ( )
・申込日：
・保険種類：住まいの保険
・証券番号*2 ：
・ご契約の営業店：
・ご契約の代理店：

郵便はがき
100-0004
東京都千代田区大手町2-6-2
日本ビルヂング13階
東京海上日動
事務アウトソーシング(株)内
東京海上日動火災保険株式会社
クーリングオフ受付係 行

*2 申込書控の右上に記載しております。

クーリングオフできない場合

以下のご契約は、クーリングオフできませんのでご注意ください。

- **保険期間が1年または1年に満たないご契約**(保険契約の更新に関する特約をご契約いただいた場合を含みます。)
- 営業または事業のためのご契約
- 法人または法人でない社団・財団等が締結されたご契約
- 通信による契約申込に関する特約により申し込まれたご契約
- 金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を担保するためのご契約(保険金請求権に質権が設定されたご契約等)

等

2 解約されるとき(解約と解約返れい金)

ご契約を解約される場合は、ご契約の代理店または弊社までご連絡いただき、書面でのお手続きが必要です。

- 契約内容および解約の条件によっては、弊社の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- 返還される保険料があっても、多くの場合払込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。
- ご契約者からのお申出による解約の場合、保険料を解約日以降に請求することがあります。

3 事故が起こったとき

1. 事故が発生した場合には、直ちにご契約の代理店または弊社までご連絡ください。なお、火災事故が発生した場合、身の安全を確保のうえ、消防署への連絡、消火活動、近隣への避難勧告等の初期対応を行ってください。
2. 個人賠償責任や借家人賠償責任等の法律上の損害賠償責任を補償する特約(オプション)をご契約の場合、賠償事故にかかわる示談交渉は必ず弊社とご相談いただきながらおすすめください。
3. 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類をご提出いただく場合があります。
   - 建物登記簿謄本、印鑑証明、住民票等の被保険者(補償を受けられる方)または保険の対象であることを確認するための書類
   - 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
   - 弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
4. 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
5. 保険金を支払うべき損害の額が1回の事故で支払限度額(保険金額)の100%となった場合*1、ご契約は損害発生時に失効します。地震保険においては、損害の認定が全損となり保険金をお支払いした場合、損害発生時に失効します。なお、この規定によりご契約が失効しないかぎり、保険金のお支払いにより支払限度額(保険金額)が減額されることはありません*2。

   *1 保険の対象が建物の場合には「全損時の保険金支払に関する特約」により保険金が支払われたときを含みます。
   *2 携行品特約を除きます。
6. 損害保険金の他に、費用保険金が支払われる場合がありますので、**9**ページの「費用保険金」をご確認ください。

東京海上日動安心110番(事故受付センター)のご連絡先は、P.27の「罹災後の対応(主なもの)」または裏表紙をご参照ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人あるいは「小規模法人*1」、またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%*2まで補償されます。
- 地震保険契約はすべてのご契約が全額補償対象となります。

*1 破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限る)が対象です。
*2 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで補償されます。

ご不明な点等がある場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。
また、詳しい補償内容についてはP.41～の「住まいの保険／地震保険の約款」に記載していますので、ご確認ください。

東京海上日動のホームページのご案内
http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/

東京海上日動のホームページでは、契約者さま専用ページ(ご契約についての各種サービス機能)をご用意しております。左記URLよりアクセスのうえ是非ご利用ください。

4 その他ご注意いただきたいこと

1 警戒宣言発令後の地震保険の取扱いについて

警戒宣言発令後の地震保険の取扱いについて（地震約款第14条（2）→約款P.139）

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、下記の東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象（建物または家財）について、地震保険の新規契約および増額契約はお引受けできません（同一物件・同一被保険者（補償を受けられる方）・保険金額が同額以下の更新契約は除きます。）のでご注意ください。

（参考）東海地震に係る地震防災対策強化地域（平成22年4月1日現在）

都県	市町村
東　京	＜ 村 ＞ 新島、神津島、三宅
神奈川	＜ 市 ＞ 平塚、小田原、茅ヶ崎、秦野、厚木、伊勢原、海老名、南足柄 ＜町村＞ 高座郡＝寒川；中郡＝大磯、二宮；足柄上郡＝中井、大井、松田、山北、開成；足柄下郡＝箱根、真鶴、湯河原
山　梨	＜ 市 ＞ 甲府、富士吉田、都留、山梨、大月、韮崎、南アルプス、北杜、甲斐、笛吹、上野原、甲州、中央 ＜町村＞ 西八代郡＝市川三郷；南巨摩郡＝早川、身延、南部、富士川；中巨摩郡＝昭和；南都留郡＝道志、西桂、忍野、山中湖、鳴沢、富士河口湖
長　野	＜ 市 ＞ 岡谷、飯田、諏訪、伊那、駒ケ根、茅野 ＜町村＞ 諏訪郡＝下諏訪、富士見、原；上伊那郡＝辰野、箕輪、飯島、南箕輪、中川、宮田；下伊那郡＝松川、高森、阿南、阿智、下條、天龍、泰阜、喬木、豊丘、大鹿
岐　阜	＜ 市 ＞ 中津川
静　岡	全域
愛　知	＜ 市 ＞ 名古屋、豊橋、岡崎、半田、豊川、津島、碧南、刈谷、豊田、安城、西尾、蒲郡、常滑、新城、東海、大府、知多、知立、高浜、豊明、日進、田原、愛西、弥富、みよし、あま ＜町村＞ 愛知郡＝東郷、長久手；海部郡＝大治、蟹江、飛島；知多郡＝阿久比、東浦、南知多、美浜、武豊；幡豆郡＝一色、吉良、幡豆；額田郡＝幸田；北設楽郡＝設楽、東栄
三　重	＜ 市 ＞ 伊勢、桑名、尾鷲、鳥羽、熊野、志摩 ＜町村＞ 桑名郡＝木曽岬；度会郡＝大紀、南伊勢；北牟婁郡＝紀北

※地震防災対策強化地域である市町村と強化地域以外の市町村が合併した場合、合併後の市町村（新行政区画）が改めて強化地域として指定されるまでの間は、合併前の市町村区域（旧行政区画）が強化地域の対象となります。

※上記強化地域は、平成22年4月1日付け告示（内閣府告示第16号）に基づくものです。なお、市町村名は平成22年4月1日現在で表記しています。

2 「住まいの保険」の保険期間の中途で地震保険のご契約をご希望される場合

住まいの保険のご契約時に地震保険にご契約されなかった場合でも、住まいの保険の保険期間（ご契約期間）の中途から地震保険にご契約いただくことができます。（ただし、前記1「警戒宣言発令後の地震保険の取扱いについて」の場合を除きます。）ご希望される場合には、ご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

Ⅱ.ご契約の手引き
（ご契約後にご留意いただきたいこと）

保険証券や控除証明書の表示内容、また保険金のお受取りまでの流れ、お支払いする保険金の概要一覧等、ご契約後にご留意いただきたいことをご説明しております。

1 保険証券の見方

1 保険証券の表示内容

保険契約継続証および弊社ホームページ（契約者さま専用ページ）の ご契約内容画面も同様の見方です。

保険証券の表示内容をご確認ください。

万が一お申込み内容と相違がございましたら、直ちにご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

※保険証券等の漢字表記については、旧字体で表示できない場合、新字体で表示しております。誠に恐れ入りますが、旧字体への修正はいたしかねますのでご了承ください。

【保険証券表面】

Total assist 住まいの保険証券

普通保険約款及び特約その他この保険証券に記載したところに従い保険契約を締結し、その証としてこの保険証券を発行します。
なお、保険証券の見方については、「ご契約のしおり（約款）」をご参照ください。

1 保険契約者
〒
住所
氏名

2 証券番号

3 弊社連絡先
東京海上日動カスタマーセンター 0120-058-038
http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/ 受付時間 午前9時～午後6時
代理店／仲立人
または
東京海上日動安心110番 0120-119-110
（事故受付センター） 受付時間 24時間・365日対応

東京都千代田区丸の内1丁目2番1号
東京海上日動火災保険株式会社

電話番号　携帯電話　FAX番号

他の保険契約等

4 保険期間
住まいの保険
地震保険

5 取扱営業店・代理店
営業店　契約者／団体
代理店／仲立人　代理店枝番

6 地震保険の有無
建物　家財

7 補償の対象となる方（被保険者・本人）
保険の対象の所有者

8 建物の詳細（保険の対象となる建物・保険の対象を収容する建物）
☆所在地
☆物件種別　☆職作業
☆耐火基準　☆柱（建物構造）
構造級別　☆建物区分
建物所有形態
建築年月　建物階数　世帯数

9 補償の対象となる物件（保険の対象）
建物付属物

10 保険料のお支払内容
1回分保険料
総払込保険料
払込方法
保険料払込期日　初回払込保険料　第2回目以降払込保険料

11 割引

本書に記載の内容がお申込み内容と相違ないかを必ずご確認いただき、ご不明な点がございましたら代理店または弊社にお問い合わせください。

☆が付された事項は、内容の変更が生じた際に、遅滞なく弊社にご連絡をいただく必要がある事項（通知事項）です。ご連絡がない場合はご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

❶保険契約者

ご契約者の住所・氏名等が表示されます。弊社から連絡させていただく際には、表示先にご連絡いたします。
変更がありましたらご契約の代理店または弊社までご連絡いただきますようお願いいたします。
保険契約者はご契約の当事者であり、保険契約上の様々な権利を有し義務を負います。

❷証券番号

ご契約を特定させていただくための番号です。事故のご連絡やご契約に関するお問い合わせの際には、ご契約の代理店または弊社において、証券番号を確認させていただきます。

❸お問い合わせ先

ご契約に関するお問い合わせ・事故のご連絡の際は、こちらの電話番号までご連絡ください。

❹保険期間

補償の対象となる期間が表示されます。

※住まいの保険の保険期間が6年以上の場合には、地震保険の保険期間は1年間と表示されます。なお、地震保険は以後住まいの保険の保険期間終了まで同一の保険期間で自動的に継続します。
※弊社の保険責任は保険期間の初日(始期日)の午後4時(ご契約者からのお申出により、申込書等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とし、保険証券にはその時刻が表示されます。)に始まり、満期日の午後4時に終わります。

❺取扱営業店・代理店

ご契約を担当させていただいている弊社営業店や代理店が表示されます。
※団体等を通してご契約いただいている際には、ご所属されている団体名も表示されます。

❻地震保険の有無

建物および家財に対する地震保険へのご加入の有無が表示されます。
※設備・什器、商品・製品、高額貴金属等は地震保険の対象とはなりません。

❼補償の対象となる方(被保険者・本人)

補償を受けられる方の範囲を決定するため、主として補償を受けられる方のお名前が表示されます。

保険の対象の所有者	保険の対象を所有されている方のお名前が表示されます。
個人賠償責任の被保険者本人	「個人賠償責任補償特約」をご契約されている場合に、保険の対象の所有者または契約者のいずれかで、保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物にお住まいの方のお名前が表示されます。
建物管理賠償責任の被保険者	「建物管理賠償責任補償特約」をご契約されている場合に、保険の対象である建物を所有または管理する方のいずれかのお名前が表示されます。
借家人賠償責任の被保険者本人	「借家人賠償責任補償特約」をご契約されている場合に、保険の対象の所有者で借用戸室を借用されている方のお名前が表示されます。 ※借用戸室に転貸借契約があるときは転貸人または転借人についても補償を受けられる方として指定することができます。
携行品の被保険者本人	「携行品特約」をご契約されている場合に、保険の対象の所有者または契約者のいずれかで、保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物にお住まいの方のお名前が表示されます。

❽建物の詳細(保険の対象となる建物・保険の対象を収容する建物)

保険の対象または保険の対象を収容する建物の所在地や構造等、建物の詳細が表示されます。

☆が付されている事項(通知事項)に、内容の変更が生じた際には、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

❾補償の対象となる物件(保険の対象)

お客様のご契約における保険の対象が表示されます。

❿保険料のお支払内容

保険料とその払込方法や払込期日が表示されます。保険料を分割して払込みいただく場合は、1回分の保険料や2回目以降の払込期日が表示されます。
※払込方法が一時払の場合には、「第2回目以降の払込期日」はブランクとなります。

⓫割引

ご契約に適用される割引の名称が表示されます。

詳しくはこちら → P.13

【保険証券裏面】

補償内容

証券番号：　　保険約款：
保険期間：

契約者名：

■補償内容の詳細および万一の事故の際にお支払いの対象となる保険金につきましては、「ご契約のしおり（約款）」に掲載の普通保険約款・特約・お支払いする保険金の概要をご確認ください。（弊社ホームページhttp://www.tokiomarine-nichido.co.jp/または冊子をご参照ください。）

⑫

支払限度額（保険金額）	建物	家財	高額貴金属等（家財）
住まいの保険			
地震保険			

⑬

○：補償されます。　×：補償されません。　建物評価方法：年次別指数法　新築費単価法　その他

住まいの保険「補償の内容・事故の種類」		建物	免責金額	ご確認ください
火災	・火災 ・落雷 ・破裂・爆発			
風災	・風災 ・雹災（ひょうさい） ・雪災			
水災	・水災	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ
盗難・水濡れ等	・盗難 ・給排水設備事故の水濡れ等 ・車両または航空機の衝突等 ・建物の外部からの物体の衝突等 ・騒擾（そうじょう）または労働争議等			
破損等	・その他偶然な破損事故等			

⑭

地震保険「補償の内容」		建物	家財	お支払いする保険金
地震	・地震 ・噴火 ・津波	Ⓓ		Ⓔ

⑮

特約			
特約名称	支払限度額・保険金額等	特約名称	支払限度額・保険金額等

⑯

その他の特約等

⑰

アシスト（フリーダイヤルは24時間365日対応）

【○：ご利用いただけます。　×：ご利用いただけません。】

事故防止アシスト	http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/		左記の弊社ホームページで、証券番号とパスワードを入力すると「防災・防犯情報サイト」等をご覧いただけます。パスワード：assist
住まいの選べるアシスト	http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/		火災・盗難により保険金をお支払いする場合、再発防止メニューをご提供します。（IHクッキングヒーターの設置、ホームセキュリティサービスの実施等）
緊急時助かるアシスト	0120-562-690		水回りや鍵のトラブルが発生した場合、提携の専門会社を手配して応急処置を行います。
メディカルアシスト	0120-708-110		お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の緊急医療機関や最寄の医療機関をご案内します。（個人でのご契約の場合にご利用いただけます。）

日々の暮らしをアシスト

暮らしをバックアップする4つのアシスト

「4つのアシスト」は、事故のときだけでなく、日常生活でもお客様をしっかりアシストし、安心をお届けします。

⑫支払限度額（保険金額）

ご契約いただいた保険の対象に保険事故が生じた場合に弊社がお支払いする保険金の支払限度額（保険金額）を表示しています。地震保険にご契約されている場合には、地震保険の保険金額も表示されます。

<建物>

ご契約時における建物の評価額とその評価額に対する建物の支払限度額（保険金額）の割合が表示されます。

<家財、設備・什器、商品・製品>

ご契約いただいた口数（1口あたり100万円）が表示されます。

<高額貴金属等(家財)・高額貴金属等(設備・什器)>

家財や設備・什器をご契約されている場合に、高額貴金属等の支払限度額（保険金額）が表示されます。

※左ページの保険証券の見本は専用住宅でご契約の場合となります。併用住宅でご契約の場合、以下のようになります。

支払限度額（保険金額）	建物	家財	高額貴金属等(家財)	設備・什器	高額貴金属等(設備・什器)	商品・製品
住まいの保険						
地震保険						

⑬住まいの保険「補償の内容・事故の種類」

住まいの保険の補償に関する事項を掲載しています。

Ⓐご契約いただいた保険の対象がタイトルに表示されます。また、それぞれの保険の対象について、補償の対象となる事故については「○」、補償の対象とならない事故については「×」が表示されます。

Ⓑ補償の対象となる事故の際に、ご負担いただく金額（免責金額）が表示されます。

※1事故あたりの損害額（修理費）から、保険証券記載の免責金額を差し引いて保険金をお支払いします。

Ⓒご契約内容において、ご確認いただきたい事項を表示しています。

※家財、設備・什器または商品・製品を保険の対象とされていて、かつ破損等の欄が「○」と表示されている場合には、破損等の事故に対してお支払いする損害保険金に適用される支払限度額が表示されます。（⑫支払限度額（保険金額）で表示される金額とは異なりますのでご注意ください。）

⑭地震保険「補償の内容」

地震保険の補償に関する事項を掲載しています。

Ⓓ建物および家財において、補償する場合は「○」、補償しない場合は「×」で補償の有無が表示されます。

Ⓔ地震保険のご契約の有無に関わらず、補償される場合にお支払いする保険金が表示されます。

詳しくはこちら → P.10

⑮特約

ご契約されている特約の中で、補償に関わる特約や支払限度額のある特約等が表示されます。

※保険証券上の特約名称は、約款での正式名称と異なります。各特約名称の読替えに関してはP.48をご参照ください。

⑯その他の特約等

ご契約されている特約の中で、ご契約方式に関する特約やご契約の更新に関する特約等が表示されます。

※保険証券上の特約名称は、約款での正式名称と異なります。各特約名称の読替えに関してはP.48をご参照ください。

⑰アシスト

各アシストの概要や連絡先が表示されます。

「○」と表示されているアシストをご利用いただけます。

詳しくはこちら → P.11

【明細書が添付されている場合】

1契約で所在地が異なる等の複数の保険の対象をご契約の場合、「住まいの保険証券」に「住まいの保険明細書」が添付されます。

(1)「住まいの保険証券」（1枚目）
「①保険契約者」「②証券番号」「③お問い合わせ先」「④保険期間」「⑤取扱営業店・代理店」および「⑩保険料のお支払内容」等ご契約全体に関わる事項が表示されます。（保険料は、各明細書の合計金額が表示されます。）

(2)「住まいの保険明細書」（2枚目以降）
「⑧建物の詳細」「⑫支払限度額（保険金額）」「⑬住まいの保険「補償の内容・事故の種類」」等
各明細書ごとのご契約内容が表示されます。（保険料は明細ごとの保険料が表示されます。）

❷ 地震保険料控除証明書の表示内容

1.地震保険料控除とは

(1)住まいの保険に地震保険をセットしてご契約いただいた場合、その年*1に払込みいただいた地震保険の保険料について、右表に定める金額がその年のご契約者（保険料負担者）の課税所得から控除されます。これを地震保険料控除といい、その分だけ課税所得が少なくなり、所得税と住民税が軽減されます。

【地震保険料控除の対象額】

払込保険料の合計額	所得から控除できる金額	
	所得税	住民税
5万円以下	払込保険料の合計額	払込保険料の合計額×1/2
5万円超	50,000円	25,000円

(2)ご契約者が「所得控除」を受けるためには、損害保険会社が発行する「地震保険料控除証明書」*2を「給与所得者の保険料控除申告書」(給与所得者の場合）または「確定申告書」(確定申告による納税者の場合）に添付して所轄税務署（給与所得者の場合は勤務先）に提出する必要があります。

＊1 各年の1月から12月までに払込みいただいた保険料がその年の控除の対象となります。 ただし、保険期間が1年を超える一時払契約については、その年に払込みいただいた保険料を保険期間で割った金額が控除の対象となります。

＊2「地震保険料控除証明書」については、下記3．をご確認ください。

2.地震保険料控除の対象となるご契約

(1)地震保険料控除の対象となるご契約は、ご契約者自身またはご契約者と生計を共にする配偶者・その他の親族が所有している住宅（常時居住の用に供する建物）または生活用動産（家財）を保険の対象とした地震保険契約です。実際に居住用の建物として使用されていない建物の場合は、地震保険料控除の対象とはなりません。

(2)事業の用途にも併用している住宅建物（併用住宅）の場合には、払込みいただいた地震保険料を次の算式によって計算した額が控除の対象となります。ただし、居住の用に供している部分が建物全体の総床面積の90%以上の場合には、併用住宅について支払った地震保険料の全額を控除対象額とすることができます。

【併用住宅の場合の算式】

控除対象保険料 ＝ 建物の地震保険料の合計額 × 居住の用に供している部分の床面積 ÷ 建物全体の総床面積

※ただし、所得税の場合は50,000円、住民税の場合は25,000円が限度となります。

3.地震保険料控除証明書のご説明

❶地震保険料控除証明書

●ご契約いただいた年に払込みいただいた地震保険料に対する「地震保険料控除証明書」は、住まいの保険証券に添付されます。

※ご契約時に「Web証券」をご選択いただいたお客様には「保険証券」は発行していませんので、「地震保険料控除証明書」は別途送付いたします。

※団体扱・集団扱特約を付帯した契約（「金融機関等融資物件に関する特約（団体扱・集団扱特約用)」が付帯されたご契約は除きます。）については、保険証券に添付しておりません*3。

＊3 保険料を勤務先の給与からお振替えいただいている場合は弊社が年末にまとめて各団体宛に証明書類を作成する場合がありますので、添付しておりません。（勤務先を既にご退職されている場合につきましては、別途弊社から控除証明書を発行する場合があります。）ご不明な点は弊社までお問い合わせください。

●翌年以降の「地震保険料控除証明書」は、ご契約の内容によりお送りする時期が異なります。

○ご契約の始期月が1月から9月の場合……各始期応当月※

○ご契約の始期月が10月から12月の場合……10月下旬頃

〈控除証明書見本〉

※ご契約内容のお知らせや地震保険継続証（自動継続特約を付帯されている場合）と一緒にお送りします。

(なお、明細つき契約や満期月が属する年に払い込まれた地震保険料につきましては、ご契約の始期月を問わず10月下旬頃にお送りします。)

●紛失等により「地震保険料控除証明書」が再度必要となる場合については、弊社までお問い合わせください。

❷地震保険料

●地震保険の１回分保険料*4*5*6を表示しています。（住まいの保険の保険料は含みません。）

＊4 払込方法が月払の場合は1か月分、年払の場合は1年分、一時払の場合は、保険料を保険期間の年数で割った保険料を表示しています。

＊5 地震保険中途付帯後の地震保険の保険期間が1年を超える場合は、翌始期応当日以降の1回分の地震保険料を表示しています。

＊6 明細つき契約の場合は、すべての明細の合計保険料を表示しています。

❸控除対象保険料

●ご契約いただいた年に払込みいただく地震保険料*7を表示しています。

※月払契約の場合、払込期日を基準にその年の12月までに払込みいただく予定の額を表示しています。

※保険期間が１年を超える一時払契約については、払込みいただいた保険料全額を初年度の控除対象とするのではなく、保険期間の年数で一時払保険料を割った額をその年の控除対象保険料として表示しています。（地震保険を中途でご契約いただいた場合には、異なる場合があります。）

＊7 明細つき契約の場合は、すべての明細の合計控除保険料を表示しています。

2 事故が起こった場合の連絡方法や留意点

1 罹災後の対応(主なもの)

火災

消防署へ連絡・出火届出→(＊1)

消防署の現場調査・事情聴取への協力

消防署へ罹災申告書類の提出・罹災証明書の取付

近隣へのお詫び・お見舞いへの対応

盗難

警察へ連絡・盗難届出→(＊1)

事故共通

損害拡大の防止

現場の保存

東京海上日動または保険証券記載の連絡先に連絡→(＊2)

修理着工の事前承認

損害状況・原因調査への協力

後片付け

電力会社、電話会社、ガス会社、水道局へ連絡

修理、再築の手配

破損

破損物の保管

(＊1)公的機関にご連絡ください。

【消防署へ連絡】

消防・救急 119番

落ち着いて、火災現場の住所、状況、ケガ人の状況等をお伝えください。
※たとえボヤ程度の出火や、初期消火で消し止めた火でも、火災を起こした場合、消防署に知らせることが法律で義務付けられています。

●どこで?　●どんな事故?　●ケガ人の状況は?
以上を伝えたら、指示にしたがってください。

【警察署へ連絡】

警察 110番

盗難にあった場合は、すぐに警察に連絡し被害の状況等を伝え、盗難の届出を行ってください。

●いつ?　●どこで?　●なにを?　●どのような状況か?
以上を伝えたら、指示にしたがってください。

(＊2)東京海上日動にご連絡ください。ご連絡をいただく際には必ず保険証券をお手元にご用意ください。

【東京海上日動または保険証券記載の連絡先に連絡】

事故のご連絡・ご相談は
東京海上日動安心110番(事故受付センター)

事故は 119番 110番
0120-119-110
受付時間:24時間・365日

お電話のほかインターネット(東京海上日動ホームページご参照)からのご連絡も受け付けております。
※耳や言葉の不自由なお客様は、ファックス(裏紙をご参照)からもご連絡いただけます。

【住まいの選べるアシスト特約をご契約の場合】

損害保険金のお支払い確定後、様々な再発防止メニューを記載した「ご利用の手引き」をお届けします。
※火災または盗難事故が起こった場合は、左記の東京海上日動安心110番(事故受付センター)または保険証券記載の連絡先まで至急ご連絡ください。

水回りや鍵トラブルが起こった場合は、こちらのフリーダイヤルまでご連絡ください。
0120-562-690
受付時間:24時間・365日

Q. 焼け跡の後片付けの費用は補償されるの?

A.「住まいの保険」では罹災後、保険の対象の後片付けにかかった費用に対して、「残存物取片づけ費用」をお支払いできる場合がございます。詳しくは住まいの保険普通保険約款をご確認ください。

●消防署および保険会社の現場調査が終わったら、焼け跡等の後片付けに入ります。焼け残った廃材や壁土等は指定された場所以外に捨てることはできません。まず、地元の市町村の清掃局へ相談しましょう。

Q. 近隣への見舞金の費用は補償されるの?

A.「住まいの保険」では類焼させた世帯に対して、「失火見舞費用保険金」をお支払いできる場合がございます。詳しくは住まいの保険普通保険約款をご確認ください。

●隣家へ類焼させた場合はもとより、自分の家だけで火災がおさまっても、近隣には何かとご迷惑をかけているものです。看板等に謝意の文面を書きお詫びしたり、落ち着かれたら正式にお詫びに行かれるのがよいでしょう。

❷ 事故発生から保険金のお受取りまでの流れ

ケガ人の救護、損害拡大の防止
警察、消防、救急への連絡

❶(保険会社へ)事故発生の連絡

❷(保険会社との)打合わせ

❸保険金請求資料の作成・提出

❹保険金請求内容の確認・承認

❺保険金のお受取り

※事案により順番が異なることもあります。

❶事故をご報告いただく際、次のような点をお伺いします。

(1) ご契約者様のお名前
(2) ご契約の保険証券番号
(3) 事故発生の日時
(4) 事故発生の場所
(5) 事故の原因
(6) 事故の状況・損害の程度
(7) 届出官公署名・担当官名
(8) 修理先(業者名称・電話番号)
(9) 隣家等を類焼させた場合は相手方のお名前、事故原因が第三者である場合は求償の可否
(10) 他のお支払いできる保険のご契約の有無
(11) 事故後のご連絡先　等

〈お願い〉 迅速な事故のご連絡をお待ちしております。

お電話のほかインターネット(東京海上日動ホームページをご参照)からのご連絡も受付けております。
※耳や言葉の不自由なお客様は、ファックス(最終頁をご参照)からもご連絡いただけます。

❷事故の発生原因・被害状況を確認いたします。

〈お願い〉 保険金のお支払いに向け、損害状況や事故状況の確認についてご協力をお願いいたします。

損害の確認や原因の確認のため、現場の立会を行う場合がありますのでご了承ください。

❸必要な提出書類を作成いただき、ご提出をお願いいたします。

(下表【保険金請求に必要な書類】ご参照)

〈お願い〉 早期の保険金のお支払いに向け、すみやかに必要書類の提出をお願いいたします。

保険金請求に必要な書類

事故の種類 / 必要書類	火災・風災 水災・破損	盗難	取付先
保険金請求書	◎	◎	
修理見積書	○	○	修理会社
罹災物件写真	○	○	
住民票	○	○	
印鑑証明書	○	○	個人の場合：市町村役場 法人の場合：法務局出張所
建物登記簿謄本	○	○	
保険金直接支払指図書	○	○	質権者
支払先確認書	○	○	
事故届書	○	◎	

◎：必ず必要な書類　○：場合により必要な書類
※上記以外の書類についても、弊社から提出をお願いすることがあります。

❹お支払いする保険金の内容のご確認をお願いいたします。

❺保険金をお支払いいたします。

保険のご契約に質権設定がある場合、保険金をお支払いする際には質権者への確認が必要となりますので、ご了承ください。

③ 住まいの選べるアシストご利用の流れ

住まいの選べるアシスト特約（火災・盗難時再発防止費用補償特約）*1をご契約されている場合に火災、落雷、破裂・爆発事故、盗難事故の後の**再発防止策**をご提供します。事故後の再発防止策としてお好みの補償メニューを選んでいただく新しい仕組みです。

*1 住まいの保険の保険期間が5年以下で、盗難・水濡れ等リスクを補償している場合に、ご契約いただけます。

例えば…
台所で火事を起こしてしまった!

例えば…
留守中に泥棒に入られた!

損害保険金のお支払い確定後、様々な再発防止メニューを記載した「ご利用の手引き」をお届けします

お好きなメニューを選び、「ご利用の手引き」に記載の専用のサポートデスクへご連絡ください

補償メニューの手配から費用のお支払いまで、サポートデスクが行います。

例えば… **IHクッキングヒーターまたは火災防止機能付ガスコンロを選択**

設置会社がご訪問して、**IHクッキングヒーターまたは火災防止機能付ガスコンロを設置**いたします。

例えば… **ホームセキュリティサービスを選択**

警備会社がご訪問して機器を設置、**ホームセキュリティサービスを提供**します。（2年間）

「住まいの選べるアシスト」補償メニュー一覧

火災、落雷、破裂・爆発事故または盗難事故に遭われ、住まいの保険の損害保険金が支払われる場合に、以下の再発防止メニューをご選択いただけます。（1事故につき20万円が限度となります。）

IHクッキングヒーターまたは火災防止機能付ガスコンロの設置 火災・落雷・破裂・爆発	**据付型手動消火器の設置** 火災・落雷・破裂・爆発	●投てき用消火器の購入
ガス台自動消火器の設置 火災・落雷・破裂・爆発	**家庭用スプリンクラーの設置** 火災・落雷・破裂・爆発	**避雷器の購入** 火災・落雷・破裂・爆発
ホームセキュリティサービスの提供 盗難	**防犯カギの設置** 盗難	**防犯ガラス・フィルムの設置** 盗難
再発防止コンサルティングサービスの利用 盗難	**防犯カメラ・センサー装置の設置** 盗難	**防犯用砂利の購入** 盗難
防犯・防火金庫の設置 火災・落雷・破裂・爆発 盗難	**災害常備品の購入** 火災・落雷・破裂・爆発 盗難	●消火フラワーの購入 / **植栽の設置** 火災・落雷・破裂・爆発 盗難

保険金をお支払いしない主な場合	住まいの保険の損害保険金が支払われない場合（損害額が免責金額（自己負担額）以下で損害保険金が支払われない場合も含みます。）

ご利用にあたっての主な注意点

- 万が一補償メニューをご利用いただいた後に保険金のお支払対象外となった場合は、ご利用いただいた全額をご返金いただきます。
- ご利用いただいた補償メニューの合計金額と支払限度額との差額を保険金としてお支払いすることはできません。
- お住まいの地域や、やむをえない事情によって、補償メニューの手配に日数を要する場合や、手配ができない場合があります。
- ご自身で上記に掲げる再発防止費用を支出された場合も、保険金のお支払対象となります。
- 「住まいの選べるアシスト特約」による補償の対象となる再発防止費用は、原則として事故発生の日からその日を含めて180日以内に支出した費用（補償メニューの利用を含みます）に限ります。（1事故について20万円限度）
- 住まいの選べるアシストは弊社が提携会社を通じて手配します。手配後は提携会社とお客様との契約となります。
- 保険金のお支払いが何回あっても支払限度額は減額されず、ご契約は満期まで有効です。

※「住まいの選べるアシスト特約」は「火災・盗難時再発防止費用補償特約」のペットネームです。
※各補償メニュー・サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。
※詳細内容は約款（P.89～）をご確認ください。

4 お支払いする保険金の概要一覧

住まいの保険および地震保険でお支払いの対象となる主な保険金は以下の通りです。保険金をご請求いただく際にはご確認ください。なお、実際のご契約内容によってお支払いの対象となる保険金が異なりますので、お支払いする保険金の額やお支払いする条件等、詳細はご契約の代理店または弊社までお問い合わせいただくか、約款をご確認ください。

※被保険者（補償を受けられる方）の範囲や保険金をお支払いする保険の対象の範囲については、各約款にてご確認ください。

お支払いする保険金		保険証券上の表示	概要（保険金をお支払いしない場合については各約款にてご確認ください。）	お支払いする保険金の額
住まいの保険普通保険約款（P.52～P.78）				
①損害保険金	a. 火災	【補償の内容・事故種類】の建物欄に○が印字されている事故が対象です。	「火災、落雷、破裂・爆発」によって建物に生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。	次の算式により算出した額 損害保険金 ＝ 損害額*1 － 保険証券記載の免責金額 ［1事故について支払限度額（保険金額）限度］ ＊1 損害額は次の算式により算出します。ただし、保険の対象の再取得価額が限度となります。 損害額 ＝ 修理費 － 修理によってもとに戻せない場合はその価額 ※「全損時の保険金支払いに関する特約」が適用される場合には、上記と異なります。
	b. 風災		「風災、雹災、雪災」によって建物に生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。	
	c. 水災		「水災」によって床上浸水または地盤面から45cm超の浸水となる損害を受けた場合もしくは損害割合が30%以上となった場合に、その建物に生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。	
	d. 盗難・水濡れ等		「盗難（保険の対象に生じた盗取、損傷、汚損）」「給排水設備に生じた事故または他の戸室で生じた事故による水濡れ等」「車両または航空機の衝突等」「建物外部からの物体の衝突等」「騒擾または労働争議等」によって建物に生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。	
	e. 破損等		「上記以外の偶然な破損事故等」によって建物に生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。	
②残存物取片づけ費用保険金		証券上の記載はありません。 ※損害保険金が支払われる場合が対象となります。	損害が生じた「保険の対象」の残存物の取片づけに必要な費用をお支払いします。	実費 ［1事故について、②から⑤の費用保険金合計で①の損害保険金に相当する額が限度］
③修理付帯費用保険金			保険の対象に損害が生じた結果、その「保険の対象」の復旧にあたり発生した必要かつ有益な「損害原因調査費用」「損害範囲確定費用」「試運転費用」「仮修理費用」「仮設物設置費用」「残業勤務・深夜勤務などの費用」をお支払いします。	
④損害拡大防止費用保険金			「a. 火災」の事故が生じた場合に、損害の発生および拡大防止のために支出した必要または有益な費用（消火薬剤のつめかえ費用等）をお支払いします。	
⑤請求権の保全・行使手続費用保険金			他人に損害賠償の請求ができる場合に、その請求権の保全または行使に必要な手続きをするための費用をお支払いします。	
⑥失火見舞費用保険金		証券上の記載はありません。	建物から発生した火災、破裂または爆発の事故によって近隣等、第三者の所有物に損害が生じた場合に、第三者への見舞費用をお支払いします。	被災世帯数×50万円 ［1事故について、支払限度額（保険金額）×20%限度］
⑦水道管凍結修理費用保険金			保険証券記載の建物の専用水道管が凍結したことによって損壊し、これを修理した場合に修理費用をお支払いします。	実費 ［1事故について、10万円限度］
⑧地震火災費用保険金			地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、「保険の対象」が以下の損害を受けた場合に、地震火災費用保険金をお支払いします。 建物：半焼以上（20%以上の損害） 家財：家財を収容する建物が半焼以上（20%以上の損害） または家財が全焼（80%以上の損害） 設備・什器、商品・製品： 設備・什器または商品・製品を収容する建物が半焼以上（20%以上の損害）	支払限度額（保険金額）×5% ［1事故1敷地内について、300万円限度］

お支払いする保険金		保険証券上の表示	概要 （保険金をお支払いしない場合については各約款にてご確認ください。）	お支払いする保険金の額
家財補償特約（P.79～P.82）				
損害保険金	〈住まいの保険普通保険約款〉a.～e.	【補償の内容・事故種類】の家財欄に○が印字されている事故が対象です。 【その他の特約等】家財補償特約	家財に対して生じた「住まいの保険普通保険約款」で規定する事故による損害に対して損害保険金をお支払いします。	次の算式により算出した額 損害保険金 ＝ 損害額 － 保険証券記載の免責金額 ※損害額は次の算式により算出します。ただし、保険の対象の再取得価額が限度となります。 損害額 ＝ 修理費 － 残存物がある場合は、その時価額 〈生活用家財の場合〉 ［1事故について、家財支払限度額（保険金額）限度］ 〈高額貴金属等の場合〉 ［1事故について、高額貴金属等（家財）支払限度額（保険金額）限度］ ※ただし、「e. 破損等」の損害に対しては、生活用家財・高額貴金属等共通で「家財破損等支払限度額」が限度となります。
	盗難	【補償の内容・事故種類】の家財の「盗難・水濡れ等」欄に○が印字されている場合が対象です。 【その他の特約等】家財補償特約	上記のほか保険証券記載の建物内収容の生活用の通貨等・預貯金証書に生じた「盗難」による損害に対して損害保険金をお支払いします。	〈通貨等〉 損害額［1事故について、30万円限度］ 〈預貯金証書〉 損害額［1事故について、500万円限度］
設備什器補償特約（P.82～P.86）				
損害保険金	〈住まいの保険普通保険約款〉a.～e.	【補償の内容・事故種類】の設備・什器欄に○が印字されている事故が対象です。 【その他の特約等】設備什器補償特約	業務用設備・什器等に対して生じた「住まいの保険普通保険約款」で規定する事故による損害に対して損害保険金をお支払いします。 なお、「水災」については床上浸水または地盤面から45cm超の浸水を被った結果、業務用設備・什器等が損害を受けた場合に限ります。	次の算式により算出した額 損害保険金 ＝ 損害額 － 保険証券記載の免責金額 ※損害額は次の算式により算出します。ただし、保険の対象の再取得価額が限度となります。 損害額 ＝ 修理費 － 残存物がある場合は、その時価額 〈業務用設備・什器等の場合〉 ［1事故について、設備・什器支払限度額（保険金額）限度］ 〈高額貴金属等の場合〉 ［1事故について、高額貴金属等（設備・什器）支払限度額（保険金額）限度］ ※ただし、「e. 破損等」の損害に対しては、業務用設備・什器等・高額貴金属等共通で「設備・什器破損等支払限度額」が限度となります。
	盗難	【補償の内容・事故種類】の設備・什器の「盗難・水濡れ等」欄に○が印字されている場合が対象です。 【その他の特約等】設備什器補償特約	上記のほか保険証券記載の建物内収容の業務用の通貨等・預貯金証書に生じた「盗難」による損害に対して損害保険金をお支払いします。	〈通貨等〉 損害額［1事故について、30万円限度］ 〈預貯金証書〉 損害額［1事故について、500万円限度］

お支払いする保険金		保険証券上の表示	概要（保険金をお支払いしない場合については各約款にてご確認ください。）	お支払いする保険金の額
商品製品補償特約（P.86～P.87）				
損害保険金	〈住まいの保険普通保険約款〉a.～c.	【補償の内容・事故種類】の商品製品欄に○が印字されている事故が対象です。 【その他の特約等】商品製品補償特約	商品・製品等に対して生じた「住まいの保険普通保険約款」で規定する事故*1による損害に対して損害保険金をお支払いします。 なお、「水災」については床上浸水または地盤面から45cm超の浸水を被った結果、商品・製品等が損害を受けた場合に限ります。 ＊1「d. 盗難・水濡れ等」および「e. 破損等」による損害は、それぞれ「商品製品の盗難・水濡れ等補償特約」「商品製品の破損等補償特約」をご契約いただくことにより補償の対象となります。	次の算式により算出した額 損害保険金 ＝ 損害額 － 保険証券記載の免責金額 ［1事故について、商品・製品支払限度額（保険金額）限度］ ※損害額は次の算式により算出します。ただし、保険の対象の再取得価額が限度となります。 損害額 ＝ 修理費 － 残存物がある場合は、その価額
火災・盗難時再発防止費用補償特約（P.89～P.90）				
火災・盗難時再発防止費用保険金		【その他の特約等】住まいの選べるアシスト特約	「住まいの保険普通保険約款」で規定する「a. 火災」または「盗難」による事故によって「保険の対象」が損害を受け、損害保険金が支払われる場合に、事故の再発防止のために追加で必要となる有益な費用をお支払いします。	実費 ［1事故について、20万円限度］
臨時費用補償特約（P.90）				
臨時費用保険金		【特約】 臨時費用補償特約	「住まいの保険普通保険約款」で規定する事故*2によって「保険の対象」が損害を受け、損害保険金をお支払いする場合に、臨時に生じる費用に対して臨時費用保険金をお支払いします。 ＊2 保険の対象が、「家財」、「業務用設備・什器等」または「商品・製品等」である場合には、「e. 破損等」の事故に対しては臨時費用保険金をお支払いしません。また、通貨等または預貯金証書の「盗難」事故に対しても臨時費用保険金をお支払いしません。	損害保険金×10% ［1事故・保険の対象ごとに100万円限度］
臨時費用保険金の火災のみ補償特約（P.90～P.91）				
臨時費用保険金		【特約】 臨時費用火災のみ補償特約	「住まいの保険普通保険約款」で規定する「a. 火災」の事故によって「保険の対象」が損害を受け、損害保険金をお支払いする場合に、臨時に生じる費用に対して臨時費用保険金をお支払いします。	損害保険金×10% ［1事故・保険の対象ごとに100万円限度］
臨時費用保険金の火災・風災のみ補償特約（P.91）				
臨時費用保険金		【特約】 臨時費用火災・風災のみ補償特約	「住まいの保険普通保険約款」で規定する「a. 火災」「b. 風災」の事故によって「保険の対象」が損害を受け、損害保険金をお支払いする場合に、臨時に生じる費用に対して臨時費用保険金をお支払いします。	損害保険金×10% ［1事故・保険の対象ごとに100万円限度］
臨時費用保険金の火災・風災・盗難・水濡れ等補償特約（P.91）				
臨時費用保険金		【特約】 臨時費用火災風災盗難水濡等特約	「住まいの保険普通保険約款」で規定する「a. 火災」「b. 風災」「d. 盗難・水濡れ等」*3の事故によって「保険の対象」が損害を受け、損害保険金をお支払いする場合に、臨時に生じる費用に対して臨時費用保険金をお支払いします。 ＊3 通貨等または預貯金証書の「盗難」事故に対しては臨時費用保険金をお支払いしません。	損害保険金×10% ［1事故・保険の対象ごとに100万円限度］
類焼損害補償特約（P.91～P.96）				
損害保険金		【特約】 類焼損害補償特約	お住まいから発生した火災、破裂または爆発によって、ご近所の住宅・家財が類焼し、類焼先の火災保険で十分な復旧ができない場合に不足分をお支払いします。（法律上の損害賠償責任の有無は問いません。）	損害額（ただし、損害を受けた住宅・家財に対して他の保険契約がある場合には、他の保険契約で支払われた保険金を差し引いた残額とします。） ［1事故について、保険証券記載の支払限度額限度］

お支払いする保険金		保険証券上の表示	概要 （保険金をお支払いしない場合については各約款にてご確認ください。）	お支払いする保険金の額
建物付属機械設備等電気的・機械的事故補償特約（P.96～P.97）				
損害保険金		【特約】 建物付属電気機械的事故補償特約	建物に付属した機械設備（空調設備、電気設備、給排水設備等）が、電気的または機械的事故によって生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。	住まいの保険普通保険約款で規定する損害保険金の額 ［1事故について、建物の支払限度額（保険金額）限度］
家財の破損等不担保特約（P.97）				
損害保険金	破損等	【補償の内容・事故種類】の家財の「破損等」欄に「×」が印字されている場合が対象です。 【その他の特約等】 家財の破損等不担保特約	「家財の破損等不担保特約」をご契約いただいている場合は、建物の補償で「破損等」を対象としていても、家財について生じた「破損等」による損害に対しては損害保険金をお支払いしません。	——
商品製品の盗難・水濡れ等補償特約（P.97～P.98）				
損害保険金	盗難・ 水濡れ等	【補償の内容・事故種類】の商品製品の「盗難・水濡れ等」欄に○が印字されている場合が対象です。 【その他の特約等】 商品製品の盗難水濡れ等補償特約	商品・製品等に対して生じた「住まいの保険普通保険約款」で規定する「d. 盗難・水濡れ等」の事故による損害に対して、損害保険金をお支払いします。 ※商品・製品等のうち通貨等・預貯金証書については、保険の対象ではないため損害保険金のお支払いの対象となりません。	商品製品補償特約で規定する損害保険金の額 ［1事故について、商品・製品支払限度額（保険金額）限度］
商品製品の破損等補償特約（P.98）				
損害保険金	破損等	【補償の内容・事故種類】の商品・製品の「破損等」欄に○が印字されている場合が対象です。 【その他の特約等】 商品製品の破損等補償特約	商品・製品等に対して生じた「住まいの保険普通保険約款」で規定する「e. 破損等」の事故による損害に対して、損害保険金をお支払いします。	商品製品補償特約で規定する損害保険金の額 ［1事故について、商品・製品破損等支払限度額限度］
全損時の保険金支払いに関する特約（P.99）				
損害保険金		証券上の表示はありません。	保険の対象である「建物」に対して損害保険金が支払われる場合で、かつ「建物」の損害の額が再取得価額の80%以上となった場合に、「建物」の損害保険金に対してこの特約が適用されます。	支払限度額（保険金額）と同額*4 ＊4 建物の支払限度額（保険金額）が再取得価額の1.3倍を超える場合には、再取得価額の1.3倍を限度とします。
携行品特約（P.100～P.103）				
①保険金		【特約】 携行品特約 家族型 または 携行品特約 本人型	日本国内または国外において住宅から一時的に持ち出されたまたは住宅外において携行中もしくは住宅外で取得し、住宅に持ち帰るまでの間に所有する家財に生じた偶然な事故によって生じた損害に対して保険金をお支払いします。	以下の算式により算出した額 保険金 ＝ 損害額 － 保険証券記載の免責金額 ［1事故、保険年度ごとに年間を通じ保険証券記載の保険金額限度］ ※損害額は次の算式により算出します。ただし、保険の対象の時価額が限度となります。 損害額 ＝ 修理費＋②の費用 － 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額
②その他の費用			「損害防止費用」、「請求権の保全または行使に必要な手続きに関する費用」等もお支払いする場合があります。	

お支払いする保険金	保険証券上の表示	概要 （保険金をお支払いしない場合については各約款にてご確認ください。）	お支払いする保険金の額
個人賠償責任補償特約・個人賠償責任補償特約（包括契約用）（P.105～P.110）			
①損害賠償金	【特約】 個人賠償責任補償特約 または 個人賠償責任補償特約（包括用）	日本国内または国外において住宅*1の所有・使用または管理に起因する偶然な事故、日常生活に起因する偶然な事故によって、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物に損害を与えたりして、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、保険金をお支払いします。 ＊1 個人賠償責任補償特約（包括契約用）の場合は、居住用戸室となります。	保険金の額 ＝ 損害賠償責任の額＋②～⑤の費用 － 代位取得するものがある場合は、その価額 － 保険証券記載の免責金額 ［1事故について、保険証券記載の保険金額限度］
②損害防止費用		損害の発生および拡大防止のために必要または有益な費用をお支払いします。	
③請求権の保全、行使手続費用		他人に損害賠償を請求することができる場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために必要な費用をお支払いします。	
④緊急措置費用		損害の発生および拡大防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明したときにおいて、その手段を講じたことによって必要とした費用のうち、次のア．またはイ．に該当する費用をお支払いします。 ア．応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために必要とした費用 イ．あらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用	
⑤その他の費用		「示談交渉費用」「協力義務費用」「争訟費用」または「訴訟の判決による遅延損害金」をお支払いする場合があります。	実費
借家人賠償責任補償特約（P.113～P.116）			
①借家人賠償責任保険金	【特約】 借家人賠償責任補償特約	日本国内において火災、破裂または爆発、盗難、給排水設備の使用・管理に起因する漏水等による水濡れのいずれかの偶然な事故に起因して借用戸室を損壊することにより、被保険者（補償を受けられる方）が借用戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、借家人賠償責任保険金をお支払いします。	借家人賠償責任保険金の額 ＝ 損害賠償責任の額＋②の費用 － 代位取得するものがある場合は、その価額 ［1事故について、保険証券記載の保険金額限度］
②借家人修理費用保険金		日本国内において火災、落雷、破裂または爆発、風災・雹（ひょう）災・雪災、盗難、給排水設備に生じた事故または他の戸室で生じた事故による水濡れ、建物外部からの物体の衝突、騒擾（そうじょう）または労働争議等のいずれかの偶然な事故により、借用戸室に損害が生じた場合において、被保険者（補償を受けられる方）がその貸主との契約に基づき、自己の費用で現実にこれを修理したときに、借家人修理費用保険金をお支払いします。	実費 ［1事故について、保険証券記載の保険金額限度］
③請求権の保全、行使手続費用		他人に損害賠償を請求することができる場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために必要な費用をお支払いします。	①の保険金に含まれます。
④その他の費用		「示談交渉費用」「協力義務費用」「争訟費用」または「訴訟の判決による遅延損害金」をお支払いする場合があります。	実費

お支払いする保険金	保険証券上の表示	概要（保険金をお支払いしない場合については各約款にてご確認ください。）	お支払いする保険金の額
建物管理賠償責任補償特約（P.119～P.122）			
①損害賠償金	【特約】 建物管理賠償責任補償特約	日本国内において被保険者（補償を受けられる方）が所有・使用または管理する施設に起因する偶然な事故、もしくは、所有・使用または管理する施設の賃貸もしくは管理およびこれに付随する業務の遂行に起因する偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物に損害を与えたことによる法律上の損害賠償責任を負う場合に、損害賠償金*2をお支払いします。 *2 訴訟費用または訴訟の判決による遅延損害金を含み、また代位取得するものがあるときはその価額を差し引くものとします。	保険金の額 ＝ 損害賠償金の額 － 保険証券記載の免責金額 ［1事故について、保険証券記載の支払限度額限度］
②損害防止費用		損害の発生および拡大防止のために必要または有益な費用をお支払いします。	実費 ※ただし、①の額が保険証券記載の支払限度額を超える場合は、支払限度額の①の額に対する割合で削減します。
③請求権の保全、行使手続費用		他人に損害賠償を請求することができる場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために必要な費用をお支払いします。	
④その他の費用		「緊急措置費用」「示談交渉費用」「協力義務費用」または「争訟費用」をお支払いする場合があります。	実費

お支払いする保険金	保険証券上の表示	概要（保険金をお支払いしない場合については各約款にてご確認ください。）	お支払いする保険金の額
地震保険普通保険約款（P.132～P.145）			
保険金	【地震保険の有無】 【補償の内容】 保険の対象ごとに「○」が表示されている場合が対象です。	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって、保険の対象である建物または家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。	〈全損〉保険金額×100%［時価限度］ 〈半損〉保険金額×50%［時価の50%限度］ 〈一部損〉保険金額×5%［時価の5%限度］

⑤ 保険金のお支払い例

一般的な事例を表示しております。（詳細に関しましては、約款をご確認ください。）

事例１　台所から火が出て、建物と家財が燃えてしまった。

ご契約内容

〈住まいの保険〉

建物支払限度額（保険金額）	2,500万円
家財支払限度額（保険金額）	1,000万円
免責金額（自己負担額）	3万円
補償	火災、風災、水災、盗難・水濡れ等、破損等
特約	家財補償特約、臨時費用補償特約 火災・盗難時再発防止費用補償特約 （住まいの選べるアシスト特約）

損害額

建物の損害額 1,000万円

家財の損害額 300万円

再発防止のための

IHクッキングヒーターへの交換費用*1 18万円

*1 火災、落雷、破裂・爆発事故または盗難事故により、住まいの保険の損害保険金が支払われる場合にお送りする「住まいの選べるアシストご利用の手引き」のメニュー一覧よりお選びいただけます。

お支払保険金

●建物の損害保険金

1,000万円（建物の損害額）－3万円(免責金額*2)=997万円

●家財の損害保険金

300万円（家財の損害額）－0円(免責金額*2)=300万円

*2 免責金額は保険の対象ごとに適用するのではなく、1契約ごと（明細型の場合は明細ごと）に1回の事故について一括して適用します。

●臨時費用保険金（臨時費用補償特約）

997万円（建物の損害保険金）×10%=99.7万円*3

300万円（家財の損害保険金）×10%=30万円*3

99.7万円+30万円=129.7万円

*3 保険の対象ごとに1回の事故について100万円が限度となります。

●再発防止費用保険金（火災・盗難時再発防止費用補償特約）

18万円*4

*4 1回の事故について20万円が限度となります。

計 997万円+300万円+129.7万円+18万円=1444.7万円

◎その他「残存物取片づけ費用保険金」「失火見舞い費用保険金」等の費用保険金をお支払いする場合があります。
詳細は約款をご確認ください。

事例2　誤って水道管を破損させたことによる水濡れで、自室の家財に濡れ損害が生じた。また階下の住人の布団に損害および建物の床の張替えが必要となり、階下の住人と大家さんに対する、法律上の損害賠償責任が生じた。（借家にお住まいの場合）

ご契約内容

〈住まいの保険〉

家財支払限度額(保険金額)	300万円
免責金額（自己負担額）	3万円
補償	火災、風災、水災、盗難・水濡れ等、破損等
特約	家財補償特約、個人賠償責任補償特約 借家人賠償責任補償特約

損害額

家財の損害額 20万円

階下の住人に対する法律上の損害賠償責任の額

5万円（階下の住人の布団代）

大家さんに対する法律上の損害賠償責任の額

30万円（建物の床の張替え費用）

お支払保険金

●家財の損害保険金

20万円(家財の損害額)－3万円(免責金額)＝17万円

●損害賠償金(個人賠償責任補償特約)=5万円*5

●損害賠償金(借家人賠償責任補償特約)=30万円*5

*5 被保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額は差し引きます。

計 17万円+5万円+30万円=52万円

◎その他「緊急措置費用」「示談交渉費用」等をお支払いする場合があります。
詳細は約款をご確認ください。

事例3　留守中に、錠を壊され、指輪とパソコンが盗まれた。

ご契約内容

〈住まいの保険〉

建物支払限度額(保険金額)	2,500万円
家財支払限度額(保険金額)	500万円
高額貴金属等支払限度額	100万円
免責金額（自己負担額）	3万円
補償	火災、風災、水災、盗難・水濡れ等、破損等
特約	家財補償特約 火災・盗難時再発防止費用補償特約 （住まいの選べるアシスト特約）

損害額

錠の交換費用 2万円

パソコンの損害額 30万円

指輪の損害額 100万円

ホームセキュリティーの導入費用*6 20万円

*6 火災、落雷、破裂・爆発事故または盗難事故により、住まいの保険の損害保険金が支払われる場合にお送りする「住まいの選べるアシストご利用の手引き」のメニュー一覧よりお選びいただけます。

お支払保険金

●建物の損害保険金

2万円（錠の交換費用）−3万円（免責金額*7）=−1万円<0円

●家財の損害保険金

30万円（パソコンの損害額）−1万円（免責金額*7）=29万円

●高額貴金属等の損害保険金

100万円（指輪の損害額）−0万円（免責金額*7）=100万円

*7 建物では免責金額2万円が適用されたことになります。
免責金額は保険の対象ごとに適用するのではなく、1契約ごと（明細型の場合は明細ごと）に1回の事故について一括して適用します。

●再発防止費用保険金

20万円*8

*8 1回の事故について20万円が限度となります。

計 29万円+100万円+20万円=149万円

◎その他費用保険金をお支払いする場合があります。
詳細は約款をご確認ください。

事例4　地震で建物の一部分が倒壊してしまった。

ご契約内容

〈住まいの保険〉

建物支払限度額(保険金額)	2,500万円

〈地震保険〉

保険金額	1,250万円

損害認定

損害認定　半損（建物の時価の20%以上50%未満の損害）

※地震保険にご契約でないと地震保険金をお支払いしません。

※地震による損害の場合、一部損、半損、全損の認定を行い、保険金のお支払額が決まります。
上記の損害に至らない場合、保険金をお支払いしません。
損害の認定基準についてはP.38〜をご確認ください。

お支払保険金

●地震保険の保険金

1,250万円（地震保険金額）×50%=625万円*9

*9 建物の時価額の50%が限度となります。

計 625万円

◎地震等を原因とする火災で損害が生じた場合は、地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。詳細は約款をご確認ください。

上記は弊社が作成した事故例であり、過去に実際に発生した事故ではありません。

⑥ 地震保険の損害の認定基準について

「全損」「半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」にしたがって、次のとおり行います。

1.建物の「全損」「半損」「一部損」

認定の基準（①②または③）			
損害の程度	①主要構造部*1（軸組、基礎、屋根、外壁等）の損害額	②焼失または流失した床面積	③床上浸水
全　損*2	建物の時価の50%以上	建物の延床面積の70%以上	—
半　損	建物の時価の20%以上50%未満	建物の延床面積の20%以上70%未満	—
一部損	建物の時価の３%以上20%未満	—	建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で当該建物が全損・半損・一部損に至らないとき

＊１地震保険でいう「主要構造部」とは、建築基準法施行令第１条第３号に掲げる構造耐力上主要な部分をいい、損害調査においては、建物の機能を確保する部位で、損害が外観上発生することが多い箇所を着目点としています。

＊２地震等を原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能（一時的な場合を除きます。）となったときは、全損とみなします。

【建物の損害程度の認定方法】

（1）木造建物

在来軸組工法の場合は「軸組（小屋組、内壁を含みます。）、基礎、屋根、外壁」、枠組壁工法の場合は「外壁、内壁（床組を含みます。）、基礎、屋根」に着目して被害程度を調査し、工法ごとの損害認定基準表（在来軸組工法：表１-１、枠組壁工法：表１-２を参照願います。）から損害割合を求め、それらを合算し、全損、半損、一部損の認定を行います。より詳細な調査を要する場合には、第二次査定を実施することがあります。

（2）非木造建物

建物全体の沈下または傾斜の程度を調査し、沈下・傾斜による損害認定基準表（鉄筋コンクリート造：表２-１、鉄骨造：表２-３を参照願います。）から沈下・傾斜の損害割合を求めます。この損害割合が50%以上の場合は、その建物を全損と認定します。

沈下・傾斜がない場合や沈下・傾斜の損害割合が50%に達しない場合には、構造ごとに定めた着目点の被害程度を調査し、部分的被害による損害認定基準表（鉄筋コンクリート造：表２-２、鉄骨造：表２-４を参照願います。）から部分的被害の損害割合を求めます。沈下・傾斜による損害割合と部分的被害の損害割合を合算し、全損、半損、一部損の認定を行います。

2.家財の「全損」「半損」「一部損」

損害の程度	認定の基準
全　損	家財の損害額が家財の時価の80%以上
半　損	家財の損害額が家財の時価の30%以上80%未満
一部損	家財の損害額が家財の時価の10%以上30%未満

【家財の損害程度の認定方法】

個々の家財の損傷状況によらず、家財を大きく５つ（①食器陶器類②電気器具類③家具類④身回品その他⑤衣類寝具類）に分類し、その中で一般的に所有されていると考えられる品目の損傷状況から、家財全体の損害割合を算出し、全損・半損・一部損の認定を行います。

※区分所有建物（分譲マンション等）の損害割合の取扱い

①建物：１棟建物全体で損害認定し、専有部分の損害割合が１棟建物全体より大きい場合には、個別に認定します。
②家財：家財全体についてこれを収容する各専有部分ごとに行います。

【地震保険損害認定基準表(抜粋)】

(表1-1)木造建物　在来軸組工法損害認定基準表

被害の程度(物理的損傷割合)			損害割合(%) 平家建	損害割合(%) 2階建	損害割合(%) 3階建	物理的損傷割合の求め方
主要構造部	軸組	①3%以下	7	8	8	損傷柱本数 / 全柱本数
		②～⑧略	12～41	13～45	14～46	
		⑨40%を超える場合	全損とします			
	基礎	①5%以下	3	2	3	損傷布コンクリート長さ / 外周布コンクリート長さ
		②～⑤略	5～11	4～11	5～12	
		⑥50%を超える場合	全損とします			
	屋根	①10%以下	2	1	1	屋根の葺替え面積 / 全屋根面積
		②～④略	4～8	2～4	1～3	
		⑤50%を超える場合	10	5	3	
	外壁	①10%以下	2	2	2	損傷外壁面積 / 全外壁面積
		②～⑤略	3～10	5～15	5～15	
		⑥70%を超える場合	13	20	20	

※建物の基礎全体が1/20(約3°)以上傾斜している場合は、建物全損と認定します。
※傾斜が1/20(約3°)以上ある柱の本数が建物全体の柱の本数の40%を超える場合は、建物全損と認定します。
※沈下している柱の本数が建物全体の柱の本数の40%を超える場合は、建物全損と認定します。

(表1-2)枠組壁工法損害認定基準表

被害の程度(物理的損傷割合)			損害割合(%)	物理的損傷割合の求め方
主要構造部	外壁	①3%以下	2	1階の損傷外壁水平長さ / 1階の外周延べ長さ
		②～⑥略	4～39	
		⑦25%を超える場合	全損	
	内壁	①3%以下	3	1階の入隅損傷箇所合計×0.5 / 1階の入隅全箇所数
		②～④略	5～35	
		⑤15%を超える場合	全損	
	基礎	①3%以下	1	損傷布コンクリート長さ / 外周布コンクリート長さ
		②～⑦略	2～10	
		⑧35%を超える場合	全損	
	屋根	①3%以下	1	屋根の葺替え面積 / 全屋根面積
		②～⑧略	2～9	
		⑨55%を超える場合	10	

※建物の基礎全体が1/20(約3°)以上傾斜している場合は、建物全損と認定します。

(表2-1)非木造建物　鉄筋コンクリート造　沈下・傾斜による損害認定基準表

被害の程度			損害割合(%)
建物全体の被害	最大沈下量(沈下とは、建物が地表面より沈み込むもの)	①5cmを超え、10cm以下	3
		②～⑩略	5～45
		⑪100cmを超える場合	全損
	傾斜(傾斜とは、沈下を伴う傾斜)	①0.2/100(約0.1°)を超え、0.3/100(約0.2°)以下	3
		②～⑦略	5～40
		⑧2.1/100(約1.2°)を超える場合	全損

(表2-2)非木造建物　鉄筋コンクリート造　部分的被害による損害認定基準表

被害の程度		被害の程度(物理的損傷割合)	損害割合(%)
Ⅰ	近寄らないと見えにくい程度のひび割れがある	①10%以下	0.5
		②～⑤略	1～4
		⑥50%を超える場合	5
Ⅱ	肉眼ではっきり見える程度のひび割れがある	①5%以下	0.5
		②～⑩略	1～11
		⑪50%を超える場合	13
Ⅲ	部分的にコンクリートが潰れたり、鉄筋・接合鉄筋・接合鋼板が見える程度のひび割れがある	①3%以下	2
		②～⑪略	3～25
		⑫50%を超える場合	30
Ⅳ	大きなひび割れやコンクリートの潰れが広い範囲に生じ、手で突くとコンクリートが落下し、鉄筋・接合鉄筋・接合鋼板が部分的または全部見えるような破壊がある。 鉄筋の曲り、破断、脱落、座屈がある	①3%以下	3
		②～⑪略	5～45
		⑫50%を超える場合	全損

※すべての構造について損傷の最も大きい階に着目します。(ただし、最上階は除く。)

※壁式構造、壁式プレキャスト構造、中高層壁式ラーメン構造については、建物の長辺方向、短辺方向のうち損傷の大きい方向がわかる場合には、損傷の大きい方向に着目し、物理的損傷割合の調査を行います。

※ラーメン構造、壁式構造、壁式プレキャスト構造、中高層壁式ラーメン構造についてそれぞれ以下の着目点における物理的損傷割合を調査し、認定基準表から損害割合を求め、最も大きいものを部分的被害の損害割合とします。それに建物の沈下・傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。
ラーメン構造：柱(柱はり接合部を含む)、はり
壁式構造：外部耐力壁、外部壁ばり
壁式プレキャスト構造：外部耐力壁、外部壁ばり、プレキャスト鉛直接合部、プレキャスト水平接合部
中高層壁式ラーメン構造：長辺方向は、柱(柱はり接合部を含む)、はり、短辺方向は外部耐力壁、外部壁ばり

(表2-3)非木造建物　鉄骨造　沈下・傾斜による損害認定基準表

被害の程度			損害割合(%)
建物全体の被害	最大沈下量(沈下とは、建物が地表面より沈み込むもの)	①10cmを超え、15cm以下	3
		②～⑤略	10～40
		⑥40cmを超える場合	全損
	傾斜(傾斜とは、沈下を伴う傾斜)	①0.4/100(約0.2°)を超え、0.5/100(約0.3°)以下	3
		②～⑤略	10～40
		⑥3.0/100(約1.7°)を超える場合	全損

(表2-4)非木造建物　鉄骨造　部分的被害による損害認定基準表

被害の程度		被害の程度(物理的損傷割合)	損害割合(%)
Ⅰ	建具に建付不良がみられる 外壁および目地にわずかなひび割れ、わずかな不陸がある	①10%以下	1
		②～④略	2～4
		⑤50%を超える場合	5
Ⅱ	建具に開閉困難がみられる 外壁の目地ずれ、ひび割れがある	①5%以下	1
		②～⑨略	2～12
		⑩50%を超える場合	15
Ⅲ	建具の開閉不能、全面破壊がある 外壁に大きなひび割れや剥離、浮きだし、目地や隅角部に破壊がある	①3%以下	2
		②～⑩略	3～23
		⑪50%を超える場合	25
Ⅳ	外壁の面外への著しいはらみ出し、剥落、破壊、崩落がある	①3%以下	3
		②～⑨略	5～45
		⑩50%を超える場合	全損

※建物のすべての階に着目します。

※開口部(窓・出入口)および外壁の物理的損傷割合を調査し、損害認定基準表から損害割合を求め、最も大きい損害割合を部分的被害の損害割合とします。それに建物の沈下・傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。

※ピロティ方式の建物の場合、ピロティ部分には、開口部(窓・出入口)、外壁がないので、ピロティの柱に着目します。柱の傾斜を調査し、その最大傾斜から「沈下・傾斜による損害認定基準表」により損害割合を算出したうえ、建物延床面積に対するピロティ部分の床面積の割合を乗じ、ピロティ部分の損害割合を求めます。ピロティ部分以外については、建物の開口部(窓・出入口)および外壁のうちいずれか大きい損害割合に建物延床面積に対するピロティ部分以外の床面積の割合を乗じ、ピロティ部分以外の損害割合を算出します。ピロティ部分の損害割合とピロティ部分以外の損害割合を合算し、部分的被害の損害割合を求めます。それに建物全体の沈下または傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。

Ⅲ.住まいの保険／地震保険の約款

ご契約内容を定めた普通保険約款や特約を掲載しております。また、約款の見方等についてもご説明しております。ご契約の手引きとあわせてご一読いただき、ご契約内容をご確認くださいますようお願いいたします。

1 約款の構成・見方

約款とは、ご契約者・被保険者（補償を受けられる方）等と保険会社それぞれの権利・義務等、保険契約の内容を定めたもので、「普通保険約款」と「特約」から構成されています。

1 約款の構成

トータルアシスト住まいの保険の約款の構成は下図の通りです。

1. 住まいの保険普通保険約款

（1）用語の説明

【用語の定義】

（2）基本的な補償

第１章　住まい条項

（3）ご契約の手続き、保険料の払込方法等のとりきめ

第２章　基本条項

- 第１節　契約手続および保険契約者等の義務
- 第２節　保険料の払込み
- 第３節　事故発生時等の手続
- 第４節　保険金請求手続
- 第５節　保険契約の取消し、無効、失効または解除
- 第６節　保険料の返還、追加または変更
- 第７節　その他事項

＋

2. 住まいの保険の特約

住まいの保険普通保険約款に定められた補償内容等を変更・追加・削除するもので次の２種類があります。

①ご契約内容により自動セットされる特約（自動セット特約）

（例）住まいの補償の更新に関する特約・区分所有建物に関する特約（専有部分用）　等

②お申出により任意にご契約いただくことができる特約（オプション）

（例）臨時費用補償特約・携行品特約・質権設定禁止に関する特約・法人等契約の被保険者に関する特約　等

3. 地震保険普通保険約款

（1）用語の説明

第１章　用語の定義条項

（2）基本的な補償

第２章　補償条項

（3）ご契約の手続き、保険料の返還方法等のとりきめ

第３章　基本条項

（4）住まいの保険に付帯される場合の特則

※地震保険普通保険約款の基本条項の一部の規定（払込方法、保険料の返還・請求等）を住まいの保険普通保険約款に揃えるものとなります。

4. 地震保険の特約

住まいの保険の保険期間が６年以上の場合には「自動継続特約（地震保険・住まいの保険用）」が自動セットされます。

その他、住まいの保険と共通で適用される特約があります。

地震保険に付帯される特約の種類については、P.51でご確認ください。

普通保険約款とは

基本的な補償内容等を定めるものをいいます。特約をあわせてご契約することで、普通保険約款に定められた補償内容等を変更・追加・削除することができます。

特約とは

普通保険約款に定められた補償内容等を変更・追加・削除するものをいいます。

② 約款の見方

約款をご覧いただくにあたって

①

約款の文中で**太字・下線で表示されている用語**＊1については、普通保険約款の【用語の定義】で定義しています。詳しくは、普通保険約款P.52をご参照ください。

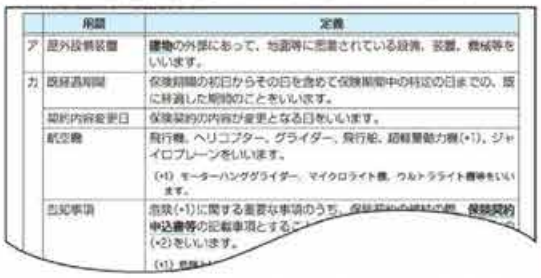

	用語	定義
ア	屋外設備装置	建物の外部において、地面等に固着されている設備、装置、機械等をいいます。
カ	既経過期間	保険期間の初日からその日を含めて保険期間中の特定の日までの、既に経過した期間のことをいいます。
	契約内容変更日	保険契約の内容が変更となる日をいいます。
	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機(*1)、ジャイロプレーンをいいます。 (*1) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。
	告知事項	告知(*1)に関する重要な事項のうち、保険契約申込書等の記載事項とするこ (*2)をいいます。 (*1) 告知

＊1 原則として、各条において最初に出てきたものを太字・下線で表示しています。

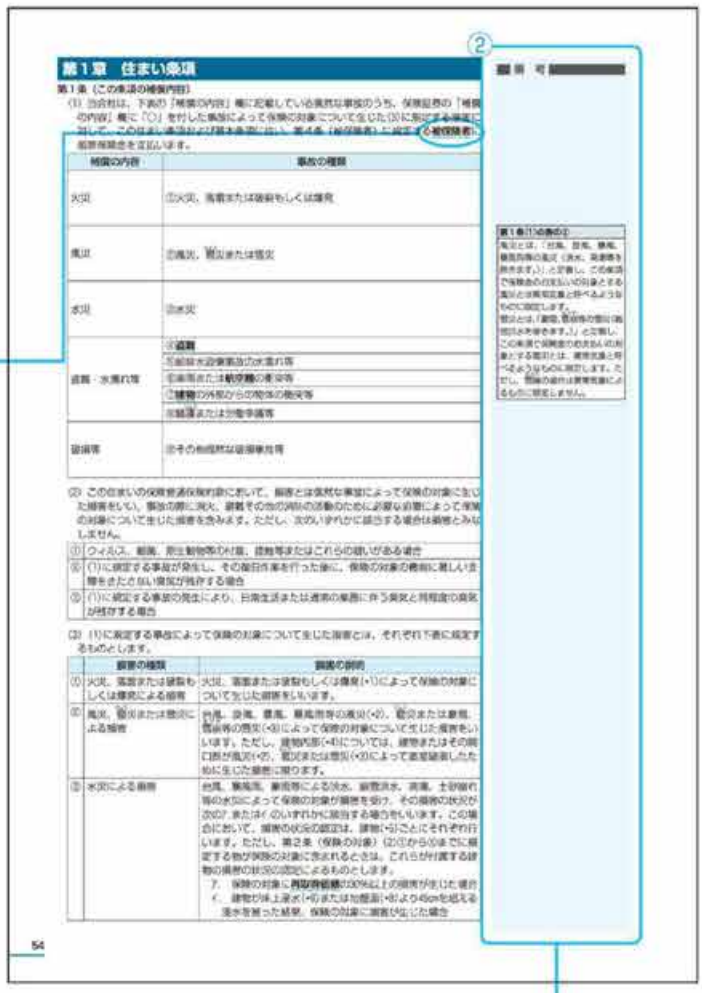

第1章 住まい関係

第1条（この条項の補償内容）

(1) 当会社は、下表の「補償の内容」欄に記載している偶然な事故のうち、保険証券の「補償の内容」欄に「○」を付した事故によって保険の対象について生じた(3)に規定する事故に対して、この住まい条項および基本条項に従い、第4条（被保険者）に規定する被保険者に損害保険金を支払います。

補償の内容	事故の種類
火災	①火災、落雷または爆発もしくは爆発
風災	②風災、雹災または雪災
水災	③水災
盗難・水濡れ等	④盗難 ⑤給排水設備事故などの水濡れ等 ⑥車両または航空機の衝突等 ⑦建物の外部からの物体の飛来等 ⑧騒擾または労働争議等
破損等	⑨その他偶然な破損事故等

(2) この住まいの保険普通保険約款において、損害とは偶然な事故によって保険の対象に生じた損害をいい、事故の際に消火、避難その他同様の活動のために必要な必要によって保険の対象について生じた損害を含みます。ただし、次のいずれかに該当する場合は損害とみなしません。

①	ウィルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはこれらの疑いがある場合
②	(1)に規定する事故が発生し、その復旧作業を行った後に、保険の対象の機能に著しい支障をきたさない損傷が残存する場合
③	(1)に規定する事故の発生により、日常生活または通常の業務に伴う異常と同程度の異常が残存する場合

(3) (1)に規定する事故によって保険の対象について生じた損害とは、それぞれ下表に規定するものとします。

	損害の種類	損害の説明
①	火災、落雷または爆発もしくは爆発による損害	火災、落雷または爆発もしくは爆発(*1)によって保険の対象について生じた損害をいいます。
②	風災、雹災または雪災による損害	台風、突風、暴風、暴風雨等の風災(*2)、雹災または雹嵐、雪崩等の雪災(*3)によって保険の対象について生じた損害をいいます。ただし、建物内部(*4)については、建物またはその開口部が風災(*2)、雹災または雪災(*3)によって直接破壊されたために生じた損害に限ります。
③	水災による損害	台風、暴風雨、豪雨等による洪水、高潮、土砂崩れ等の水災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のア、またはイ、のいずれかに該当する場合もいます。この場合において、損害の状況の認定は、建物(*5)ごとにそれぞれ行います。ただし、第2条（保険の対象）(2)①から⑨までに規定する物が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。 ア、保険の対象に再取得価額の30%以上の損害が生じた場合 イ、建物が床上浸水(*6)または地盤面(*6)より45cmを超える浸水を受けた結果、保険の対象に損害が生じた場合

54

②

普通保険約款・特約の各ページの欄外で、そのページに記載した内容について補足・解説しています。約款の記載とあわせてご確認ください。

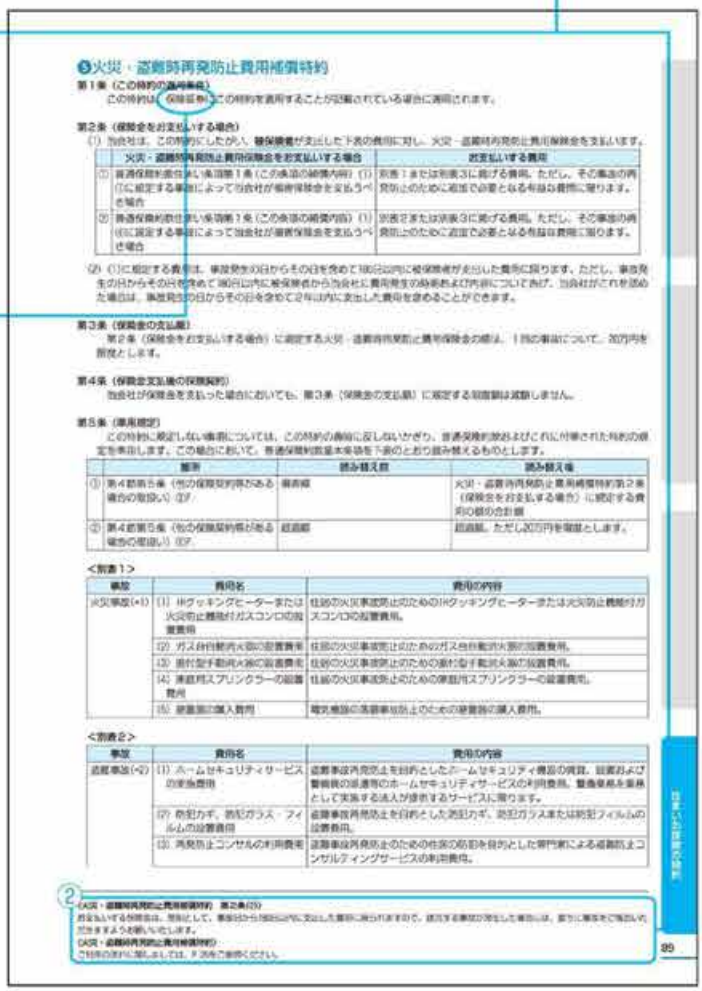

❸火災・盗難時再発防止費用補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

(1) 当会社は、この特約にしたがい、被保険者が支出した下表の費用に対し、火災・盗難時再発防止費用保険金を支払います。

	火災・盗難時再発防止費用保険金をお支払いする場合	お支払いする費用
①	普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)①に規定する事故によって当会社が損害保険金を支払うべき場合	別表1または別表3に掲げる費用。ただし、その事故の再発防止のために追加で必要となる有益な費用に限ります。
②	普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)④に規定する事故によって当会社が損害保険金を支払うべき場合	別表2または別表3に掲げる費用。ただし、その事故の再発防止のために追加で必要となる有益な費用に限ります。

(2) (1)に規定する費用は、事故発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者が支出した費用に限ります。ただし、事故発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者から当会社に費用発生の報告および内容についてあげ、当会社がこれを認めた場合は、事故発生の日からその日を含めて2年以内に支出した費用を含めることができます。

第3条（保険金の支払限度）

第2条（保険金をお支払いする場合）に規定する火災・盗難時再発防止費用保険金の額は、1回の事故について、30万円を限度とします。

第4条（保険金支払後の保険契約）

当会社が保険金を支払った場合においても、第3条（保険金の支払限度）に規定する限度額は減額しません。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

	節項	読み替え前	読み替え後
①	第4節第5条（他の保険契約がある場合の取扱い）(2)ア	損害額	火災・盗難時再発防止費用補償特約第2条（保険金をお支払いする場合）に規定する費用の額の合計額
②	第4節第5条（他の保険契約がある場合の取扱い）(2)ア	超過額	超過額。ただし30万円を限度とします。

<別表1>

事故	費用名	費用の内容
火災事故(*1)	(1) IHクッキングヒーターまたは火災防止機能付ガスコンロの設置費用	住居の火災事故防止のためのIHクッキングヒーターまたは火災防止機能付ガスコンロの設置費用。
	(2) ガス自動消火器の設置費用	住居の火災事故防止のためのガス自動消火器の設置費用。
	(3) 電磁調理器用火器の設置費用	住居の火災事故防止のための電磁調理器用火器の設置費用。
	(4) 住宅用スプリンクラーの設置費用	住居の火災事故防止のための住宅用スプリンクラーの設置費用。
	(5) 避難器の購入費用	建物内部の落雷事故防止のための避難器の購入費用。

<別表2>

事故	費用名	費用の内容
盗難事故(*2)	(1) ホームセキュリティサービスの利用費用	盗難事故再発防止を目的としたホームセキュリティ機器の賃貸、設置および警備員の派遣等のホームセキュリティサービスの利用費用。警備業務を業務として実施する法人が提供するサービスに限ります。
	(2) 防犯カギ、防犯ガラス・フィルムの設置費用	盗難事故再発防止を目的とした防犯カギ、防犯ガラスまたは防犯フィルムの設置費用。
	(3) 再発防止コンサルの利用費用	盗難事故再発防止のための住居の点検を目的とした専門家による盗難防止コンサルティングサービスの利用費用。

(火災・盗難時再発防止費用補償特約) 第2条(2)

お支払いする費用は、原則として、事故日から180日以内に支出した費用に限られますので、該当する事故が発生した場合は、速やかに事故をご報告いただきますようお願いいたします。

(火災・盗難時再発防止費用補償特約)

ご特約の詳細に関しましては、P.39をご参照ください。

99

③

約款の文中の「保険証券」に関する規定は、保険契約継続証を発行している場合は「保険契約継続証」、Web証券をご選択いただいた場合は弊社ホームページ上の「ご契約内容」と読み替えます。

③ 解約・中途更新の場合の返れい金の計算方法

ご契約を解約または中途更新される場合の返れい金は契約内容に応じて計算します。

用語解説

<table>
<tr><th>用語</th><th>説　明</th></tr>
<tr><td>月割</td><td>既経過期間または未経過期間に応じて定める下表の割合をいいます。
<table>
<tr><td>1か月まで</td><td>2か月まで</td><td>3か月まで</td><td>4か月まで</td><td>5か月まで</td><td>6か月まで</td><td>7か月まで</td><td>8か月まで</td><td>9か月まで</td><td>10か月まで</td><td>11か月まで</td><td>12か月まで</td></tr>
<tr><td>1/12</td><td>2/12</td><td>3/12</td><td>4/12</td><td>5/12</td><td>6/12</td><td>7/12</td><td>8/12</td><td>9/12</td><td>10/12</td><td>11/12</td><td>12/12</td></tr>
</table>
既経過期間・未経過期間が１日未満の場合は、0/12とします。</td></tr>
<tr><td>短期率</td><td>既経過期間または未経過期間に応じて定める下表の割合をいいます。
<table>
<tr><td>7日まで</td><td>15日まで</td><td>1か月まで</td><td>2か月まで</td><td>3か月まで</td><td>4か月まで</td><td>5か月まで</td><td>6か月まで</td><td>7か月まで</td><td>8か月まで</td><td>9か月まで</td><td>10か月まで</td><td>11か月まで</td><td>12か月まで</td></tr>
<tr><td>10%</td><td>15%</td><td>25%</td><td>35%</td><td>45%</td><td>55%</td><td>65%</td><td>70%</td><td>75%</td><td>80%</td><td>85%</td><td>90%</td><td>95%</td><td>100%</td></tr>
</table>
既経過期間・未経過期間が１日未満の場合は、「７日まで」とします。</td></tr>
<tr><td>長期保険未経過料率</td><td>保険期間が１年超の場合、既経過期間または未経過期間に応じて定めるP.77記載の「付表4　長期保険未経過料率(住まいの保険用)」の割合をいいます。経過年月について１か月未満の場合は「１か月」とします。</td></tr>
<tr><td>年間適用保険料</td><td>解約日時点の契約内容に基づく、保険期間を１年間とした場合の保険料をいいます。
なお、保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、始期日における保険料に基づき算出するものとします。</td></tr>
</table>

返れい金の計算方法

保険期間１年の場合　返還する保険料の額＝年間適用保険料×(１－係数)*1

保険期間１年を超える場合　返還する保険料の額＝適用保険料×長期保険未経過料率

＊1　日割計算の場合は、「年間適用保険料×(未経過日数/365)」とします。

〈ご注意ください〉

- 返れい金の計算方法は、保険期間、払込方法、地震保険の契約の有無、団体扱・集団扱特約のセット有無等によって異なります。詳細は、ご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。
- 実際には、補償ごとに1円位を四捨五入して10円単位で返還する保険料の額を計算します。計算の順序・計算過程における端数処理・契約内容変更の有無等の影響により、計算方法に従って算出される金額と実際に返還される金額が異なる場合があります。
- 解約時または解除時に未払込保険料がある場合には、計算式に従って算出される金額から未払込保険料相当額を差し引いて保険料を返還します。なお、未払込保険料の額が返還する保険料の額を上回る場合は、その差額をご契約者に請求します。

ご契約を解約される場合およびご契約を中途更新される場合における、返れい金の計算方法の具体例は以下のとおりです。

※ いずれも下記ケースに記載の保険期間と払込方法の場合で、保険の対象が建物のみでかつ、地震保険および団体扱・集団扱特約等の各種特約をセットしていない契約の具体例です。弊社が作成した架空の事例であり、過去に実際に発生したものではありません。

<table>
<tr><th colspan="2">ケース①　ご契約を解約される場合</th></tr>
<tr><td>係数</td><td>保険期間が１年のご契約で払込方法が一時払の場合：既経過期間に対応する短期率
保険期間が１年のご契約で払込方法が一時払以外の場合：既経過期間に対応する月割
保険期間が１年を超えるご契約で払込方法が一時払の場合：経過年月に対応する長期保険未経過料率</td></tr>
<tr><td>具体例①</td><td>保険期間が１年のご契約で払込方法が一時払の場合</td></tr>
<tr><td colspan="2">計算条件　始期日から６か月後に解約(既経過期間に対応する短期率：70%)、年間適用保険料60,000円
返還する保険料の額　60,000円×(１－70%)＝18,000円</td></tr>
<tr><td>具体例②</td><td>保険期間が１年のご契約で払込方法が一時払以外の場合</td></tr>
<tr><td colspan="2">計算条件　始期日から６か月後に解約(既経過期間に対応する月割：６/12)、
年間適用保険料60,000円　既に払込みいただいた保険料25,000円　未払込保険料35,000円
返還する保険料の額　60,000円×(１－６/12)＝30,000円
※　未払込保険料との差額5,000円(35,000円－30,000円)を請求します。</td></tr>
<tr><td>具体例③</td><td>保険期間が５年のご契約で払込方法が一時払の場合</td></tr>
<tr><td colspan="2">計算条件　始期日から２年後に解約(既経過期間に対応する長期保険未経過料率：59%)、
保険契約の保険期間に対応する保険料120,000円
返還する保険料の額　120,000円×59%＝70,800円</td></tr>
</table>

ケース②　ご契約を中途更新される場合	
係数	保険期間が1年のご契約で契約内容を変更する方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新に限られる場合：未経過期間に対応する日割*2 保険期間が1年のご契約で契約内容を変更する方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新に限られない場合：既経過期間に対応する月割
具体例①	保険期間が1年のご契約で契約内容を変更する方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新に限られる場合
計算条件	払込方法：一時払　既経過日数181日目に中途更新（未経過日数：184日）*3、年間適用保険料60,000円
返還する保険料の額	60,000円×（184/365）＝30,250円
具体例②	保険期間が1年のご契約で契約内容を変更する方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新に限られない場合
計算条件	払込方法：一時払　始期日から6か月後に解約（既経過期間に対応する月割：6/12）、年間適用保険料60,000円
返還する保険料の額	60,000円×（1－6/12）＝30,000円

＊2 計算方法の式において、「年間適用保険料×（未経過日数/365）」とします。　＊3 閏年ではない年のケースとします。

2 約款のもくじ

1 住まいの保険普通保険約款のもくじ

(1) 用語の説明

【用語の定義】……52

住まいの普通保険約款および特約に使用される用語の定義を記載しています。

(2) 基本的な補償

第1章　住まい条項

住まいに関する事故により保険の対象が損害を被った場合にお支払いする保険金等について記載しています。

第1条（この条項の補償内容）……54
第2条（保険の対象）……55
第3条（保険の対象の支払限度額（保険金額））……56
第4条（被保険者）……56
第5条（保険金をお支払いしない場合）……56
第6条（保険金をお支払いしない場合－破損等）……57
第7条（支払保険金の計算）……58
第8条（損害額の決定）……60
第9条（被保険者が複数の場合の約款の適用）……60

(3) ご契約の手続き、保険料の払込方法等のとりきめ

第2章　基本条項

第1節　契約手続および保険契約者等の義務

ご契約にあたって、正しくご申告いただく必要がある事項や、ご契約の内容に変更があった場合(保険の対象を変更する場合等)にご通知いただく必要がある事項等について記載しています。

第1条（告知義務）……60
第2条（通知義務）……60
第3条（保険契約者の住所等変更に関する通知義務）……60
第4条（保険金額の調整）……61
第5条（保険の対象の譲渡または相続等に関する通知義務）……61
第6条（告知義務および通知義務に関する特則）……61

第2節　保険料の払込み

保険料の払込方法や払込期日、払込みが滞った場合のご契約の取扱い(保険金がお支払いできなくなること等)について記載しています。

第1条（保険料の払込方法等）……61
第2条（保険料の払込方法－口座振替方式）……62
第3条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）……62
第4条（口座振替方式・クレジットカード払方式以外への変更）……63
第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）……63

第3節　事故発生時等の手続

事故や損害の発生時に行っていただきたいことやご注意いただきたいことについて記載しています。

第1条（事故発生時または損害発生時の義務）……64
第2条（事故発生時または損害発生時の義務違反）……64

第4節　保険金請求手続

保険金のお支払い方法や手続き、ご注意いただきたいことについて記載しています。

第1条（保険金の請求）…… 64
第2条（保険金の支払）…… 65
第3条（保険金の支払を請求できる者が複数の場合の取扱い）…… 66
第4条（指定代理請求人）…… 66
第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）…… 66

第5節　保険契約の取消し、無効、失効または解除

保険料の払込みが滞った場合や、告知義務や通知義務に違反した場合等、弊社からご契約を解除させていただくことがあります。このほか、ご契約が取消し・無効となる場合や、ご契約を解約される場合等についても記載しています。

第1条（保険契約の取消し）…… 66
第2条（保険契約の無効または失効）…… 67
第3条（告知義務違反による保険契約の解除）…… 67
第4条（通知義務違反による保険契約の解除）…… 67
第5条（重大事由による保険契約の解除）…… 68
第6条（保険料不払による保険契約の解除）…… 68
第7条（保険契約者による保険契約の解除）…… 69
第8条（保険契約解除の効力）…… 69
第9条（保険の対象を譲渡した場合等の保険契約の失効）…… 69
第10条（包括して契約した場合の保険契約の失効）…… 69
第11条（保険契約の無効または失効に関する特則）…… 69

第6節　保険料の返還、追加または変更

ご契約内容に変更が生じた場合の、変更後の保険料の払込方法や払込期日、また、払込みが滞った場合のご契約の取扱い（保険金がお支払いできなくなること等）について記載しています。このほか、第5節の規定によりご契約が取消し・解除・解約等となった場合の、保険料の返還についても記載しています。

第1条（保険料の返還、追加または変更）…… 69
第2条（追加保険料の払込み等－口座振替方式の場合の特則）…… 71
第3条（追加保険料の払込み等－クレジットカード払方式の場合の特則）…… 71
第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）…… 72
第5条（保険金額の調整における保険契約の一部取消しによる保険料の返還）…… 73
第6条（保険の対象の譲渡等による保険料の返還）…… 73

第7節　その他事項

補償の対象となる期間や地域、保険金のお支払いにより弊社に移転(代位)する権利、保険金請求権の時効等について記載しています。

第1条（保険責任の始期および終期）…… 73
第2条（代　位）…… 73
第3条（保険契約者の変更）…… 73
第4条（保険証券等の不発行の特則）…… 74
第5条（時　効）…… 74
第6条（保険証券に複数の明細書が添付されている場合の普通保険約款等の適用）…… 74
第7条（残存物および盗難品の帰属）…… 74
第8条（用語の適用等）…… 74
第9条（訴訟の提起）…… 74
第10条（準拠法）…… 74

別表　水道管凍結修理費用・地震火災費用保険金支払限度額表…… 75
付表1-1　失効・当会社による解除の場合の返還保険料…… 75
付表1-2　保険金の支払による失効の場合の返還保険料…… 75
付表2　保険契約者による解除の場合の返還保険料…… 76
付表3　短期料率…… 76
付表4　長期保険未経過料率（住まいの保険用）…… 77
付表5　長期保険未経過料率（地震保険用）…… 78

❷ 住まいの保険の特約のもくじ

住まいの保険の特約は下表の通りです。
ご契約内容により自動セットされる特約（下表に◆のある特約）、お申出により任意でご契約いただくことができる特約があります。

特　約 ◆自動セットされる条件	記載ページ	保険証券上の表示	申込書等における表示(例)※
保険の対象に関する特約			
❶ 家財補償特約	79	家財補償特約	家財欄に口数、限度額を印字
❷ 設備什器補償特約	82	設備什器補償特約	設備什器欄に口数、限度額を印字
❸ 商品製品補償特約	86	商品製品補償特約	商品製品欄に口数、限度額を印字
❹ 区分所有建物に関する特約（専有部分用） ◆区分所有建物の専有部分（共有持分が含まれている場合も含みます。）または、専有部分に収容する動産を保険の対象としているご契約の場合	88	区分所有特約（専有部分用）	区分所有専有部分
補償内容に関する特約			
❺ 火災・盗難時再発防止費用補償特約（住まいの選べるアシスト特約）	89	住まいの選べるアシスト特約	住まいのアシスト
❻ 臨時費用補償特約	90	臨時費用補償特約	臨時費用補償
❼ 臨時費用保険金の火災のみ補償特約	90	臨時費用火災のみ補償特約	臨費火災のみ
❽ 臨時費用保険金の火災・風災のみ補償特約	91	臨時費用火災・風災のみ補償特約	臨費火災風災のみ
❾ 臨時費用保険金の火災・風災・盗難・水濡れ等補償特約	91	臨時費用火災風災盗難水濡等特約	臨費火風盗水濡等
❿ 類焼損害補償特約	91	類焼損害補償特約	類焼損害補償
⓫ 建物付属機械設備等電気的・機械的事故補償特約	96	建物付属電気機械的事故補償特約	建物付属電気機械
⓬ 家財の破損等不担保特約 ◆保険期間が6年以上の破損等の損害を補償する建物と同時に「❶家財補償特約」をご契約の場合	97	家財の破損等不担保特約	家財破損等不担保
⓭ 商品製品の盗難・水濡れ等補償特約	97	商品製品の盗難水濡れ等補償特約	商品盗難水濡れ
⓮ 商品製品の破損等補償特約	98	商品製品の破損等補償特約	商品破損等
⓯ 全損時の保険金支払いに関する特約 ◆建物をご契約されている場合	99	（表示されません。）	（表示されません。）
⓰ 支払限度額（保険金額）の調整に関する特約 ◆保険期間が６年以上のご契約の場合	99	支払限度額（保険金額）調整特約	支払限度額調整
⓱ 携行品特約	100	携行品特約　家族型 または 携行品特約　本人型	携行品
⓲ 基本条項特約（財産） ◆「⓱携行品特約」をご契約の場合	103	基本条項特約（財産）	（表示されません。）
⓳ 個人賠償責任補償特約	105	個人賠償責任補償特約	個人賠償責任
⓴ 個人賠償責任補償特約（包括契約用）	107	個人賠償責任補償特約（包括用）	個人賠償責任包括
㉑ 賠償事故解決に関する特約 ◆「⓳個人賠償責任補償特約」または「⓴個人賠償責任補償特約（包括契約用）」をご契約の場合	110	賠償事故解決に関する特約	（表示されません。）
㉒ 借家人賠償責任補償特約	113	借家人賠償責任補償特約	借家人賠償責任
㉓ 基本条項特約（賠責） ◆「⓳個人賠償責任補償特約」、または「⓴個人賠償責任補償特約（包括契約用）」、もしくは「㉒借家人賠償責任補償特約」をご契約の場合	116	基本条項特約（賠責）	（表示されません。）
㉔ 建物管理賠償責任補償特約	119	建物管理賠償責任補償特約	建物管理賠償責任

※これと異なる表示を行う場合があります。

特　約 ◆自動セットされる条件	記載ページ	保険証券上の表示	申込書等における表示(例)※
更新後のご契約に関する特約			
㉕ 保険契約の更新に関する特約	122	しっかり更新サポート	更新特約
㉖ 住まいの補償の更新に関する特約 ◆㉕「保険契約の更新に関する特約」をご契約の場合	124		
ご契約の手続きに関する特約ほか			
㉗ 団体扱・集団扱特約	125	団体扱・集団扱特約	団体扱特約
㉘ 金融機関等融資物件に関する特約 (団体扱・集団扱特約用)	128	金融機関融資物件特約	金融機関融資物件
㉙ 契約内容変更時の追加返還保険料の当会社直接払込に関する特約 ◆㉗「団体扱・集団扱特約」をご契約の場合で、弊社と集金者間で追加返還保険料を集金者経由でお支払いする約定が締結されていないとき	128	契約変更追加保険料直接払込特約	(表示されません。)
㉚ 質権設定禁止に関する特約	129	質権設定禁止特約	質権禁止
㉛ 法人等契約の被保険者に関する特約	130	法人等契約の被保険者特約	法人等の被保険者
㉜ 共同保険に関する特約 ◆共同保険でご契約の場合	130	共同保険に関する特約	共同保険 (表示されないことがあります。)

※これと異なる表示を行う場合があります。

③ 地震保険普通保険約款のもくじ

(1) 用語の説明

第1章　用語の定義条項

地震保険普通保険約款および特約に使用される用語の定義を記載しています。

第1条（用語の定義）……132

(2) 基本的な補償

第2章　補償条項

地震を起因とする損害により、保険の対象が損害を被った場合にお支払いする保険金等について記載しています。

第2条（保険金を支払う場合）……133
第3条（保険金を支払わない場合）……134
第4条（保険の対象の範囲）……134
第5条（保険金の支払額）……135
第6条（包括して契約した場合の保険金の支払額）……137
第7条（保険金支払についての特則）……137
第8条（2以上の地震等の取扱い）……137

(3) ご契約の手続き、保険料の返還方法等のとりきめ

第3章　基本条項

ご契約時にご申告いただく事項、およびご契約後の各種手続きのとりきめについて記載しています。

第9条（保険責任の始期および終期）……137
第10条（告知義務）……137
第11条（通知義務）……137
第12条（保険契約者の住所変更）……138
第13条（保険の対象の譲渡）……138
第14条（保険契約の無効）……138
第15条（保険契約の失効）……139
第16条（保険契約の取消し）……139
第17条（保険金額の調整）……139
第18条（保険契約者による保険契約の解除）……139
第19条（重大事由による解除）……139
第20条（保険契約解除の効力）……139
第21条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）……139
第22条（保険料の返還—無効、失効等の場合）……140
第23条（保険料の返還—取消しの場合）……140
第24条（保険料の返還—保険金額の調整の場合）……140
第25条（保険料の返還—解除の場合）……140
第26条（事故の通知）……140
第27条（損害防止義務）……141
第28条（保険金の請求）……141
第29条（保険金の支払時期）……141
第30条（時　効）……142
第31条（代　位）……142
第32条（保険金支払後の保険契約）……142
第33条（付帯される保険契約との関係）……143

第34条（保険契約の継続）……143
第35条（保険契約者の変更）……143
第36条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）……143
第37条（訴訟の提起）……143
第38条（準拠法）……143
別表　短期料率表……143

（4）住まいの保険に付帯される場合の特則

地震保険普通保険約款の基本条項の一部の規定（払込方法、保険料の返還・請求等）を住まいの保険普通保険約款に揃えるものとなります。

第1条（特則の適用条件）……144
第2条（保険料の払込方法等の特則）……144
第3条（保険料の返還または請求の特則）……144
第4条（当会社への通知方法の特則）……145
第5条（保険証券等の不発行の特則）……145

4 地震保険の特約のもくじ

地震保険の特約は下表の通りです。

特　約 ◆自動セットされる条件	記載ページ	保険証券上の表示	申込書等における表示（例）※
契約方式に関する特約			
自動継続特約 （地震保険・住まいの保険用） ◆住まいの保険の保険期間が6年以上でかつ地震保険をご加入いただいているご契約の場合	146	自動継続特約（地震保険）	自動継続（地震）

※これと異なる表示を行う場合があります。

以下の特約は住まいの保険にセットされる場合、地震保険にもセットされます。
住まいの保険の特約に掲載されている約款をご確認ください。

㉕保険契約の更新に関する特約
㉖住まいの補償の更新に関する特約
㉗団体扱・集団扱特約
㉘金融機関等融資物件に関する特約（団体扱・集団扱特約用）
㉙契約内容変更時の追加返還保険料の当会社直接払込に関する特約
㉚質権設定禁止に関する特約
㉛法人等契約の被保険者に関する特約
㉜共同保険に関する特約

住まいの保険普通保険約款

【用語の定義】

普通保険約款および特約に共通する用語の定義は、下表のとおりです。ただし、別途定義のある場合はそれを優先します。

	用語	定義
ア	屋外設備装置	**建物**の外部にあって、地面等に固着されている設備、装置、機械等をいいます。
カ	既経過期間	保険期間の初日からその日を含めて保険期間中の特定の日までの、既に経過した期間のことをいいます。
	契約内容変更日	保険契約の内容が変更となる日をいいます。
	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機(*1)、ジャイロプレーンをいいます。 (*1) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。
	告知事項	危険(*1)に関する重要な事項のうち、保険契約の締結の際、**保険契約申込書等**の記載事項とすることによって、当会社が告知を求めたもの(*2)をいいます。 (*1) 危険とは、損害の発生の可能性をいいます。 (*2) **他の保険契約等**に関する事実を含みます。
サ	再取得価額	保険の対象の構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再取得するのに必要な金額をいいます。
	財物	財産的価値のある有体物(*1)をいいます。 (*1) 有形的存在を有する固体、液体および気体をいい、漁業権、特許権、著作権その他の権利または電気もしくはエネルギーを含みません。
	敷地内	囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または**被保険者**によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
	事故の拡大	事故の形態や規模等が大きくなることをいい、延焼を含みます。
	失効	保険契約の全部または一部の効力が、保険期間開始後の一定の時点以降失われることをいいます。ただし、保険契約が解除されることにより保険契約の全部または一部の効力が失われる場合を除きます。
	修理費	損害が生じた地および時において、損害が生じた物を事故の発生の直前の状態(*1)に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、損害が生じた物の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。 (*1) 構造、質、用途、規模、型、能力等において事故の発生の直前と同一の状態をいいます。
	乗車券等	鉄道またはバスの乗車券、**船舶**の乗船券もしくは**航空機**の航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券を除きます。
	商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
	初回保険料	保険契約の締結の後、最初に払い込まれる保険料をいいます。保険料の払込方法が一時払の場合の一時払保険料を含みます。
	書面等	書面または当会社の定める通信方法をいいます。
	親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
	設備・什器等	設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。ただし、**屋外設備装置**は含みません。
	船舶	ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。
	損壊	滅失(*1)、破損(*2)または汚損(*3)をいいます。ただし、ウイルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはそれらの疑いがある場合を除きます。 (*1) 滅失とは、**財物**がその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取、横領を含みません。

■備　考

「屋外設備装置」
屋外設備装置とは、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干、外灯その他これらに類する土地に固着、固定されたものをいいます。

		(*2) 破損とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的、生物学的変化によりその客観的な経済的価値が減少することをいいます。 (*3) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
タ	建物	土地に定着し、屋根および柱もしくは壁を有する物をいいます。ただし、**屋外設備装置**は含みません。
	他の保険契約等	この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。
	追加保険料	契約内容変更時等に当会社が追加して請求する保険料をいいます。
	通貨等	通貨、小切手、印紙、切手、有価証券、手形(*1)、プリペイドカード、商品券、**電子マネー**および**乗車券等**をいいます。ただし、小切手および手形(*1)は、**被保険者**が第三者より受け取った物に限ります。 (*1) 約束手形および為替手形をいいます。
	電気的または機械的事故	不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない、電気の作用や機械の稼動に伴って発生した事故をいいます。
	電子マネー	通貨と同程度の価値および流通性を持った電子データであって、その電子データを記録したICチップ等が搭載されたカードまたは携帯電話等に記録されたものをいいます。
	同居	同一家屋(*1)に居住している状態をいい、生計の同一性や扶養関係の有無または住民票記載の有無は問いません。台所等の生活用設備を有さない「はなれ」、独立した**建物**である「勉強部屋」等に居住している場合も、同居しているものとして取り扱います。 (*1) 建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれをも独立して具備したものを1単位の同一家屋とします。
	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
ハ	被保険者	保険の補償を受けることができる者をいいます。
	暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
	保険契約申込書等	保険契約の締結のために必要なものとして、保険契約申込書その他の当会社の定める書類(*1)をいいます。 (*1) 電子媒体によるものを含みます。
	保険年度	初年度については、保険期間が1年以上の場合には保険期間の初日からその日を含めて1年間とし、保険期間が1年未満の場合には保険期間の末日までとします。次年度以降については、保険期間の初日応当日からその日を含めてそれぞれ1年間とし、保険期間の初日応当日から保険期間の末日までが1年未満の場合には保険期間の末日までとします。ただし、保険証券にこれと異なる記載がある場合には、保険証券の記載によります。
マ	未経過期間	保険期間中の特定の日の翌日から保険期間の末日までの期間のことをいいます。
	無効	保険契約の全部または一部の効力が、当初から生じないことをいいます。
	免責金額	支払保険金の計算にあたって差し引く金額をいいます。
ヤ	預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引き出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

■備　考

第１章　住まい条項

第１条（この条項の補償内容）

(1) 当会社は、下表の「補償の内容」欄に記載している偶然な事故のうち、保険証券の「補償の内容」欄に「○」を付した事故によって保険の対象について生じた(3)に規定する損害に対して、この住まい条項および基本条項に従い、第４条（被保険者）に規定する**被保険者**に損害保険金を支払います。

補償の内容	事故の種類
火災	①火災、落雷または破裂もしくは爆発
風災	②風災、雹災または雪災
水災	③水災
盗難・水濡れ等	④**盗難**
	⑤給排水設備事故の水濡れ等
	⑥車両または**航空機**の衝突等
	⑦**建物**の外部からの物体の衝突等
	⑧騒擾または労働争議等
破損等	⑨その他偶然な破損事故等

(2) この住まいの保険普通保険約款において、損害とは偶然な事故によって保険の対象に生じた損害をいい、事故の際に消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。ただし、次のいずれかに該当する場合は損害とみなしません。

①	ウィルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはこれらの疑いがある場合
②	(1)に規定する事故が発生し、その復旧作業を行った後に、保険の対象の機能に著しい支障をきたさない臭気が残存する場合
③	(1)に規定する事故の発生により、日常生活または通常の業務に伴う臭気と同程度の臭気が残存する場合

(3) (1)に規定する事故によって保険の対象について生じた損害とは、それぞれ下表に規定するものとします。

	損害の種類	損害の説明
①	火災、落雷または破裂もしくは爆発による損害	火災、落雷または破裂もしくは爆発(*1)によって保険の対象について生じた損害をいいます。
②	風災、雹災または雪災による損害	台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災(*2)、雹災または豪雪、雪崩等の雪災(*3)によって保険の対象について生じた損害をいいます。ただし、建物内部(*4)については、建物またはその開口部が風災(*2)、雹災または雪災(*3)によって直接破損したために生じた損害に限ります。
③	水災による損害	台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等の水災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のｱ.またはｲ.のいずれかに該当する場合をいいます。この場合において、損害の状況の認定は、建物(*5)ごとにそれぞれ行います。ただし、第２条（保険の対象）(2)①から⑥までに規定する物が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。 ｱ.　保険の対象に**再取得価額**の30%以上の損害が生じた場合 ｲ.　建物が床上浸水(*6)または地盤面(*8)より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合

■備　考

第１条(1)の表の②

風災とは、「台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災（洪水、高潮等を除きます。）」と定義し、この条項で保険金のお支払いの対象とする風災とは異常気象と呼べるようなものに限定します。
雪災とは、「豪雪、雪崩等の雪災（融雪洪水を除きます。）」と定義し、この条項で保険金のお支払いの対象とする雪災とは、異常気象と呼べるようなものに限定します。ただし、雪崩の場合は異常気象によるものに限定しません。

④	盗難による損害	盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷または汚損(*9)の損害をいいます。
⑤	給排水設備事故の水濡れ等による損害	給排水設備(*10)に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ、水圧等によって保険の対象について生じた損害をいいます。ただし、②もしくは③の損害または給排水設備(*10)自体に生じた損害を除きます。
⑥	車両または航空機の衝突等による損害	車両(*11)またはその積載物の衝突もしくは接触、航空機の墜落もしくは接触または飛行中の航空機からの物体の落下によって保険の対象について生じた損害をいいます。
⑦	建物の外部からの物体の衝突等による損害	建物(*5)または第２条（保険の対象）(2)④に規定する物に対する外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊によって保険の対象について生じた損害をいいます。ただし、次の事故による損害を除きます。 ア．雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下または飛来による事故 イ．土砂崩れによる事故 ウ．風災(*2)、雹災または雪災(*3) エ．水災 オ．車両または航空機の衝突等
⑧	騒擾または労働争議等による損害	騒擾およびこれに類似の集団行動(*15)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象について生じた損害をいいます。
⑨	その他偶然な破損事故等による損害	(1)①から⑧以外の不測かつ突発的な事故によって保険の対象について生じた損害をいいます。

(4) 当会社は、第７条（支払保険金の計算）(2)に規定する費用に対して、第４条（被保険者）に規定する被保険者に下表に掲げる費用保険金を支払います。

①	残存物取片づけ費用保険金
②	修理付帯費用保険金
③	損害拡大防止費用保険金
④	請求権の保全・行使手続費用保険金

(5) 当会社は、第７条（支払保険金の計算）(3)から(5)に規定する費用に対して、第４条（被保険者）に規定する被保険者に下表に掲げる費用保険金を支払います。

①	失火見舞費用保険金
②	水道管凍結修理費用保険金
③	地震火災費用保険金

(*1) 破裂もしくは爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
(*2) 風災には、洪水、高潮等は含まれません。
(*3) 雪災には、融雪洪水は含まれません。
(*4) 建物内部には、付帯される特約により保険の対象に動産が含まれる場合は、動産を含みます。
(*5) 付帯された特約により保険の対象に動産が含まれるときは、これを収容する建物とします。
(*6) 床上浸水とは、居住の用に供する部分の床(*7)を超える浸水をいいます。
(*7) 畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。
(*8) 地盤面とは、建物が周囲の地面と接する位置をいいます。ただし、床面が地盤面より下にある場合は、その床面をいいます。
(*9) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
(*10) 給排水設備には、スプリンクラー設備および装置を含みます。
(*11) 車両とは、自動車、原動機付自転車(*12)、軽車両(*13)、トロリーバスおよび鉄道車両をいいます。
(*12) 原動機付自転車とは、125cc以下の総排気量を有する原動機を用い、かつ、レールまたは架線によらないで運転する車であって、自転車、身体障害者用の車いす、歩行補助車等以外のものをいいます。
(*13) 軽車両とは、自転車および荷車その他人もしくは動物の力により、または他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車(*14)をいいます。ただし、小児用自転車以外の小児用の車、歩行補助車等および身体障害者用の車いすを除きます。
(*14) そりおよび牛馬を含みます。
(*15) 騒擾およびこれに類似の集団行動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害が生じる状態であって、暴動に至らないものをいいます。

第２条（保険の対象）

(1) この住まいの保険普通保険約款において、保険の対象とは、日本国内に所在する保険証券

■備　考

第１条(3)の表の④
盗難の未遂によって、保険の対象に生じた損害も含みます。

第１条(5)の表の②
家財、業務用の設備・什器等、商品・製品等を保険の対象とするご契約の場合でも、保険の対象を収容する建物の専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理した場合の費用に対し水道管凍結修理費用保険金をお支払いします。

第２条(1)
家財、業務用の設備・什器等、商品・製品等などの動産は、それぞれ「家財補償特約」「設備什器補償特約」「商品製品補償特約」をご契約いただくことにより保険の対象に含まれます。

記載の**建物**をいいます。

(2) 下表の物のうち、**被保険者**の所有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。

①	畳、建具その他これらに類する物
②	電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房、暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
③	浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
④	門、塀、垣(*1)、外灯その他これらに類する土地に固着、固定された付属屋外設備、装置であって**敷地内**に所在するもの
⑤	物置、車庫その他の付属建物
⑥	保険の対象である建物の基礎

(3) 動物、植物等の生物は、保険の対象には含みません。ただし、(2)④に規定する垣が生垣である場合には、生垣を保険の対象に含むものとします。

(*1) 垣には、生垣を含みます。

第3条（保険の対象の支払限度額（保険金額））

(1) 保険契約締結時に第2条（保険の対象）(1)および同条(2)に規定する保険の対象の**再取得価額**を評価し、その評価額に約定付保割合を乗じて得た額を支払限度額（保険金額）とします。ただし、同条(2)の表の④については、門、塀および垣(*1)に限り再取得価額を評価し、評価額に含めるものとします。

(2) 下表のいずれかに該当する場合は、当会社と保険契約者または被保険者との間で、保険の対象の価額を再評価し、支払限度額（保険金額）を変更するものとします。

①	当会社が基本条項に規定する保険金額の調整に関する通知を受けた場合
②	保険契約者が保険の対象の価額が増加または減少したことにより保険契約の条件の変更を当会社に通知し、当会社がこれを承認する場合

(3) 保険の対象について、**他の保険契約等**がある場合には、(1)の規定にかかわらず、支払限度額（保険金額）を保険の対象の評価額から他の保険契約等の支払限度額（保険金額）を差し引いた額により定めることができます(*2)。この場合において、保険契約締結の後に、(2)の事由の発生により保険の対象の価額を再評価し支払限度額（保険金額）を変更するときにも、同様の方法によるものとします。

(*1) 垣には、生垣を含みます。
(*2) この方法により支払限度額（保険金額）を設定することを「追加上乗せ方式」といいます。

第4条（被保険者）

この住まいの保険普通保険約款において、**被保険者**とは、保険の対象の所有者で保険証券に記載されたものをいいます。

第5条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ア. 保険契約者(*1) イ. **被保険者**(*1) ウ. ア.またはイ.の代理人 エ. ア.またはイ.の**同居**の**親族**
②	被保険者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の代理人(*2)の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
③	風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（じん）その他これらに類する物の**建物**内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入。ただし、風災(*3)、雹（ひょう）災または雪災(*4)によって建物またはその開口部が直接破損したために生じた吹き込み等損害(*5)を除きます。
④	次のいずれかに該当する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 ア. 被保険者 イ. 被保険者側に属する者
⑤	第1条（この条項の補償内容）(1)①から③もしくは(1)⑤から⑨に規定する事故または⑦に規定する事由によって生じた事故の際における保険の対象の紛失または**盗難**
⑥	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または**暴動**

■備　考

⑦	地震もしくは噴火またはこれらによる津波。ただし、第7条（支払保険金の計算）(5)に規定する地震火災費用保険金については、この規定は適用しません。
⑧	次のいずれかに該当する事由 ア．核燃料物質(*6)もしくは核燃料物質(*6)によって汚染された物(*7)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ．ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑨	次のいずれかに該当する事由 ア．⑥から⑧までの事由によって発生した事故の延焼または拡大。ただし、第7条(5)に規定する地震火災費用保険金については、⑦を適用しません。 イ．発生原因が何であるかにかかわらず、第1条(1)に規定する事故の⑥から⑧までの事由による延焼または拡大 ウ．⑥から⑧までの事由に伴う秩序の混乱
⑩	保険証券記載の建物のドア(*8)の開閉の用途に供するかぎが盗まれたことにより生じたかぎおよびドア(*8)の錠の損害。ただし、ドア(*8)の錠が損傷を受けた場合のドア(*8)の錠の交換に必要な費用に対しては、保険金を支払います。

(*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(*2) 被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(*3) 風災には、洪水、高潮等は含まれません。
(*4) 雪災には、融雪洪水は含まれません。
(*5) 吹き込み等損害とは、風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（じん）その他これらに類する物の建物内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入をいいます。
(*6) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
(*7) 核燃料物質(*6)によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
(*8) 建物または戸室の出入りに通常使用するドアをいいます。

第6条（保険金をお支払いしない場合－破損等）

当会社は、第1条（この条項の補償内容）(1)⑨に規定する破損等の事故によって生じた下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって生じた損害については、この規定は適用しません。
②	次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ア．保険契約者または**被保険者**(*1)の使用人 イ．保険の対象の使用または管理を委託された者 ウ．イ.の使用人
③	保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害。ただし、次のいずれかに該当する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった場合は、この規定は適用しません。 ア．保険契約者または被保険者 イ．ア.に代わって保険の対象を管理する者 ウ．ア.またはイ.の使用人
④	保険の対象に次の事由に起因して、その事由が生じた部分に発生した損害 ア．自然の消耗または劣化(*2) イ．ボイラースケールの進行 ウ．性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由 エ．ねずみ食いまたは虫食い等
⑤	保険の対象に対する加工(*3)、解体、据付、組立、修理、清掃、点検または調整等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
⑥	保険の対象に生じた、すり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、落書き、その他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損(*4)であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害
⑦	**電気的または機械的事故**によって生じた損害
⑧	保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害
⑨	詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
⑩	土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害

■備　考

第5条の表の⑦
地震、噴火または津波による損害については補償の対象とはなりません。
住まいの保険とあわせて地震保険にご契約ください。

第5条の表の⑩
「火災・盗難時再発防止費用補償特約」（住まいの選べるアシスト）をご契約の場合で、外出先等でかぎが盗まれた場合、ドアの錠の交換費用については「緊急時助かるアシスト」（P.147）をご利用いただける場合があります。

第6条の表の④イ.
ボイラースケールとは、ボイラー内の水に溶解している不純物が、水管やドラムに付着、堆積することをいいます。

第6条の表の④ウ.
キャビテーションによる損害とは、水車、ポンプ等の流体機械で、高速で水が流れることで気泡が発生し、気泡が破裂する際の衝撃力で機械の羽根車等が損傷することをいいます。

⑪	保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類のみまたは液晶ディスプレイ、プラズマディスプレイ、有機ELディスプレイ等の画像表示装置のみに生じた損害
⑫	凍結によって保険の対象である**建物**の専用水道管について生じた損害。ただし、第７条（支払保険金の計算）（4）に規定する水道管凍結修理費用保険金については、この規定は適用しません。
⑬	第２条（保険の対象）（2）④の生垣について生じた損害
⑭	保険の対象の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任（*5）を負うべき損害

（*1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（*2）自然の消耗または劣化には、保険の対象である機械・設備または装置の日常の使用または運転に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含みます。
（*3）加工には、増築、改築、修繕または取りこわしを含みます。
（*4）汚損とは、**財物**が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
（*5）法律上または契約上の責任には、保証書または延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。

■備　考

第７条（支払保険金の計算）

（1）当会社は、１回の事故につき、支払限度額（保険金額）を限度として、次の算式により損害保険金の額を算出します。

第８条（損害額の決定）に定める損害額 － **保険証券記載の免責金額** ＝ 損害保険金の額

第７条(1)
保険の対象である建物の損害の額が再取得価額の80%以上となった時は、「全損時の保険金支払いに関する特約」（P.99）が適用されます。

（2）当会社は、（1）の損害保険金に加え、次の①から④に規定する費用保険金の合計額を、（1）の損害保険金の額を限度として、支払います。

①　残存物取片づけ費用保険金
損害が生じた保険の対象の残存物の取片づけに必要な取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用に対して、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

②　修理付帯費用保険金
保険の対象に損害が生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり発生した費用のうち、必要かつ有益な下表の費用に対して、修理付帯費用保険金を支払います。

ア．損害原因調査費用	損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用（*1）
イ．損害範囲確定費用	保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用（*1）。ただし、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間（*2）を超える期間に対応する費用を除きます。
ウ．試運転費用	損害が生じた保険の対象である設備または装置を再稼動するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。
エ．仮修理費用	損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のため取得した物の保険の対象の復旧完了時における時価額（*3）を除きます。
オ．仮設物設置費用	損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用（*4）および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用
カ．残業勤務・深夜勤務などの費用	損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用

③　損害拡大防止費用保険金
当会社は、第１条（この条項の補償内容）（1）①に規定する事故が生じた場合において、保険契約者または**被保険者**が、その事故による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときは、下表に掲げる費用に対して、損害拡大防止費用保険金を支払います。

ア．	消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
イ．	消火活動に使用したことにより損傷した物（*5）の修理費用または再取得費用
ウ．	消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用（*6）

④　請求権の保全・行使手続費用保険金
当会社は、基本条項第３節第１条に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用に対して、請求権の保全・行使手続費用保険金を支払います。

（3）当会社は、①の事故によって②の損害が生じた場合には、それによって生じる見舞金等の費用に対して、失火見舞費用保険金として、被災世帯（*7）の数に50万円を乗じて得た額を支

払います。この場合において、被保険者が２名以上のときにも１被災世帯(*7)あたりの支払額は50万円とします。

ただし、１回の事故につき、保険の対象である**建物**の支払限度額（保険金額）の20%に相当する額を限度とします。また、付帯される特約により、保険の対象に動産が含まれる場合には、建物の支払限度額（保険金額）に保険の対象である動産の支払限度額（保険金額）を加算します。

① 建物(*8)から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者(*9)の所有物で被保険者以外の者が占有する部分(*10)から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。

② 第三者(*9)の所有物(*11)の**損壊**。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。

(4) 当会社は、保険証券記載の建物の専用水道管が凍結によって損壊(*12)を受け、これを修理したときは、損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用に対して、１回の事故につき10万円を限度に水道管凍結修理費用保険金を支払います。ただし、第三者の所有物で被保険者以外の者が占有する部分(*10)の専用水道管に関わる水道管凍結修理費用保険金は支払いません。

(5) 当会社は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が下表のいずれかに該当する場合には、それによって臨時に生じる費用に対して、支払限度額（保険金額）(*13)の５%に相当する額を地震火災費用保険金として、支払います。また、付帯される特約により、保険の対象に動産が含まれる場合には、動産の支払限度額（保険金額）の５%に相当する額を地震火災費用保険金として、支払います。ただし、１回の事故(*14)につき、１**敷地内**ごとに300万円を限度とします。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象に動産が含まれるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、第２条（保険の対象）(2)④に規定する門、塀または垣(*15)が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

①	保険証券記載の建物が半焼以上となったとき(*16)。
②	付帯される特約により家財が保険の対象である場合には、①の場合の他にその家財が全焼となったとき。(*17)

(6) (3)に規定する失火見舞費用保険金または(4)に規定する水道管凍結修理費用保険金については、付帯される特約により、保険の対象に動産が含まれる場合であっても、当会社は、重複してその費用保険金を支払いません。

(7) 第３条（保険の対象の支払限度額（保険金額））(3)に規定する「追加上乗せ方式」で支払限度額（保険金額）を定めた場合において、損害発生のとき支払限度額（保険金額）が評価額(*18)から**他の保険契約等**の支払限度額（保険金額）を差し引いた額に満たないときまたは他の保険契約等より保険金が支払われないときには、(1)の規定にかかわらず、当会社の支払う損害保険金の額は、次の算式により算出した額とします。

① 支払限度額（保険金額）が保険の対象の**再取得価額**の70%に相当する額以上のとき

第８条（損害額の決定）に定める損害額 － 保険証券記載の免責金額 ＝ 損害保険金の額

② 支払限度額（保険金額）が保険の対象の再取得価額の70%に相当する額より低いとき

(第８条（損害額の決定）に定める損害額 × 支払限度額（保険金額）／（再取得価額 × 70%）) － 保険証券記載の免責金額 ＝ 損害保険金の額

(8) ２以上の保険の対象を１支払限度額（保険金額）で契約した場合には、それぞれの再取得価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する「支払限度額（保険金額）」とみなし、おのおの別に(1)から(7)まで、第８条（損害額の決定）および基本条項第４節第５条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の規定を適用します。

(*1) 調査費用には、被保険者またはその**親族**もしくは使用人にかかわる人件費および被保険者が法人である場合は、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかわる人件費は含まれません。

(*2) 保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間は、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。

(*3) 時価額とは、構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再取得するのに必要な金額から、使用による消耗分（減価分）を控除して算出した額をいいます。

(*4) 損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用には、保険の対象の復旧完了時における仮設物の時価額(*3)は含まれません。

(*5) 消火活動に使用したことにより損傷した物には、消火活動に従事した者の着用物を含みます。

(*6) 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用には、人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものは含まれません。

(*7) 被災世帯とは、(3)②に規定する損害が生じた世帯または法人をいいます。

(*8) 付帯される特約により保険の対象に動産が含まれる場合は、これを収容する建物とします。

(*9) 第三者には、保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と生計を共にする**同居**の親族は含みません。

(*10) 第三者(*9)の所有物で被保険者以外の者が占有する部分には、区分所有建物の共用部分を含みます。

■備　考

(*11) 第三者(*9)の所有物のうち、動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する敷地内に所在するものに限ります。
(*12) 損壊には、パッキングのみに生じた損壊は含みません。
(*13) 支払限度額（保険金額）が再取得価額を超える場合は、再取得価額とします。
(*14) 72時間以内に生じた２以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して、１回の事故とみなします。
(*15) 垣には、生垣を含みます。
(*16) 保険証券記載の建物が半焼以上となったときとは、建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の再取得価額の20％以上となったとき、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20％以上となったときをいいます。
(*17) 家財が全焼となったときとは、家財の火災による損害の額が、その家財の再取得価額の80％以上となったときをいいます。この場合における家財には家財補償特約に規定する高額貴金属等は含みません。
(*18) 第３条（保険の対象の支払限度額（保険金額））(2)の規定により保険の対象の価額を再評価した場合はその再評価額をいいます。

第８条（損害額の決定）

(1) 当会社が損害保険金として支払うべき損害の額は、次の算式により算出した額とし、損害が生じた保険の対象の**再取得価額**を限度とします。ただし、保険の対象の全部が滅失した場合における損害額および盗取された保険の対象の損害額は、再取得価額とします。

修理費 － 修理にともなって生じた残存物がある場合は、その時価額(*1) ＝ 損害額

(2) (1)の修理費(*2)には、第７条（支払保険金の計算）(2)①から④の費用を含みません。
(3) 第１条（この条項の補償内容）(1)④に規定する**盗難**によって生じた盗取の損害について、盗取された保険の対象を回収することができた場合は、そのために支出した必要な費用は、損害額に含まれるものとします。

(*1) 時価額とは、保険の対象の再取得価額から使用による消耗分（減価分）を控除して算出した額をいいます。
(*2) 復旧しない場合の修理費は、修理を行えば要すると認められる費用をいいます。

第９条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

(1) この住まい条項は、それぞれの**被保険者**ごとに個別に適用します。
(2) (1)の規定を適用する場合においても、この保険契約において支払う損害保険金および費用保険金の額は、それぞれの被保険者に支払う額を合算したうえで、その損害保険金および費用保険金の支払に関する規定による限度額ならびに**免責金額**を適用して算出します。

第２章　基本条項

第１節　契約手続および保険契約者等の義務

第１条（告知義務）

保険契約の締結の際、保険契約者または**被保険者**になる者は、**保険契約申込書等**の記載事項のうち、**告知事項**について、事実を当会社の定める方法により正確に告知し、その他の事項について、当会社の定める方法により正確に記載しなければなりません。

第２条（通知義務）

(1) 保険契約の締結の後、下表のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または**被保険者**は、遅滞なく、そのことを当会社に通知しなければなりません。ただし、保険契約者または被保険者が当会社に通知する前に、その事実がなくなった場合は、当会社に通知する必要はありません。

① 保険の対象を他の場所に移転すること。
② 保険の対象(*1)の構造または用途を変更(*2)すること。
③ ①および②のほか、**告知事項**(*3)の内容に変更を生じさせる事実(*4)が発生すること。

(*1) 付帯された特約により保険の対象に動産が含まれるときは、これを収容する**建物**とします。
(*2) 保険の対象の内部で行う製造・加工等の工業上の作業を含みます。
(*3) **他の保険契約等**に関する事実を除きます。
(*4) 告知事項(*3)のうち、保険契約の締結の際に当会社が交付する書類等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(2) 当会社は、(1)の通知を受けた場合には、保険契約者または被保険者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。

第３条（保険契約者の住所等変更に関する通知義務）

(1) 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、そのことを当会社に**書面等**によって通知しなければなりません。
(2) 保険契約者が(1)の規定による通知をしなかった場合において、当会社が保険契約者の住所または通知先を確認できなかったときは、当会社の知った最終の住所または通知先に発し

■備　考

第１節第１条

申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）(*1)です。ご契約時に申込書等に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
(*1)所在地、物件種別、職作業、耐火基準、柱（建物構造）、建物区分（一戸建住宅／共同住宅）、他の保険契約等 等

第１節第２条

申込書等に☆が付された事項（通知事項）(*1)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合はご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
(*1)所在地、物件種別、職作業、耐火基準、柱（建物構造）、建物区分（一戸建住宅／共同住宅）等

た通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。ただし、保険契約の取消しまたは解除を通知する場合には、この規定は適用しません。

第４条（保険金額の調整）

(1) 保険契約の締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超過したことについて、保険契約者および**被保険者**が善意で、かつ、重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社にそのことを通知し、その超過していた部分について、この保険契約を取り消すことができます。

(2) 保険契約の締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合は、保険契約者は、当会社にそのことを通知し、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

(3) 当会社は、(1)または(2)の通知を受けた場合には、保険契約者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。

第５条（保険の対象の譲渡または相続等に関する通知義務）

(1) 保険契約の締結の後、**被保険者**が保険の対象を譲渡する場合において、この保険契約の権利および義務(*1)を保険の対象の譲受人に譲渡しようとするときは、保険契約者は、あらかじめ、**書面等**をもってその事実を当会社に通知して承認の請求を行わなければなりません。

(2) 保険契約の締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合において、(1)に該当しないときは、保険契約者は、遅滞なく、書面等をもって、保険の対象の譲渡の事実を当会社に通知しなければなりません。

(3) 保険契約の締結の後、被保険者について相続、合併その他の包括承継があった場合は、保険契約者(*2)は、遅滞なく、書面等をもってその事実を当会社に通知しなければなりません。

(*1) この保険契約の権利および義務とは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。

(*2) 保険契約者が被保険者と同一である場合は、保険契約者の法定相続人その他の包括承継人をいいます。

第６条（告知義務および通知義務に関する特則）

第１条（告知義務）および第２条（通知義務）に規定する保険契約の締結には、下表のものを含みます。

保険の対象の追加

第２節　保険料の払込み

第１条（保険料の払込方法等）

(1) 保険契約者は、この保険契約に対する保険料を、この保険契約の締結の際に定めた回数および金額に従い、払込期日(*1)までに払い込まなければなりません。ただし、保険証券に**初回保険料**の払込期日の記載がない場合には、初回保険料は、この保険契約の締結と同時に払い込まなければなりません。

(2) 次の①および②のすべてを満たしている場合は、当会社は、初回保険料払込前の事故による損害に対しては、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に規定する初回保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

① 保険証券に初回保険料の払込期日の記載があること。

② 次に規定する期日までに初回保険料の払込みがあること。

初回保険料の払込期日(*1)の属する月の翌月末

(3) 下表のすべてに該当する場合に、最初に保険料の払込みを怠った払込期日(*1)の属する月の翌月末までに**被保険者**が保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、既に到来した払込期日(*1)までに払い込むべき保険料の全額を当会社に払い込まなければなりません。保険契約者がその払い込むべき保険料の全額を払い込む前に当会社が保険金を支払っていた場合は、当会社は既に支払った保険金の返還を請求することができます。

①	保険証券に保険料の払込期日の記載がある場合
②	保険契約者が、事故の発生の日以前に到来した払込期日(*1)に払い込むべき保険料について払込みを怠った場合

(4) 下表のすべてに該当する場合は、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害に対して保険金を支払います。

①	事故の発生の日が、保険証券記載の初回保険料の払込期日以前である場合
②	保険契約者が、初回保険料をその保険料の払込期日(*1)までに払い込むことの確約を行った場合
③	当会社が②の確約を承認した場合

(5) (4)の表の②の確約に反して、保険契約者が (2)②に規定する期日までに初回保険料の払

■備　考

第１節第４条(1)
超過していた部分について保険契約を取り消した場合には、取り消した分の保険料を返還します。

第１節第５条(1)
第５節第９条の規定により保険の対象が譲渡された場合、保険契約は失効します。保険の対象の譲渡と同時に保険契約の権利および義務を譲渡しようとする時は、あらかじめご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

第１節第５条(3)
「包括承継」とは、他人の権利義務を一括して承継することをいいます。

第２節第１条(1)
保険料払込方法が口座振替方式の場合の払込期日は、初回保険料の払込期日が保険証券に「保険始期日の属する月の翌月振替日」と表示され、通常は始期日の属する月の翌月の26日（一部金融機関では27日）となります。また、その振替日が金融機関休業日の場合は翌営業日が払込期日となります。

込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対して、既に支払った保険金相当額の返還を請求することができます。

(6) 保険契約者は、当会社に**書面等**により通知して承認を請求した場合において、当会社がこれを承認したときは、保険料払込方法を変更することができます。

(*1) 保険証券記載の払込期日をいいます。

■備　考

第2節第2条

保険料払込方法が口座振替方式の場合、払込期日に保険料の口座振替ができなかったときは、翌月に再度保険料を指定口座にご請求します。再請求でも口座振替できなかった場合、コンビニエンスストアや郵便局等でご利用いただける払込取扱票の送付等により再度保険料をご請求します。

第2条（保険料の払込方法－口座振替方式）

(1) 保険契約の締結の際に、下表のすべてを満たしている場合は、保険契約者は、払込期日(*1)に保険料(*2)を口座振替の方式により払い込むものとします。この場合において、保険契約者は、払込期日(*1)の前日までにその払込期日(*1)に払い込むべき保険料相当額を指定口座(*3)に預けておかなければなりません。

①	指定口座(*3)が、提携金融機関(*4)に設定されていること。
②	当会社の定める損害保険料口座振替依頼手続がなされていること。

(2) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、払込期日(*1)が(1)の表の①の提携金融機関(*4)の休業日に該当し、指定口座(*3)からの保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、払込期日(*1)に払込みがあったものとみなします。

(3) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、**初回保険料**の払込期日(*1)に初回保険料の払込みがないときは、保険契約者は、その保険料を第1条（保険料の払込方法等）(2)②に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

(4) 保険契約者が第1条（保険料の払込方法等）(2)②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合において、下表の左欄のいずれかの事由に該当するときは、それに対応する下表の右欄の規定を適用します。

① 初回保険料の払込みを怠った理由が、提携金融機関(*4)に対して口座振替請求が行われなかったことによるとき。 ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。	初回保険料の払込期日(*1)の属する月の翌月の応当日をその初回保険料の払込期日(*1)とみなしてこの条項の規定を適用します。
② 初回保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めたとき。	第1条（保険料の払込方法等）(2)②の「初回保険料の払込期日(*1)の属する月の翌月末」を「初回保険料の払込期日(*1)の属する月の翌々月末」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して初回保険料の払込期日(*1)の属する月の翌々月の払込期日(*1)に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。

(5) 保険料払込方法が口座振替の方式以外の場合で、下表のすべてに該当するときは、保険契約者は、当会社が定める時以降に請求する保険料(*5)を口座振替の方式により払い込むものとします。この場合は、口座振替の方式により初めて払い込む保険料を初回保険料とみなして(1)から(3)までの規定を適用します。

①	保険契約者から当会社に**書面等**により、保険料払込方法を口座振替の方式に変更する申出があるとき。
②	当会社が①の申出を承認するとき。

(*1) 保険証券記載の払込期日をいいます。
(*2) **追加保険料**を含みます。
(*3) 指定口座とは、保険契約者の指定する口座をいいます。
(*4) 提携金融機関とは、当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
(*5) 当会社が定める時以降に請求する保険料には、保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料および追加保険料を含みます。

第3条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）

(1) 保険契約の締結の際に、下表のすべてに該当する場合は、保険契約者は、保険料(*1)をクレジットカード払の方式により払い込むものとします。

①	保険契約者からクレジットカード払の方式による保険料払込みの申出がある場合
②	当会社が①の申出を承認する場合

(2) (1)の場合、下表の規定の適用においては、当会社が保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、払込みに使用されるクレジットカード(*2)が有効であること等の確認を行ったことをもって、保険料が払い込まれたものとみなします。

①	第１条（保険料の払込方法等）(1)および同条(2)
②	第５条（第２回目以降の保険料不払の場合の免責等）(1)

(3) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合は、(2)の規定は適用しません。

①	当会社が、クレジットカード会社からその払込期日(*3)に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカード(*2)を使用し、クレジットカード会社に対してその払込期日(*3)に払い込むべき保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、保険料が払い込まれたものとみなして(2)の規定を適用します。
②	会員規約等に規定する手続が行われない場合

(4) (3)の表の①の保険料相当額を領収できない場合は、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、当会社は、その払い込んだ保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。

(5) 当会社がクレジットカード会社から払込期日(*3)に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者は、それ以降の保険料(*1)については、当会社が承認しない限り、クレジットカード払の方式による払込みは行わないものとします。

(6) 保険料払込方法がクレジットカード払の方式以外の場合で、下表のすべてに該当するときは、保険契約者は、当会社が定める時以降に請求する保険料(*4)をクレジットカード払の方式により払い込むものとします。この場合は、(1)から(5)までの規定を準用します。

①	保険契約者から当会社に**書面等**により、保険料払込方法をクレジットカード払の方式に変更する申出があるとき。
②	当会社が①の申出を承認するとき。

(*1) **追加保険料**を含みます。
(*2) 当会社の指定するクレジットカードに限ります。
(*3) 保険証券記載の払込期日をいいます。
(*4) 当会社が定める時以降に請求する保険料には、保険料を分割して支払う場合の第２回目以降の保険料および追加保険料を含みます。

第４条（口座振替方式・クレジットカード払方式以外への変更）

保険料払込方法が口座振替の方式またはクレジットカード払の方式の場合で、下表のいずれかに該当するときは、保険契約者は当会社が定める時以降に請求する保険料(*1)を当会社が定める方式および払込期日に従って払い込むものとします。ただし、当会社が定める方式には、口座振替の方式またはクレジットカード払の方式を含みません。

①	保険契約者から当会社に**書面等**により、口座振替の方式またはクレジットカード払の方式以外の方式による保険料の払込みの申出があり、当会社がこれを承認する場合
②	第３条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）(5)の規定に基づき当会社がクレジットカード払の方式による払込みを承認しない場合で、保険契約者が第２条（保険料の払込方法－口座振替方式）(5)の規定に基づく口座振替の方式による保険料の払込みを行わないとき。

(*1) 当会社が定める時以降に請求する保険料には、保険料を分割して支払う場合の第２回目以降の保険料および**追加保険料**を含みます。

第５条（第２回目以降の保険料不払の場合の免責等）

(1) 当会社は、保険契約者が第２回目以降の保険料について、次に規定する期日までにその払込みを怠った場合は、その払込期日(*1)の翌日以後に生じた事故による損害に対しては保険金を支払いません。

その保険料を払い込むべき払込期日(*1)の属する月の翌月末

(2) 下表のすべてに該当する場合は、当会社は、(1)の「その保険料を払い込むべき払込期日(*1)の属する月の翌月末」を「その保険料を払い込むべき払込期日(*1)の属する月の翌々月末」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対してその保険料を払い込むべき払込期日(*1)の属する月の翌々月の払込期日(*1)に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が１年を超えない保険契約において、保険契約者がこの規定を既に適用しているときは、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

①	保険料払込方法が口座振替の方式の場合
②	保険契約者が(1)に規定する期日までの第２回目以降の保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めた場合

■備　考

（*1）保険証券記載の払込期日をいいます。

第３節　事故発生時等の手続

第１条（事故発生時または損害発生時の義務）

保険契約者または**被保険者**は、事故または損害が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

①　損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること。
②　事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
③　事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に**書面等**により通知すること。 ｱ.　事故の状況 ｲ.　事故の発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ｳ.　損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④　他の保険契約等の通知	**他の保険契約等**の有無および内容（*1）について、遅滞なく、当会社に通知すること。
⑤　訴訟の通知	損害賠償の請求（*2）についての訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なく当会社に通知すること。
⑥　請求権の保全等	他人に損害賠償の請求（*2）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑦　盗難の届出	保険の対象に**盗難**による損害が発生した場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。
⑧　修理着工の事前承認	保険の対象を修理する場合には、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当を行う場合を除きます。
⑨　調査の協力等	①から⑧までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること（*3）。

（*1）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。
（*2）損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
（*3）保険の対象について損害が生じた場合、当会社が、事故が生じた**建物**もしくは**敷地内**を調査することまたはその建物もしくは敷地内に収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他の場所に移転することに協力することを含みます。

第２条（事故発生時または損害発生時の義務違反）

（1）保険契約者または**被保険者**が、正当な理由がなくて第１条（事故発生時または損害発生時の義務）の表の規定に違反した場合は、当会社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

①　第１条の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
②　第１条の表の②から⑤までまたは同表の⑦から⑨まで	第１条の表の②から⑤までまたは同表の⑦から⑨までの規定に違反したことによって当会社が被った損害の額
③　第１条の表の⑥	他人に損害賠償の請求（*1）をすることによって取得することができたと認められる額

（2）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第１条（事故発生時または損害発生時の義務）の表の③、同表の⑦もしくは同表の⑨に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（*1）損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第４節　保険金請求手続

第１条（保険金の請求）

（1）当会社に対する保険金請求権は、次の時から発生し、これを行使することができるものとします。

損害が発生した時

（2）**被保険者**が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、

■備　考

第３節第１条
事故または損害が発生したことを知った場合は、左記の記載事項のご対応をお願いいたします。なお、「事故が起こった場合の連絡方法や留意点」については、P.27をご参照ください。

当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 保険金の請求書

② 損害額を証明する書類(*1)

③ 被保険者が死亡した場合は、被保険者の除籍および被保険者のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本

④ 第４条（指定代理請求人）に規定する被保険者の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類

⑤ ①から④までのほか、下表の書類または証拠

ア. 所轄消防署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類
イ. **盗難**による損害の場合は、所轄警察官署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類
ウ. 保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合において、被保険者に保険金を支払うときは、質権者または譲渡担保権者からの保険金支払指図書

⑥ ①から⑤までのほか、当会社が第２条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する**書面等**において定めたもの

(3) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(*2)および被害が生じた物の写真(*3)をいいます。

(*2) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(*3) 画像データを含みます。

第２条（保険金の支払）

(1) 当会社は、請求完了日(*1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および**被保険者**に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において規定する事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(*2)および事故と損害との関係
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において規定する解除、**無効**、**失効**または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、**他の保険契約等**の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)に規定する確認をするため、下表の左欄の特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(*1)からその日を含めて下表の右欄の日数(*3)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

① 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
② (1)の表の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ (1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(*4)	180日
④ (1)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(3) (1)および(2)に規定する確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(*5)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) 被保険者から保険金の内払の請求がある場合で、当会社が承認したときに限り、当会社の定める方法により保険金の内払を行います。

■備　考

(5) 保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(*1) 被保険者が第１条（保険金の請求）(2)の手続を完了した日をいいます。
(*2) 保険価額を含みます。
(*3) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
(*4) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
(*5) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

■備　考

第３条（保険金の支払を請求できる者が複数の場合の取扱い）

(1) この保険契約について、保険金の支払を請求できる者が２名以上である場合は、当会社は、代表者１名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険金の支払を請求できる者を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険金の支払を請求できる者の中の１名に対して行う当会社の行為は、他の保険金の支払を請求できる者に対しても効力を有するものとします。

第４条（指定代理請求人）

(1) **被保険者**に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、下表に規定する者のいずれかが保険金を請求することができます。この場合において、その事情を示す書類をもってそのことを当会社に申し出て、当会社の承認を得るものとします。

①	被保険者と**同居**または生計を共にする配偶者(*1)
②	①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする３親等内の**親族**
③	①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(*1)または②以外の３親等内の親族

(2) (1)の規定による代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(*1) 法律上の配偶者に限ります。

第５条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等がある場合は、下表の額を支払保険金の額とします。

① この保険契約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額

② 他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合は、次の額

ア. 損害額(*1)が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*2)

イ. 住まい条項第７条（支払保険金の計算）(2)、(4)および(5)の費用に関しては、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額(*3)が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*2)

③ ①の場合において、保険の対象について**再取得価額**を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払うことを規定した約定のない他の保険契約等があるときには、①の規定にかかわらず②の規定に基づいて算出した保険金の額(*2)。この場合において、他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていないときであっても、他の保険契約等から支払われるべき保険金または共済金の額が支払われたものとみなして、②の規定を適用します。

(*1) 損害額から１回の事故につき、保険証券記載の**免責金額**(*4)を差し引いた残額をいいます。
(*2) 他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。
(*3) 住まい条項第７条（支払保険金の計算）(4)または(5)の保険金の場合は、別表 水道管凍結修理費用・地震火災費用保険金支払限度額表の水道管凍結修理費用保険金または地震火災費用保険金の限度額をいいます。
(*4) 他の保険契約に、この保険契約の免責金額より低いものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。

第５節　保険契約の取消し、無効、失効または解除

第１条（保険契約の取消し）

保険契約の締結の際、保険契約者または**被保険者**に詐欺または強迫の行為があった場合は、当会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合の取消しは、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第２条（保険契約の無効または失効）

(1) 下表に該当する事実があった場合は、この保険契約は**無効**とします。

保険契約の締結の際、保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもっていたこと。

(2) 保険契約の締結の後、下表に該当する事実があった場合は、その事実が発生した時にこの保険契約は**失効**します。

損害額(*1)がそれぞれ１回の事故につき保険金額の100%に相当する額以上になる損害が発生したこと。ただし、保険金額が**再取得価額**を超える場合は、再取得価額を保険金額とみなします。

(3) (2)のほか、保険契約の締結の後、下表に該当する事実があった場合は、その事実が発生した時にこの保険契約は失効します。

(2)に該当する場合を除き、保険の対象の全部が滅失したこと。 ただし、**建物**の建替等に基づき保険契約者または**被保険者**から保険契約存続の申出があり、当会社がこれを承認した場合については、この規定は適用しません。

(*1) 損害額とは、保険金を支払うべき損害の額をいいます。

第３条（告知義務違反による保険契約の解除）

(1) 当会社は、第１節第１条（告知義務）の告知の際に、**告知事項**について、保険契約者または**被保険者**の故意または重大な過失によって、下表のいずれかに該当する場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

①	保険契約者または被保険者が事実を告知しなかった場合
②	保険契約者または被保険者が事実と異なることを告知した場合

(2) (1)の規定は、下表のいずれかに該当する場合には適用しません。

①	(1)の事実がなくなった場合
②	当会社が保険契約の締結の際、(1)の事実を知っていた場合、または過失によってこれを知らなかった場合(*1)
③	保険契約者または被保険者が、当会社が保険金を支払うべき事故が発生する前に、告知事項について、**書面等**によって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、訂正の申出を受けた場合においては、保険契約の締結の際、保険契約者または被保険者がその訂正すべき事実を当会社に告知していたとしても当会社が保険契約の締結を承認していたと認められるときに限り、当会社は、これを承認するものとします。
④	当会社が(1)に規定する解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合、または保険契約の締結の時から５年を経過した場合

(3) (1)の規定による解除が損害が発生した後になされた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

(4) (3)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

(*1) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第４条（通知義務違反による保険契約の解除）

(1) 当会社は、第１節第２条（通知義務）(1)の事実の発生によって、**告知事項**について危険増加(*1)が生じた場合において、保険契約者または**被保険者**が、故意または重大な過失によって遅滞なく同条(1)に規定する通知をしなかったときは、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

(2) (1)の規定は、当会社が(1)の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合、または(1)に規定する危険増加(*1)が生じた時から５年を経過した場合には適用しません。

(3) (1)の規定による解除が損害が生じた後になされた場合であっても、当会社は、解除に係る危険増加(*1)が生じた時以降に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

(4) (3)の規定は、(1)に規定する危険増加(*1)をもたらした事由に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

(5) 当会社は、(1)に規定する危険増加(*1)が生じ、この保険契約の引受範囲(*2)を超えることとなった場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

■備　考

第５節第２条(3)

建物を建て替える場合には、事前にご連絡ください。原則として建物を取り壊した時にこの保険契約は失効しますが、事前に手続きいただいた場合には、建替え後の建物にもこの保険契約を適用することができます。

第５節第３条

第５節第３条の規定によりご契約が解除された場合は、既にお支払いした保険金を返還していただくことがあります。なお、保険料の返還については第６節第１条(8)の表の①および付表１－１をご参照ください。

第５節第４条

第５節第４条の規定によりご契約が解除された場合は、既にお支払いした保険金を返還していただくことがあります。なお、保険料の返還については、第６節第１条(8)の表の②および付表１－１をご参照ください。

(6) (5)の規定による解除が損害が生じた後になされた場合であっても、当会社は、解除に係る危険増加(*1)が生じた時以降に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

(*1) 危険増加とは、危険(*3)が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険(*3)を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
(*2) 保険料を増額することにより保険契約を継続できる範囲として保険契約の締結の際に当会社が交付する書類等において定めたものをいいます。
(*3) 危険とは、損害の発生の可能性をいいます。

第5条（重大事由による保険契約の解除）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

①	保険契約者または**被保険者**(*1)が当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせたこと(*2)。
②	この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者(*3)に詐欺の行為があったこと(*2)。
③	①および②のほか、保険契約者または被保険者(*1)が、①または②の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) (1)の規定による解除が損害が発生した後になされた場合であっても、(1)の表のいずれかの事由が発生した時以降に生じた事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

(*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(*2) 未遂の場合を含みます。
(*3) 被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第6条（保険料不払による保険契約の解除）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

①	**初回保険料**について、第2節第1条(保険料の払込方法等)(2)②に規定する期日までに、その払込みがない場合。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合は、保険期間の初日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがないときとします。
②	保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料について、第2節第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）(1)に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがない場合
③	保険料の払込方法が月払の場合において、払込期日(*1)までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日(*2)までに、次回払込期日(*2)に払い込むべき保険料の払込みがないとき。
④	第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の**追加保険料**の払込みを怠った場合(*3)。ただし、変更手続き完了のお知らせに追加保険料払込期日(*4)が記載されている場合は、この規定を適用しません。
⑤	第6節第1条(4)の追加保険料払込期日(*4)を設定した場合において、同条(4)に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みがないとき。
⑥	保険料の払込方法が月払の場合において、保険契約者が保険料を第2節第1条(2)②に規定する期日または第2節第5条(1)に規定する期日までに払い込んだときであっても、保険契約者がこの保険契約における保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその翌月の払い込むべき保険料の払込みを怠ったと当会社が認めるとき。

(2) (1)の表の⑥の規定に基づきこの保険契約を解除する場合において、当会社が既に支払った保険金(*5)があるときは、当会社はこの保険金(*5)相当額の返還を請求することができます。

(*1) 保険証券記載の払込期日をいいます。
(*2) 払込期日(*1)の翌月の払込期日(*1)をいいます。
(*3) 第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(1)の表の①または③の場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。
(*4) 追加保険料払込期日とは、当会社が第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(1)の表の①の通知を受けた場合または同節第1条(1)の表の③もしくは同節第1条(2)の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。
(*5) 払込みを怠ったと当会社が認めた保険料を払い込むべき払込期日(*1)の前月の払込期日(*1)の翌日以降に発生した事故による損害に対して、支払った保険金に限ります。

■備　考

第5節第5条
第5節第5条の規定によりご契約が解除された場合は、既にお支払いした保険金を返還していただくことがあります。なお、保険料の返還については、第6節第1条(8)の表の③および付表1－1をご参照ください。

第5節第6条
保険料不払によりご契約が解除された場合における保険料の返還については、第6節第1条(8)の表の④および付表1－1をご参照ください。

第5節第6条(1)の表の④
「変更手続き完了のお知らせ」とは、保険契約者からご契約内容の変更（ご契約の住所の変更や補償内容の変更等）のお申出をいただいた場合にお送りする、変更手続きが完了したことのお知らせをいいます。保険証券とあわせて最新のご契約内容をご確認いただけますので、いずれも大切に保管していただくようお願いいたします。

第７条（保険契約者による保険契約の解除）

(1) 保険契約者は、当会社に対する**書面等**による通知をもって保険契約を解除することができます。ただし、この通知が行われた場合において、当会社が保険料を請求したときは、保険契約者は、その保険料を払い込まなければ保険契約を解除することができません。また、保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面等による同意を得た後でなければ行使できません。

(2) (1)の規定による保険契約の解除後に当会社が保険料を請求し、第６条（保険料不払による保険契約の解除）(1)の表のいずれかに該当した場合には、当会社は、(1)に規定する保険契約者による解除を取り消し、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第８条（保険契約解除の効力）

(1) 保険契約の解除は、解除した時から将来に向かってのみその効力を生じます。

(2) (1)の規定にかかわらず、第６条(保険料不払による保険契約の解除）(1)または第７条(保険契約者による保険契約の解除）(2)の規定により保険契約を解除した場合、解除の効力は、下表の左欄に対応する下表の右欄に規定する時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① 第６条(1)の表の①の規定による解除の場合	保険期間の初日
② 第６条(1)の表の②の規定による解除の場合	第６条(1)の表の②に規定する保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
③ 第６条(1)の表の③の規定による解除の場合	第６条(1)の表の③に規定する次回払込期日(*1)または保険期間の末日のいずれか早い日
④ 第６条(1)の表の④の規定による解除の場合	第６節第１条（保険料の返還、追加または変更）(3)の**追加保険料**の払込みを怠った日
⑤ 第６条(1)の表の⑤の規定による解除の場合	第６節第１条(4)に規定する期日または保険期間の末日のいずれか早い日
⑥ 第６条(1)の表の⑥の規定による解除の場合	第６条(1)の表の⑥に規定する期日の前月の払込期日(*2)
⑦ 第７条(2)の規定による解除の場合	第７条(1)の規定により解除した日

(*1) 払込期日(*2)の翌月の払込期日(*2)をいいます。
(*2) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第９条（保険の対象を譲渡した場合等の保険契約の失効）

(1) 第１節第５条（保険の対象の譲渡または相続等に関する通知義務）(1)に規定する事実が発生した時に保険契約はその効力を失い、この保険契約の権利および義務(*1)は、譲受人に移転しません。ただし、同条(1)の規定により、保険契約者がこの保険契約の権利および義務(*1)を保険の対象の譲受人に譲渡することをあらかじめ**書面等**をもって当会社に通知し承認の請求を行った場合において、当会社がこれを承認したときは、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

(2) 当会社は、保険の対象が譲渡された後に、保険の対象について生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1)のただし書に規定する承認をした後は、この規定を適用しません。

(*1) この保険契約の権利および義務とは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。

第10条（包括して契約した場合の保険契約の失効）

おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が２以上ある場合には、それぞれの保険の対象について、第２条（保険契約の無効または失効）(2)または(3)の規定を適用します。

第11条（保険契約の無効または失効に関する特則）

第１条（保険契約の取消し）および第２条（保険契約の無効または失効）に規定する保険契約の締結には、下表のものを含みます。

保険の対象の追加

第６節　保険料の返還、追加または変更

第１条（保険料の返還、追加または変更）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。

■備　考

第５節第７条(1)
保険契約者からの通知により保険契約を解除することを解約といいます。この場合、未払いの保険料を解約日以降にご請求することがあります。このお支払いがない場合、第５節第７条(2)および第８条(2)の表の⑦の規定により、解約を取り消して解除させていただきます。

第５節第９条
保険の対象の譲渡により保険契約が失効する場合における保険料の返還については、第6節第6条および付表１－１をご参照ください。

①	第１節第２条（通知義務）(1)の通知を受けた場合
②	第１節第４条（保険金額の調整）(2)の通知を受けた場合
③	第５節第３条（告知義務違反による保険契約の解除）(2)の表の③の承認をする場合

(2) 当会社は、(1)のほか、保険契約の締結の後、保険契約者が当会社に**書面等**により通知した保険契約の条件の変更を承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。この場合において、保険契約者は、正当な理由があり、かつ、当会社が認めるときを除いてこの通知を撤回することはできません。

(3) (1)および(2)の場合においては、下表の規定により取り扱います。

① 保険料払込方法が一時払の場合(*1)	保険契約の条件の変更前の保険料と変更後の保険料の差額に基づき当会社が算出した、**未経過期間**に対する保険料(*2)を返還し、または**追加保険料**を請求します。
② 保険料払込方法が一時払以外の場合(*1)	下表に規定する保険料を保険契約の条件の変更後の保険料(*2)に変更します。ただし、**契約内容変更日**の属する**保険年度**においては、当会社が認める場合は、①に規定する方法により取り扱います。

ｲ. 保険証券に**初回保険料**の払込期日の記載がある場合	当会社が通知を受けた日または承認した日の属する月の翌月以降の保険料
ｲ. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合	当会社が通知を受けた日または承認した日以降の保険料

(4) 保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合(*3)は、追加保険料領収前に生じた事故(*4)による損害に対しては、次の①または②の規定に従います。ただし、追加保険料払込期日(*5)を設定した場合で、次に規定する期日までに保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを行ったときは、この規定は適用しません。

追加保険料払込期日(*5)の属する月の翌月末

① (1)および(3)の規定に基づき当会社が追加保険料を請求した場合は、当会社は、保険金を支払いません。(*6)(*7)

② (2)および(3)の規定に基づき当会社が追加保険料を請求した場合は、当会社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

(5) 第５節第１条（保険契約の取消し）に規定する保険契約の取消しの場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。

(6) 第５節第２条（保険契約の無効または失効）(1)に規定する保険契約の**無効**の場合は、下表のとおり取り扱います。

保険料は返還しません。

(7) 保険契約の**失効**の場合は、当会社は、付表１－１に規定する保険料を返還します。ただし、第５節第２条（保険契約の無効または失効）(2)に該当する場合は、下表のとおり取り扱います。

① 保険期間が１年を超える保険契約の場合	付表１－２に規定する保険料を返還します。
② 保険期間が１年以下の保険契約の場合	保険料は返還しません。

(8) 下表のいずれかの規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、付表１－１に規定する保険料を返還します。

①	第５節第３条（告知義務違反による保険契約の解除）(1)
②	第５節第４条（通知義務違反による保険契約の解除）(1)または同条(5)
③	第５節第５条（重大事由による保険契約の解除）(1)
④	第５節第６条（保険料不払による保険契約の解除）(1)
⑤	第５節第７条（保険契約者による保険契約の解除）(2)

(9) 第５節第７条（保険契約者による保険契約の解除）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、付表２に規定する保険料を返還し、または請求できます。

(*1) 保険料払込方法が一時払以外であっても、第２節第１条（保険料の払込方法等）(1)に規定するすべての回数の払込みが終了した場合で、第６節第１条（保険料の返還、追加または変更）(3)の表の②の規定により変更すべき保険料がないときは、(3)の表の①に規定する方法により取り扱います。

(*2) (1)の表の①の場合は、保険契約者または**被保険者**の通知に基づき、第１節第２条（通知義務）(1)に規定する事実が発生した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいます。

(*3) (1)の表の①または③の場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。

■備　考

(*4) 追加保険料領収前に生じた事故とは、当会社が(1)の表の①の通知を受けた場合、または(1)の表の③もしくは(2)の承認をする場合に、通知に係る危険増加(*8)が生じた日または当会社が承認を行った日以降で、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。ただし、当会社が保険期間の初日から保険料を変更する必要があると認めたときは、保険期間の初日以降で、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。
(*5) 追加保険料払込期日とは、当会社が(1)の表の①の通知を受けた場合または(1)の表の③もしくは(2)の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。
(*6) (1)の表の①または③の場合は、第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）(1)の表の④の規定により解除できるときに限ります。
(*7) 既に保険金を支払っていた場合は、当会社は、保険金の返還を請求することができます。
(*8) 危険増加とは、危険(*9)が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険(*9)を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
(*9) 危険とは、損害の発生の可能性をいいます。

■備　考

第2条（追加保険料の払込み等－口座振替方式の場合の特則）

(1) 下表の規定に基づき当会社が請求した**追加保険料**について、追加保険料払込期日(*1)に追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、追加保険料を第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

①	第2節第2条（保険料の払込方法－口座振替方式）
②	第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)

(2) 下表のすべてに該当する場合は、当会社は、第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)の「追加保険料払込期日(*1)の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日(*1)の属する月の翌々月末」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して追加保険料払込期日(*1)の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年の保険契約において、保険契約者がこの規定を既に適用しているときは、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

①	保険契約者が追加保険料払込期日(*1)までの追加保険料の払込みを怠った場合
②	①の払込みを怠ったことについて保険契約者に故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合

(3) 当会社は、次の①および②のすべてに該当する場合においては、追加保険料払込期日(*1)の属する月の翌月の応当日を追加保険料払込期日(*1)とみなして下表の規定を適用します。
① 保険契約者が追加保険料払込期日(*1)までの追加保険料の払込みを怠った場合
② ①の払込みを怠った理由が、提携金融機関(*2)に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

ｱ. 第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）
ｲ. 第5節第8条（保険契約解除の効力）
ｳ. 第6節第2条（追加保険料の払込み等－口座振替方式の場合の特則）(1)および(2)
ｴ. 第6節第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）

(4) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、当会社が保険料を返還するときは、当会社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当会社の定める回数に分割し、当会社の定める日に指定口座(*3)に振り込むことによって行うことができるものとします。
(5) (4)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がされている場合は適用しません。

(*1) 追加保険料払込期日とは、当会社が第1条（保険料の返還、追加または変更）(1)の表の①の通知を受けた場合または第1条(1)の表の③もしくは第1条(2)の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。
(*2) 提携金融機関とは、当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
(*3) 指定口座とは、この保険契約の保険料に関して、当会社が提携金融機関(*2)に対して口座振替請求を行う口座をいいます。

第3条（追加保険料の払込み等－クレジットカード払方式の場合の特則）

(1) 下表の規定に基づき当会社が請求した**追加保険料**について、第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)の規定の適用においては、当会社が追加保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、追加保険料の払込みに使用されるクレジットカード(*1)が有効であること等の確認を行ったことをもって、その追加保険料が払い込まれたものとみなします。

①	第2節第3条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）
②	第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合は(1)の規定を適用しません。

①	当会社がクレジットカード会社から追加保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカード(*1)を使用し、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、その追加保険料が払い込まれたものとみなして(1)の規定を適用します。
②	会員規約等に規定する手続が行われない場合

(3) (2)の表の①の追加保険料相当額を領収できない場合は、当会社は、保険契約者に追加保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当会社は、その払い込んだ追加保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。

(4) 保険料払込方法がクレジットカード払の方式の場合で、当会社が保険料を返還するときは、当会社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当会社の定める回数に分割し、当会社の定める日に下表のいずれかの方法によって行うことができるものとします。

①	保険契約者の指定する口座への振込み
②	クレジットカード会社経由の返還

(5) (4)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がされている場合は適用しません。

(*1) 当会社の指定するクレジットカードに限ります。

第４条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）

(1) 当会社が第１条（保険料の返還、追加または変更）(3)の**追加保険料**の払込みについて追加保険料払込期日(*1)を設定した場合において、下表のすべてに該当するときは、当会社は、同条(4)の規定にかかわらず、追加保険料が払い込まれたものとして、その事故による損害に対して保険金を支払います。

①	事故の発生の日が、追加保険料払込期日(*1)以前であること。
②	事故の発生の日の前日までに到来した払込期日(*2)までに払い込むべき保険料の全額が払い込まれていること。

(2) (1)の場合において、事故の発生の日が**初回保険料**払込期日以前のときは、(1)に規定する「事故の発生の日の前日までに到来した払込期日(*2)までに払い込むべき保険料の全額」を「初回保険料」と読み替えて適用します。ただし、保険契約者が第２節第１条（保険料の払込方法等）(4)の表の②に規定する確約を行った場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害に対して保険金を支払います。

(3) 当会社が第１条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日(*1)を設定した場合において、保険契約者が同条(4)に規定する期日までに追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、その払込期日の翌日以後に発生した事故による損害に対しては、下表の規定に従います。

①	追加保険料が、第１条(1)および(3)の規定により請求したものである場合は、当会社は、保険金を支払いません。
②	追加保険料が、第１条(2)および(3)の規定により請求したものである場合は、当会社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

(4) 第１条（保険料の返還、追加または変更）(3)の表の②の規定に基づき、当会社が保険料を変更した場合、(1)から(3)までの「追加保険料」を「保険料変更後の最初の払い込むべき保険料」と読み替えて適用します。

(5) 第１条（保険料の返還、追加または変更）(4)ただし書の規定が適用され、かつ、事故が発生した場合において、保険契約者または**被保険者**は、下表に規定する日時の確認に関して、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めたときには、遅滞なくこれを提出しなければなりません。また、当会社が行う確認に協力しなければなりません。

①	第１節第２条（通知義務）(1)または第６節第１条（保険料の返還、追加または変更）(2)に規定する通知が行われた日時
②	第５節第３条（告知義務違反による保険契約の解除）(2)の表の③に規定する訂正の申出が行われた日時
③	事故の発生の日時

(*1) 追加保険料払込期日とは、当会社が第１条（保険料の返還、追加または変更）(1)の表の①の通知を受けた場合または同条(1)の表の③もしくは同条(2)の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。

(*2) 保険証券記載の払込期日をいいます。

■備　考

第５条（保険金額の調整における保険契約の一部取消しによる保険料の返還）

第１節第４条（保険金額の調整）(1)の規定により保険契約者が保険契約の一部を取り消した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料のうち、取り消した部分に対応する保険料を返還します。

第６条（保険の対象の譲渡等による保険料の返還）

第５節第９条（保険の対象を譲渡した場合等の保険契約の失効）(1)の規定により、保険契約が**失効**した場合は、付表１－１に規定する保険料を返還します。

第７節　その他事項

第１条（保険責任の始期および終期）

(1) 当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間の初日の午後４時(*1)に始まり、末日の午後４時に終わります。

(2) (1)の規定にかかわらず、保険期間が開始した後でも、当会社は**初回保険料**を領収する前に生じた事故による損害に対しては保険金を支払いません。

(3) 当会社は、保険契約者が当会社へ必要事項が記載された**保険契約申込書等**を提出し、当会社がこれを承認した時までに生じた事故による損害に対しては保険金を支払いません。

(4) (1)の規定において、時刻は日本国の標準時によるものとします。

(*1) 保険証券に異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

第２条（代　位）

(1) 損害が生じたことにより**被保険者**が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合は、被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)の表の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 被保険者が取得した債権が下表の左欄のいずれかに該当する場合は、対応する下表の右欄に規定するところによります。

賃貸借契約または使用貸借契約に基づき被保険者以外の者が占有する**建物**を、保険の対象とする場合	被保険者が借家人(*2)に対して有する権利を、当会社が取得した場合は、当会社は、これを行使しないものとします。ただし、借家人(*2)の故意または重大な過失によって生じた損害に対し保険金を支払った場合は、その権利を行使することができます。

(*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(*2) 借家人とは、賃貸借契約または使用貸借契約に基づき保険の対象である建物を占有する者をいい、転貸人および転借人を含みます。

第３条（保険契約者の変更）

(1) 保険契約の締結の後、保険契約者は、**書面等**をもって当会社に保険契約者の変更の承認の請求を行い、当会社がこれを承認した場合は、当会社が認める範囲内でこの保険契約の権利および義務(*1)を第三者に移転させることができます。ただし、下表の規定により取り扱います。

被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第１節第５条（保険の対象の譲渡または相続等に関する通知義務）(1)の規定によるものとします。

(2) 保険契約の締結の後、保険契約者が死亡した場合、この保険契約が**失効**するときを除き、この保険契約の権利および義務(*1)は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人に移転するものとします。

(3) 保険契約者が２名以上である場合は、当会社は、代表者１名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。

(4) (3)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、保険契約者の中の１名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。

(5) 保険契約者が２名以上である場合は、各保険契約者は連帯してこの保険契約の義務(*2)を負うものとします。

(*1) この保険契約の権利および義務とは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。

(*2) この保険契約の義務とは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務をいいます。

■備　考

第７節第３条(2)
「法定相続人」とは、民法に定められた相続人をいいます。

第４条（保険証券等の不発行の特則）

当会社は、保険契約者の申出により、保険証券またはこれに代わる書面の発行を行わないことがあります。この場合において、この保険契約の内容として電磁的方法で提供した事項を、保険証券の記載事項とみなして、この保険契約の普通保険約款(*1)の規定を適用します。

(*1) 付帯される特約を含みます。

第５条（時　効）

保険金請求権は、第４節第１条（保険金の請求）(1)に規定する時の翌日から起算して３年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第６条（保険証券に複数の明細書が添付されている場合の普通保険約款等の適用）

この保険契約の保険証券に複数の明細書が添付されている場合には、特に記載のないかぎり、明細書ごとに支払保険金の計算に関する規定を適用します。

第７条（残存物および盗難品の帰属）

(1) 当会社が損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社がこれを取得することの意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。

(2) 盗取された保険の対象について、当会社が損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、住まい条項第８条（損害額の決定）に規定する回収するために支出した必要な費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。

(3) 盗取された保険の対象について、当会社が損害保険金を支払った場合は、その保険の対象の所有権その他の物権は、損害保険金の**再取得価額**に対する割合によって、当会社に移転します。

(4) (3)の規定にかかわらず、**被保険者**は、支払を受けた損害保険金に相当する額(*1)を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

(*1) 支払を受けた損害保険金に相当する額とは、住まい条項第８条（損害額の決定）に規定する回収するために支出した必要な費用に対する損害保険金に相当する額を差し引いた残額をいいます。

第８条（用語の適用等）

(1) この条項に規定されていない用語については、普通保険約款の他の条項における規定を準用します。

(2) 普通保険約款(*1)において、特に記載のないかぎり、【用語の定義】に規定する用語は、【用語の定義】に定めるところに従います。

(3) この条項において保険契約の締結には、更新(*2)を含むものとします。

(*1) 付帯される特約を含みます。

(*2) 更新とは、保険期間の末日においてこの保険契約に適用されている普通保険約款と同一の普通保険約款を、引き続き締結することをいいます。

第９条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第10条（準拠法）

この保険契約に適用される普通保険約款および特約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

■備　考

別表　水道管凍結修理費用・地震火災費用保険金支払限度額表

保険金の種類		支払限度額
水道管凍結修理費用保険金		1回の事故につき、10万円(*1)または凍結による損害が生じた専用水道管を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用の額のいずれか低い額
地震火災費用保険金	(1) それぞれの保険契約または共済契約の支払うべき保険金または共済金の額の合計額が、1回の事故につき、1**敷地内**ごとに300万円(*2)を超えるとき	1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円(*2)
	(2) (1)に該当しない場合であって、それぞれの保険契約または共済契約のおのおのの保険の対象についての支払限度額の合計額が、1回の事故につき、保険の対象ごとに、その保険の対象の**再取得価額**に5%(*3)を乗じて得た額を超えるとき	1回の事故につき、保険の対象ごとに、その保険の対象の再取得価額に5%(*3)を乗じて得た額

(*1) **他の保険契約等**に、限度額が10万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額
(*2) 他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額
(*3) 他の保険契約等に、支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合

付表1－1　失効・当会社による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1年	一時払、一時払以外	(1) 保険契約が**失効**した日または解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から**既経過期間**に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) 未払込保険料(*2)がある場合は、(1)の額からその未払込保険料(*2)を差し引いた額
1年未満	一時払、一時払以外	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額
1年超	一時払	(1) 保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づき算出したこの保険契約の保険期間に対応する保険料に対し、保険契約が失効した日または解除された日時点を経過年月とした付表4の「長期保険未経過料率」を乗じて算出した額(*1) (2) 未払込保険料(*2)がある場合は、(1)の額からその未払込保険料(*2)を差し引いた額
	一時払以外	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額

(*1) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。
(*2) **未経過期間**に対応する保険料を含みます。

付表1－2　保険金の支払による失効の場合の返還保険料

払込方法	返還保険料の額
一時払	(1) 当保険年度(*1)の翌保険年度以降の保険料について、保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき算出したこの保険契約の保険期間に対応する保険料に対し、当保険年度(*1)を経過した時点を経過年月とした付表4の「長期保険未経過料率」を乗じて算出した額(*2) (2) 保険契約が**失効**した日の属する**保険年度**の翌保険年度以降の保険料について、未払込保険料(*3)がある場合は、(1)の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額
一時払以外	返還する保険料はありません。

(*1) 保険契約が失効した日の属する保険年度をいいます。
(*2) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。
(*3) **未経過期間**に対応する保険料を含みます。

■備　考

付表２　保険契約者による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
１年	一時払	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から**既経過期間**に対して付表３の「短期料率」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1)(*4) (2) (1)にかかわらず、契約条件の変更に伴い、中途更新(*2)を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額。ただし、この保険契約の契約条件を変更する方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新(*2)に限られる場合は、その年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (3) 未払込保険料(*3)がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額
	一時払以外	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) (1)にかかわらず、この保険契約の契約条件を変更する場合において、その変更方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新(*2)に限られるときは、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (3) 未払込保険料(*3)がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額
１年未満	一時払、一時払以外	保険期間が１年の場合の算出方法に準じて算出した額
１年超	一時払	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき算出したこの保険契約の保険期間に対応する保険料に対し、保険契約が解除された日時点を経過年月とした付表４の「長期保険未経過料率」を乗じて算出した額(*1) (2) 未払込保険料(*3)がある場合は、(1)の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額
	年払	保険期間が１年の場合における払込方法が一時払のときの算出方法に準じて算出した額
	月払	保険期間が１年の場合における払込方法が一時払以外のときの算出方法に準じて算出した額

(*1) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。
(*2) 保険契約が解除された日を保険期間の初日として当会社と保険契約を締結することをいいます。
(*3) **未経過期間**に対応する保険料を含みます。
(*4) この保険契約に地震保険普通保険約款に基づく契約が付帯されている場合で、地震保険普通保険約款に基づく契約のみを解除するときは、「付表３の「短期料率」」を「月割」と読み替えて適用します。

付表３　短期料率

既経過期間	短期料率
７日まで	10%
15日まで	15%
１か月まで	25%
２か月まで	35%
３か月まで	45%
４か月まで	55%
５か月まで	65%
６か月まで	70%
７か月まで	75%
８か月まで	80%
９か月まで	85%
10か月まで	90%
11か月まで	95%
12か月まで	100%

■備　考

付表２

保険期間が１年未満に該当する保険契約のうち、付表３の短期料率を適用して締結した保険契約について、解約する場合や契約条件の変更に伴い中途更新を行う場合（この保険契約の契約条件を変更する方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新に限られる場合を除きます。）は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく適用保険料から既経過期間に対して付表３の短期料率をもって算出した保険料を差し引いた額とします。
保険期間が１年超で「払込方法」が「一時払以外」に該当する場合、払込方法が年払のときは、保険期間が１年の場合の「払込方法」が「一時払」に、払込方法が月払のときは、保険期間が１年の場合の「払込方法」が「一時払以外」に、それぞれ準じます。

付表４　長期保険未経過料率（住まいの保険用）

経過年月＼保険期間	2年	3年	5年	10年	20年	30年	35年
1か月	96%	97%	98%	99%	99%	99%	99%
2か月	91%	94%	96%	98%	99%	99%	99%
3か月	87%	91%	95%	97%	99%	99%	99%
4か月	82%	88%	93%	96%	98%	99%	99%
5か月	78%	85%	91%	95%	98%	99%	99%
6か月	74%	82%	89%	95%	98%	99%	99%
7か月	69%	79%	87%	94%	97%	98%	98%
8か月	65%	76%	85%	93%	97%	98%	98%
9か月	60%	73%	84%	92%	96%	98%	98%
10か月	56%	70%	82%	91%	96%	98%	98%
11か月	51%	67%	80%	90%	95%	97%	97%
1年0か月	47%	64%	78%	89%	95%	97%	97%
2年0か月	0%	32%	59%	80%	91%	94%	95%
3年0か月		0%	40%	70%	86%	91%	93%
4年0か月			20%	61%	82%	89%	91%
5年0か月			0%	51%	77%	86%	89%
6年0か月				41%	73%	83%	86%
7年0か月				31%	68%	80%	84%
8年0か月				21%	63%	78%	82%
9年0か月				11%	58%	75%	79%
10年0か月				0%	54%	72%	77%
11年0か月					49%	69%	74%
12年0か月					44%	66%	72%
13年0か月					38%	62%	69%
14年0か月					33%	59%	67%
15年0か月					28%	56%	64%
16年0か月					23%	53%	61%
17年0か月					17%	49%	59%
18年0か月					11%	46%	56%
19年0か月					6%	42%	53%
20年0か月					0%	39%	50%
21年0か月						35%	47%
22年0か月						32%	44%
23年0か月						28%	41%
24年0か月						24%	38%
25年0か月						20%	35%
26年0か月						16%	32%
27年0か月						12%	28%
28年0か月						8%	25%
29年0か月						4%	22%
30年0か月						0%	18%
31年0か月							15%
32年0か月							11%
33年0か月							7%
34年0か月							4%
35年0か月							0%

（注1）経過年月について、1か月未満の端日数は切り上げて1か月とします。
（注2）上表にない保険期間および経過年月については上表に準じて決定します。
（注3）この保険契約に地震保険普通保険約款に基づく契約が付帯されている場合、地震保険普通保険約款に基づく契約には下表を適用します。

■備　考

付表５　長期保険未経過料率（地震保険用）

経過年月＼保険期間	2年	3年	5年
1か月	90%	93%	96%
2か月	87%	91%	94%
3か月	83%	88%	93%
4か月	79%	86%	91%
5か月	75%	83%	90%
6か月	71%	80%	88%
7か月	67%	78%	87%
8か月	63%	75%	85%
9か月	59%	72%	83%
10か月	55%	70%	82%
11か月	51%	67%	80%
1年0か月	47%	65%	79%
2年0か月	0%	33%	59%
3年0か月		0%	40%
4年0か月			20%
5年0か月			0%

（注1）経過年月について、１か月未満の端日数は切り上げて１か月とします。
（注2）上表にない保険期間および経過年月については上表に準じて決定します。

■備　考

住まいの保険の特約

❶家財補償特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

① 家財	**建物**内(*1)に収容される生活の用に供する家具、衣服その他の生活に必要な動産をいいます。
② 生活用家財	家財のうち、高額貴金属等を除いたものをいいます。
③ 高額貴金属等	家財のうち、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、１個または１組の**再取得価額**(*2)が30万円を超えるものをいいます。

(*1) 建物内には軒下を含みます。

(*2) 高額貴金属等の再取得価額とは、損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。

第３条（この特約の補償内容）

(1) 当会社は、第４条（保険の対象の範囲）に定める保険の対象について、下表の損害保険金および費用保険金を支払います。

①	普通保険約款住まい条項第１条（この条項の補償内容）(1)に規定する損害保険金
②	普通保険約款住まい条項第１条(4)に規定する費用保険金

(2) 当会社は、下表の費用保険金を支払います。

①	普通保険約款住まい条項第１条(5)①に規定する失火見舞費用保険金
②	普通保険約款住まい条項第１条(5)②に規定する水道管凍結修理費用保険金
③	普通保険約款住まい条項第１条(5)③に規定する地震火災費用保険金

(3) 当会社は、保険証券の「補償の内容」欄の「盗難・水濡れ等」に「○」が付されている場合には、保険証券記載の**建物**内(*1)に収容される、次の①または②に規定するものについて生じた**盗難**による損害に対して、損害保険金を支払います。なお、いずれの損害についても普通保険約款基本条項第３節第１条（事故発生時または損害発生時の義務）⑦に規定する届出をしなければなりません。

① 生活用の**通貨等**。ただし、生活用の通貨等のうち、小切手、手形、**電子マネー**および**乗車券等**については、それぞれ下表の左欄に規定するものに対応する下表の右欄の条件をすべて満たす場合の、盗難による損害に限ります。

	条件
ア. 小切手	(ア) 保険契約者または**被保険者**が、盗難を知った後直ちに小切手の振出人に盗難を通知し、かつ、振出人を通じて小切手の支払停止を支払金融機関に届け出たこと。 (イ) 盗難にあった小切手に対して支払金融機関による支払いがなされたこと。
イ. 手形	(ア) 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに手形の振出人または引受人に盗難を通知し、かつ、振出人または引受人を通じて手形の支払停止を支払金融機関に届け出たこと。 (イ) 遅滞なく公示催告の手続を行ったこと。 (ウ) 盗難にあった手形に対して振出人または引受人による支払いがなされたこと。
ウ. 電子マネー	(ア) 電子マネーを記録したICチップ等が搭載されたカードまたは携帯電話等が盗難されたこと。 (イ) 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに使用停止の手続をとったこと。ただし、使用停止手続が可能な場合に限ります。
エ. 乗車券等	保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに乗車券等の運輸機関または発行者へ届け出たこと。なお、宿泊券の場合は、宿泊施設または発行者へ届け出るものとします。

② 生活用の**預貯金証書**。ただし、下表に規定する条件をすべて満たす場合の、盗難による損害に限ります。

ア. 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに届け出たこと。

■備　考

第３条(3)

生活用の通貨等・預貯金証書は保険の対象ではありませんが、盗難による損害が生じた場合で、かつ第３条(3)の条件に合致する場合は保険金をお支払いします。
生活用の通貨等・預貯金証書の盗難に対する損害保険金の限度額は、第６条(2)②に規定しています。

イ．盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと(*2)。

(*1) 建物内には軒下を含みます。
(*2) 現金自動支払機用カードに付帯されるデビットカード機能を第三者に不正に利用され、預貯金口座から現金が引き落とされた場合も同様とします。

第４条（保険の対象の範囲）

(1) この特約における保険の対象は、保険証券記載の**建物**内(*1)に収容される保険証券記載の保険の対象の所有者の家財のうち生活用家財および高額貴金属等とします。

(2) 保険証券記載の保険の対象の所有者と生計を共にする**親族**の所有する生活用家財および高額貴金属等で保険証券記載の建物内(*1)に収容されているものは、特別の約定がないかぎり、(1)の保険の対象に含まれます。

(3) 建物と家財の所有者が異なる場合において、下表のいずれかに該当する物のうち、保険の対象の所有者の所有する生活用のものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。

①	畳、建具その他これらに類する物
②	電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
③	浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
④	保険証券記載の建物の共用部分に収容されている物

(4) 下表のいずれかに該当する物は、この特約の保険の対象に含まれません。

①	自動車(*2)、**船舶**または**航空機**およびこれらの付属品
②	**通貨等**、**預貯金証書**その他これらに類する物。ただし、第３条(この特約の補償内容)(3)に規定する損害保険金は支払います。
③	クレジットカード、ローンカードその他これらに類する物
④	稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
⑤	業務の目的のみに使用される**設備・什器等**
⑥	**商品・製品等**
⑦	動物、植物等の生物
⑧	法令により**被保険者**の所有または所持が禁止されている物
⑨	データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

(*1) 建物内には軒下を含みます。
(*2) 自動車には自動三輪車および自動二輪車を含みます。なお、原動機付自転車は保険の対象に含みます。

第５条（保険金をお支払いしない場合の追加）

(1) 当会社は、普通保険約款住まい条項第５条（保険金をお支払いしない場合）に加えて、保険の対象が保険証券記載の**建物**内(*1)に収容されていないときに生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(2) 当会社は、普通保険約款住まい条項第６条（保険金をお支払いしない場合－破損等）に加えて、普通保険約款住まい条項第１条（この条項の補償内容）(1)の表に規定する破損等の事故によって、保険の対象のうち、楽器について生じた下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	弦のみまたはピアノ線のみが切断した場合の弦またはピアノ線の損害
②	打楽器の打皮のみが破損した場合の打皮の損害
③	音色または音質の変化の損害

(3) 当会社は、普通保険約款住まい条項第１条（この条項の補償内容）(1)の表に規定する破損等の事故によって、下表のいずれかに該当する物に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	自動車以外の車両、雪上オートバイまたはゴーカートおよびこれらの付属品
②	ハンググライダー、パラグライダー、サーフボードまたはウィンドサーフィンおよびこれらの付属品
③	ラジコン模型およびこれらの付属品
④	移動電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
⑤	義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物

(*1) 建物内には軒下を含みます。

備　考

第４条(1)
保険証券記載の建物に付属する屋根つきの自転車置場、車庫等の付属建物の中に置かれている自転車は保険の対象に含まれます。

第４条(4)の表の②
生活用の通貨等・預貯金証書は保険の対象ではありませんが、盗難による損害が生じた場合で、かつ第３条(3)の条件に合致する場合は保険金をお支払いします。
生活用の通貨等・預貯金証書の盗難に対する損害保険金の限度額は、第６条(2)②に規定しています。

第４条(4)の表の⑤
業務用の設備・什器等に関しては「設備什器補償特約」をご契約いただくことにより保険の対象に含まれます。

第４条(4)の表の⑥
商品・製品等に関しては「商品製品補償特約」をご契約いただくことにより保険の対象に含まれます。

第５条
- カギが盗まれたことによる、カギおよびドアの錠の交換に必要な費用は補償されません。（住まい条項第５条の表の⑩）
- 「借家人賠償責任補償特約」をご契約いただいている場合で、盗難によりドアの錠に損傷が生じたときは、その修理・交換費用をお支払いします。

第６条（支払保険金の計算）

(1) 第３条（この特約の補償内容）(1)の規定に従いこの特約の保険の対象に対して損害保険金を支払う場合には、普通保険約款住まい条項第７条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、当社の支払う損害保険金の額は、１回の事故につき、損害額から、生活用家財および高額貴金属等それぞれについて下表に定める算式によって算出される**免責金額**(*1)を控除した額とします。

①	生活用家財の免責金額算出方法	保険証券記載の免責金額	－	**建物**の損害額(*2)	＝	生活用家財の免責金額(*1)		
②	高額貴金属等の免責金額算出方法	保険証券記載の免責金額	－	建物の損害額(*2)	－	生活用家財の損害額	＝	高額貴金属等の免責金額(*1)

(2) 普通保険約款住まい条項第７条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、普通保険約款住まい条項第１条（この条項の補償内容）および第３条（この特約の補償内容）の規定に基づき支払われるこの特約の損害保険金は、１回の事故につき、次の①または②に定める額を限度に支払います。

① 第３条（この特約の補償内容）(1)の損害保険金

事故の種類	保険の対象	支払限度額
ｱ. 破損等(*3)	(ｱ) 生活用家財	保険証券記載の家財破損等支払限度額 （ただし、破損等(*3)の事故により生活用家財および高額貴金属等に同時に損害が発生した場合には、それぞれの保険の対象について限度額がないものとして算出した損害保険金の額を合算し、保険証券記載の家財破損等支払限度額を適用します。）
	(ｲ) 高額貴金属等	
ｲ. 上記以外の事故	(ｱ) 生活用家財	保険証券記載の家財支払限度額（保険金額）
	(ｲ) 高額貴金属等	保険証券記載の高額貴金属等（家財）支払限度額（保険金額）

② 第３条（この特約の補償内容）(3)の損害保険金

損害が生じた対象	支払限度額
ｱ. 生活用の**通貨等**	30万円
ｲ. 生活用の**預貯金証書**	500万円

(*1) 免責金額は、算出された金額が０円を下回る場合、０円とします。
(*2) 建物とは普通保険約款で規定する保険の対象をいい、この保険契約の保険の対象としていない場合には、建物の損害額はないものとして取り扱います。
(*3) 破損等とは普通保険約款住まい条項第１条（この条項の補償内容）(1)の表に規定する事故をいいます。

第７条（貴金属および宝石等の損害額の決定）

保険の対象である家財のうち、貴金属および宝石等(*1)が、損害を受けた場合には、普通保険約款住まい条項第８条（損害額の決定）の規定中、**再取得価額**とあるのは損害が生じた地および時における貴金属および宝石等(*1)と同等と認められる物の市場流通価額とします。

(*1) 貴金属および宝石等とは、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品をいい、高額貴金属等を含みます。

第８条（手形の損害に関する取扱い）

(1) 第３条（この特約の補償内容）(3)①に規定する公示催告手続に要する費用は損害の額に含まれるものとします。ただし、いかなる場合でも**被保険者**の被る金利損害は、損害の額に含まないものとします。

(2) 手形に**盗難**による損害が生じた場合、当会社は、普通保険約款基本条項第４節第２条（保険金の支払）の規定にかかわらず、事故が生じた手形の満期日または除権決定手続終了日のいずれか遅い日以降に、保険金を支払うものとします。

第９条（乗車券等の損害に関する取扱い）

第３条（この特約の補償内容）(3)①に規定する**乗車券等**の**盗難**による損害については、普通保険約款基本条項第７節の残存物および盗難品の帰属の規定にかかわらず、払戻期間を過ぎて回収された場合、損害が生じたものとみなします。また、払戻期間内に回収された場合であってもその払戻額が損害額より小さいときは、その差額についても損害が生じたものとみなします。

第10条（保険の対象を移転した場合における自動補償）

この特約の保険の対象を他の場所に移転した場合において、下表の条件をすべて満たすと

■備　考

第６条(1)
免責金額は保険の対象ごとに適用するのではなく、１契約ごと（明細型の場合は明細ごと）に１回の事故について一括して適用します。生活用の通貨等・預貯金証書においては免責金額を適用しません。

第６条(2)①の表のｱ.ｲ.
破損等の事故（住まい条項第１条(1)の表の⑨）により、生活用家財と高額貴金属等が同時に損害を受けた場合は、損害保険金の額を合算した金額に対して「家財破損等支払限度額」が適用されます。

きに限り、移転日(*1)以後②の通知までの間は、当会社は、移転後の場所(*2)を第４条（保険の対象の範囲）における「保険証券記載の**建物**」とみなして、この保険契約を適用します。

①	**被保険者**の住居が移転し、保険の対象の全部が移転後の場所(*2)に移転したこと。
②	移転日(*1)の翌日から起算して30日以内に、保険契約者または被保険者が当会社に通知したこと。
③	移転後の場所(*2)が日本国内であること。

(*1) 移転日とは被保険者の住民票の転出日をいいます。
(*2) 移転後の場所とは、保険の対象の全部が移転された場所で、かつ被保険者の住民票の転入地をいいます。

第11条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款住まい条項第３条（保険の対象の支払限度額（保険金額））の規定を除き、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

❷設備什器補償特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

① 業務用設備・什器等	**建物**内(*1)に収容される業務用の**設備・什器等**のうち、高額貴金属等を除いたものをいいます。
② 高額貴金属等	建物内(*1)に収容される業務用の設備・什器等のうち、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、１個または１組の**再取得価額**(*2)が30万円を超えるものをいいます。

(*1) 建物内には軒下を含みます。
(*2) 高額貴金属等の再取得価額とは、損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。

第３条（この特約の補償内容）

(1) 当会社は、第４条（保険の対象の範囲）に定める保険の対象について、下表の損害保険金および費用保険金を支払います。

①	普通保険約款住まい条項第１条（この条項の補償内容）(1)に規定する損害保険金
②	普通保険約款住まい条項第１条(4)に規定する費用保険金

(2) 当会社は、下表の費用保険金を支払います。

①	普通保険約款住まい条項第１条(5)①に規定する失火見舞費用保険金
②	普通保険約款住まい条項第１条(5)②に規定する水道管凍結修理費用保険金
③	普通保険約款住まい条項第１条(5)③に規定する地震火災費用保険金

(3) 水災による損害は、(1)および普通保険約款住まい条項第１条(3)③の規定にかかわらず、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災によって、保険の対象が損害を受け、その損害の状況が同条(3)③イに該当する場合に限ります。

(4) 当会社は、保険証券の「補償の内容」欄の「盗難・水濡れ等」に「○」が付されている場合には、保険証券記載の**建物**内(*1)に収容される、次の①または②に規定するものについて生じた**盗難**による損害に対して、損害保険金を支払います。なお、いずれの損害についても普通保険約款基本条項第３節第１条（事故発生時または損害発生時の義務）⑦に規定する届出をしなければなりません。

① 業務用の**通貨等**。ただし、業務用の通貨等のうち、小切手、手形、**電子マネー**または**乗車券等**については、それぞれ下表の左欄に規定するものに対応する下表の右欄に規定する条件を全て満たす場合に、盗難による損害が生じたものとします。

	条件
ア. 小切手	(ア) 保険契約者または**被保険者**が、盗難を知った後直ちに小切手の振出人に盗難を通知し、かつ、振出人を通じて小切手の支払停止を支払金融機関に届け出たこと。 (イ) 盗難にあった小切手に対して支払金融機関による支払いがなされたこと。

■備　考

第10条の表の②
転居の際は、転居日の翌日から起算して30日以内にご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

第３条(3)
建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合のみ保険金のお支払いの対象となります。

第３条(4)
業務用の通貨等および業務用の預貯金証書は、保険の対象ではありませんが、盗難による損害が生じた場合でかつ第３条(4)の条件に合致する場合は損害保険金をお支払いします。
業務用の通貨等および業務用の預貯金証書の盗難に対する損害保険金の限度額は、第６条(2)②に規定しています。

イ. 手形	(ｱ) 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに手形の振出人または引受人に盗難を通知し、かつ、振出人または引受人を通じて手形の支払停止を支払金融機関に届け出たこと。 (ｲ) 遅滞なく公示催告の手続を行ったこと。 (ｳ) 盗難にあった手形に対して振出人または引受人による支払いがなされたこと。
ウ. 電子マネー	(ｱ) 電子マネーを記録したICチップ等が搭載されたカードまたは携帯電話等が盗難されたこと。 (ｲ) 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに使用停止の手続をとったこと。ただし、使用停止手続が可能な場合に限ります。
エ. 乗車券等	保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに乗車券等の運輸機関または発行者へ届け出たこと。なお、宿泊券の場合は、宿泊施設または発行者へ届け出るものとします。

② 業務用の**預貯金証書**。ただし、下表に規定する条件をすべて満たす場合の、盗難による損害に限ります。

ｱ.	保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに届け出たこと。
イ.	盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと(*2)。

(*1) 建物内には軒下を含みます。
(*2) 現金自動支払機用カードに付帯されるデビットカード機能を第三者に不正に利用され、預貯金口座から現金が引き落とされた場合も同様とします。

第4条（保険の対象の範囲）

(1) この特約における保険の対象は、保険証券記載の**建物**内(*1)に収容される保険証券記載の保険の対象の所有者の**設備・什器等**のうち業務用設備・什器等および高額貴金属等とします。

(2) 建物と設備・什器等の所有者が異なる場合において、下表のいずれかに該当する物のうち、保険の対象の所有者の所有する業務用のものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。

①	畳、建具その他これらに類する物
②	電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
③	浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
④	保険証券記載の建物の共用部分に収容されている物

(3) 下表のいずれかに該当する物は、この特約の保険の対象に含まれません。

①	自動車(*2)、**船舶**または**航空機**およびこれらの付属品
②	**通貨等**、**預貯金証書**その他これらに類する物。ただし、第3条(この特約の補償内容)(4)に規定する損害保険金は支払います。
③	クレジットカード、ローンカードその他これらに類する物
④	稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
⑤	生活用のみに使用される家財(*3)
⑥	**商品・製品等**
⑦	動物、植物等の生物
⑧	法令により**被保険者**の所有または所持が禁止されている物
⑨	データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
⑩	組立または据付中の設備・什器等のうち、工事の発注者に被保険者が含まれていないもの
⑪	仮工事の目的物、工事用仮設物、工事用仮設建物およびこれに収容されている設備・什器等

(*1) 建物内には軒下を含みます。
(*2) 自動車には自動三輪車および自動二輪車を含みます。なお、原動機付自転車は保険の対象に含みます。
(*3) 家財とは生活の用に供する家具、衣服その他の生活に必要な動産をいいます。

第5条（保険金をお支払いしない場合の追加）

(1) 当会社は、普通保険約款住まい条項第5条（保険金をお支払いしない場合）に加えて下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

■備　考

第4条(3)の表の②
業務用の通貨等および業務用の預貯金証書は、保険の対象ではありませんが、盗難による損害が生じた場合で第3条(4)の条件に合致する場合は損害保険金をお支払いします。
業務用の通貨等および業務用の預貯金証書の盗難に対する損害保険金の限度額は、第6条(2)②に規定しています。

第4条(3)の表の⑤
生活用のみに使用される家財については「家財補償特約」をご契約いただくことにより保険の対象に含まれます。

第4条(3)の表の⑥
商品・製品等については「商品製品補償特約」をご契約いただくことにより保険の対象に含まれます。

①	冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊、変調または機能停止に起因する温度変化によって冷凍・冷蔵物に生じた損害。ただし、同一**敷地内**で生じた火災により冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備が破壊、変調または機能停止した場合は、この規定は適用しません。
②	自動販売機、駐車券発行機、精算機、ゲーム機、コインランドリー機等、現金を投入することで商品やサービスを提供する機械またはこれらに収容される**通貨等**もしくは動産の**盗難**によって生じた損害
③	掘削機械(*1)の盗難によって生じた損害
④	保険の対象が保険証券記載の**建物**内(*3)に収容されていないときに生じた損害

(2) 当会社は、普通保険約款住まい条項第6条（保険金をお支払いしない場合－破損等）に加えて、普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)の表に規定する破損等の事故によって、保険の対象に生じた下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	保険の対象を加工または製造することに起因して、その保険の対象に生じた損害(*4)
②	保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合、保険の対象に生じたコンタミネーション、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固形化、化学変化もしくは品質の低下または分離もしくは復元が不可能もしくは困難となる等の損害。 ただし、容器、配管等に普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する事故による損害が生じたことに伴う漏出による損害については、この規定は適用しません。
③	保険の対象のうち、楽器について生じた次のいずれかの損害 ｱ. 弦のみまたはピアノ線のみが切断した場合の弦またはピアノ線の損害 ｲ. 打楽器の打皮のみが破損した場合の打皮の損害 ｳ. 音色または音質の変化の損害
④	保険の対象の受渡しの過誤等、事務的または会計的な間違いによる損害

(3) 当会社は、普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)の表に規定する破損等の事故によって、下表のいずれかに該当する物に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	自動車以外の車両、雪上オートバイまたはゴーカートおよびこれらの付属品
②	ハンググライダー、パラグライダー、サーフボードまたはウィンドサーフィンおよびこれらの付属品
③	ラジコン模型およびこれらの付属品
④	移動電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
⑤	組立または据付中の**設備・什器等**のうち、工事の発注者に**被保険者**が含まれている物
⑥	次の医療用機器 ｱ. ファイバー系スコープおよび光学視管系スコープの体内挿入部位 ｲ. マイクロモーター、エアーモーター、エアータービン等の切削装置 ｳ. バキューム装置付属のモーター ｴ. 歯科用診療台ユニットのホース ｵ. 上記に類する切削工具および消耗品

(*1) ブルドーザー、パワーショベル、クラムシェル、ローディングショベル、バックホウ、トラクターショベル、バケットホイールエキスカベーター、タワーエキスカベーター、タワースクレーパー等、工事現場で土砂、岩石等を掘削することを目的とした機械(*2)をいいます。
(*2) 機械には、機械に付属する部品を含みます。
(*3) 建物内には軒下を含みます。
(*4) 保険の対象に生じた損害には、保険の対象を加工または製造することに使用された機械、設備または装置等の停止によってその保険の対象に生じた損害を含みます。

第6条（支払保険金の計算）

(1) 第3条（この特約の補償内容）(1)の規定に従いこの特約の保険の対象に対して損害保険金を支払う場合には、普通保険約款住まい条項第7条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、当社の支払う損害保険金の額は、1回の事故につき、損害額から、業務用**設備・什器等**および高額貴金属等それぞれについて下表に定める算式によって算出される**免責金額**(*1)を控除した額とします。

①	業務用設備・什器等の免責金額算出方法	保険証券記載の免責金額	－	**建物**および家財の損害額(*2)	＝	業務用設備・什器等の免責金額(*1)

■備　考

第5条(2)の表の②
コンタミネーションとは、保険の対象が他の物と接触し、または混合することにより、その保険の対象の品質が低下し、または性質が変化することをいいます。

第6条(1)
免責金額は保険の対象ごとに適用するのではなく、1契約ごと（明細型の場合は明細ごと）に1回の事故について一括して適用します。業務用の通貨等・預貯金証書においては免責金額を適用しません。

②	高額貴金属等の免責金額算出方法	保険証券記載の免責金額	－	建物および家財の損害額(*2)	－	業務用設備・什器等の損害額	＝ 高額貴金属等の免責金額(*1)

(2) 普通保険約款住まい条項第７条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、普通保険約款住まい条項第１条（この条項の補償内容）および第３条（この特約の補償内容）の規定に基づき支払われるこの特約の損害保険金は、１回の事故につき、次の①または②に定める額を限度に支払います。

① 第３条（この特約の補償内容）(1)の損害保険金

事故の種類	保険の対象	支払限度額
ｱ. 破損等(*3)	(ｱ) 業務用設備・什器等	保険証券記載の設備・什器破損等支払限度額（ただし、破損等(*3)の事故により業務用設備・什器等および高額貴金属等に同時に損害が発生した場合には、それぞれの保険の対象について限度額がないものとして算出した損害保険金の額を合算し、保険証券記載の設備・什器破損等支払限度額を適用します。）
	(ｲ) 高額貴金属等	
ｲ. 上記以外の事故	(ｱ) 業務用設備・什器等	保険証券記載の設備・什器支払限度額（保険金額）
	(ｲ) 高額貴金属等	保険証券記載の高額貴金属等（設備・什器）支払限度額（保険金額）

② 第３条（この特約の補償内容）(4)の損害保険金

損害が生じた対象	支払限度額
ｱ. 業務用の**通貨等**	30万円
ｲ. 業務用の**預貯金証書**	500万円

(*1) 免責金額は、算出された金額が０円を下回る場合、０円とします。
(*2) 建物、家財とはそれぞれ普通保険約款および家財補償特約で規定する保険の対象をいい、この保険契約の保険の対象としていない場合には、建物および家財の損害額はないものとして取り扱います。
(*3) 破損等とは普通保険約款住まい条項第１条（この条項の補償内容）(1)の表に規定する事故をいいます。

第７条（貴金属および宝石等の損害額の決定）

保険の対象である**設備・什器等**のうち、貴金属および宝石等(*1)が、損害を受けた場合には、普通保険約款住まい条項第８条（損害額の決定）の規定中、**再取得価額**とあるのは損害が生じた地および時における貴金属および宝石等(*1)と同等と認められる物の市場流通価額とします。

(*1) 貴金属および宝石等とは、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品をいい、高額貴金属等を含みます。

第８条（手形の損害に関する取扱い）

(1) 第３条（この特約の補償内容）(4)①に規定する公示催告手続に要する費用は損害の額に含まれるものとします。ただし、いかなる場合でも**被保険者**の被る金利損害は、損害の額に含まないものとします。

(2) 手形に**盗難**による損害が生じた場合、当会社は、普通保険約款基本条項第４節第２条（保険金の支払）の規定にかかわらず、事故が生じた手形の満期日または除権決定手続終了日のいずれか遅い日以降に、保険金を支払うものとします。

第９条（乗車券等の損害に関する取扱い）

第３条（この特約の補償内容）(4)①に規定する**乗車券等**の**盗難**による損害については、普通保険約款基本条項第７節の残存物および盗難品の帰属の規定にかかわらず、払戻期間を過ぎて回収された場合、損害が生じたものとみなします。また、払戻期間内に回収された場合であってもその払戻額が損害額より小さいときは、その差額についても損害が生じたものとみなします。

第10条（保険の対象を移転した場合における自動補償）

この特約の保険の対象を他の場所に移転した場合において、下表の条件をすべて満たすときに限り、移転日(*1)以後②の通知までの間は、当会社は、移転後の場所(*2)を第４条（保険の対象の範囲）における「保険証券記載の**建物**」とみなして、この保険契約を適用します。

①	**被保険者**の住居が移転し、保険の対象の全部が移転後の場所(*2)に移転したこと。
②	移転日(*1)の翌日から起算して30日以内に、保険契約者または被保険者が当会社に通知したこと。

■備　考

第10条の表の②
転居の際は、転居日の翌日から起算して30日以内にご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

③	移転後の場所(*2)が日本国内であること。

(*1) 移転日とは被保険者の住民票の転出日をいいます。
(*2) 移転後の場所とは、保険の対象の全部が移転された場所で、かつ被保険者の住民票の転入地をいいます。

第11条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款住まい条項第３条（保険の対象の支払限度額（保険金額））の規定を除き、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

❸商品製品補償特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（この特約の補償内容）

(1) 当会社は、第３条（保険の対象の範囲）に定める保険の対象について、下表の損害保険金および費用保険金を支払います。

①	普通保険約款住まい条項第１条（この条項の補償内容）(1)①から③に規定する事故のうち、保険証券の「補償の内容」欄に「○」を付した事故によって保険の対象について生じた損害に対する損害保険金
②	普通保険約款住まい条項第１条(4)に規定する費用保険金

(2) 当会社は、下表の費用保険金を支払います。

①	普通保険約款住まい条項第１条(5)①に規定する失火見舞費用保険金
②	普通保険約款住まい条項第１条(5)②に規定する水道管凍結修理費用保険金
③	普通保険約款住まい条項第１条(5)③に規定する地震火災費用保険金

(3) 水災による損害は、(1)および普通保険約款住まい条項第１条(3)③の規定にかかわらず、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災によって、保険の対象が損害を受け、その損害の状況が同条(3)③イに該当する場合に限ります。

第３条（保険の対象の範囲）

(1) この特約における保険の対象は、保険証券記載の**建物**内(*1)に収容される保険証券記載の保険の対象の所有者の**商品・製品等**とします。
(2) 建物と商品・製品等の所有者が異なる場合において、保険証券記載の建物の共用部分に収容されている動産で**被保険者**が所有する物は、特別の約定がない限り、保険の対象に含まれます。
(3) 下表のいずれかに該当する物は、この特約の保険の対象に含まれません。

①	自動車(*2)、**船舶**または**航空機**およびこれらの付属品
②	**通貨等**、**預貯金証書**その他これらに類する物
③	クレジットカード、ローンカードその他これらに類する物
④	稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
⑤	家財(*3)
⑥	業務用の**設備・什器等**
⑦	高額貴金属等(*4)
⑧	法令により被保険者の所有または所持が禁止されている物
⑨	データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

(*1) 建物内には軒下を含みます。
(*2) 自動車には自動三輪車および自動二輪車を含みます。なお、原動機付自転車は保険の対象に含みます。
(*3) 家財とは生活の用に供する家具、衣服その他の生活に必要な動産をいいます。
(*4) 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、１個または１組の**再取得価額**(*5)が30万円を超えるものをいいます。
(*5) 高額貴金属等の再取得価額とは、損害が生じた地および時における当該保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。

第４条（保険金をお支払いしない場合の追加）

当会社は、普通保険約款住まい条項第５条（保険金をお支払いしない場合）に加えて下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

■備　考

第２条(1)の表の①
盗難・水濡れ等の損害は「商品製品の盗難・水濡れ等補償特約」をご契約いただくことにより補償されます。

第２条(1)の表の①
破損等による損害は、「商品製品の破損等補償特約」をご契約いただくことにより補償されます。

第２条(3)
建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合のみ保険金のお支払いの対象となります。

第３条(3)の表の⑤
家財に関しては、「家財補償特約」をご契約いただくことにより保険の対象に含まれます。

第３条(3)の表の⑥
業務用の設備・什器等に関しては「設備什器等補償特約」をご契約いただくことにより保険の対象に含まれます。

①	冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊、変調または機能停止に起因する温度変化によって冷凍・冷蔵物に生じた損害。ただし、同一**敷地内**で生じた火災により冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備が破壊、変調または機能停止した場合は、この規定は適用しません。
②	電力の停止または異常な供給により、保険の対象である**商品・製品等**のみに生じた損害
③	保険の対象が保険証券記載の**建物**内(*1)に収容されていないときに生じた損害
④	植物に生じた次のいずれかの損害 ア．枯死(*2)以外の損害 イ．事故発生後その日を含めて８日以降に枯死(*2)した場合の損害 ウ．ウィルス、細菌、原生動物等による損害またはこれらによる疑いのある損害(*3)
⑤	動物に生じた次のいずれかの損害 ア．死亡以外の損害 イ．事故発生後その日を含めて８日以降に死亡した場合の損害 ウ．ウィルス、細菌、原生動物等による損害またはこれらによる疑いのある損害(*3)

(*1) 建物内には軒下を含みます。
(*2) 枯死とは、鉢植および草花等においてはその植物の生命が全く絶たれた状態をいい、立木竹においては、枯れ枝が樹冠部の３分の２以上になった場合および通直な主幹をもつ樹木については樹高の３分の１以上の主幹が枯れた場合をいいます。
(*3) ウィルス、細菌、原生動物等による被害の発生またはその拡大を防止することを目的として、**被保険者**、行政機関等が保険の対象を処分することによる損害を含みます。

第５条（支払保険金の計算）

(1) 第２条（この特約の補償内容）(1)の規定に従いこの特約の保険の対象に対して損害保険金を支払う場合には、普通保険約款住まい条項第７条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、当社の支払う損害保険金の額は、１回の事故につき、損害額から、以下の算式によって算出される**免責金額**(*1)を控除した額とします。

保険証券記載の免責金額	－	**建物**、家財および設備什器の損害額(*2)	＝	**商品・製品等**の免責金額(*1)

(2) 普通保険約款住まい条項第７条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、普通保険約款住まい条項第１条（この条項の補償内容）および第２条（この特約の補償内容）の規定に基づき支払われるこの特約の損害保険金は、１回の事故につき、保険証券記載の商品・製品支払限度額（保険金額）を限度に支払います。

(*1) 免責金額は、算出された金額が０円を下回る場合、０円とします。
(*2) 建物、家財、設備什器とはそれぞれ普通保険約款、家財補償特約、設備什器補償特約で規定する保険の対象をいい、この保険契約の保険の対象としていない場合には、建物、家財および設備什器の損害額はないものとして取り扱います。

第６条（商品・製品等の損害額の決定）

保険の対象である**商品・製品等**が損害を受けた場合には、普通保険約款住まい条項第８条（損害額の決定）の規定中、**再取得価額**とあるのは損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、形、能力のものを再作成または再取得するのに要する額とします。ただし、その保険の対象の再作成に要する金額がその保険の対象の損害が生じた地および時における市場流通価額を上回る場合には、市場流通価額とします。

第７条（保険の対象を移転した場合における自動補償）

この特約の保険の対象を他の場所に移転した場合において、下表の条件をすべて満たすときに限り、移転日(*1)以後②の通知までの間は、当会社は、移転後の場所(*2)を第３条（保険の対象の範囲）における「保険証券記載の**建物**」とみなして、この保険契約を適用します。

①	**被保険者**の住居が移転し、保険の対象の全部が移転後の場所(*2)に移転したこと。
②	移転日(*1)の翌日から起算して30日以内に、保険契約者または被保険者が当会社に通知したこと。
③	移転後の場所(*2)が日本国内であること。

(*1) 移転日とは被保険者の住民票の転出日をいいます。
(*2) 移転後の場所とは、保険の対象の全部が移転された場所で、かつ被保険者の住民票の転入地をいいます。

第８条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款住まい条項第３条（保険の対象の支払限度額（保険金額））の規定を除き、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

■備　考

第５条(1)
免責金額は保険の対象ごとに適用するのではなく、保険の対象すべてについて１回の事故につき、一括して適用します。

第６条
市場流通価額は、保険の対象である商品・製品等を取り扱う業者間市場における流通価額となります。

第７条の表の②
転居の際は、転居日の翌日から起算して30日以内にご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

❹区分所有建物に関する特約（専有部分用）

第１条（この特約の適用条件）

この保険契約において、区分所有建物の専有部分または区分所有建物の専有部分に収容される動産を保険の対象とする場合に、普通保険約款の規定に従い、この特約を適用します。

第２条（保険の対象の範囲－建物）

(1) 当会社は、普通保険約款住まい条項第２条（保険の対象）の規定にかかわらず、保険証券記載の区分所有建物のうち、保険証券記載の所有者の専有部分を保険の対象とします。

(2) 普通保険約款住まい条項第２条（保険の対象）(2)に規定するもののうち、専有部分または専有部分に所在するものは、特別な約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。

(3) 保険証券記載の区分所有建物のうち、区分所有者で構成される管理組合の規約に基づき、保険証券記載の所有者がもっぱら使用または管理する専用使用権付共用部分についても特別な約定がないかぎり、保険の対象に含むものとします。ただし、専用使用権付共用部分に生じた損害に対して保険金の支払を受けようとする場合は、その管理組合の承認を得なければなりません。

(4) 保険証券記載の区分所有建物の共用部分のうち、保険証券記載の所有者の共有持分については、保険証券に所有者の共有持分を含むことが記載された場合に専有部分と合わせて保険の対象として取扱います。

第３条（保険の対象の範囲－動産）

(1) この保険契約に付帯された特約により保険の対象に動産が含まれる場合は、保険証券記載の所有者の専有部分に収容される動産を保険の対象とします。

(2) 保険証券記載の区分所有建物の共用部分の**建物**内(*1)に収容されている動産で保険証券記載の所有者が所有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。

(*1) 建物内には軒下を含みます。

第４条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
①	専有部分	管理規約等に区分所有者間の特別な約定がないかぎり、**被保険者**の持つ区分所有権(*1)の対象たる部分をいいます。
②	共用部分	管理規約等に区分所有者間の特別な約定がないかぎり、**建物**および建物の付属物のうち「建物の区分所有等に関する法律」に規定する専有部分に属さない部分をいいます。なお、管理規約等で共用部分と規定される管理員室、管理用倉庫、清掃員控室、集会室、トランクルーム、倉庫等その他共用部分となる付属建物がある場合はこれを含みます。
③	専用使用権付共用部分	管理組合の規約に基づき、保険証券記載の所有者がもっぱら使用または管理するドア、バルコニーまたは物入れ等の共用部分をいいます。

(*1)「建物の区分所有等に関する法律」に定める区分所有権をいいます。

第５条（保険の対象の支払限度額（保険金額））

この保険契約において、普通保険約款住まい条項第３条（保険の対象の支払限度額（保険金額））(1)に定める保険の対象の評価額および支払限度額（保険金額）は、**被保険者**の専用使用権付共用部分を除いたものとします。

第６条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

■備　考

第１条

区分所有建物とは、分譲マンションなど１棟の建物で、構造上区分された数個の部分で、独立して使用できるものに区分され、各部分（専有部分）が区分所有者により所有されているものをいいます。床・壁・廊下・階段等は共用部分とされ、原則として区分所有者全員の共用とされます。「建物の区分所有等に関する法律」により詳細が定められています。

❺火災・盗難時再発防止費用補償特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（保険金をお支払いする場合）

(1) 当会社は、この特約にしたがい、被保険者が支出した下表の費用に対し、火災・盗難時再発防止費用保険金を支払います。

	火災・盗難時再発防止費用保険金をお支払いする場合	お支払いする費用
①	普通保険約款住まい条項第１条（この条項の補償内容）(1)①に規定する事故によって当会社が損害保険金を支払うべき場合	別表１または別表３に掲げる費用。ただし、その事故の再発防止のために追加で必要となる有益な費用に限ります。
②	普通保険約款住まい条項第１条（この条項の補償内容）(1)④に規定する事故によって当会社が損害保険金を支払うべき場合	別表２または別表３に掲げる費用。ただし、その事故の再発防止のために追加で必要となる有益な費用に限ります。

(2) (1)に規定する費用は、事故発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者が支出した費用に限ります。ただし、事故発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者から当会社に費用発生の時期および内容について告げ、当会社がこれを認めた場合は、事故発生の日からその日を含めて２年以内に支出した費用を含めることができます。

第３条（保険金の支払額）

第２条（保険金をお支払いする場合）に規定する火災・盗難時再発防止費用保険金の額は、１回の事故について、20万円を限度とします。

第４条（保険金支払後の保険契約）

当会社が保険金を支払った場合においても、第３条（保険金の支払額）に規定する限度額は減額しません。

第５条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第４節第５条（他の保険契約等がある場合の取扱い）②ア.	損害額	火災・盗難時再発防止費用補償特約第２条（保険金をお支払する場合）に規定する費用の額の合計額
②	第４節第５条（他の保険契約等がある場合の取扱い）②ア.	超過額	超過額。ただし20万円を限度とします。

＜別表１＞

事故	費用名	費用の内容
火災事故(*1)	(1) IHクッキングヒーターまたは火災防止機能付ガスコンロの設置費用	住居の火災事故防止のためのIHクッキングヒーターまたは火災防止機能付ガスコンロの設置費用。
	(2) ガス台自動消火器の設置費用	住居の火災事故防止のためのガス台自動消火器の設置費用。
	(3) 据付型手動消火器の設置費用	住居の火災事故防止のための据付型手動消火器の設置費用。
	(4) 家庭用スプリンクラーの設置費用	住居の火災事故防止のための家庭用スプリンクラーの設置費用。
	(5) 避雷器の購入費用	電気機器の落雷事故防止のための避雷器の購入費用。

＜別表２＞

事故	費用名	費用の内容
盗難事故(*2)	(1) ホームセキュリティサービスの実施費用	盗難事故再発防止を目的としたホームセキュリティ機器の賃貸、設置および警備員の派遣等のホームセキュリティサービスの利用費用。警備業務を業務として実施する法人が提供するサービスに限ります。
	(2) 防犯カギ、防犯ガラス・フィルムの設置費用	盗難事故再発防止を目的とした防犯カギ、防犯ガラスまたは防犯フィルムの設置費用。
	(3) 再発防止コンサルの利用費用	盗難事故再発防止のための住居の防犯を目的とした専門家による盗難防止コンサルティングサービスの利用費用。

〈火災・盗難時再発防止費用補償特約　第２条(2)〉

お支払いする保険金は、原則として、事故日から180日以内に支出した費用に限られますので、該当する事故が発生した場合には、直ちに事故をご報告いただきますようお願いいたします。

〈火災・盗難時再発防止費用補償特約〉

ご利用の流れに関しましては、P.29をご参照ください。

	(4) 防犯カメラ・センサー装置の設置費用または防犯用砂利等の購入費用	盗難による事故にあった場合の、再発防止のため住居の防犯を目的とした防犯カメラや防犯センサー装置の設置費用または防犯用砂利等の購入費用。

<別表3>

事故	費用名	費用の内容
火災事故(*1)または盗難事故(*2)	(1) 防犯・防火金庫の設置費用	火災または盗難による事故発生の場合の被害軽減を目的とした防犯・防火金庫の設置費用。
	(2) 災害常備品の購入費用	火災または盗難による事故発生の場合の被害軽減を目的とした災害常備品の購入費用。
	(3) 植栽の設置費用	火災による事故発生の場合の被害軽減または盗難事故発生防止を目的とした植栽の新規設置費用。

(*1)「火災事故」とは、普通保険約款住まい条項第1条(この条項の補償内容)(1)①の事故をいいます。
(*2)「盗難事故」とは、普通保険約款住まい条項第1条(この条項の補償内容)(1)④の事故をいいます。

❻臨時費用補償特約

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条(この特約の補償内容)

当会社は、普通保険約款住まい条項第1条(この条項の補償内容)(1)に規定する事故によって損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生じる費用に対して、臨時費用保険金を支払います。ただし、付帯される特約により、動産が保険の対象に含まれる場合は、保険の対象である動産について生じた普通保険約款住まい条項第1条(この条項の補償内容)(1)⑨に規定する破損等の事故または**通貨等**もしくは**預貯金証書**の**盗難**による損害を除きます。

第3条(支払保険金の計算)

(1) 当会社は、普通保険約款住まい条項第1条(この条項の補償内容)(1)の損害保険金の10%に相当する額を、第2条(この特約の補償内容)の臨時費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故について、100万円を限度とします。

(2) 付帯される特約により保険の対象に動産が含まれる場合には、**建物**または動産の別に、(1)の規定により臨時費用保険金を算出するものとします。ただし、その特約に規定する高額貴金属等については動産に含めて算出するものとします。

第4条(この特約が付帯された保険契約との関係)

この特約が付帯された普通保険約款に基づく保険契約に建物付属機械設備等電気的・機械的事故補償特約が付帯される場合で、その特約により損害保険金が支払われるときは、この特約の規定に従い、臨時費用保険金を支払います。

第5条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

❼臨時費用保険金の火災のみ補償特約

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条(この特約の補償内容)

当会社は、普通保険約款住まい条項第1条(この条項の補償内容)(1)①に規定する事故に対して損害保険金が支払われる場合において、その事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、臨時費用保険金を支払います。

第3条(支払保険金の計算)

(1) 当会社は、普通保険約款住まい条項第1条(この条項の補償内容)(1)の損害保険金の10%に相当する額を、第2条(この特約の補償内容)の臨時費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故について、100万円を限度とします。

(2) 付帯される特約により保険の対象に動産が含まれる場合には、**建物**または動産の別に、(1)の規定により臨時費用保険金を算出するものとします。ただし、その特約に規定する高額貴金属等については動産に含めて算出するものとします。

第4条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規

〈臨時費用補償特約　第2条〉
保険の対象が家財、業務用の設備・什器(じゅうき)等、商品・製品等である場合に破損等の事故や通貨等もしくは預貯金証書の盗難による事故に対しては臨時費用保険金はお支払いしません。

定を準用します。

❽臨時費用保険金の火災・風災のみ補償特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（この特約の補償内容）

当会社は、普通保険約款住まい条項第１条（この条項の補償内容）(1)①または②に規定する損害に対して損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、臨時費用保険金を支払います。

第３条（支払保険金の計算）

(1) 当会社は、普通保険約款住まい条項第１条（この条項の補償内容）(1)の損害保険金の10%に相当する額を、第２条（この特約の補償内容）の臨時費用保険金として、支払います。ただし、１回の事故について、100万円を限度とします。

(2) 付帯される特約により保険の対象に動産が含まれる場合には、**建物**または動産の別に、(1)の規定により臨時費用保険金を算出するものとします。ただし、その特約に規定する高額貴金属等については動産に含めて算出するものとします。

第４条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

❾臨時費用保険金の火災・風災・盗難・水濡れ等補償特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（この特約の補償内容）

当会社は、普通保険約款住まい条項第１条(この条項の補償内容）(1)①、②、④、⑤、⑥、⑦および⑧に規定する事故によって損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、臨時費用保険金を支払います。ただし、付帯される特約により、動産が保険の対象に含まれる場合は、**通貨等**もしくは**預貯金証書**の**盗難**による損害を除きます。

第３条（支払保険金の計算）

(1) 当会社は、普通保険約款住まい条項第１条（この条項の補償内容）(1)の損害保険金の10%に相当する額を、第２条（この特約の補償内容）の臨時費用保険金として、支払います。ただし、１回の事故について、100万円を限度とします。

(2) 付帯される特約により保険の対象に動産が含まれる場合には、**建物**または動産の別に、(1)の規定により臨時費用保険金を算出するものとします。ただし、その特約に規定する高額貴金属等については動産に含めて算出するものとします。

第４条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

❿類焼損害補償特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
①	事故	第３条（この特約の補償内容）①の事故をいいます。
②	損害	第３条（この特約の補償内容）②の損害をいいます。
③	主契約	普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
④	主契約建物	主契約の保険の対象である**建物**(*1)をいいます。 (*1) 区分所有建物の場合は、主契約の保険の対象である戸室をいいます。
⑤	主契約家財	家財補償特約の保険の対象である家財をいいます。

⑥	主契約被保険者	主契約における保険証券記載の保険の対象の所有者をいいます。
⑦	類焼補償被保険者	類焼補償対象物の所有者をいいます。
⑧	他保険優先支払条項	**他の保険契約等**がある場合に、損害の額から他の保険契約等によって支払われるべき保険金または共済金の額を差し引いた残額について保険金を支払うことを規定した約定のことをいいます。

第３条（この特約の補償内容）

当会社は、下表に規定する①の事故によって生じた②の損害に対して、普通保険約款およびこの特約に従い、類焼損害保険金を支払います。

① 事故	次のいずれかから発生した火災、破裂または爆発。 ｱ. 主契約建物 ｲ. ｱ.に収容される家財 ｳ. 主契約家財 ｴ. ｳ.を収容する保険証券記載の**建物** ただし、主契約における第三者(*1)の所有物で主契約被保険者以外の者が占有する部分(*2)から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。 この場合において、主契約建物に収容される家財または主契約家財を収容する保険証券記載の建物は、普通保険約款に定める保険の対象の範囲の規定によります。
② 損害	類焼補償対象物の**損壊**(*3)。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。

(*1) 第三者には、主契約が保険契約者と**被保険者**が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、主契約被保険者と生計を共にする**同居**の**親族**を除きます。
(*2) 区分所有建物の共用部分を含みます。
(*3) 消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって生じた損害を含みます。

第４条（類焼補償対象物の範囲）

(1) 第３条（この特約の補償内容）の類焼補償対象物とは、この特約における保険の対象であって、下表のいずれかに規定するものをいいます。

① 建物	全部または一部で世帯が現実に生活を営んでいる居住の用に供する**建物**(*1)をいいます。 (*1) 次に規定する物のうち、建物の所有者が所有するものは建物に含みます。 ⅰ 畳、建具その他これらに類する物 ⅱ 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの ⅲ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの ⅳ 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物
② 家財	①の建物に収容される家財をいいます。

(2) (1)の規定にかかわらず、下表に規定する物は、類焼補償対象物に含まれます。

①	常時、居住の用に供しうる状態にある別荘(*1)
②	居住の用に供しうる状態にある空家(*2)

(3) (1)および(2)の規定にかかわらず、下表に規定する建物または家財は、類焼補償対象物に含まれません。

① 建物	ｱ. 主契約建物 ｲ. 主契約家財を収容する保険証券記載の建物(*3) ｳ. 主契約被保険者または主契約被保険者と生計を共にする**同居**の**親族**の所有する建物(*4) ｴ. 建築中または取り壊し中の建物(*5) ｵ. 国、地方公共団体等の所有する建物
② 家財	ｱ. 主契約家財 ｲ. 主契約建物に収容される家財 ｳ. 主契約被保険者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族の所有、使用または管理する家財 ｴ. 自動車 ｵ. 通貨、有価証券、**預貯金証書**、印紙、切手その他これらに類する物 ｶ. 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、１個または１組の価額が30万円を超えるもの ｷ. 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 ｸ. 動物、植物等の生物 ｹ. 商品、見本品および事業用什器(じゅうき)、備品、機械装置、道具その他事業を営むために使用される物

(*1) 営業用の貸別荘を除きます。
(*2) 建売業者等が所有する売却用の空家を除きます。
(*3) 長屋または共同住宅建物の場合は、主契約被保険者の占有する戸室をいいます。

〈類焼損害補償特約　第３条の表の①〉
主契約建物が借用戸室を有している場合または主契約建物が借用一戸建である場合には、第三者の定義が異なります。第16条（借用戸室等における場合の読み替え規定）をご参照ください。

(*4) 区分所有建物の共用部分における主契約被保険者以外の者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族以外の者の共有持分を除きます。
(*5) 損害が発生したときに、世帯が現実に生活を営んでいたものを除きます。

第５条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意 ア．　保険契約者(*1) イ．　主契約被保険者(*1) ウ．　イ.と生計を共にする**同居**の**親族** エ．　ア.イ.またはウ.の代理人
②	類焼補償被保険者(*1)またはその代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、類焼損害保険金を支払わないのは、その類焼補償被保険者が被った損害に限ります。
③	類焼補償被保険者以外の者が類焼損害保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(*1)またはその者の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
④	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または**暴動**
⑤	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑥	次のいずれかに該当する事由 ア．　核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*2)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ．　ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑦	次のいずれかに該当する事由 ア．　④から⑥までの事由によって発生した**事故の拡大**。 イ．　発生原因が何であるかにかかわらず、事故の④から⑥までの事由による拡大。 ウ．　④から⑥までの事由に伴う秩序の混乱。

(*1) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(*2) 核燃料物質には使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

第６条（支払保険金の計算）

(1) 当会社が第３条(この特約の補償内容)の類焼損害保険金として支払うべき損害の額は、類焼補償対象物の**再取得価額**によって定めます。
(2) 当会社は、１回の事故につき、保険証券記載の支払限度額を限度として(1)に規定する損害の額を類焼損害保険金として支払います。

第７条（他の保険契約等がある場合の取扱い－その１）

他の保険契約等がある場合は、当会社は支払限度額を限度に、次の算式によって算出した額を類焼損害保険金として支払います。

第６条（支払保険金の計算）(1)の規定によって算出した損害の額	－	他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額(*1)の合計額	＝類焼損害保険金

(*1) 臨時費用保険金等の、事故が発生したことによって生じる費用に対する保険金または共済金を含みません。

第８条（他の保険契約等がある場合の取扱い－その２）

第７条（他の保険契約等がある場合の取扱い－その１）の規定にかかわらず、**他の保険契約等**があり、それらの中に他保険優先支払条項を有するものがあるときは、第６条（支払保険金の計算）(1)の規定によって算出した損害の額から他保険優先支払条項のない他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金(*1)の合計額を差し引いた残額に対して、下表の規定に従って算出された額を、類焼損害保険金として、支払います。

①	この特約により他保険優先支払条項を有する他の保険契約等に優先して類焼損害保険金を支払う場合は、上記の残額(*1)。
②	他保険優先支払条項を有する他の保険契約等によって、この特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合は、上記の残額から他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を差し引いた額(*2)。

(*1) 他の保険契約等がないものとして算出したこの特約の支払うべき類焼損害保険金の額を限度とします。
(*2) 他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額が、上記の残額を超える場合には支払いません。

第９条（支払保険金の計算－複数の類焼補償被保険者がある場合）

(1) １回の事故による複数の類焼補償被保険者に対する支払責任額(*1)の合計額が支払限度額を超える場合において、他保険優先支払条項を有する**他の保険契約等**がないときは、当会社は、それぞれの類焼補償被保険者に対して次の算式によって算出した額を類焼損害保険金として、支払います。

$$\text{支払限度額} \times \frac{\text{類焼損害保険金を支払うべき他の類焼補償被保険者がいないとした場合の、それぞれの類焼補償被保険者に対するこの保険契約において支払うべき保険金の額}}{\text{類焼損害保険金を支払うべき他の類焼補償被保険者がいないとした場合の、それぞれの類焼補償被保険者に対するこの保険契約において支払うべき保険金の額の合計額}} = \text{その類焼補償被保険者に対する類焼損害保険金の額}$$

(2) 1回の事故による複数の類焼補償被保険者に対する支払責任額(*1)の合計額が支払限度額を超えるときで、他の保険契約等があり、それらの中に他保険優先支払条項を有する他の保険契約等がある場合で、次の①に該当するときは、その類焼補償被保険者に対して次の②に規定する額を類焼損害保険金として、支払います。

① 他保険優先支払条項を有する他の保険契約等およびこの特約につき、それぞれ他保険優先支払条項を有する他の保険契約等がないものとして類焼補償被保険者ごとに算出した支払うべき保険金または共済金の額の合計額が、他保険優先支払条項を有する他の保険契約等がないものとして(1)の規定により算出した当会社の支払うべき保険金の額を超える場合

② 次の算式により算出した額

$$\text{他保険優先支払条項を有する他の保険契約等がないものとして第7条（他の保険契約等がある場合の取扱い－その1）の規定によって算出したこの保険契約において支払うべき保険金の額} \times \frac{\text{他保険優先支払条項を有する他の保険契約等がないものとして(1)の規定によって算出したこの保険契約において支払うべき保険金の額}}{\text{他保険優先支払条項を有する他の保険契約等およびこの特約について、それぞれ他保険優先支払条項を有する他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額の合計額}} = \text{その類焼補償被保険者に対する類焼損害保険金の額}$$

(3) 類焼補償被保険者ごとに、他保険優先支払条項を有する他の保険契約等がないものとして(1)によって算出した類焼損害保険金の額と、(2)によって算出した他保険優先支払条項を有する他の保険契約等がある場合の類焼損害保険金の額に差額が生じた場合は、それぞれの差額の合計額を、他保険優先支払条項を有する他の保険契約等がないそれぞれの類焼補償被保険者に対し、次の算式によって算出した類焼損害保険金を追加して、支払います。

ただし、いかなる場合も当会社の支払うべき類焼損害保険金の額は、第6条（支払保険金の計算）に規定する損害の額を超えることはありません。

$$\text{差額の合計額} \times \frac{\text{他に類焼損害保険金を支払うべき類焼補償被保険者がないものとした場合の、それぞれの類焼補償被保険者に対する類焼損害保険金の額}}{\text{他に類焼損害保険金を支払うべき類焼補償被保険者がないものとした場合の、他保険優先支払条項を有する他の保険契約等がないすべての類焼補償被保険者に対する類焼損害保険金の合計額}} = \text{その類焼補償被保険者に対して追加して支払う類焼損害保険金の額}$$

(4) 当会社は、1回の事故による複数の類焼補償被保険者に対する当会社の支払うべき保険金の合計額が支払限度額を超えることで(1)から(3)の規定にしたがって類焼損害保険金の額を算定することになる場合において、その額について当会社と類焼補償被保険者との間で意見が一致しないときは、当会社の費用により、それぞれの類焼補償被保険者の同意を得て、民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の手続を行います。

(*1) 他の保険契約等がないものとして算出したこの特約の支払うべき類焼損害保険金の額をいいます。

第10条（類焼補償対象物の事故または損害発生時の義務）

(1) 保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者は、事故が生じたことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

(2) 下表の(ⅰ)欄に規定する者は、類焼補償対象物について損害が生じたことを知った場合は、下表の(ⅱ)欄のことを履行しなければなりません。

	(ⅰ)	(ⅱ)
① 損害が生じたことの通知	保険契約者または主契約被保険者	損害が生じた日時、場所および損害の概要を直ちに当会社に通知すること。
② 損害内容の通知	保険契約者または主契約被保険者	次の事項を遅滞なく、当会社に**書面等**により通知すること。 ア. 損害の状況 イ. 損害が生じた日時、場所または損害の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
③ 類焼補償被保険者への通知	保険契約者または主契約被保険者	この保険契約の内容を直ちに類焼補償被保険者に通知すること。
④ 損害が生じたことを知ったことの通知	類焼補償被保険者	類焼補償対象物に損害が生じたことを知ったことを当会社に通知すること。

⑤　調査の協力等	保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者	次の事項に協力すること。 ア．　類焼損害保険金の支払を目的とした類焼補償対象物にかかる損害および類焼補償対象物にかかる損害に対して保険金を支払うべき**他の保険契約等**(*1)の内容を調査すること。 イ．　当会社が、事故または損害が生じた**建物**もしくは**敷地内**を調査することまたはその建物もしくは敷地内に収容されていた類焼補償被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他の場所に移転すること。

(*1) 他の保険契約等には、類焼損害保険金を支払うべき他の保険契約等を含みます。

第11条（類焼補償対象物の事故または損害発生時の義務違反）

保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者が、正当な理由がなくて第10条（類焼補償対象物の事故または損害発生時の義務）の規定に違反した場合は、当会社は下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

①　第10条(1)	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
②　第10条(2)の表	第10条(2)の表の規定に違反したことによって当会社が被った損害の額

第12条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、第３条（この特約の補償内容）に規定する損害が生じた時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 類焼補償被保険者が保険金の支払を請求する場合は、下表のすべての書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

①　保険金の請求書
②　損害額を証明する書類(*1)
③　類焼補償被保険者が死亡した場合は、類焼補償被保険者の除籍および類焼補償被保険者のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
④　普通保険約款基本条項第４節第４条（指定代理請求人）に規定する**被保険者**の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
⑤　所轄消防署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類
⑥　①から⑤までのほか、当会社が普通保険約款基本条項第４節第２条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する**書面等**において定めたもの

(*1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(*2)および被害が生じた物の写真(*3)をいいます。
(*2) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
(*3) 画像データを含みます。

第13条（代　位）

(1) 損害が生じたことにより類焼補償被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当会社が損害の額の全額を類焼損害保険金として支払った場合は、類焼補償被保険者が取得した債権の額
②	①以外の場合は、類焼補償被保険者が取得した債権の額から、類焼損害保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)の表の②の場合において、当会社に移転せずに類焼補償被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

第14条（代位求償権不行使）

第13条（代位）の規定により類焼補償被保険者が保険契約者、主契約被保険者または主契約被保険者と生計を共にする**同居の親族**に対して有する権利を当会社が取得した場合は、当会社は、これを行使しないものとします。

第15条（残存物の帰属）

当会社が類焼損害保険金を支払った場合でも、類焼補償対象物の残存物の所有権その他の物権は、当会社がこれを取得することの意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。

第16条（借用戸室等における場合の読み替え規定）

主契約建物が借用戸室(*1)を有している場合または主契約建物が借用一戸建(*2)である場合には、下表のとおり読み替えるものとします。

〈類焼損害補償特約　第10条(2)の表の⑤〉
類焼補償被保険者の同意を得て、類焼補償対象物の加入保険会社名や契約内容の確認等を行います。

箇所	読み替え前	読み替え後
第３条（この特約の補償内容）（*1）	第三者には、主契約が保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、主契約被保険者と生計を共にする同居の親族を除きます。	第三者には、主契約が保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、次に規定する者を除きます。 ⅰ．主契約被保険者と生計を共にする同居の親族 ⅱ．主契約被保険者の許諾を得て主契約建物の借用戸室または借用一戸建である主契約建物に居住する者で保険契約者、主契約被保険者および主契約被保険者と生計を共にする同居の親族以外のもの
第４条（類焼補償対象物の範囲）（3)②家財イ．	主契約建物に収容される家財	主契約建物の借用戸室以外の戸室に収容される家財および借用戸室またはこれに収容される家財から事故が発生したときにおけるその借用戸室に収容される家財

（*1）借用戸室とは、借用に供される戸室をいいます。
（*2）借用一戸建とは、借用に供される一戸建をいいます。

第17条（この特約が付帯された保険契約との関係）

この特約が付帯された普通保険約款に基づく保険契約に臨時費用補償特約、臨時費用保険金の火災・風災・盗難・水濡れ等補償特約、臨時費用保険金の火災・風災のみ補償特約または臨時費用保険金の火災のみ補償特約が付帯される場合、その特約で規定する保険の対象に類焼補償対象物は含まれないものとします。

第18条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
第４節第２条（保険金の支払）（1)（*1）	被保険者が第１条（保険金の請求）（2）の手続を完了した日をいいます。	類焼補償被保険者が類焼損害補償特約第12条（保険金の請求）に規定する手続きを完了した日をいいます。なお、類焼補償被保険者が複数存在する場合には、それらの者のうち、同条に規定する手続きを最も遅く完了した日をいいます。

⓫建物付属機械設備等電気的・機械的事故補償特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（この特約の補償内容）

当会社は、第３条（保険の対象の範囲）に規定する保険の対象について、普通保険約款住まい条項第６条（保険金をお支払いしない場合－破損等）⑦の規定にかかわらず、電気的または機械的事故によって生じた損害について損害保険金を支払います。

第３条（保険の対象の範囲）

（1）この特約における保険の対象は、建物に付属し、建物の機能を維持する下表の①から⑧に掲げる機械、機械設備または装置とします。

	設備名称	機械、機械設備または装置
①	空調設備	温風暖房機、ボイラ付属装置、冷凍機、冷却塔、パッケージ型エアコンディショナ、ユニットクーラ、空気調和機、エアーカーテン装置、送風機、付属ポンプ類　等
②	電気設備	変圧器、受配電盤、制御・監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、コンデンサ、リアクトル、充電設備、無停電装置、バッテリ、碍子（がいし）、碍管（がいかん）、保護装置、開閉器用空気圧縮機、支持フレーム、母線、配線、照明器具、非常用発電設備、送受信設備装置、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、表示装置、避雷針、支持棒、接地電極、導体、盗難防止装置、防災センター設備、火災報知設備、警報装置、太陽光発電設備　等
③	給排水・衛生・消火設備	給水設備、給湯設備、ソーラーシステム、衛生設備、飲料用冷水設備、排水設備、汚水処理設備、散水設備、井戸、各種消火設備、ボイラ、トイレ　等
④	昇降設備	エレベーター、エスカレーター、ダムウェーター　等
⑤	その他の設備	駐車場機械設備
⑥		自動ドア設備、シャッター
⑦		宅配ボックス、建物免震・制配震機械装置、ごみ処理設備・塵芥（じんかい）焼却設備
⑧		①から⑦の各設備に附属する配線・配管・ダクト設備

(2) 下表のいずれかに該当する機械設備はこの特約の保険の対象に含まれません。

①	消火剤、薬液
②	家庭用電化製品、洗濯機、冷蔵庫
③	可搬式、移動式の機器
④	電球類
⑤	切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃または金型その他の型類
⑥	潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供せられる資材

第４条（保険金をお支払いしない場合の追加）

当会社は、普通保険約款住まい条項第５条（保険金をお支払いしない場合）および第６条（保険金をお支払いしない場合－破損等）に掲げる損害のほか、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しても、損害保険金を支払いません。

①	不当な修理や改造によって生じた事故
②	消耗部品(*1)および付属部品の交換
③	コンピュータプログラム、インプットデータ等コンピュータソフトウェアに生じた**損壊**、改ざん、消去等
④	電源周波数（Hz）、ガス種の変更に伴う改造、修理
⑤	車両、**船舶**などの備品として使用している間に生じた事故

（*1）消耗部品とは、乾電池、充電電池、電球、替刃、針等をいいます。

第５条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

⓬家財の破損等不担保特約

当会社は、この特約を付帯した場合には、家財補償特約第３条（この特約の補償内容）(1)の規定にかかわらず、普通保険約款住まい条項第１条(この条項の補償内容)（1)の表に規定する破損等の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

⓭商品製品の盗難・水濡れ等補償特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（この特約の補償内容）

当会社は、この特約を付帯した場合には、商品製品補償特約第２条（この特約の補償内容）(1)の規定に加え、下表の損害保険金および費用保険金を支払います。

①	普通保険約款住まい条項第１条（この条項の補償内容）(1)④から⑧に規定する事故によって保険の対象に生じた損害に対する損害保険金
②	普通保険約款住まい条項第１条(4)に規定する費用保険金

第３条（保険金をお支払いしない場合の追加）

当会社は、普通保険約款住まい条項第５条（保険金をお支払いしない場合）および商品製品補償特約第４条（保険金をお支払いしない場合の追加）に加えて、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	掘削機械(*1)の**盗難**によって生じた損害
②	万引き等(*3)によって**商品・製品等**に生じた損害。ただし、万引き等(*3)を行った者が暴行または脅迫した場合はこの規定は適用しません。

（*1）ブルドーザー、パワーショベル、クラムシェル、ローディングショベル、バックホウ、トラクターショベル、バケットホイールエキスカベーター、タワーエキスカベーター、タワースクレーパー等、工事現場で土砂、岩石等を掘削することを目的とした機械(*2)をいいます。
（*2）機械には、機械に付属する部品を含みます。
（*3）万引き等とは、万引きその他収容場所に不法に侵入することなく行われた盗難をいいます。

第４条（支払保険金の計算）

第２条（この特約の補償内容）①の規定に従いこの特約の保険の対象に対し損害保険金を支払う場合には、当社の支払う損害保険金の額は、商品製品補償特約第５条（支払保険金の計算）(1)に規定する算式によって算出された**免責金額**を控除した額とします。

第５条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款および商品製品補償特約の規定を準用します。

⑭商品製品の破損等補償特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（この特約の補償内容）

当会社は、この特約を付帯した場合には、商品製品補償特約第２条（この特約の補償内容）(1)の規定に加え、下表の損害保険金および費用保険金を支払います。

①	普通保険約款住まい条項第１条（この条項の補償内容）(1)⑨に規定する破損等の事故によって保険の対象に生じた損害に対する損害保険金
②	普通保険約款住まい条項第１条(4)に規定する費用保険金

第３条（保険金をお支払いしない場合の追加）

(1) 当会社は、普通保険約款住まい条項第５条（保険金をお支払いしない場合）、普通保険約款住まい条項第６条（保険金をお支払いしない場合－破損等）および商品製品補償特約第４条（保険金をお支払いしない場合の追加）に加えて、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	保険の対象を加工または製造することに起因して、その保険の対象に生じた損害(*1)
②	保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合、保険の対象に生じたコンタミネーション、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固形化、化学変化もしくは品質の低下または分離もしくは復元が不可能もしくは困難となる等の損害。ただし、容器、配管等に普通保険約款住まい条項第１条（この条項の補償内容）(1)の事故による損害が生じたことに伴う漏出による損害については、この規定は適用しません。
③	保険の対象のうち、楽器について生じた次のいずれかの損害 ｱ. 弦のみまたはピアノ線のみが切断した場合の弦またはピアノ線の損害 ｲ. 打楽器の打皮のみが破損した場合の打皮の損害 ｳ. 音色または音質の変化の損害
④	検品、棚卸しの際に発見された**商品・製品等**の数量の不足による損害(*2)
⑤	保険の対象の受渡しの過誤等、事務的または会計的な間違いによる損害

(*1) 保険の対象に生じた損害には、保険の対象を加工または製造することに使用された機械、設備または装置等の停止によってその保険の対象に生じた損害を含みます。

(*2) 検品または棚卸しの際に発見された商品・製品等の数量の不足による損害には、不法に侵入した第三者の盗取による損害は含まれません。

(2) 当会社は、普通保険約款住まい条項第１条（この条項の補償内容）(1)の表に規定する破損等の事故によって、次のいずれかに該当する物に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	自動車以外の車両、雪上オートバイまたはゴーカートおよびこれらの付属品
②	ハンググライダー、パラグライダー、サーフボードまたはウィンドサーフィンおよびこれらの付属品
③	ラジコン模型およびこれらの付属品
④	移動電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
⑤	動物、植物等の生物

第４条（支払保険金の計算）

① 第２条（この特約の補償内容）①の規定に従いこの特約の保険の対象に対し損害保険金を支払う場合には、当社の支払う損害保険金の額は、商品製品補償特約第５条（支払保険金の計算）(1)に規定する算式によって算出された**免責金額**を控除した額とします。

② 商品製品特約第５条(支払保険金の計算）(2)の規定にかかわらず、普通保険約款住まい条項第１条(この条項の補償内容）および第２条（この特約の補償内容）の規定に基づき支払われる損害保険金は、１回の事故につき、保険証券記載の商品・製品破損等支払限度額を限度に支払います。

第５条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款および商品製品補償特約の規定を準用します。

⑮全損時の保険金支払いに関する特約

第１条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
全損	この特約が付帯される普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）および付帯された特約に規定する事由により、保険金が支払われる場合（ただし、地震火災費用保険金が支払われるときを除きます。）で、**建物**の損害の額が**再取得価額**の80%以上となる状態をいいます。

第２条（この特約が適用される範囲）

(1) この特約は、付帯される保険契約の保険の対象が**建物**である場合で、保険の対象である建物（以下「建物」といいます。）が全損となったときに適用します。ただし、当会社が事前に提示し、保険契約者と当会社の双方が妥当性を確認した評価方法により算出された額にもとづかずに保険金額を設定した契約には、本特約は適用しません。

(2) この特約は、建物の損害保険金（以下「保険金」といいます。）の算出方法を変更するものです。

第３条（全損の場合の保険金の支払額）

建物が全損となった場合には、当会社は、普通約款および付帯された特約の保険金の算出規定にかかわらず、保険金額に相当する額を保険金(*1)として、支払います。

(*1) 保険金の額は「**再取得価額**×当該保険金の支払割合の1.3倍」を限度とします。

第４条（全損の場合の保険金の支払額－他の保険契約等がある場合の取扱い）

(1) この特約と同種の保険金支払い規定がない**他の保険契約等**がある場合、当会社は、次の算式によって算出した額を、当会社の損害保険金の額に追加して差額保険金として支払います。

差額保険金(*1) ＝ 第３条（全損の場合の保険金の支払額）の規定により算出した保険金の額 － この特約がないものとして、この保険契約と他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の合計額

(2) この特約と同種の保険金支払い規定がある他の保険契約等（以下「他の全損規定契約等」といいます。）がある場合、当会社は、下表の規定に従って算出した額を、当会社の支払保険金の額に追加して差額保険金として支払います。

①	この特約により他の全損規定契約等に優先して(1)に規定する差額保険金を支払う場合は、(1)により算出した差額保険金
②	他の全損規定契約等によって、この特約に優先して保険金が支払われる、または支払われた場合は、第３条（全損の場合の保険金の支払額）の規定により算出した保険金の額から、他の全損規定契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の合計額を差し引いた額

(3) この特約が付帯される保険契約の保険金額が追加上乗せ方式により定められている場合には、当該追加上乗せ方式契約とそれ以外の他の保険契約等のそれぞれに、第３条と(1)(2)の規定を適用して差額保険金を支払います。

(*1) この特約がないものとして、この保険契約と他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の合計額が保険金額(*2)を上回る場合には、差額保険金は支払いません。

(*2) 保険金額は**再取得価額**×1.3を限度とします。

第５条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
第５節第２条（保険契約の無効または失効）	損害額(*1)がそれぞれ１回の事故につき保険金額の100%に相当する額以上になる損害が発生したこと。ただし、保険金額が**再取得価額**を超える場合は、再取得価額を保険金額とみなします。	この特約が適用された場合。

⑯支払限度額（保険金額）の調整に関する特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（支払限度額（保険金額）の調整）

(1) 当会社は、建築費または物価の変動等により、普通保険約款住まい条項第３条（保険の対象の支払限度額（保険金額））に規定する支払限度額（保険金額）を調整する必要が生じた場合は、保険契約者への通知を行うことにより、支払限度額（保険金額）を妥当な金額に調整し、相当する保険料を返還または請求することができます。

〈全損時の保険金支払いに関する特約　第２条(1)〉

妥当性を確認した評価方法により算出された額にもとづかない場合とは、建物の保険金額に土地代が含まれていた場合等をいいます。

(2) (1)の保険料の返還または請求については、普通保険約款基本条項第６節第１条（保険料の返還、追加または変更）(3)の規定を適用します。

第３条（支払限度額（保険金額）の調整に伴う保険料の払込みを怠った場合の取扱い）

当会社が、第２条（支払限度額（保険金額）の調整）の規定に基づき保険契約者に保険料を請求したにもかかわらず、保険契約者がその払込みを怠った場合は、普通保険約款住まい条項第７条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、下表の算式を適用して損害保険金を算出します。

① 支払限度額（保険金額）が保険の対象の**再取得価額**の70%に相当する額以上の場合	普通保険約款住まい条項第８条（損害額の決定）に定める損害額 － 保険証券記載の**免責金額** ＝ 損害保険金の額
② 支払限度額（保険金額）が保険の対象の再取得価額の70%に相当する額より低い場合	普通保険約款住まい条項第８条（損害額の決定）に定める損害額 × 支払限度額（保険金額）／（再取得価額 × 70%） － 保険証券記載の免責金額 ＝ 損害保険金の額

第４条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

この保険契約の支払限度額（保険金額）を普通保険約款住まい条項第３条（保険の対象の支払限度額（保険金額））の規定に従い、「追加上乗せ方式」により設定している場合で、第２条（支払限度額（保険金額）の調整）の規定により保険の対象を再評価するときは、下記の算式により、支払限度額（保険金額）を定めることとします。

保険の対象の評価額 － **他の保険契約等**の支払限度額（保険金額） ＝ 支払限度額（保険金額）

第５条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

⑰携行品特約

この特約の適用にあたっては、下表の左欄の事項については対応する下表の右欄に記載された内容によります。

① 本人	保険証券の本人欄に記載の者
② 被保険者の型	保険証券記載の**被保険者**の型
③ 保険金額	保険証券記載の保険金額
④ 免責金額	保険証券記載の**免責金額**
⑤ 保険期間	保険証券記載の保険期間

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（この特約の補償内容）

(1) 当会社は、日本国内または国外において、保険の対象について偶然な事故によって生じた損害に対して、この特約および他の特約(*1)の規定にしたがい、保険金を支払います。

(2) この特約において、保険の対象とは、第３条（被保険者）に規定する**被保険者**によって住宅(*2)から一時的に持ち出されたまたは住宅(*2)外において携行中もしくは住宅(*2)外で取得し、住宅(*2)に持ち帰るまでの間の被保険者所有の家財をいいます。

(*1) この特約に付帯される特約に限ります。

(*2) 被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地は含みません。その住宅が長屋または共同住宅の場合は、その占有部分および専用使用権のある部分に限ります。

第３条（被保険者）

(1) この特約における**被保険者**は、被保険者の型により下表の右欄に記載の被保険者となります。

① 本人

② 本人の配偶者(*1)

③ 本人またはその配偶者(*1)の**同居**の**親族**

④ 本人またはその配偶者(*1)の別居の未婚の子

⑤ 本人の同居の親族および別居の未婚の子。ただし、②を除きます。

被保険者の型	被保険者の範囲
本人型	①
夫婦型	①および②

〈携行品特約〉

この特約には、「基本条項特約（財産）」(P.103)が自動セットされます。

〈携行品特約　第２条(2)〉

住宅外で取得とは、買い物等で自らの所有物になったときのことをいいます。

家族型	①から④まで
家族型（配偶者不担保）	①および⑤

(2) (1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。

(3) (1)の本人として指定された者について、死亡その他の事由が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、そのことを当会社に**書面等**により申し出て、本人の変更を請求することができます。ただし、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

第4条（保険の対象の範囲）

この特約において、保険の対象には、下表に規定する物を含みません。

①	車両(*1)、**船舶**、**航空機**、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
②	ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品
③	移動電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
④	義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物
⑤	**預貯金証書**、手形その他の有価証券(*2)、印紙、切手、プリペイドカード、**電子マネー**、商品券その他これらに類するもの
⑥	クレジットカード、ローンカードその他これらに類する物
⑦	稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
⑧	**商品・製品等**、業務の目的のみに使用される**設備・什器等**
⑨	業務を行う者がその業務に関連して預託を受けている物
⑩	動物、植物等の生物
⑪	法令により**被保険者**の所有または所持が禁止されている物
⑫	データ、ソフトウエアまたはプログラム等の無体物

(*1) 自動車、原動機付自転車(*3)、軽車両(*4)、トロリーバスおよび鉄道車両をいいます。

(*2) 小切手を含みません。

(*3) 125cc以下の総排気量を有する原動機を用い、かつ、レールまたは架線によらないで運転する車であって、自転車、身体障害者用の車いす、歩行補助車等以外の物をいいます。

(*4) 自転車および荷車その他人もしくは動物の力により、または他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車(*5)であって、小児用自転車以外の小児用の車、歩行補助車等および身体障害者用の車いすを除きます。

(*5) レールによらないで運転する車には、そりおよび牛馬を含みます。

第5条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失 ア. **保険契約者**(*1) イ. 被保険者(*1) ウ. ア.またはイ.の法定代理人 エ. ア.またはイ.の**同居**の**親族**
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または**暴動**
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*2)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した**事故の拡大** イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(*3) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害

②	被保険者が運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車(*4)を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車(*4)を運転している場合、または酒気を帯びて(*5)自動車または原動機付自転車(*4)を運転している間に生じた事故による損害
③	差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合、および施錠された被保険者の手荷物が、空港等における安全確認検査等の目的でその鍵を壊された場合を除きます。
④	保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害。ただし、次のいずれかに該当する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった場合を除きます。 ｱ. 保険契約者または被保険者 ｲ. ｱ.に規定する者に代わって保険の対象を管理する者
⑤	保険の対象の自然の消耗または性質による蒸れ、さび、腐敗、かび、変質、変色その他類似の事由による損害またはねずみ食い、虫食い等の損害
⑥	保険の対象のすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち等その他単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害
⑦	保険の対象に対する加工、解体、組立、修理、清掃、点検、調整等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害。ただし、これらの事由に起因して火災または破裂、爆発が発生した場合を除きます。
⑧	保険の対象の電気的事故または機械的事故に起因する損害。ただし、これらの事故に起因して火災もしくは破裂、爆発が発生した場合またはこれらの事故が偶然な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
⑨	保険の対象である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害については、この規定は適用しません。
⑩	保険の対象の置き忘れまたは紛失(*6)に起因する損害
⑪	詐欺または横領に起因して保険の対象に生じた損害
⑫	土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
⑬	保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類のみまたは液晶ディスプレイ、プラズマディスプレイ、有機ELディスプレイ等の画像表示装置のみに生じた損害
⑭	風、雨、雪、雹(ひょう)もしくは砂塵(じん)その他これらに類する物の吹き込み、浸み込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害
⑮	保険の対象のうち、楽器について生じた次のいずれかの損害 ｱ. 弦のみまたはピアノ線のみが切断した場合の弦またはピアノ線の損害 ｲ. 打楽器の打皮のみが破損した場合の打皮の損害 ｳ. 楽器の音色または音質の変化の損害
⑯	保険の対象の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(*7)を負うべき損害

(*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(*2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
(*3) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
(*4) 125cc以下の総排気量を有する原動機を用い、かつ、レールまたは架線によらないで運転する車であって、自転車、身体障害者用の車いす、歩行補助車等以外の物をいいます。
(*5) 道路交通法第65条第１項違反またはこれに相当する状態をいいます。
(*6) 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。
(*7) 法律上または契約上の責任には、保証書または延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。

第６条（支払保険金の計算）

(1) １回の事故について当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。また、この特約の保険期間が１年を超える場合においては、**保険年度**ごとに保険金額を限度とします。

損害額 － **免責金額** ＝ 保険金の額

(2) (1)の損害額とは、保険の対象について次の算式により算出される額をいいます。ただし、次の算式により算出される額が、損害が生じた地および時における保険の対象の価額以上となる場合は、その損害が生じた地および時における保険の対象の価額とします。

修理費 ＋ (3)に規定する費用 － 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額 ＝ (1)の損害額

(3) (2)の費用とは、保険契約者または**被保険者**が支出した下表の費用をいいます。ただし、収入の喪失は下表の費用に含みません。

①	基本条項特約（財産）の保険契約者または被保険者の事故発生時の義務に関する規定に定める損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
②	基本条項特約（財産）の保険契約者または被保険者の事故発生時の義務に関する規定に定める権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用

③	盗取された保険の対象を引き取るために必要であった費用のうち当会社が必要と認めたもの

(4) (1)の損害額のうち、回収金(*1)がある場合において、回収金(*1)の額が保険証券記載の免責金額を超過するときには、その超過額を(1)の保険金の額から差し引きます。

(5) (1)から(4)までの規定にかかわらず、保険の対象が**乗車券等**の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した(3)の表の費用の額の合計額を(1)の損害額とします。

(6) 保険の対象が乗車券等または通貨もしくは小切手である場合は、保険の対象の**再取得価額**を**修理費**とみなして(2)の規定を適用し、保険の対象の(1)の損害額の合計が保険証券記載のこの特約の保険金額を超えるときは、保険証券記載のこの特約の保険金額をもって(1)の損害額とします。

(*1) 回収金とは、第三者が負担すべき金額で、被保険者のために既に回収されたものをいいます。

⑱基本条項特約（財産）

この特約は、保険証券に下表に規定する共通補償特約を適用することが記載されている場合にその特約に自動的に付帯して適用されます。

・携行品特約

第１条（事故発生時の義務）

保険契約者または**被保険者**は、事故が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること。
② 事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
③ 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に**書面等**により通知すること。 ア. 事故の状況 イ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④ 他の保険契約等の通知	**他の保険契約等**の有無および内容(*1)について、遅滞なく、当会社に通知すること。
⑤ 訴訟の通知	損害賠償の請求(*2)についての訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なく当会社に通知すること。
⑥ 請求権の保全等	他人に損害賠償の請求(*2)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑦ 盗難の届出	**盗難**による損害が発生した場合には、次のこと。 ア. 遅滞なく警察官に届け出ること。 イ. 盗取された保険の対象に小切手が含まれる場合は、その小切手の振出人(*3)および支払金融機関へ届け出ること。 ウ. 盗取された保険の対象に**乗車券等**が含まれる場合は、その運輸機関(*4)または発行者へ届け出ること。
⑧ 修理着工の事前承認	保険の対象を修理する場合には、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当を行う場合を除きます。
⑨ 調査の協力等	①から⑧までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること(*5)。

(*1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。
(*2) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
(*3) 被保険者が振出人である場合を除きます。
(*4) 宿泊券の場合はその宿泊施設をいいます。
(*5) 保険の対象について損害が生じた場合、当会社が、事故が生じた**建物**もしくは**敷地内**を調査することまたはその建物もしくは敷地内に収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他の場所に移転することに協力することを含みます。

第２条（事故発生時の義務違反）

(1) 保険契約者または**被保険者**が、正当な理由がなくて第１条（事故発生時の義務）の表の規定に違反した場合は、当会社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第１条の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 第１条の表の②から⑤までまたは同表の⑦から⑨まで	第１条の表の②から⑤までまたは同表の⑦から⑨までの規定に違反したことによって当会社が被った損害の額

〈基本条項特約（財産） 第１条〉
事故が発生したことを知った場合は、上記の記載事項をご対応いただきますようお願いいたします。

③　第１条の表の⑥	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができたと認められる額

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第１条（事故発生時の義務）の表の③、同表の⑦もしくは同表の⑨に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第３条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) **被保険者**が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 保険金の請求書

② 損害額を証明する書類(*1)

③ 被保険者が死亡した場合は、被保険者の除籍および被保険者のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本

④ 普通保険約款基本条項第４節第４条（指定代理請求人）に規定する被保険者の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類

⑤ ①から④までのほか、下表の書類

ｱ. 所轄消防署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類 ｲ. **盗難**による損害の場合は、所轄警察官署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類 ｳ. 保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合において、被保険者に保険金を支払うときは、質権者または譲渡担保権者からの保険金支払指図書

⑥ ①から⑤までのほか、当会社が普通保険約款基本条項第４節第２条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する**書面等**において定めたもの

(3) 当会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(*2)および被害が生じた物の写真(*3)をいいます。
(*2) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
(*3) 画像データを含みます。

第４条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

この特約が付帯される共通補償特約によって保険金が支払われる損害または費用に対して、**他の保険契約等**がある場合は、下表の額を保険金の額とします。

① この特約が付帯される共通補償特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額 ② 他の保険契約等によってこの特約が付帯される共通補償特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合において、損害の額または費用が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*1) ③ ②の損害の額または費用は、それぞれの保険契約または共済契約に**免責金額**の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

(*1) 他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第５条（現物による支払）

当会社は、保険の対象の損害に対し代品の交付または修繕をもって保険金の支払に代えることができるものとします。

第６条（残存物および盗難品の帰属）

(1) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社がこれを取得することの意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。

(2) 盗取された保険の対象について、当会社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、その保険の対象を回収するために支出した必要な費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。

(3) 盗取された保険の対象について、当会社が保険金を支払った場合は、その保険の対象の所有権その他の物権は、支払った保険金の額の保険の対象の価額に対する割合によって、当会社に移転します。

(4) (3)の規定にかかわらず、**被保険者**は、支払を受けた保険金に相当する額(*1)を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

（*1）支払を受けた保険金に相当する額とは、この特約が付帯される共通補償特約の支払保険金の計算に関する規定に定める回収するために支出した必要な費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額をいいます。

第７条（特約の失効）

（1）この保険契約の普通保険約款または補償条項のすべてが消滅した場合は、この特約が付帯される共通補償特約も同時に**失効**するものとします。この場合の保険料の返還は、この特約が付帯される共通補償特約と同時に消滅する普通保険約款または補償条項の保険料の返還に関する規定にしたがいます。

（2）（1）の場合において、この保険契約の普通保険約款または補償条項が**無効**により消滅したときは、この特約が付帯される共通補償特約も同時に無効により消滅するものとします。この場合の保険料の返還は、この特約が付帯される共通補償特約と同時に消滅する普通保険約款または補償条項の保険料の返還に関する規定にしたがいます。

（3）保険期間を通じて支払う保険金の額に限度額を設定している共通補償特約において、限度額以上の保険金を支払うべき損害が発生した場合、その事実が発生した時にこの特約が付帯される共通補償特約は失効します。ただし、保険期間が１年を超える特約においては、最終保険年度を除き、この規定は適用しません。

（4）特約の失効が（3）の規定による場合は、当会社は既に払い込まれた保険料は返還しません。

第８条（代　位）

（1）損害が生じたことにより**被保険者**が損害賠償請求権その他の債権（*1）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合は、被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（2）（1）の表の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（*1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第９条（用語および共通補償特約ごとの適用等）

（1）この特約に規定されていない用語については、各共通補償特約における規定を準用します。

（2）この特約が付帯される共通補償特約において、特に記載のないかぎり、この特約により規定される用語の定義は、この特約に規定するところにしたがいます。

（3）この特約において保険契約の締結とは、更新（*1）、および、特に記載のないかぎり、この保険契約に新たな共通補償特約を追加する場合を含むものとします。

（4）この特約が付帯される共通補償特約により規定される用語は、特に記載のないかぎり、特約ごとに適用します。

（5）この特約は、特に記載のないかぎり、共通補償特約ごとに適用します。

（*1）更新とは、保険期間の末日においてこの特約が付帯される共通補償特約と同一の共通補償特約を引き続き締結することをいいます。

第10条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯される普通保険約款または補償条項に適用される基本条項の規定を準用します。ただし、複数の普通保険約款または補償条項がある場合は、この特約が付帯される共通補償特約の保険期間の初日において、保険期間の初日が最も遅い普通保険約款または補償条項に適用される基本条項の規定を準用します。

⑲個人賠償責任補償特約

この特約の適用にあたっては、下表の左欄の事項については対応する下表の右欄に記載された内容によります。

① 本人	保険証券の本人欄に記載の者
② 本人の居住の用に供される住宅	保険証券の本人欄に記載の者の居住の用に供されている住宅（*1） （*1）別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。
③ 保険金額	保険証券記載の保険金額
④ 免責金額	保険証券記載の**免責金額**
⑤ 保険期間	保険証券記載の保険期間

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（この特約の補償内容）

（1）当会社は、日本国内または国外において生じた下表のいずれかの事故に起因して他人の生命または身体を害することにより、第３条（被保険者）に規定する**被保険者**が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および

〈個人賠償責任補償特約〉

・この特約には、「賠償事故解決に関する特約」（P.110）および「基本条項特約（賠責）」（P.116）が自動セットされます。

・「賠償事故解決に関する特約」により、国内事故に限り、被保険者（補償を受けられる方）の同意を得て相手方との折衝や示談等を行います。

他の特約(*1)の規定にしたがい、保険金を支払います。

①	住宅(*2)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
②	第3条（被保険者）に規定する被保険者の日常生活(*3)に起因する偶然な事故

(2) 当会社は、(1)の表のいずれかの事故に起因して他人の**財物**を**損壊**することにより、第3条（被保険者）に規定する被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および他の特約(*1)の規定にしたがい、保険金を支払います。

(*1) この特約に付帯される特約に限ります。
(*2) 本人の居住の用に供される住宅をいい、敷地内(*4)の動産および不動産を含みます。
(*3) 住宅(*2)以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。
(*4) 囲いの有無を問わず、本人の居住の用に供される住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

第3条（被保険者）

(1) この特約における**被保険者**は、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	本人
②	本人の配偶者(*1)
③	本人またはその配偶者(*1)の**同居**の**親族**
④	本人またはその配偶者(*1)の別居の未婚の子
⑤	本人が未成年者である場合は、本人の親権者およびその他の法定の監督義務者

(2) (1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。
(3) (1)の本人として指定された者について、死亡その他の事由が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、そのことを当会社に**書面等**により申し出て、本人の変更を請求することができます。ただし、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。
(4) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第5条(支払保険金の計算)(1)に規定する当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

第4条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意 ア. 保険契約者(*1) イ. **被保険者** ウ. ア.またはイ.の法定代理人
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または**暴動**
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*2)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した**事故の拡大** イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(*3) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱

(2) 当会社は、被保険者が下表の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
②	もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(*4)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
③	第3条（被保険者）(1)の表の者およびこれらの者と**同居**する**親族**に対する損害賠償責任
④	被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害(*5)に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
⑤	被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
⑥	被保険者が所有、使用または管理する**財物**の**損壊**についてその財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
⑦	被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任

〈個人賠償責任補償特約　第3条(1)の表の①〉
被保険者「本人」は個人の者1名に限ります。なお、この特約とあわせて「携行品特約」をご契約いただく場合には、この特約と携行品特約の「本人」は同一人となります。

⑧	被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
⑨	**航空機**、**船舶**、車両(*6)または銃器(*7)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。ただし、原動力がもっぱら人力である船舶または車両(*6)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任を負担することによって被保険者が被る損害に対しては、この特約および他の特約(*8)にしたがい、保険金を支払います。
⑩	本人が実際に居住せず他人に賃貸されている住宅の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(*1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(*2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
(*3) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
(*4) 住宅(*9)の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。
(*5) 身体の障害とは、第２条（この特約の補償内容）(1)の表のいずれかの事故に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。
(*6) 車両には、ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを含みません。
(*7) 銃器には、空気銃を含みません。
(*8) この特約に付帯される特約に限ります。
(*9) 本人の居住の用に供される住宅をいい、敷地内(*10)の動産および不動産を含みます。
(*10) 囲いの有無を問わず、本人の居住の用に供される住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

第５条（支払保険金の計算）

(1) １回の事故について当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険金額を限度とします。

被保険者が被害者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	＋	第６条（費用）の表の①から③までの費用	－	自賠責保険等の契約が締結されており、それによって支払われる金額がある場合にはその金額	－	被保険者が被害者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額	－	**免責金額**	＝	保険金の額

(2) 当会社は、(1)に規定する保険金のほか、下表の額の合計額を支払います。

①	第６条（費用）の表の④から⑥までの費用
②	被保険者が書面により当会社の同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第６条（費　用）

保険契約者または**被保険者**が支出した下表の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、収入の喪失は下表の費用に含みません。

	費用	費用の説明
①	損害防止費用	基本条項特約（賠責）の事故発生時の義務に関する規定に定める損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
②	請求権の保全、行使手続費用	基本条項特約（賠責）の事故発生時の義務に関する規定に定める権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
③	緊急措置費用	保険事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合で、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときにおいて、その手段を講じたことによって必要とした費用のうち、次のｱ.およびｲ.の費用 ｱ. 応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために必要とした費用 ｲ. あらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
④	示談交渉費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
⑤	協力義務費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の要求にしたがい、協力するために必要とした費用
⑥	争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が書面により当会社の同意を得て支出した次のｱ.からｴ.までの費用 ｱ. 訴訟費用 ｲ. 弁護士報酬 ｳ. 仲裁、和解または調停に必要とした費用 ｴ. ｱ.からｳ.までの費用のほか、権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用

⑳個人賠償責任補償特約（包括契約用）

この特約の適用にあたっては、下表の左欄の事項については対応する下表の右欄に記載された内容によります。

①	保険金額	保険証券記載の保険金額

〈個人賠償責任補償特約　第４条(2)の表の⑨〉
「原動力がもっぱら人力である船舶または車両」とは、手こぎボート、自転車、荷車、人力車、祭りの山車、乳幼児または小児用の車等があたります。
〈個人賠償責任補償特約（包括契約用）〉
・この特約には、「賠償事故解決に関する特約」(P.110)および「基本条項特約（賠責）」(P.116)が自動セットされます。
・「賠償事故解決に関する特約」により、国内事故に限り、被保険者（補償を受けられる方）の同意を得て相手方との折衝や示談等を行います。

② 免責金額	保険証券記載の**免責金額**
③ 保険期間	保険証券記載の保険期間
④ 建物	保険証券記載の**建物**

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（この特約の補償内容）

(1) 当会社は、日本国内または国外において下表のいずれかの事故に起因して、他人の生命または身体を害することにより、第３条（被保険者）に規定する**被保険者**が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および他の特約(*1)の規定にしたがい、保険金を支払います。

①	居住用戸室の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
②	第３条（被保険者）に規定する被保険者のうち、同条(1)の表の①から④までの被保険者の日常生活(*2)に起因する偶然な事故

(2) この特約において居住用戸室とは、**建物**に所在する居住用の戸室をいい、住宅の一部または全部を事務所に使用している場合を含みます。また、敷地内(*3)の動産および不動産を含みます。

(3) 当会社は、(1)の表のいずれかの事故に起因して、他人の**財物**を**損壊**することにより、第３条（被保険者）に規定する被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および他の特約(*1)の規定にしたがい、保険金を支払います。

(*1) この特約に付帯される特約に限ります。
(*2) 居住用戸室以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。
(*3) 囲いの有無を問わず、建物の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

第３条（被保険者）

(1) この特約における**被保険者**は、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	居住用戸室に居住している者
②	居住用戸室に居住している者の配偶者(*1)
③	居住用戸室に居住している者またはその配偶者(*1)の別居の未婚の子
④	居住用戸室に居住している者が未成年者である場合は、その者の親権者およびその他の法定の監督義務者
⑤	居住用戸室を所有、使用または管理している者で、居住用戸室に居住していない者

(2) (1)の居住用戸室に居住している者とそれ以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。

(3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第５条(支払保険金の計算)(1)に規定する当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

第４条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意 ｱ. 保険契約者(*1) ｲ. **被保険者**(*1) ｳ. ｱ.またはｲ.の法定代理人
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または**暴動**
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ｱ. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*2)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 ｲ. ｱ.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ｱ. ②から④までの事由によって発生した**事故の拡大** ｲ. 発生原因が何であるかにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(*3) ｳ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱

(2) 当会社は、被保険者が下表の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
②	もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(*4)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
③	被保険者と**同居**する**親族**に対する損害賠償責任
④	被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害(*5)に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
⑤	被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
⑥	被保険者が所有、使用または管理する**財物**の**損壊**についてその財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
⑦	被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
⑧	被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
⑨	**航空機**、**船舶**、車両(*6)または銃器(*7)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。ただし、原動力がもっぱら人力である船舶または車両(*6)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任を負担することによって被保険者が被る損害に対しては、この特約および他の特約(*8)にしたがい、保険金を支払います。

(*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(*2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
(*3) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
(*4) 住宅(*9)の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。ただし、事務所に使用される場合を除きます。
(*5) 身体の障害とは、第２条（この特約の補償内容）(1)の表のいずれかの事故に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。
(*6) 車両には、ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを含みません。
(*7) 銃器には、空気銃を含みません。
(*8) この特約に付帯される特約に限ります。
(*9) 敷地内(*10)の動産および不動産を含みます。
(*10) 囲いの有無を問わず、建物の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道，河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

第５条（支払保険金の計算）

(1) １回の事故について当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険金額を限度とします。

被保険者が被害者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	＋	第６条（費用）の表の①から③までの費用	－	自賠責保険等の契約が締結されており、それによって支払われる金額がある場合にはその金額	－	被保険者が被害者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額	－	**免責金額**	＝	保険金の額

(2) 当会社は、(1)に規定する保険金のほか、下表の額の合計額を支払います。

①	第６条（費用）の表の④から⑧までの費用
②	被保険者が書面により当会社の同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第６条（費　用）

保険契約者または**被保険者**が支出した下表の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、収入の喪失は下表の費用に含みません。

	費用	費用の説明
①	損害防止費用	基本条項特約（賠責）の事故発生時の義務に関する規定に定める損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
②	請求権の保全、行使手続費用	基本条項特約（賠責）の事故発生時の義務に関する規定に定める権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
③	緊急措置費用	保険事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合で、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときにおいて、その手段を講じたことによって必要とした費用のうち、次のｱ.およびｲ.の費用 ｱ. 応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために必要とした費用 ｲ. あらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
④	示談交渉費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
⑤	協力義務費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の要求にしたがい、協力するために必要とした費用
⑥	争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が書面により当会社の同意を得て支出した次のｱ.からｴ.までの費用

〈個人賠償責任補償特約（包括契約用）　第４条(2)の表の⑨〉
「原動力がもっぱら人力である船舶または車両」とは、手こぎボート、自転車、荷車、人力車、祭りの山車、乳幼児または小児用の車等があたります。

		ア. 訴訟費用 イ. 弁護士報酬 ウ. 仲裁、和解または調停に必要とした費用 エ. ア.からウ.までの費用のほか、権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用

㉑賠償事故解決に関する特約

この特約の適用にあたり、この特約が付帯される賠償責任補償特約は保険証券に記載されます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に、賠償責任補償特約(*1)に付帯して適用されます。

(*1) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。

第２条（当会社による援助）

(1) **被保険者**(*1)が事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者(*1)の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者(*1)に対して支払責任を負う限度において、被保険者(*1)の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

(2) この特約において事故とは、賠償責任補償特約(*2)の補償内容に規定する事故のうち、賠償責任補償特約(*2)および賠償責任補償特約(*2)に付帯される他の特約の規定により保険金の支払われるべき事故をいいます。ただし、日本国内において生じた事故に限り、かつ、被保険者(*1)に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

(3) (1)に規定する協力または援助は、日本国内に所在する損害賠償請求権者または日本国内に所在するその者の代理人に対してのみ、かつ、日本国内においてのみ行います。

(*1) 賠償責任補償特約(*2)の被保険者をいいます。
(*2) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。

第３条（当会社による解決）

(1) 下表のいずれかに該当する場合には、当会社は、当会社が**被保険者**(*1)に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者(*1)の同意を得て、被保険者(*1)のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(*2)を行います。

①	被保険者(*1)が事故にかかわる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者(*1)が当会社の解決条件に同意している場合
②	当会社が損害賠償請求権者から第４条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合

(2) (1)の場合には、被保険者(*1)は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

(3) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合は、(1)の規定にかかわらず、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(*2)を行いません。

①	１回の事故について、被保険者(*1)が負担する法律上の損害賠償責任の総額が、賠償責任補償特約(*3)の保険金額を明らかに超える場合
②	損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
③	正当な理由がなくて被保険者(*1)が(2)に規定する協力を拒んだ場合
④	**免責金額**(*4)がある場合は、１回の事故について、被保険者(*1)が負担する法律上の損害賠償責任の総額が免責金額(*4)を下回る場合

(4) (1)に規定する折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(*2)は、日本国内に所在する損害賠償請求権者または日本国内に所在するその者の代理人に対してのみ、かつ、日本国内においてのみ行います。

(*1) 賠償責任補償特約(*3)の被保険者をいいます。
(*2) 弁護士の選任を含みます。
(*3) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。
(*4) 賠償責任補償特約(*3)について適用される免責金額をいいます。

第４条（損害賠償請求権者の直接請求権）

(1) 事故によって**被保険者**(*1)の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者(*1)に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に規定する損害賠償額の支払を請求することができます。

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に規定する損害賠償額を支払います。ただし、１回の事故について当会社がこの保険契約に適用されている賠償責任補償特約(*2)およびこの特約にしたがい被保険者(*1)に対して支払うべき保険金の額(*3)を限度とします。

①	被保険者(*1)が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者(*1)と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合

〈賠償事故解決に関する特約〉

この特約は、「個人賠償責任補償特約」(P.105)または「個人賠償責任補償特約（包括契約用）」(P.107)をご契約の場合に、自動セットされます。

②	被保険者(*1)が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者(*1)と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
③	損害賠償請求権者が被保険者(*1)に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者(*1)に対して書面で承諾した場合
④	法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者(*1)について、次のいずれかに該当する事由があった場合 ア. 被保険者(*1)またはその法定相続人の破産または生死不明 イ. 被保険者(*1)が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

(3) 第3条（当会社による解決）およびこの条の損害賠償額とは、被保険者(*1)が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額から、下表に掲げる額のうちいずれか大きい額を差し引くことにより算出される額をいいます。

①	被保険者(*1)が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額
②	**免責金額**(*4)

(4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者(*1)の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

(5) (2)または(7)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者(*1)に、その被保険者(*1)の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

(6) (2)の表の①から③までのいずれかに該当する場合で、1回の事故について、被保険者(*1)が負担する法律上の損害賠償責任の総額(*5)が賠償責任補償特約(*2)の保険金額を超えると認められるときは、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また、当会社は、(2)の規定にかかわらず、損害賠償額を支払いません。

(7) 下表のいずれかに該当する場合は、(2)および(6)の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故について当会社が賠償責任補償特約(*2)およびこの特約にしたがい被保険者(*1)に対して支払うべき保険金の額(*3)を限度とします。

①	損害賠償請求権者が被保険者(*1)に対して、事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者(*1)またはその法定相続人とも折衝することができないと認められるとき。
②	当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者(*1)との間で、書面による合意が成立した場合

(*1) 賠償責任補償特約(*2)の被保険者をいいます。
(*2) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。
(*3) 同一事故について既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
(*4) 賠償責任補償特約(*2)について適用される免責金額をいいます。
(*5) 同一事故について既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

第5条（損害賠償額の請求および支払）

(1) 損害賠償請求権者が損害賠償額の支払を請求する場合は、下表の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

①	損害賠償額の請求書
②	損害額を証明する書類(*1)または傷害の程度を証明する書類(*2)(*3)(*4)
③	死亡に関する損害賠償額の請求の場合は、損害賠償請求権者の戸籍謄本
④	公の機関が発行する交通事故証明書(*5)。ただし、提出できない相当な理由がある場合は提出する必要はありません。
⑤	**被保険者**(*6)が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
⑥	①から⑤までのほか、当会社が(4)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する**書面等**において定めたもの

(2) 当会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(3) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなくて(2)の規定に違反した場合または(1)もしくは(2)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

(4) 当会社は、第4条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)の表のいずれかまたは同条(7)の表のいずれかに該当する場合は、請求完了日(*7)からその日を含めて30日以内に、当会社が損害賠償額を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。

①	損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者(*6)に該当する事実
②	損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において規定する事由に該当する事実の有無

〈賠償事故解決に関する特約　第4条(4)〉
損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払った場合で、保険金の額と損害賠償請求権者に対して優先して支払った損害賠償額に差がある場合は、その差額を被保険者（補償を受けられる方）にお支払いします。

③	損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において規定する解除、**無効**、**失効**または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、**他の保険契約等**の有無および内容、損害について被保険者(*6)が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項

(5) (4)に規定する確認をするため、下表の左欄の特別な照会または調査が不可欠な場合には、(4)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(*7)からその日を含めて下表の右欄の日数(*8)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

① 災害救助法が適用された災害の被災地域における(4)の表の①から⑤までの事項の確認のために必要な調査	60日
② (4)の表の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (4)の表の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ (4)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(*9)	180日
⑤ (4)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(6) (4)および(5)に規定する確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(*10)には、これにより確認が遅延した期間については、(4)または(5)の期間に算入しないものとします。

(*1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(*11)および被害が生じた物の写真(*12)をいいます。
(*2) 死亡に関して支払われる保険金の請求の場合は、死亡診断書または死体検案書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。
(*3) 後遺障害に関して支払われる保険金の請求の場合は、後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。
(*4) 傷害に関して支払われる保険金の請求の場合は、傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料、治療等に必要とした費用の領収書および休業損害の額を示す書類をいいます。
(*5) 人の死傷を伴う事故の場合に限って提出するものとします。
(*6) 賠償責任補償特約(*13)の被保険者をいいます。
(*7) 損害賠償請求権者が(1)の手続を完了した日をいいます。
(*8) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
(*9) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
(*10) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。
(*11) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
(*12) 画像データを含みます。
(*13) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。

第6条（損害賠償請求権の行使期限）

第4条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定による請求権は、下表のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。

①	**被保険者**(*1)が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者(*1)と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
②	損害賠償請求権者の被保険者(*1)に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

(*1) 賠償責任補償特約(*2)の被保険者をいいます。
(*2) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。

第7条（仮払金および供託金の貸付け等）

(1) 第2条（当会社による援助）または第3条（当会社による解決）(1)の規定により当会社が**被保険者**(*1)のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、1回の事故について賠償責任補償特約(*2)の保険金額(*3)の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者(*1)に貸し付けます。また、この場合には、当会社は、1回の事故について賠償責任補償特約(*2)の保険金額(*3)の範囲内で、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付される利息と同率の利息で被保険者(*1)に貸し付けます。

(2) (1)の規定により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者(*1)は、当会社のために供託金(*4)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

(3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、賠償責任補償特約(*2)の保険金額に関する支払保険金の計算の規定、第4条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)ただし書および同条(7)ただし書の規定は、その貸付金または供託金(*4)を既に支払った保険金とみなして適用します。

〈賠償事故解決に関する特約　第8条〉

「特に記載がないかぎり」とは、本特約以外で本特約の適用に関する制約条件等の記載がある場合は、本特約の規定に加えてその内容が適用されることを示しています。

ただし、現在住まいの保険において、ここでいう「特に記載」に該当する場合はありません。

(4) (1)の供託金(*4)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金(*4)の限度で、(1)の当会社の名による供託金(*4)または貸付金(*4)が保険金として支払われたものとみなします。
(5) 基本条項特約（賠責）の保険金の請求に関する規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

(*1) 賠償責任補償特約(*2)の被保険者をいいます。
(*2) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。
(*3) 同一事故について既に当会社が支払った保険金または第４条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
(*4) 利息を含みます。

第８条（個別適用）
この特約は、特に記載がないかぎり、賠償責任補償特約(*1)ごとに適用します。

(*1) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。

㉒借家人賠償責任補償特約

この特約の適用にあたっては、下表の左欄の事項については対応する下表の右欄に記載された内容によります。

① 本人	保険証券の本人欄に記載の者
② 本人の借用する建物の戸室	保険証券記載の**建物**の戸室
③ 保険金額	保険証券記載の保険金額
④ 保険期間	保険証券記載の保険期間

第１条（この特約の適用条件）
この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（この特約の補償内容－借家人賠償責任）
当会社は、日本国内において生じた下表のいずれかの偶然な事故に起因して借用戸室(*1)を**損壊**することにより、第４条(被保険者）に規定する**被保険者**が、借用戸室(*1)についてその貸主(*2)に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および他の特約(*3)の規定にしたがい、借家人賠償責任保険金を支払います。

①	火災
②	破裂または爆発(*4)
③	**盗難**
④	給排水設備(*5)の使用または管理に起因する漏水、放水等による水濡れ

(*1) 借用戸室とは、本人の借用する**建物**の戸室をいいます。
(*2) 貸主には、転貸人を含みます。
(*3) この特約に付帯される特約に限ります。
(*4) 破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
(*5) 給排水設備には、スプリンクラー設備・装置を含みます。

第３条（この特約の補償内容－借家人修理費用）
(1) 当会社は、日本国内において生じた下表のいずれかの偶然な事故により、借用戸室(*1)に損害が生じた場合において、第４条（被保険者）に規定する**被保険者**がその貸主(*2)との契約に基づき、自己の費用で現実にこれを修理したときは、その借家人修理費用(*3)に対して、この特約および他の特約(*4)の規定にしたがい、借家人修理費用保険金を支払います。ただし、下表の①、③、⑤または⑥の事故による損害に対し、被保険者が借用戸室(*1)の貸主(*2)に対して、法律上の損害賠償責任を負担する場合を除きます。

①	火災
②	落雷
③	破裂または爆発(*5)
④	台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災(*6)、雹災(ひょう)または豪雪、雪崩(なだれ)等の雪災(*7)。ただし、借用戸室(*1)の内部については、借用戸室(*1)またはその一部(*8)が風災(*6)、雹災(ひょう)または雪災(*7)によって直接破損したために生じた損害(*9)に限ります。
⑤	**盗難**
⑥	給排水設備(*10)に生じた事故または被保険者以外の者が占有する借用戸室(*1)で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ。ただし、水災(*11)または④の事故による損害を除きます。
⑦	借用戸室(*1)の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂塵(じん)、粉塵(じん)、煤煙(ばい)その他これらに類する物の落下もしくは飛来または水災(*11)、土砂崩れもしくは④の事故による損害を除きます。

〈借家人賠償責任補償特約〉
・この特約には、「基本条項特約（賠責）」(P.116)が自動セットされます。　・この特約には、示談交渉サービスはありません。
・「保険証券記載の建物の戸室」は、主契約の保険の対象である動産を収容する戸室に限ります。
〈借家人賠償責任補償特約　第３条(1)〉
①③⑤⑥の事故による損害で、被保険者（補償を受けられる方）が借用戸室の貸主に対して負担する法律上の損害賠償責任については、借家人賠償責任条項の対象となります。

⑧	騒擾(じょう)およびこれに類似の集団行動(*12)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

(2) (1)の表の⑤の事故によって借用戸室(*1)のドア(*13)の錠に損傷が生じた場合には、被保険者が貸主(*2)との契約に基づかずに負担したその錠の借家人修理費用(*3)に対しても、借家人修理費用保険金を支払います。

(*1) 借用戸室とは、本人の借用する**建物**の戸室をいいます。
(*2) 貸主には、転貸人を含みます。
(*3) 借家人修理費用とは、借用戸室(*1)を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。
(*4) この特約に付帯される特約に限ります。
(*5) 破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
(*6) 洪水、高潮を除きます。
(*7) 融雪洪水を除きます。
(*8) 窓、扉、その他の開口部を含みます。
(*9) 雨、雪、霰(あられ)または砂塵(じん)の吹き込みによる損害を含みます。
(*10) 給排水設備には、スプリンクラー設備・装置を含みます。
(*11) 台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等の水災をいいます。
(*12) 多数の群衆により数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害されるかまたは被害が生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。
(*13) 借用戸室(*1)の出入りに通常使用するドアをいいます。

第4条（被保険者）

(1) **被保険者**とは、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	本人
②	本人が未成年者である場合は、本人の親権者およびその他の法定の監督義務者

(2) (1)の本人として指定された者について、死亡その他の事由が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、そのことを当会社に**書面等**により申し出て、本人の変更を請求することができます。ただし、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

(3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第8条(支払保険金の計算) (1)に規定する当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第5条（保険金をお支払いしない場合－借家人賠償責任）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意 ア. 保険契約者(*1) イ. **被保険者**(*1) ウ. ア.またはイ.の法定代理人
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または**暴動**
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*2)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した**事故の拡大** イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(*3) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱
⑥	被保険者の心神喪失
⑦	借用戸室(*4)の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合については、この規定は適用しません。

(2) 当会社は、被保険者が下表の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被る損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。

①	被保険者と借用戸室(*4)の貸主(*5)との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
②	被保険者が借用戸室(*4)を貸主(*5)に引き渡した後に発見された借用戸室(*4)の**損壊**に起因する損害賠償責任

(*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(*2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
(*3) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
(*4) 借用戸室とは、本人の借用する**建物**の戸室をいいます。

〈借家人賠償責任補償特約　第4条〉
借用戸室について転貸借契約があるときは、転貸人または転借人についても、この特約の被保険者（補償を受けられる方）として指定することができます。

(*5) 貸主には、転貸人を含みます。

第6条（保険金をお支払いしない場合－借家人修理費用）

当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、借家人修理費用保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失。ただし、損害が、保険金の受取人またはその者の法定代理人の故意または重大な過失に起因して生じた場合においては、その保険金の受取人の受け取るべき金額についてのみ適用します。 ｱ. 保険契約者(*1) ｲ. **被保険者**(*1) ｳ. 保険金の受取人(*1) ｴ. 借用戸室(*2)の貸主(*1)(*3) ｵ. ｱ.からｴ.までの法定代理人
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または**暴動**
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ｱ. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*4)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 ｲ. ｱ.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ｱ. ②から④までの事由によって発生した**事故の拡大** ｲ. 発生原因が何であるかにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(*5) ｳ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱
⑥	借用戸室のドア(*6)の開閉の用途に供するかぎが盗まれたことにより生じたかぎおよびドア(*6)の錠の損害。ただし、ドア(*6)の錠が損傷を受けた場合のドア(*6)の錠の交換に必要な費用に対しては、保険金を支払います。

(*1) 保険契約者、被保険者、保険金の受取人または借用戸室(*2)の貸主(*3)が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(*2) 借用戸室とは、本人の借用する**建物**の戸室をいいます。
(*3) 貸主には、転貸人を含みます。
(*4) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
(*5) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
(*6) 借用戸室(*2)の出入りに通常使用するドアをいいます。

第7条（保険金支払の対象となる借家人修理費用の範囲）

当会社が**被保険者**に支払う借家人修理費用保険金の範囲は、借用戸室(*1)を実際に修理した費用のうち、下表のもの以外の修理費用とします。

①	壁、柱、床、はり、屋根、階段等の**建物**の主要構造部
②	玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の借用戸室(*1)居住者の共同の利用に供せられるもの

(*1) 借用戸室とは、本人の借用する建物の戸室をいいます。

第8条（支払保険金の計算）

(1) 当会社の支払う保険金の額は、次の①および②の規定により算出される額とします。ただし、1回の事故について保険金額を限度とします。

① 当会社の支払う借家人賠償責任保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。

被保険者が貸主(*1)に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	＋	第9条（費用）の表の①の費用	－	被保険者が貸主(*1)に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額	＝	借家人賠償責任保険金の額

② 当会社の支払う借家人修理費用保険金の額は、借家人修理費用(*2)の額とします。

(2) 当会社は、(1)①に規定する保険金のほか、下表の額の合計額を支払います。

①	第9条（費用）②から④までの費用
②	被保険者が書面により当会社の同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

(*1) 貸主には、転貸人を含みます。
(*2) 借家人修理費用とは、借用戸室(*3)を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。
(*3) 借用戸室とは、本人の借用する**建物**の戸室をいいます。

第9条（費　用）

保険契約者または**被保険者**が支出した下表の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、収入の喪失は下表の費用に

〈借家人賠償責任補償特約第6条の表の⑥〉

「火災・盗難時再発防止費用補償特約（住まいの選べるアシスト）」をご契約の場合で、外出先等でかぎが盗まれた場合、ドアの錠の交換費用については「緊急時助かるアシスト」(P.147)をご利用いただける場合があります。

含みません。

	費用	費用の説明
①	請求権の保全、行使手続費用	基本条項特約（賠責）の事故発生時の義務に関する規定に定める権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
②	示談交渉費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
③	協力義務費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の要求にしたがい、協力するために要した費用
④	争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が書面により当会社の同意を得て支出した次のｱ.からｴ.までの費用 ｱ. 訴訟費用 ｲ. 弁護士報酬 ｳ. 仲裁、和解または調停に必要とした費用 ｴ. ｱ.からｳ.までの費用のほか、権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用

㉓基本条項特約（賠責）

この特約は、保険証券に下表に規定する共通補償特約を適用することが記載されている場合にその特約に自動的に付帯して適用されます。

・個人賠償責任補償特約
・個人賠償責任補償特約（包括契約用）
・借家人賠償責任補償特約

第１条（事故発生時の義務）

保険契約者または**被保険者**は、事故が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること。
② 事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
③ 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に**書面等**により通知すること。 ｱ. 事故の状況(*1) ｲ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況(*1)について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ｳ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④ 他の保険契約等の通知	**他の保険契約等**の有無および内容(*2)について、遅滞なく、当会社に通知すること。
⑤ 訴訟の通知	損害賠償の請求(*3)についての訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なく当会社に通知すること。
⑥ 請求権の保全等	他人に損害賠償の請求(*3)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑦ 盗難の届出	**盗難**による損害が発生した場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。
⑧ 責任の無断承認の禁止	損害賠償の請求(*3)を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
⑨ 調査の協力等	①から⑧までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

(*1) 事故の状況には、被害者の住所および氏名または名称を含みます。
(*2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。
(*3) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第２条（事故発生時の義務違反）

(1) 保険契約者または**被保険者**が、正当な理由がなくて第１条（事故発生時の義務）の表の規定に違反した場合は、当会社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第１条の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 第１条の表の②から⑤まで、同表の⑦または同表の⑨	第１条の表の②から⑤まで、同表の⑦または同表の⑨の規定に違反したことによって当会社が被った損害の額
③ 第１条の表の⑥	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができたと認められる額
④ 第１条の表の⑧	損害賠償責任がないと認められる額

〈基本条項特約（賠責） 第１条〉
事故が発生したことを知った場合は、上記の記載事項をご対応いただきますようお願いいたします。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第１条（事故発生時の義務）の表の③、同表の⑦もしくは同表の⑨に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第３条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、下表に規定する時から発生し、これを行使することができるものとします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 保険金の請求書

② 損害額を証明する書類(*1)または傷害の程度を証明する書類(*2)(*3)(*4)

③ 被保険者または損害賠償請求権者が死亡した場合は、被保険者または損害賠償請求権者の除籍および被保険者または損害賠償請求権者のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本

④ 普通保険約款基本条項第４節第４条（指定代理請求人）に規定する被保険者の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類

⑤ ①から④までのほか、下表の書類

ア. 公の機関が発行する交通事故証明書(*5)。ただし、提出できない相当な理由がある場合は提出する必要はありません。 イ. 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類 ウ. **盗難**による損害の場合は、所轄警察官署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類

⑥ ①から⑤までのほか、当会社が普通保険約款基本条項第４節第２条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する**書面等**において定めたもの

(3) 当会社は、事故の内容、損害の額、傷害または疾病の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(*6)および被害が生じた物の写真(*7)をいいます。
(*2) 死亡に関して支払われる保険金の請求の場合は、死亡診断書または死体検案書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。
(*3) 後遺障害に関して支払われる保険金の請求の場合は、後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。
(*4) 傷害に関して支払われる保険金の請求の場合は、傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料、治療等に必要とした費用の領収書および休業損害の額を示す書類をいいます。
(*5) 人の死傷を伴う事故の場合に限って提出するものとします。
(*6) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
(*7) 画像データを含みます。

第４条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

この特約が付帯される共通補償特約によって保険金が支払われる損害または費用に対して、**他の保険契約等**がある場合は、下表の額を支払保険金の額とします。

① この特約が付帯される共通補償特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額 ② 他の保険契約等によってこの特約が付帯される共通補償特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合において、損害の額または費用が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*1) ③ ②の損害の額または費用は、それぞれの保険契約または共済契約に**免責金額**の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

(*1) 他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第５条（先取特権）

(1) 損害賠償請求権者は、**被保険者**の当会社に対する保険金請求権(*1)について先取特権を有します。

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

①	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。 ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
②	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
③	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
④	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。 ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権(*1)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(*1)を質権の目的とし、または(2)の表の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の表の①または同表の④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合は、この規定を適用しません。

(*1) 共通補償特約の費用に対する保険金請求権を除きます。

第6条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

共通補償特約の保険金額が、第5条（先取特権）(2)の表の②または同表の③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と**被保険者**が共通補償特約の費用に関する規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第7条（損害賠償責任解決の特則）

当会社は、必要と認めた場合は、**被保険者**に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第8条（特約の失効）

(1) この保険契約の普通保険約款または補償条項のすべてが消滅した場合は、この特約が付帯される共通補償特約も同時に**失効**するものとします。この場合の保険料の返還は、この特約が付帯される共通補償特約と同時に消滅する普通保険約款または補償条項の保険料の返還に関する規定にしたがいます。

(2) (1)の場合において、この保険契約の普通保険約款または補償条項が**無効**により消滅したときは、この特約が付帯される共通補償特約も同時に無効により消滅するものとします。この場合の保険料の返還は、この特約が付帯される共通補償特約と同時に消滅する普通保険約款または補償条項の保険料の返還に関する規定にしたがいます。

(3) 保険期間を通じて支払う保険金の額に限度額を設定している共通補償特約において、限度額以上の保険金を支払うべき損害が発生した場合、その事実が発生した時にこの特約が付帯される共通補償特約は失効します。ただし、保険期間が1年を超える特約においては、最終保険年度を除き、この規定は適用しません。

(4) 特約の失効が(3)の規定による場合は、当会社は既に払い込まれた保険料は返還しません。

第9条（代　位）

(1) 損害が生じたことにより**被保険者**が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合は、被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)の表の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第10条（用語および共通補償特約ごとの適用等）

(1) この特約に規定されていない用語については、各共通補償特約における規定を準用します。

(2) この特約が付帯される共通補償特約において、特に記載のないかぎり、この特約により規定される用語の定義は、この特約に規定するところにしたがいます。

(3) この特約において保険契約の締結とは、更新(*1)および、特に記載のないかぎり、この保険契約に新たな共通補償特約を追加する場合を含むものとします。

(4) この特約が付帯される共通補償特約により規定される用語は、特に記載のないかぎり、特約ごとに適用します。

(5) この特約は、特に記載のないかぎり、共通補償特約ごとに適用します。

(*1) 更新とは、保険期間の末日においてこの特約が付帯される共通補償特約と同一の共通補償特約を引き続き締結することをいいます。

〈基本条項特約（賠責）　第10条(2)〉

「特に記載のないかぎり」とは、本特約以外で本特約の適用に関する制約条件等の記載がある場合は、本特約の規定に加えてその内容が適用されることを示しています。

ただし、現在住まいの保険において、ここでいう「特に記載」に該当する場合はありません。

第11条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯される普通保険約款または補償条項に適用される基本条項の規定を準用します。ただし、複数の普通保険約款または補償条項がある場合は、この特約が付帯される共通補償特約の保険期間の初日において、保険期間の初日が最も遅い普通保険約款または補償条項に適用される基本条項の規定を準用します。

㉔建物管理賠償責任補償特約

第１章　補償条項

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（この特約の補償内容）

当会社は、下表のいずれかの事故に起因して他人の生命または身体を害することまたは**財物**の**損壊**により、**被保険者**が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約にしたがい、保険金を支払います。

①	被保険者が所有、使用もしくは管理する施設(*1)に起因する偶然な事故
②	被保険者が所有、使用もしくは管理する施設(*1)の賃貸もしくは管理およびこれに付随する業務の遂行に起因する偶然な事故

(*1) この特約が付帯された保険の対象もしくは保険の対象を収容する**建物**またはその建物に収容される動産をいい、被保険者の所有する**敷地内**の動産を含みます。

第３条（被保険者）

この特約における**被保険者**は、保険証券記載のこの特約の被保険者をいいます。

第４条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意 ｱ. 保険契約者(*1) ｲ. **被保険者**(*1) ｳ. ｱ.またはｲ.の法定代理人
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または**暴動**
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ｱ. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*2)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 ｲ. ｱ.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ｱ. ②から④までの事由によって発生した**事故の拡大** ｲ. 発生原因が何であるかにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(*3) ｳ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱

(2) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が下表のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者と**同居**する**親族**に対する損害賠償責任
②	被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
③	被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
④	施設の**損壊**について、その施設について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
⑤	排水又は排気(*4)に起因する損害賠償責任
⑥	屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による**財物**の損壊に起因する損害賠償責任
⑦	施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
⑧	**航空機**、自動車または施設外における船、車両(*5)もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
⑨	被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任

⑩	施設の賃貸もしくは管理およびこれに付随する業務の終了(*6)または放棄の後に施設の賃貸もしくは管理およびこれに付随する業務の結果(*7)に起因して負担する損害賠償責任

(*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(*2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
(*3) 事故の形態や規模がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
(*4) 排気には、煙を含みます。
(*5) 施設外における船、車両は、原動力がもっぱら人力である場合を除きます。
(*6) 施設の賃貸もしくは管理およびこれに付随する業務の目的物の引渡を要するときは引渡をもって施設の賃貸もしくは管理およびこれに付随する業務の終了とします。
(*7) 被保険者が、業務の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は業務の結果とはみなしません。

第5条（支払保険金の計算）

当会社が1回の事故について支払うべき保険金の額は、下表の①および②に掲げる金額の合計額とします。

①	第6条（支払保険金の範囲）①の損害賠償金の額が保険証券に記載された**免責金額**を超過する場合には、その超過した額。ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。
②	第6条（支払保険金の範囲）②から⑦までの費用についてはその全額。ただし、同条②および③の費用は、同条①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の同条①の損害賠償金の額に対する割合によってこれを支払います。

第6条（支払保険金の範囲）

当会社が支払う保険金の範囲は、下表に掲げるものに限ります。

①	損害賠償金	**被保険者**が被害者に支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物があるときは、その価額をこれから差し引くものとします。
②	損害防止費用	被保険者が第7条（事故発生時の義務）①に定める損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
③	請求権の保全、行使手続費用	被保険者が第7条（事故発生時の義務）⑥に定める権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
④	緊急措置費用	保険事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合で、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときにおいて、その手段を講じたことによって必要とした費用のうち、次のｱ.およびｲ.の費用 ｱ. 応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために必要とした費用 ｲ. あらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
⑤	示談交渉費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
⑥	協力義務費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の要求にしたがい、協力するために必要とした費用
⑦	争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が書面により当会社の同意を得て支出した次のｱ.からｴ.までの費用 ｱ. 訴訟費用 ｲ. 弁護士報酬 ｳ. 仲裁、和解または調停に必要とした費用 ｴ. ｱ.からｳ.までの費用のほか、権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用

第2章　基本条項

第7条（事故発生時の義務）

保険契約者または**被保険者**は、事故が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

①損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること。
②事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
③事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に**書面等**により通知すること。 ｱ. 事故の状況(*1) ｲ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況(*1)について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ｳ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容。
④他の保険契約等の通知	**他の保険契約等**の有無および内容(*2)について、遅滞なく、当会社に通知すること。

〈建物管理賠償責任補償特約　第7条〉
事故が発生したことを知った場合は、上記の記載事項をご対応いただきますようお願いいたします。

⑤訴訟の通知	損害賠償の請求(*3)についての訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なく当会社に通知すること。
⑥請求権の保全等	他人に損害賠償の請求(*3)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑦盗難の届出	**盗難**による損害が発生した場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。
⑧責任の無断承認の禁止	損害賠償の請求(*3)を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
⑨調査の協力等	①から⑧までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

(*1) 事故の状況には、被害者の住所および氏名または名称を含みます。
(*2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。
(*3) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第8条（事故発生時の義務違反）

(1) 保険契約者または**被保険者**が、正当な理由がなくて第7条（事故発生時の義務）の表の規定に違反した場合は、当会社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第7条の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 第7条の表の②から⑤まで、同表の⑦または同表の⑨	第7条の表の②から⑤まで、同表の⑦または同表の⑨の規定に違反したことによって当会社が被った損害の額
③ 第7条の表の⑥	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができたと認められる額
④ 第7条の表の⑧	損害賠償責任がないと認められる額

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第7条（事故発生時の義務）の表の③、同表の⑦もしくは同表の⑨に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第9条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、**被保険者**が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑧までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

①	保険金の請求書
②	損害額を証明する書類(*1)または傷害の程度を証明する書類(*2)(*3)(*4)
③	被保険者または損害賠償請求権者が死亡した場合は、被保険者または損害賠償請求権者の除籍および被保険者または損害賠償請求権者のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
④	普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
⑤	公の機関が発行する交通事故証明書(*5)。ただし、提出できない相当な理由がある場合は提出する必要はありません。
⑥	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
⑦	所轄消防署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類
⑧	**盗難**による損害の場合は、所轄警察官署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類

(3) (2)の①から⑧までのほか、当会社が普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する**書面等**において定めたものを当会社に提出しなければなりません。

(4) 当会社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)および(3)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(5) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなくて(4)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(4)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(*6)および被害が生じた物の写真(*7)をいいます。
(*2) 死亡に関して支払われる保険金の請求の場合は、死亡診断書または死体検案書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。
(*3) 後遺障害に関して支払われる保険金の請求の場合は、後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。
(*4) 傷害に関して支払われる保険金の請求の場合は、傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料、治療等に必要とした費用の領収書および休業損害の額を示す書類をいいます。
(*5) 人の死傷を伴う事故の場合に限って提出するものとします。
(*6) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
(*7) 画像データを含みます。

第10条（先取特権）

(1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(*1)について先取特権を有します。
(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

①	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。 ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
②	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
③	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
④	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。 ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権(*1)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(*1)を質権の目的とし、または(2)の表の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の表の①または同表の④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合は、この規定を適用しません。

(*1) 第６条（支払保険金の範囲）の表の②から⑦までに規定する費用に対する保険金請求権を除きます。

第11条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険証券記載の支払限度額が、第10条（先取特権）(2)の表の②または同表の③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第６条（支払保険金の範囲）の表の②から⑦の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第12条（損害賠償責任解決の特則）

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第13条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

付　則

(1) 第10条（先取特権）(1)および同条(2)の規定ならびに第11条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）の規定は、保険法の施行日以後に事故が発生した場合に適用します。
(2) 第10条（先取特権）(3)の規定は、保険法の施行日以後に保険金請求権(*1)の譲渡または保険金請求権(*1)を目的とする質権の設定もしくは差押えがされた場合に適用します。

(*1) 保険法の施行日前に発生した事故に係るものを除きます。

㉕保険契約の更新に関する特約

第１条（この特約の適用条件）

(1) この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。
(2) この特約の適用にあたっては、特に記載のないかぎり、普通保険約款、普通保険約款に規定する補償条項(*1)ごとおよび基本条項特約（財産）、基本条項特約（賠責）に規定する共通補償特約(*2)ごとにこれを適用します。

(*1) 普通保険約款、普通保険約款に規定する補償条項に付帯された特約を含みます。また、地震保険が付帯されている場合には地震保険を含みます。
(*2) 共通補償特約に付帯された特約を含みます。

〈保険契約の更新に関する特約〉
この特約には「住まいの補償の更新に関する特約」(P.124)が自動セットされます。
〈保険契約の更新に関する特約　第１条(2)〉
「特に記載のないかぎり」とは、本特約以外で本特約の適用に関する制約条件等の記載がある場合は、本特約の規定に加えてその内容が適用されることを示しています。
ただし、現在住まいの保険において、ここでいう「特に記載」に該当する場合はありません。

第２条（保険契約の更新）

（1）次に規定する日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方よりこの特約を適用しないことの意思表示がなされない場合には、この保険契約は第３条（更新後契約の内容）に規定する内容にて更新されるものとします。

この保険契約の保険期間の末日

（2）更新後契約（*1）の保険期間の初日はこの保険契約の保険期間の末日とし、保険期間は次に規定する期間とします。

①　この保険契約と同一の保険期間。 ②　①の規定にかかわらず、（1）に規定する日までに、保険契約者が、当会社に書面等により更新後契約（*1）の保険期間の申出を行い、当会社がこれを承認した場合は、その保険期間。 ③　地震保険の更新後契約の保険期間は、地震保険が付帯されている保険契約の更新後契約の保険期間と同一とします。

（3）（1）および（2）の規定によってこの保険契約が更新された場合には、当会社は、継続証等（*2）を保険契約者に交付します。ただし、普通保険約款基本条項第７節第４条（保険証券等の不発行の特則）に規定する保険契約者の申出があった場合は、この規定は適用しません。

（*1）更新後契約とは、（1）の規定により更新される保険契約をいいます。
（*2）継続証等とは、保険証券、保険契約継続証またはこれらに代わる書面をいいます。

第３条（更新後契約の内容）

（1）下表の条件をいずれも満たす場合には、この保険契約は、保険契約者から申出のあった内容にて更新されるものとします。

①	当会社が、保険契約者に対して、通知締切日（*1）までに、更新後の内容の提示を行うこと。
②	①の提示に基づき、保険契約者が、当会社に**書面等**により更新後契約（*2）の内容の申出を行い、当会社がこれを承認すること。

（2）（1）以外の場合は、この保険契約は、第５条（更新後契約に適用される制度、料率等）、第６条（更新後契約に適用される特約）およびこの特約に自動的に付帯される他の特約に別の規定がある場合を除き、この保険契約の保険期間の末日における契約内容と同一の内容にて更新されるものとします。この場合において、（1）の表の①の条件を満たすときは、当会社は、保険契約者または**被保険者**に更新後契約（*2）の**告知事項**について告知を求めたものとし、保険契約者または被保険者がこの保険契約の告知事項を更新後契約（*2）の告知事項として改めて告知したものとみなします。

（*1）通知締切日とは、第２条（保険契約の更新）（1）に規定する日をいいます。
（*2）更新後契約とは、第２条（1）の規定により更新される保険契約をいいます。

第４条（更新後契約の保険料）

更新後契約（*1）の保険料は、更新後契約（*1）の保険期間の初日におけるこの保険契約の保険事故歴、年齢等の条件に従って定めるものとし、当会社は、この金額を継続証等（*2）に記載するものとします。

（*1）更新後契約とは、第２条（保険契約の更新）（1）の規定により更新される保険契約をいいます。
（*2）継続証等とは、保険証券、保険契約継続証またはこれらに代わる書面をいいます。

第５条（更新後契約に適用される制度、料率等）

当会社が、制度、料率等（*1）を改定した場合には、更新後契約（*2）に対しては、更新後契約（*2）の保険期間の初日における制度、料率等（*1）が適用されるものとします。

（*1）制度、料率等とは、普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度、保険料率等をいいます。
（*2）更新後契約とは、第２条（保険契約の更新）（1）の規定により更新される保険契約をいいます。

第６条（更新後契約に適用される特約）

（1）この保険契約に付帯された他の特約が更新後契約（*1）の保険期間の初日において当会社の定める適用条件の範囲外となる場合は、その特約は更新後契約（*1）には適用しないものとします。

（2）更新後契約（*1）の保険期間の初日において他の特約の適用条件によりその特約が自動的に適用されることとなる場合、または他の特約の適用条件によりその特約が自動的に適用されないこととなる場合があります。

（*1）更新後契約とは、第２条（保険契約の更新）（1）の規定により更新される保険契約をいいます。

第７条（更新後契約の告知義務）

（1）第２条（保険契約の更新）（1）の規定によりこの保険契約を更新する場合において、**保険契約申込書等**に記載した**告知事項**および継続証等（*1）に記載された告知事項に変更があったときまたはこの保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定により当会社に通知すべき事項が生じたときは、保険契約者または**被保険者**は、通知締切日（*2）までに**書面等**をもって当会社に告知しなければなりません。

（2）（1）の告知については、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を適用します。

（3）この保険契約において告知義務違反による解除の理由がある場合は、当会社は、更新後契約（*3）を解除することができます。

（*1）継続証等とは、保険証券、保険契約継続証またはこれらに代わる書面をいいます。
（*2）通知締切日とは、第２条（保険契約の更新）（1）に規定する日をいいます。
（*3）更新後契約とは、第２条（1）の規定により更新される保険契約をいいます。

第８条（更新後契約の初回保険料払込期日以前に発生した事故等に関する特則）

(1) 更新後契約(*1)の継続証等(*2)に保険料の払込期日の記載がある場合は、当会社は、この特約により、更新後契約(*1)の普通保険約款基本条項第５節第８条（保険契約解除の効力）(2)の表の①を下表のとおり読み替えて適用します。

① 第６条(1)の表の①の規定による解除の場合	**初回保険料**の払込期日

(2) 更新後契約(*1)の継続証等(*2)に保険料の払込期日の記載があり、かつ、事故の発生の日が、初回保険料の払込期日以前である場合において、次のいずれかに該当するときは、当会社は、この特約により、更新後契約(*1)の普通保険約款基本条項第２節第１条（保険料の払込方法等）(4)を下表のとおり読み替えて適用し、同条(5)を適用しません。

① 事故の発生の日の前日までに到来した更新前契約の払込期日までに払い込むべき保険料の全額が払い込まれているとき。

② 更新前契約の継続証等(*2)に保険料払込期日の記載がなく、かつ、更新前契約の保険料が全額払い込まれているとき。

(4) (3)の規定にかかわらず、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとして取り扱い、その事故による損害に対して保険金を支払います。

(3) (2)の規定を適用する場合において、当会社は、この特約により、更新後契約(*1)の普通保険約款基本条項第６節第４条(保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い)(2)を下表のとおり読み替えて適用します。

(2) 当会社が第１条（保険料の返還、追加または変更）(3)の**追加保険料**の払込みについて追加保険料払込期日を設定した場合において、事故の発生の日が初回保険料払込期日以前のときは、当会社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害に対して保険金を支払います。

(*1) 更新後契約とは、第２条（保険契約の更新）(1)の規定により更新される保険契約をいいます。
(*2) 継続証等とは、保険証券、保険契約継続証またはこれらに代わる書面をいいます。

㉖住まいの補償の更新に関する特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（更新前契約の内容）

当会社は、この特約により、保険契約の更新に関する特約第３条（更新後契約の内容）(2)の更新後契約の内容を下表のとおりとします。

	項目	内容
支払限度額（保険金額）関連	① 評価額と支払限度額（保険金額）	ｱ. 更新後契約の評価額(*1)は、更新前契約の評価額(*1)を、当会社と保険契約者または**被保険者**との間で、建築費または物価の変動等にしたがって調整して算出した額とします。 ｲ. 当会社は、ｱ.の規定により算出した更新後契約の評価額(*1)を、継続証等に記載するものとします。 ｳ. 更新後契約の支払限度額（保険金額）は、継続証等記載の評価額(*1)に継続証等記載の約定付保割合を乗じて得た額により定めるものとします。 ｴ. ｱ.からｳ.の規定にかかわらず、付帯された特約により保険の対象に動産が含まれる場合の動産の支払限度額（保険金額）については、更新前契約の支払限度額（保険金額）と同一とします。 ｵ. ｳ.の規定にかかわらず、更新前契約の支払限度額（保険金額）を普通保険約款住まい条項第３条（保険の対象の支払限度額（保険金額））に規定する「追加上乗せ方式」により設定している場合には、更新後契約の支払限度額（保険金額）は、継続証等記載の評価額(*1)から同条に規定する**他の保険契約等**の支払限度額（保険金額）を差し引いた額によって定めるものとします。
	② 地震保険の保険金額	ｱ. 更新前契約に地震保険が付帯されている場合には、更新後契約の地震保険の保険金額は、次の算式によって算出した額とします。 更新後契約の地震保険の保険金額 ＝ 更新前契約の地震保険の保険金額 × 更新後契約の支払限度額（保険金額） ／ 更新前契約の支払限度額（保険金額） ｲ. ｱ.の規定により算出した額の更新後契約の支払限度額（保険金額）に対する割合が、地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）第２条（定義）第２項第４号記載の最小割合を下回る場合は、更新後契約の地震保険の保険金額は、更新後契約の支払限度額（保険金額）にその最小割合を乗じて得た額とします。 ｳ. ｱ.およびｲ.の規定により算出した更新後契約の地震保険の保険金額が、地震保険の限度額(*2)を超える場合には、限度額(*2)を更新後契約の地震保険の保険金額とします。 ｴ. 更新前契約の支払限度額（保険金額）を普通保険約款住まい条項第３条（保険の対象の支払限度額（保険金額））に規定する「追加上乗せ方式」により設定し、かつ、他の保険契約等に地震保険が付帯されている場合には、ｳ.の規定は適用しません。ただし、更新後契約の地震保険の保険金額が、限度額(*2)から他の保険契約等付帯の地震保険の保険金額を差し引いた額を超える場合は、その額を更新後契約の地震保険の保険金額とします。

〈住まいの補償の更新に関する特約〉

この特約には、「保険契約の更新に関する特約」(P.122)が自動セットされます。

〈住まいの補償の更新に関する特約　第２条の表の①ｱ.〉

更新時に、保険の対象の再取得価額を見直したうえで、更新後の支払限度額（保険金額）を設定します。
物価の変動等により、更新前と更新後で支払限度額（保険金額）が異なる場合があります。

		オ．地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約に付帯された地震保険契約の保険金額を変更する必要が生じた場合は、この保険契約は更新されないものとします。
上記に記載されている以外の事項については、更新前契約の保険期間の末日と同一の内容とします。		

（*1）評価額とは、普通保険約款住まい条項第３条(1)に規定する評価額をいいます。
（*2）限度額とは、地震保険普通保険約款第５条（保険金の支払額）(2)または(4)の限度額をいいます。

㉗団体扱・集団扱特約

第１条（特約の適用等）

(1) この特約は、保険契約者が、この特約にしたがい、集金者(*1)を経由して保険料を払い込むことについて同意し、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。ただし、この保険契約が当会社の定めるこの特約の適用条件に該当し、集金者(*1)がこの保険契約の締結を認めている場合に限ります。また、保険契約者は下表のいずれかに該当するものに限ります。

①	団体(*2)に勤務し、毎月その団体(*2)から給与の支払を受けていること、またはその団体(*2)を退職した者であること。
②	当会社の承認する団体(*2)およびその構成員(*3)であること。

(2) この特約の適用にあたっては、特に記載のない限り、普通保険約款、普通保険約款に規定する補償条項(*4)ごとおよび基本条項特約（財産）、基本条項特約（賠責）に規定する共通補償特約(*5)ごとにこれを適用します。

(3) 当会社は、この特約を適用する場合、下表の普通保険約款基本条項の規定は適用しません。ただし、第６条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合または同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合は、下表の規定を適用します。

①	第２節第１条（保険料の払込方法等）
②	第２節第２条（保険料の払込方法－口座振替方式）
③	第２節第３条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）
④	第２節第４条（口座振替方式・クレジットカード払方式以外への変更）
⑤	第２節第５条（第２回目以降の保険料不払の場合の免責等）
⑥	第６節第２条（追加保険料の払込み等－口座振替方式の場合の特則）
⑦	第６節第３条（追加保険料の払込み等－クレジットカード払方式の場合の特則）
⑧	第６節第４条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）

(4) 当会社は、この特約により、普通保険約款基本条項付表２中「付表３の「短期料率」」および「日割」とあるのは、それぞれ「月割」に読み替えて適用します。

（*1）集金者とは、当会社との間に集金契約(*6)を締結した者をいいます。
（*2）団体とは、官公署または公社、公団、会社等の企業体などをいい、法人・個人の別を問いません。
（*3）団体およびその構成員の役員または従業員を含みます。
（*4）普通保険約款、普通保険約款に規定する補償条項に付帯された特約を含みます。また、地震保険が付帯されている場合には地震保険を含みます。
（*5）共通補償特約に付帯された特約を含みます。
（*6）集金契約とは、保険料の集金に関する契約をいいます。

第２条（保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、この保険契約に対する保険料を、この保険契約の締結時(*1)に定めた回数および金額にしたがい払い込むものとし、**初回保険料**を下表のいずれかの方法により、払い込まなければなりません。ただし、下表の①または②の方法により払い込む場合は、第１条（特約の適用等）(3)の規定は適用しません。

①	この保険契約の締結と同時に直接当会社に払い込む方法
②	普通保険約款基本条項第２節第３条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）に規定するクレジットカード払の方式により直接当会社に払い込む方法
③	集金契約(*2)に定めるところにより、集金者(*3)を経て払い込む方法

(2) 保険料の払込方法が一時払以外の場合には、保険契約者は、第２回目以降の保険料を集金契約(*2)に定めるところにより、集金者(*3)を経て払い込まなければなりません。

（*1）この保険契約に普通保険約款に規定する補償条項を追加する場合を除きます。
（*2）集金契約とは、保険料の集金に関する契約をいいます。
（*3）集金者とは、当会社との間に集金契約(*2)を締結した者をいいます。

第３条（初回保険料領収前の事故または発病した疾病）

(1) **初回保険料**が集金契約(*1)に定めるところにより、集金者(*2)を経て払い込まれる場合には、初回保険料払込前の事故によ

〈団体扱・集団扱特約　第１条(2)〉
「特に記載のない限り」とは、本特約以外で本特約の適用に関する制約条件等の記載がある場合は、本特約の規定に加えてその内容が適用されることを示しています。
ただし、現在住まいの保険において、ここでいう「特に記載」に該当する場合はありません。

る損害もしくは傷害または発病した疾病に対しては、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約に定める初回保険料領収前に生じた事故または発病した疾病の取扱いに関する規定を適用しません。

(2) 初回保険料の払い込まれる前に第6条（特約の失効または解除）の規定によりこの特約が効力を失った場合に、第7条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）(1)に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれないときは、(1)の規定は適用しません。

(*1) 集金契約とは、保険料の集金に関する契約をいいます。
(*2) 集金者とは、当会社との間に集金契約(*1)を締結した者をいいます。

第4条（追加保険料の払込み等）

(1) この条の規定は、集金者(*1)と当会社との間に覚書(*2)が締結されている場合に適用されます。

(2) 普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定に基づき当会社が**追加保険料**(*3)を請求した場合は、保険契約者は、集金契約(*4)および覚書(*2)に定めるところにより、集金者(*1)を経て追加保険料(*3)を払い込むことができるものとします。

(3) 普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定に基づき当会社が追加保険料(*3)を請求した場合において、(2)の規定を適用しないときには、保険契約者は集金者(*1)を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。この場合において、第1条（特約の適用等）(3)の規定は適用しません。

(4) (2)または(3)の規定にしたがって追加保険料(*3)の払込みがあった場合には、普通保険約款基本条項第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)の規定を適用しません。

(5) 普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定に基づき当会社が保険料を返還する場合には、当会社が認める場合に限り、当会社の定める日に集金者(*1)を経て行うことができるものとします。

(6) (5)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

(*1) 集金者とは、当会社との間に集金契約(*4)を締結した者をいいます。
(*2) 覚書とは、「追加保険料集金に関する覚書」をいいます。
(*3) 追加保険料とは、覚書(*2)に定める追加保険料をいいます。
(*4) 集金契約とは、保険料の集金に関する契約をいいます。

第5条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者(*1)を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者(*1)からの請求に基づき集金者(*1)に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

(*1) 集金者とは、当会社との間に集金契約(*2)を締結した者をいいます。
(*2) 集金契約とは、保険料の集金に関する契約をいいます。

第6条（特約の失効または解除）

(1) この特約は、下表の左欄のいずれかに該当する事実が発生した場合には、対応する下表の右欄に規定する時から将来に向かってその効力を失います。

① 集金契約(*1)が解除されたことにより集金者(*2)による保険料の集金が不能となった場合	集金が不能となった最初の集金日(*3)
② 口座振替方式(*4)の場合において、保険契約者または集金者(*2)の責に帰すべき事由により、保険料が集金日(*3)の属する月の翌月末までに集金されなかったことが発生したとき。ただし、集金者(*2)が保険契約者にかわって保険料を集金日(*3)までに当会社に払い込んだ場合を除きます。	集金日(*3)の属する月の翌月末
③ 保険契約者が団体(*5)を退職（ただし、集金契約に定めるところにより集金される場合を除きます。）した場合。ただし、保険契約者が、退職（ただし、集金契約に定めるところにより集金される場合を除きます。）した後も引続きこの特約にしたがい保険料を払い込むことを集金日(*3)の属する月の翌々月末までに当会社に通知した場合を除きます。	集金が不能となった最初の集金日(*3)
④ 口座振替方式(*4)以外の場合に、①、③および⑤以外の理由により集金者(*2)による保険料の集金が不能となったとき。	集金が不能となった最初の集金日(*3)
⑤ 当会社が集金者(*2)からこの保険契約について集金契約(*1)に基づく保険料の集金を行わなくなったことの通知を受けた場合	この保険契約について集金契約(*1)に基づく保険料の集金を行わなくなった事実が発生した日

(2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約(*6)の対象となる保険契約者の人数(*7)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。ただし、この規定は、第1条（特約の適用等）(1)の表の①に規定する団体(*5)または同表の②に規定する団体(*5)ごとに適用します。

(3) (1)の表の①もしくは同表の⑤の事実が発生した場合または(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅滞なく、保険契約者に対して書面をもってそのことを通知します。

(*1) 集金契約とは、保険料の集金に関する契約をいいます。
(*2) 集金者とは、当会社との間に集金契約(*1)を締結した者をいいます。

〈団体扱・集団扱特約　第6条〉

本特約の失効または解除の際には、未払保険料を一時に直接当会社に払い込まなければなりません。
（第7条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）参照）

(*3) 集金日とは、集金契約(*1)に定める払込期日をいいます。
(*4) 口座振替方式とは、保険契約者の指定する口座から、口座振替により保険料の払込みを行うことをいいます。
(*5) 団体とは、官公署または公社、公団、会社等の企業体などをいい、法人・個人の別を問いません。
(*6) この保険契約に係る集金契約(*1)には、当会社との間の団体扱・集団扱特約に係る他の集金契約(*1)を含みます。
(*7) 同一の保険契約者が複数の団体扱・集団扱特約を付帯した保険契約を締結している場合は1名と数えます。

第7条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）

(1) 第6条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合または同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合は、保険契約者は、次に定める期日までに、未払込保険料(*1)の全額を集金者(*2)を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

この特約が効力を失った場合：	
（口座振替以外）	集金不能日等(*3)の属する月の翌々月末
（口座振替）	集金不能日等(*3)の属する月の翌月末
この特約が解除された場合　：	
（口座振替以外）	解除日の属する月の翌々月末
（口座振替）	解除日の属する月の翌月末

(2) (1)の場合に、集金者(*2)に集金された保険料が当会社へ払い込まれないときは、その保険料は(1)の未払込保険料(*1)に含みます。

(*1) 未払込保険料とは、保険料の払込方法が一時払の場合には未払込みの一時払保険料をいい、一時払以外の場合にはその**保険年度**の年額保険料から、既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額を差し引いた額をいいます。また、第4条（追加保険料の払込み等）に規定する**追加保険料**(*4)を含みます。
(*2) 集金者とは、当会社との間に集金契約(*5)を締結した者をいいます。
(*3) 集金不能日等とは、第6条（特約の失効または解除）(1)の表の右欄に規定する日をいいます。
(*4) 追加保険料とは、覚書(*6)に定める追加保険料をいいます。
(*5) 集金契約とは、保険料の集金に関する契約をいいます。
(*6) 覚書とは、「追加保険料集金に関する覚書」をいいます。

第8条（未払込保険料不払の場合の免責）

当会社は、第7条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）(1)に規定する期間内に未払込保険料(*1)の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等(*2)またはこの特約の解除日のうちいずれか早い日(*3)から未払込保険料(*1)の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害もしくは傷害または発病した疾病に対しては、保険金を支払いません。

(*1) 未払込保険料とは、保険料の払込方法が一時払の場合には未払込みの一時払保険料をいい、一時払以外の場合にはその**保険年度**の年額保険料から、既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額を差し引いた額をいいます。また、第4条（追加保険料の払込み等）に規定する**追加保険料**(*4)を含みます。
(*2) 集金不能日等とは、第6条（特約の失効または解除）(1)の表の右欄に規定する日をいいます。
(*3) 当会社が保険期間の初日から保険料を変更する必要があると認めた場合は、保険期間の初日とします。
(*4) 追加保険料とは、覚書(*5)に定める追加保険料をいいます。
(*5) 覚書とは、「追加保険料集金に関する覚書」をいいます。

第9条（解除－未払込保険料不払の場合）

(1) 当会社は、第7条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）(1)に規定する期間内に未払込保険料(*1)の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合において、普通保険約款基本条項第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）の規定は適用しません。
(2) (1)に規定する解除は集金不能日等(*2)またはこの特約の解除日のうちいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日等(*2)が保険期間の末日の翌日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
(3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、普通保険約款基本条項第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(8)の表の④および⑤に該当するものとみなして同条(8)の規定を準用します。

(*1) 未払込保険料とは、保険料の払込方法が一時払の場合には未払込みの一時払保険料をいい、一時払以外の場合にはその**保険年度**の年額保険料から、既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額を差し引いた額をいいます。また、第4条（追加保険料の払込み等）に規定する**追加保険料**(*3)を含みます。
(*2) 集金不能日等とは、第6条（特約の失効または解除）(1)の表の右欄に規定する日をいいます。
(*3) 追加保険料とは、覚書(*4)に定める追加保険料をいいます。
(*4) 覚書とは、「追加保険料集金に関する覚書」をいいます。

第10条（特約の失効または解除後の翌保険年度以後の保険料の払込方法）

(1) この保険契約の保険期間が1年を超え、保険料の払込方法が一時払以外の場合に第6条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失ったときまたは同条(2)の規定によりこの特約が解除されたときの翌**保険年度**以降の保険料の払込方法は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。ただし、地震保険契約の自動継続契約(*1)の場合は、この特約の**失効**または解除後に自動的に継続された地震保険契約の保険料の払込方法とし、この場合の払込期日はその地震保険契約の保険期間の初日とします。
(2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の払込方法および払込期日とすることができます。

（*1）自動継続契約とは、地震保険普通保険約款またはこれに付帯された特約の規定により自動的に継続する保険契約をいいます。

㉘金融機関等融資物件に関する特約（団体扱・集団扱特約用）

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、団体扱・集団扱特約第１条（特約の適用等）(1)の規定にかかわらず、保険契約者が、集金者(*1)を経由して保険料を払い込むことについて同意し、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。ただし、この保険契約が当会社の規定するこの特約の適用条件に該当し、集金者がこの保険契約の締結を認めている場合に限ります。また、保険契約者は下表に定める条件のうち、いずれかに該当するものに限ります。

①	当会社の承認する信用供与機関に対し賦払償還債務を負う債務者であること。
②	当会社の承認する信用供与機関で構成された事業者団体の構成員に対し賦払償還債務を負う債務者であること。
③	当会社の承認する信用保証機関の保証により第三者たる信用供与機関に対し賦払償還債務を負う債務者であること。
④	当会社の承認する信用保証機関で構成された事業者団体の構成員の保証により第三者たる信用供与機関に対し賦払償還債務を負う債務者であること。

（*1）集金者とは、当会社との間に「保険料集金に関する契約書（金融機関等融資物件用）」による集金契約(*2)を締結した者をいいます。
（*2）集金契約とは、保険料の集金に関する契約をいいます。

第２条（特約の失効または解除の特例）

当会社は、この特約を適用する場合、団体扱・集団扱特約第６条（特約の失効または解除）にかかわらず、下表の左欄のいずれかに該当する事実が発生したときには、対応する下表の右欄に定める時から将来に向かってその効力を失います。

① 集金契約(*1)が解除されたことにより集金者(*2)による保険料の集金が不能となった場合	集金が不能となった最初の集金日(*3)
② 保険契約者または集金者(*2)の責に帰すべき事由により、保険料が集金日(*3)の属する月の翌月末までに集金されなかったことが発生したとき。ただし、集金者(*2)が保険契約者にかわって保険料を集金不能日等の翌日から起算して１か月以内に当会社に支払った場合を除きます。	集金日(*3)の属する月の翌月末
③ 当会社が集金者(*2)からこの保険契約について集金契約(*1)に基づく保険料の集金を行わなくなったことの通知を受けた場合	この保険契約について集金契約(*1)に基づく保険料の集金を行わなくなった事実が発生した日

（*1）集金契約とは、保険料の集金に関する契約をいいます。
（*2）集金者とは、当会社との間に「保険料集金に関する契約書（金融機関等融資物件用）」による集金契約(*1)を締結した者をいいます。
（*3）集金日とは、集金契約(*1)に定める払込期日をいいます。

第３条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、団体扱・集団扱特約およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

㉙契約内容変更時の追加返還保険料の当会社直接払込に関する特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、団体扱・集団扱特約が適用されており、集金者(*1)と当会社との間に「追加保険料集金に関する覚書」が締結されていない場合に適用されます。この特約が付帯された場合には、団体扱・集団扱特約第４条（追加保険料の払込み等）の規定は適用しません。

（*1）集金者とは、当会社との間に保険料の集金に関する契約を締結した者をいいます。

第２条（追加保険料の払込み）

普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定に基づき当会社が**追加保険料**を請求した場合は、保険契約者は集金者(*1)を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

（*1）集金者とは、当会社との間に保険料の集金に関する契約を締結した者をいいます。

第３条（特約の失効）

団体扱・集団扱特約第６条（特約の失効または解除）の規定に基づき、同特約が効力を失った場合または当会社が同特約を解除した場合には、この特約は効力を失います。

㉚質権設定禁止に関する特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この特約の有効期間の開始時において、この特約が付帯された普通保険約款に基づく保険契約の保険の対象に抵当権が設定されている場合(*1)に、当会社、保険契約者、**被保険者**および承認抵当権者との間で適用されます。

(*1) 抵当権が設定されている場合には、将来における抵当権の設定について当事者間の書面による合意のある場合を含みます。

第２条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
①	普通保険約款	普通保険約款および地震保険が付帯されている場合の地震保険普通保険約款
②	保険契約	普通保険約款に基づく保険契約およびその更新契約
③	抵当権	抵当権および根抵当権
④	承認抵当権者	保険契約申込書またはその添付書類に記載されかつ当会社が承認した抵当権者
⑤	保険金請求権等	この特約が付帯された保険契約に関する保険金請求権
⑥	約款等	普通保険約款および付帯された特約

第３条（譲渡および質権設定等の禁止）

保険契約者もしくは**被保険者**は、保険金請求権等について、譲渡、質権設定その他第三者の権利を設定することはできません。ただし、すべての承認抵当権者および当会社の承認を得た場合には、この規定は適用しません。

第４条（保険契約の解除）

(1) 保険契約者もしくは**被保険者**が第３条（譲渡および質権設定等の禁止）の規定に反する場合には、当会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。

(2) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除したときは、普通保険約款基本条項第６節第１条（保険料の返還、追加または変更）(8)の規定により計算した保険料を返還します。

(3) (2)の保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。すなわち、当会社が保険契約を解除する時までに、保険金を支払うべき事故が発生していた場合には、約款等の規定により保険金を支払わないときを除き、約款等の規定にしたがって保険金を支払います。

(4) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除する場合には、第５条（保険契約者による保険契約解除権の制限）および第10条（保険契約者によるこの特約の解除）の規定は適用しません。

第５条（保険契約者による保険契約解除権の制限）

保険契約者が、この特約が付帯された約款等の保険契約の解除に関する規定に基づき、この特約が付帯された保険契約またはこれに付帯された他の特約を解除しようとする場合は、この特約に従い、すべての承認抵当権者の書面による同意を得た後でなければ解除できません。

第６条（承認抵当権者の追加または削除）

(1) 保険契約者は、この特約の有効期間の途中において、当会社に対する**書面等**による通知をもって、承認抵当権者を追加または削除することができます。

(2) (1)の規定により、保険契約者が承認抵当権者を追加する場合は、その承認抵当権者について、その承認抵当権者が追加された時から第１条（この特約の適用条件）を適用するものとします。

(3) (1)の規定により、保険契約者が承認抵当権者を削除する場合は、下表に規定する場合に限るものとします。

①	承認抵当権者の削除について、その承認抵当権者の書面による同意を得た場合
②	削除するすべての承認抵当権者について、第１条（この特約の適用条件）に規定する抵当権の消滅を保険契約者または**被保険者**が証明した場合

第７条（承認抵当権者に対する保険証券の提示または返還の特則）

承認抵当権者から当会社に対し抵当権の物上代位権の行使に基づく保険金支払請求がなされた場合には、当会社は、約款等の規定にかかわらず、承認抵当権者に対して保険証券の提示または返還がなくても、保険金を支払うことができるものとします。

第８条（承認抵当権者への通知）

(1) 当会社は、この特約が付帯された保険契約について、保険契約者から保険料の支払がなく約款等の規定により、契約が解除となる場合には、その解除をすることを予定した時において、この特約が適用される承認抵当権者に対し、契約を解除することを通知することができます。

(2) 当会社は、この特約が付帯された保険契約が満期を迎え、かつ更新契約が締結されない場合には、その契約満期時において、この特約が適用される承認抵当権者に対し、更新契約が締結されていないことを通知することができます。

(3) 当会社は、この特約が付帯された保険契約について保険事故が発生した場合には、その保険事故発生時において、この特約が適用される承認抵当権者に対し、保険事故の発生を通知することができます。
(4) 当会社が承認抵当権者に対する(1)(2)(3)の通知を実施する場合において、通知が遅れたときであっても、故意または重大な過失がないかぎり、当会社は承認抵当権者に対して何らの責任を負担しないものとします。

第9条（情報開示の同意）
保険契約者および**被保険者**は、第8条（承認抵当権者への通知）に基づく通知連絡により、その情報が承認抵当権者に対して開示されることをあらかじめ同意するものとします。

第10条（保険契約者によるこの特約の解除）
保険契約者は、下表のいずれかに該当する場合に限り、当会社に対する**書面等**による通知をもって、この特約を解除することができます。

①	この特約の解除について、すべての承認抵当権者の書面による同意を得た場合
②	すべての承認抵当権者について、第1条（この特約の適用条件）に規定する抵当権の消滅を保険契約者または**被保険者**が証明した場合

第11条（承認抵当権者によるこの特約に基づく権利の放棄および譲渡）
(1) 承認抵当権者は、当会社に対する**書面等**による通知をもって、この特約に基づく権利を放棄することができます。
(2) 第1条（この特約の適用条件）に規定する抵当権を承認抵当権者以外の第三者に移転し、これを承認抵当権者が証明した場合に、当会社が承認するときは、承認抵当権者は抵当権を移転した第三者にこの特約に基づく権利を譲渡することができます。

第12条（準用規定）
この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、約款等の規定を準用します。

㉛法人等契約の被保険者に関する特約

第1条（この特約の適用条件）
この特約は、保険証券記載の**建物**に保険契約者である法人等(*1)の役員または使用人が居住する場合に適用します。

(*1) 法人等には、個人事業主を含みます。

第2条（被保険者）
(1) 当会社は、この特約により、この保険契約における**被保険者**を法人等(*1)の役員または使用人で保険証券記載の**建物**に居住する者(*2)とします。
(2) この特約が付帯された普通保険約款(*3)に基づく保険契約に、被保険者および本人の指定がある他の特約が付帯された場合、これらの被保険者および本人は法人等(*1)の役員または使用人で保険証券記載の建物に居住する者とします。

(*1) 法人等には、個人事業主を含みます。
(*2) 借家人賠償責任補償特約が付帯されている場合で、保険契約者が保険証券記載の建物の転貸人であるときには、借家人賠償責任補償特約の被保険者に保険契約者を含みます。
(*3) 地震保険が付帯されている場合には、地震保険普通保険約款を含みます。

第3条（保険の対象を移転した場合における自動補償との関係）
普通保険約款(*1)および付帯された特約において、保険の対象を移転した場合における自動補償に関する規定がある場合には、その規定は適用しません。

(*1) 地震保険が付帯されている場合には、地震保険普通保険約款を含みます。

第4条（準用規定）
この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款(*1)およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

(*1) 地震保険が付帯されている場合には、地震保険普通保険約款を含みます。

㉜共同保険に関する特約

第1条（独立責任）
この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）
保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、保険証券記載の全ての保険会

社のために下表に掲げる事項を行います。

①	保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
②	保険料の収納および受領または返戻
③	保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
④	保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
⑤	保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥	保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑦	保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
⑧	事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑨	損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全
⑩	その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第３条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第２条（幹事保険会社の行う事項）の表に掲げる事項は、保険証券記載の全ての保険会社がこれを行ったものとみなします。

第４条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載の全ての保険会社に対して行われたものとみなします。

地震保険普通保険約款

第１章　用語の定義条項

第１条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一部損	（建物の場合） **建物の主要構造部**の**損害**の額が、その**建物**の**保険価額**(注)の３%以上20%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、第２条（保険金を支払う場合）(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 （注）門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 （生活用動産の場合） **生活用動産**の損害の額が、その生活用動産の保険価額の10%以上30%未満である損害をいいます。
危険	**損害**の発生の可能性をいいます。
危険増加	**告知事項**についての**危険**が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
警戒宣言	**大震法**第９条（**警戒宣言**等）第１項に基づく地震災害に関する警戒宣言をいいます。
告知事項	**危険**に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。（注） （注）**他の保険契約**に関する事項を含みます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
地震等	地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。
地震保険法	地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）をいいます。
生活用動産	生活の用に供する家具、衣服その他の生活に必要な動産をいいます。ただし、**建物**に収容されている物に限ります。
全損	（建物の場合） **建物の主要構造部**の**損害**の額が、その**建物**の**保険価額**(注)の50%以上である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が70%以上である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、第２条（保険金を支払う場合）(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 （注）門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 （生活用動産の場合） **生活用動産**の損害の額が、その生活用動産の保険価額の80%以上である損害をいいます。
損害	**地震等**が生じた後における事故の拡大防止または緊急避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
大震法	大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）をいいます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。ただし、居住の用に供する建物に限ります。
建物の主要構造部	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第１条（用語の定義）第３号の構造耐力上主要な部分をいいます。
他の保険契約	（保険の対象または保険の対象を収容する**建物**が区分所有建物でない場合）

■備　考

第１条「一部損」「半損」「全損」

地震保険は「一部損」、「半損」または「全損」によってお支払いする保険金の額が異なります。詳しくは第５条（保険金の支払額）(P.135)をご確認ください。

第１条「当会社が告知を求めたもの」

「所在地、物件種別、耐火基準、柱(建物構造)、他の保険契約等」等は告知事項となります。（申込書等に★または☆が付されている事項です。）

第１条「居住の用に供する建物」「生活用動産」

地震保険では事業専用に使用される建物や業務用の什器・備品等、商品・製品等の動産は対象になりません。
また、屋外にある動産は、たとえ生活に使用される動産であっても地震保険における生活用動産とはみなしません。

	この保険契約における保険の対象と同一の**敷地内**に所在する第５条（保険金の支払額）(2)①または②の建物または**生活用動産**について締結された**地震等**による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。 （保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合） この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第５条（保険金の支払額）(3)①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。
半損	（建物の場合） **建物の主要構造部**の**損害**の額が、その**建物**の**保険価額**(注)の20%以上50%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上70%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、第２条（保険金を支払う場合）(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 （注）門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 （生活用動産の場合） **生活用動産**の損害の額が、その生活用動産の保険価額の30%以上80%未満である損害をいいます。
保険価額	**損害**が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第２章　補償条項

第２条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、**地震等**を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象について生じた**損害**が**全損**、**半損**または**一部損**に該当する場合は、この約款に従い、保険金を支払います。

(2) 地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した**危険**が生じたため、**建物**全体が居住不能(注)に至った場合は、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の全損とみなして保険金を支払います。

(注) 一時的に居住不能となった場合を除きます。

(3) 地震等を直接または間接の原因とする洪水・融雪洪水等の水災によって建物が床上浸水(注1)または地盤面(注2)より45cmを超える浸水を被った結果、その建物に損害が生じた場合(注3)には、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の一部損とみなして保険金を支払います。

(注1) 居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。
(注2) 床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。
(注3) その建物に生じた(1)の損害が全損、半損または一部損に該当する場合を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】
(4) (1)から(3)までの損害の認定は、保険の対象が建物である場合には、その建物ごとに行い、保険の対象が**生活用動産**である場合には、これを収容する建物ごとに行います。また、門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する建物の損害の認定によるものとします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】
(4) 保険の対象が区分所有建物の専有部分または共用部分である場合には、(1)から(3)までの損害の認定は、専有部分については、個別に行い、また、共用部分については、その区分所有建物全体の損害の認定によるものとします。また、門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する区分所有建物の共用部分の損害の認定によるものとします。
(5) 保険の対象が生活用動産である場合には、(1)から(3)までの損害の認定は、その生活用動産の全体について、これを収容する専有部分ごとに行います。

■備　考

第１条「保険価額」
地震保険では損害の額を認定する際の保険価額について時価額基準としています。
時価額とは、構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再取得するのに必要な金額から、使用による消耗分（減価分）を控除して算出した額をいいます。

第２条(1)
「一部損」に至らない損害は、保険金をお支払いしません。

第２条(4)
地震保険では保険の対象が分譲マンション等の区分所有建物かそれ以外かで損害の認定方法が異なりますのでご注意ください。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】【である場合】共通
第２条(4)
門、塀または垣のみに損害が生じた場合でも、建物に損害が認められない場合は、保険金のお支払いの対象となりません。

第３条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、**地震等**の際において、次のいずれかに該当する事由によって生じた**損害**に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注2)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

③ 保険の対象の紛失または盗難

④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注3)

⑤ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第４条（保険の対象の範囲）

(1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、**建物**または**生活用動産**に限られます。

(2) (1)の建物が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。

(3) (1)の生活用動産には、建物の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。

① 畳、建具その他これらに類する物

② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの

③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの

(4) (1)および(3)の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。

① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物

② 自動車(注)

③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(こっとう)、彫刻物その他の美術品で、１個または１組の価額が30万円を超えるもの

④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

⑤ 商品、営業用什器(じゅうき)・備品その他これらに類する物

(注) 自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第４条（保険の対象の範囲）

(1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、専有部分もしくは共用部分(注)または**生活用動産**に限られます。

(注) 居住の用に供されない専有部分およびその共用部分の共有持分は、保険の対象に含まれません。

(2) (1)の共用部分が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。

(3) (1)の生活用動産には、専有部分の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。

① 畳、建具その他これらに類する物

② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち専有部分に付加したもの

③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち専有部分に付加したもの

(4) (1)および(3)の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。

① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物

② 自動車(注)

■備　考

第４条

地震保険では保険の対象が分譲マンション等の区分所有建物かそれ以外かで保険の対象の範囲が異なりますのでご注意ください。

第４条(4)

住まいの保険で家財を保険の対象としている場合で、第４条(4)に掲げられている物が住まいの保険で対象となっている場合でも地震保険では保険の対象になりません。

③　貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、１個または１組の価額が30万円を超えるもの
④　稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
⑤　商品、営業用什器・備品その他これらに類する物

（注）自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第５条（保険金の支払額）

(1) 当会社は、第２条（保険金を支払う場合）の保険金として次の金額を支払います。
①　保険の対象である**建物**または**生活用動産**が**全損**となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、**保険価額**を限度とします。
②　保険の対象である建物または生活用動産が**半損**となった場合は、その保険の対象の保険金額の50%に相当する額。ただし、保険価額の50%に相当する額を限度とします。
③　保険の対象である建物または生活用動産が**一部損**となった場合は、その保険の対象の保険金額の５%に相当する額。
ただし、保険価額の５%に相当する額を限度とします。

(2) (1)の場合において、この保険契約の保険の対象である次の建物または生活用動産について、この保険契約の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超えるときは、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし(1)の規定を適用します。
①　同一**敷地内**に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物　5,000万円
②　同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産　1,000万円

(3) (2)①または②の建物または生活用動産について、**地震保険法**第２条（定義）第２項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(2)①または②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1)の規定を適用します。
①　建物

$$\text{5,000万円または保険価額のいずれか低い額} \times \frac{\text{この保険契約の建物についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}}$$

②　生活用動産

$$\text{1,000万円または保険価額のいずれか低い額} \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$

(4) 当会社は、(2)①の建物のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の建物がある場合、または(2)①の建物が２以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその建物または戸室ごとに(2)および(3)の規定をそれぞれ適用します。

(5) (2)から(4)までの規定により、当会社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。
①　(2)の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から(2)①または②に規定する限度額を差し引いた残額
②　(3)の規定により保険金を支払った場合(注)は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額
ア．建物

$$\text{(2) ①に規定する限度額} \times \frac{\text{この保険契約の建物についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}}$$

イ．生活用動産

$$\text{(2) ②に規定する限度額} \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$

（注）(2)①または②の建物または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(2)①または②に規定する限度額を超える場合に限ります。

(6) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社に移転しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第５条（保険金の支払額）

(1) 当会社は、第２条（保険金を支払う場合）の保険金として次の金額を支払います。
①　保険の対象である専有部分もしくは共用部分または**生活用動産**が**全損**となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、**保険価額**を限度とします。

■備　考

第５条
地震保険では保険の対象が分譲マンション等の区分所有建物かそれ以外かで保険金の支払額に関する規定が異なりますのでご注意ください。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】第５条(1)①
全損の場合で保険金を支払ったときには、損害発生時に保険契約は終了します。詳細は第32条（保険金支払後の保険契約）（P.142）をご参照ください。

第５条(3)
他の保険契約等でも地震保険にご契約している場合にご確認ください。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】第５条(1)①
全損の場合で保険金を支払ったときには、損害発生時に保険契約は終了します。詳細は第32条（保険金支払後の保険契約）（P.142）をご参照ください。

② 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が**半損**となった場合は、その保険の対象の保険金額の50%に相当する額。ただし、保険価額の50%に相当する額を限度とします。

③ 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が**一部損**となった場合は、その保険の対象の保険金額の５%に相当する額。ただし、保険価額の５%に相当する額を限度とします。

(2) 専有部分および共用部分を１保険金額で契約した場合には、それぞれの部分を別の保険の対象とみなして(1)および(4)の規定を適用します。この場合において、それぞれの部分の保険価額の割合(注)によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの部分に対する保険金額とみなします。

(注) 専有部分の保険価額と共用部分の共有持分の保険価額との合計額に対する専有部分の保険価額の割合が保険証券に明記されていない場合には、専有部分の保険価額の割合は40%とみなします。

(3) (1)の場合において、この保険契約の保険の対象である次の専有部分の保険金額と共用部分の保険金額との合計額または生活用動産の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超える場合は、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし(1)の規定を適用します。

① 同一**敷地内**に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する専有部分および共用部分 5,000万円

② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円

(4) (3)①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について、**地震保険法**第２条（定義）第２項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(3)①もしくは②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1)の規定を適用します。

① 専有部分

$$\text{5,000万円または保険価額のいずれか低い額} \times \frac{\text{この保険契約の専有部分の保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}}$$

② 共用部分

$$\text{5,000万円または保険価額のいずれか低い額} \times \frac{\text{この保険契約の共用部分の保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}}$$

③ 生活用動産

$$\text{1,000万円または保険価額のいずれか低い額} \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$

(5) 当会社は、(3)①の専有部分および共用部分のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の専有部分および共用部分がある場合、または(3)①の専有部分および共用部分が２以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその専有部分および共用部分または戸室ごとに(3)および(4)の規定をそれぞれ適用します。

(6) (3)から(5)までの規定により、当会社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。

① (3)の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から(3)①または②に規定する限度額を差し引いた残額

② (4)の規定により保険金を支払った場合(注)は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額

ア. 専有部分および共用部分

$$\text{(3) ①に規定する限度額} \times \frac{\text{この保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}}$$

イ. 生活用動産

$$\text{(3) ②に規定する限度額} \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$

(注) (3)①または②の専有部分および共用部分または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(3)①または②に規定する限度額を超えるときに限ります。

(7) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社に移転しません。

■備　考

第５条(4)
他の保険契約等でも地震保険にご契約している場合にご確認ください。

第５条(5)
例えば同一敷地内にあるマンションの複数の専有部分および共用部分を所有している場合で、それぞれ別の世帯が居住している専有部分または共用部分を地震保険の対象としている場合が該当します。

第６条（包括して契約した場合の保険金の支払額）

２以上の保険の対象を１保険金額で契約した場合には、それぞれの**保険価額**の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、おのおの別に前条の規定を適用します。

第７条（保険金支払についての特則）

(1) **地震保険法**第４条（保険金の削減）の規定により当会社が支払うべき保険金を削減するおそれがある場合は、当会社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い、支払うべき保険金の一部を概算払し、支払うべき保険金が確定した後に、その差額を支払います。

(2) 地震保険法第４条（保険金の削減）の規定により当会社が支払うべき保険金を削減する場合には、当会社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い算出された額を保険金として支払います。

第８条（２以上の地震等の取扱い）

この保険契約においては、72時間以内に生じた２以上の**地震等**は、これらを一括して１回の地震等とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、おのおの別の地震等として取り扱います。

第３章　基本条項

第９条（保険責任の始期および終期）

(1) 当会社の保険責任は、**保険期間**の初日の午後４時(注)に始まり、末日の午後４時に終わります。

(注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、この保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の保険料との合計額を領収する前に生じた事故による**損害**に対しては、保険金を支払いません。

第10条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、**告知事項**について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2)に規定する事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)

③ 保険契約者または被保険者が、第２条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき**損害**の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合または保険契約締結時から５年を経過した場合

(注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(4) (2)の規定による解除が第２条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した第２条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

第11条（通知義務）

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

① 保険の対象である**建物**または保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更したこと。

■備　考

第７条
損害保険会社全社の地震保険契約によって支払われる保険金の総額が、１回の地震等により所定の額を超える場合には、算出された保険金総額に対する所定の額の割合によって削減される場合があります。

第８条
例えば、１回目の地震等での損害が一部損であっても72時間以内に生じた別の地震等で損害が全損となった場合には、損害の認定はまとめて全損として取り扱います。

住まいの保険に付帯される場合の特則
住まいの保険に付帯される地震保険には、保険料の払込方法等を住まいの保険と揃えるために地震保険普通保険約款の他、「住まいの保険に付帯される場合の特則」が適用されます。詳しくはP.144をご参照ください。

第10条
ご契約時に弊社に重要な事項をお申出いただく義務（告知義務）があります。申込書等の記載事項が事実と異なっている場合には、保険契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。「所在地、物件種別、耐火基準、柱（建物構造）、他の保険契約等」等については告知事項となりますのでご注意ください。（申込書等に★または☆が付されている事項です。）

第11条
地震保険では保険の対象が分譲マンション等の区分所有建物かそれ以外かで通知義務に関する規定が異なりますのでご注意ください。

第11条
第11条の規定に該当する事実が発生した場合、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご通知いただく必要があります。ご通知や追加保険料のお支払いがないまま万一事故が起こった場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

第11条(1)(6)
例えば、ご契約時点で居住用であった建物を保険期間の途中で事業専用とする場合には、その時点から、地震保険の対象とはなりませんので必ずご通知ください。

② 保険の対象を他の場所に移転したこと。
③ ①および②のほか、**告知事項**の内容に変更を生じさせる事実(注)が発生したこと。

(注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】
(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。
① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分の構造または用途を変更したこと。
② 保険の対象を他の場所に移転したこと。
③ ①および②のほか、**告知事項**の内容に変更を生じさせる事実(注)が発生したこと。

(注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(2) (1)の事実の発生によって**危険増加**が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
(4) (2)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき**損害**の発生した後になされた場合であっても、第20条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
(5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】
(6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって保険の対象または保険の対象を収容する建物が居住の用に供されなくなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】
(6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分が居住の用に供されなくなった場合(注)には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 共用部分が居住の用に供されなくなった場合とは、共用部分を共有する区分所有者の所有に属するこの区分所有建物の専有部分のすべてが居住の用に供されなくなった場合をいいます。

(7) (6)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)の事実が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第12条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第13条(保険の対象の譲渡)

(1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。
(2) (1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、(1)の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
(3) 当会社が(2)の規定による承認をする場合には、第15条(保険契約の失効)(1)の規定にかかわらず、(2)の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第14条(保険契約の無効)

(1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目

■備 考

的をもって締結した保険契約は無効とします。

(2) **警戒宣言**が発せられた場合は、**大震法**第３条（地震防災対策強化地域の指定等）第１項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち、その警戒宣言に係る地域内に所在する保険の対象についてその警戒宣言が発せられた時から同法第９条第３項の規定に基づく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた日(注)までの間に締結された保険契約は無効とします。ただし、警戒宣言が発せられた時までに締結されていた保険契約の期間満了に伴い、被保険者および保険の対象を同一として引き続き締結された保険契約については、効力を有します。この場合において、その保険契約の保険金額が直前に締結されていた保険契約の保険金額を超過したときは、その超過した部分については保険契約は無効とします。

(注) その警戒宣言に係る大規模な地震が発生した場合は、財務大臣が地震保険審査会の議を経て告示により指定する日とします。

第15条（保険契約の失効）

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。

① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第32条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。

② 保険の対象が譲渡された場合

(2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が２以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第16条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第17条（保険金額の調整）

(1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。

(2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第18条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第19条（重大事由による解除）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として**損害**を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ ①および②に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①および②の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) (1)の規定による解除が第２条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から③までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第２条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第20条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

(1) 第10条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づ

■備　考

第17条
超過していた部分について保険契約を取り消した場合には、取り消した分の保険料を返還します。

第21条
保険料の返還または請求に関する規定は、保険料の払込方法に応じて異なります。具体的には、「住まいの保険に付帯される場合の特則」が適用されますので詳しくはP.144をご参照ください。

き計算した保険料を返還または請求します。

(2) **危険増加**が生じた場合または**危険**が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間(注)に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

(注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

(3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による**損害**については適用しません。

(6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）

(1) 第14条（保険契約の無効）(1)の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。

(2) 第14条（保険契約の無効）(2)の規定により保険契約の全部または一部が無効となる場合には、当会社は、その無効となる保険金額に対応する保険料を返還します。

(3) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(4) この保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われたために終了した結果、この保険契約が第33条（付帯される保険契約との関係）(2)の規定により終了する場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第23条（保険料の返還－取消しの場合）

第16条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

(1) 第17条(保険金額の調整)(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。

(2) 第17条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第25条（保険料の返還－解除の場合）

(1) 第10条（告知義務）(2)、第11条（通知義務）(2)もしくは(6)、第19条（重大事由による解除）(1)または第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) 第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第26条（事故の通知）

(1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について**損害**が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに**他の保険契約**の有無および内容(注)を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。

■備　考

第22条
保険料の返還または請求に関する規定は、保険料の払込方法に応じて異なります。具体的には、「住まいの保険に付帯される場合の特則」が適用されますので詳しくはP.144をご参照ください。

第23条
保険料の返還または請求に関する規定は、保険料の払込方法に応じて異なります。具体的には、「住まいの保険に付帯される場合の特則」が適用されますので詳しくはP.144をご参照ください。

第24条
保険料の返還または請求に関する規定は、保険料の払込方法に応じて異なります。具体的には、「住まいの保険に付帯される場合の特則」が適用されますので詳しくはP.144をご参照ください。

第25条
保険料の返還または請求に関する規定は、保険料の払込方法に応じて異なります。具体的には、「住まいの保険に付帯される場合の特則」が適用されますので詳しくはP.144をご参照ください。

（注）既に他の保険契約から保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、その保険の対象もしくはその保険の対象が所在する**敷地内**を調査することまたはその敷地内に所在する被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。

(3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第27条（損害防止義務）

保険契約者または被保険者は、**地震等**が発生したことを知った場合は、自らの負担で、**損害**の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

第28条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、第２条（保険金を支払う場合）の事故による**損害**が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 保険金の請求書

② 損害見積書

③ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の３親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第29条（保険金の支払時期）

(1) 当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、**損害**発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(注2)および事故と損害との関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効、取消しまたは終了(注3)の事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、**他の保険契約**の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注1）被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）**保険価額**を含みます。

（注3）第33条（付帯される保険契約との関係）(2)において定める終了に限ります。

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およ

■備　考

びその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日

② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

④ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる**地震等**による災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 365日

⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
(注3) 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(4) 当会社は、第7条（保険金支払についての特則）の規定により保険金(注)を支払う場合には、(1)から(3)までの規定にかかわらず、支払うべき金額が確定した後、遅滞なく、これを支払います。

(注) 概算払の場合を含みます。

第30条（時　効）

保険金請求権は、第28条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条（代　位）

(1) **損害**が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第32条（保険金支払後の保険契約）

(1) 当会社が第5条（保険金の支払額）(1)①の保険金を支払った場合は、この保険契約は、その保険金支払の原因となった**損害**が生じた時に終了します。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

(2) (1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条（保険金の支払額）(5)の規定が適用される場合には、保険金額から同条(5)①または②の残額を差し引いた金額を同条(5)の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(2) (1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条（保険金の支払額）(6)の規定が適用される場合には、保険金額から同条(6)①または②の残額を差し引いた金額を同条(6)の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

(3) (1)の規定により、この保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。

(4) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)から(3)までの規定を適用します。

■備　考

第32条
「住まいの保険に付帯される場合の特則」第3条④に従い、終了を失効と読み替えます。
なお、この場合の保険料の返還または請求に関する規定は、保険料の払込方法に応じて異なります。具体的には、「住まいの保険に付帯される場合の特則」が適用されますので詳しくはP.144をご参照ください。

第32条(2)
地震保険では保険の対象が分譲マンション等の区分所有建物かそれ以外かで(2)に関する規定が異なりますのでご注意ください。

第33条（付帯される保険契約との関係）

(1) この保険契約は、保険契約者、被保険者および保険の対象を共通にする**地震保険法**第２条（定義）第２項第３号に規定する保険契約に付帯して締結しなければその効力を生じないものとします。

(2) この保険契約が付帯されている保険契約が**保険期間**の中途において終了した場合は、この保険契約も同時に終了するものとします。

第34条（保険契約の継続）

(1) 保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合(注)に、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。この場合の告知については、第10条（告知義務）の規定を適用します。

(注) 新たに保険契約申込書を用いることなく、従前の保険契約と**保険期間**を除き同一の内容で、かつ、従前の保険契約との間で保険期間を中断させることなく保険契約を継続する場合をいいます。この場合には、当会社は新たな保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証とをもって新たな保険証券に代えることができるものとします。

(2) 第９条（保険責任の始期および終期）(3)の規定は、継続保険契約の保険料についても、これを適用します。

第35条（保険契約者の変更）

(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第13条（保険の対象の譲渡）の規定によるものとします。

(2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第36条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

(1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が２名以上である場合は、当会社は、代表者１名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の１名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者または被保険者が２名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第37条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第38条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表　短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合（%）
７日まで	10
15日まで	15
１か月まで	25
２か月まで	35
３か月まで	45
４か月まで	55
５か月まで	65
６か月まで	70
７か月まで	75
８か月まで	80
９か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
１年まで	100

■備　考

第33条

「住まいの保険に付帯される場合の特則」第３条④に従い、終了を失効と読み替えます。
なお、この場合の保険料の返還または請求に関する規定は、保険料の払込方法に応じて異なります。具体的には、「住まいの保険に付帯される場合の特則」が適用されますので詳しくはP.144をご参照ください。

第33条

例えば、住まいの保険で保険金を支払った結果、住まいの保険が失効した場合には、地震保険も同時に失効します。

住まいの保険に付帯される場合の特則

第１条（特則の適用条件）

地震保険契約が住まいの保険普通保険約款に基づく保険契約に付帯される場合には、地震保険普通保険約款にこの特則が適用されます。

第２条（保険料の払込方法等の特則）

(1) 地震保険契約の保険料の払込方法等に関する規定については、地震保険普通保険約款の規定にかかわらず住まいの保険普通保険約款基本条項における下表に掲げる各規定を適用するものとします。

①	第２節第１条（保険料の払込方法等）
②	第２節第２条（保険料の払込方法－口座振替方式）
③	第２節第３条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）
④	第２節第４条（口座振替方式・クレジットカード払方式以外への変更）
⑤	第２節第５条（第２回目以降の保険料不払の場合の免責等）
⑥	第５節第６条（保険料不払による保険契約の解除）
⑦	第５節第７条（保険契約者による保険契約の解除）
⑧	第５節第８条（保険契約解除の効力）

(2) 地震保険契約に自動継続特約（地震保険・住まいの保険用）が付帯される場合は、自動継続する保険契約の初回保険料を住まいの保険普通保険約款基本条項第６節第１条（保険料の返還、追加または変更）(3)の表の①に規定する追加保険料とみなして第３条（保険料の返還または請求の特則）②の規定および付帯される各特約の規定を準用するものとします。なお、住まいの保険普通保険約款基本条項第６節第４条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）(1)の表の②に規定する払込期日には、継続前契約の払込期日を含むものとします。

第３条（保険料の返還または請求の特則）

保険料の返還、追加または変更に関する規定については、地震保険普通保険約款の規定にかかわらず、以下の規定を適用します。

① 地震保険普通保険約款第14条（保険契約の無効）(2)の規定により保険契約の全部または一部が無効となる場合には、当会社は、その無効となる保険金額に対する既に払い込まれた保険料を返還します。

② ①以外の場合には、住まいの保険普通保険約款基本条項第６節における下表に掲げる各規定を準用するものとします。

ｱ.	第１条（保険料の返還、追加または変更）
ｲ.	第２条（追加保険料の払込み等－口座振替方式の場合の特則）
ｳ.	第３条（追加保険料の払込み等－クレジットカード払方式の場合の特則）
ｴ.	第４条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）
ｵ.	第５条（保険金額の調整における保険契約の一部取消しによる保険料の返還）
ｶ.	第６条（保険の対象の譲渡等による保険料の返還）

③ ②を適用するにあたり、住まいの保険普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

	箇所	読み替え前	読み替え後
ｱ.	第６節第１条（保険料の返還、追加または変更）(1)	第１節第２条（通知義務）(1)	地震保険普通保険約款第11条（通知義務）(1)
		第１節第４条（保険金額の調整）(2)	地震保険普通保険約款第17条（保険金額の調整）(2)
		第５節第３条（告知義務違反による保険契約の解除）(2)の表の③	地震保険普通保険約款第10条（告知義務）(3)③
ｲ.	第６節第１条(5)	第５節第１条（保険契約の取消し）	地震保険普通保険約款第16条（保険契約の取消し）
ｳ.	第６節第１条(6)	第５節第２条（保険契約の無効または失効）(1)	地震保険普通保険約款第14条（保険契約の無効）(1)
ｴ.	第６節第１条(7)	第５節第２条（保険契約の無効または失効）(2)	地震保険普通保険約款第32条（保険金支払後の保険契約）(1)

■備　考

この特則は、住まいの保険とあわせて地震保険を契約いただく場合に必ず適用されます。主に、地震保険の保険料の払込方法や返還・請求の方法を住まいの保険と揃えるための規定です。

第２条(1)

地震保険の保険料の払込方法については、住まいの保険普通保険約款の規定を適用します。

第２条(2)

地震保険に自動継続特約をセットした場合、保険料は毎年口座振替となります。毎年お払込みいただく保険料は、住まいの保険と同様、払込猶予が設けられます。

第３条

地震保険の保険料の返還・請求方法については、住まいの保険普通保険約款の規定を適用します。

オ.	第６節第１条(8)	第５節第３条（告知義務違反による保険契約の解除）(1)	地震保険普通保険約款第10条（告知義務）(2)
		第５節第４条（通知義務違反による保険契約の解除）(1)または同条(5)	地震保険普通保険約款第11条（通知義務）(2)または同条(6)
		第５節第５条（重大事由による保険契約の解除）(1)	地震保険普通保険約款第19条（重大事由による解除）(1)
カ.	第６節第４条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）(5)	第１節第２条(通知義務)（1）	地震保険普通保険約款第11条（通知義務）(1)
		第５節第３条（告知義務違反による保険契約の解除）(2)の表の③	地震保険普通保険約款第10条（告知義務）(3)③
キ.	第６節第５条（保険金額の調整における保険契約の一部取消しによる保険料の返還）	第１節第４条（保険金額の調整）(1)	地震保険普通保険約款第17条（保険金額の調整）(1)
ク.	第６節第６条（保険の対象の譲渡等による保険料の返還）	第５節第９条（保険の対象を譲渡した場合等の保険契約の失効）(1)	地震保険普通保険約款第15条（保険契約の失効）(1)②

④　②を適用するにあたり、地震保険普通保険約款を下表のとおり読み替えるものとします。

	箇所	読み替え前	読み替え後
ア.	第32条（保険金支払後の保険契約）	終了	失効
イ.	第33条（付帯される保険契約との関係）		

第４条（当会社への通知方法の特則）

(1) 地震保険普通保険約款第11条（通知義務）(1)または第17条（保険金額の調整）の通知を受けた場合は、保険契約者または被保険者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができるものとします。

(2) 下表に掲げる各規定において、保険契約者または被保険者から当会社への申出は、書面のほか、当会社の定める通信方法とすることがあります。

①	地震保険普通保険約款第10条（告知義務）(3)③
②	地震保険普通保険約款第13条（保険の対象の譲渡）(1)および(2)
③	地震保険普通保険約款第35条（保険契約者の変更）(2)

第５条（保険証券等の不発行の特則）

当会社は保険契約者の申出により、地震保険の保険証券またはこれに代わる書面の発行を行わないことがあります。この場合において、この保険契約の内容として電磁的方法で提供した事項を、保険証券の記載事項とみなして、地震保険普通保険約款および特約の規定を適用します。

■備　考

地震保険の特約

自動継続特約（地震保険・住まいの保険用）

■備　考

第１条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、次の定義によります。

用語	定義
継続後契約	第２条（自動継続の方法）(1)の規定により、自動的に継続された保険契約をいいます。

第２条（自動継続の方法）

(1) 次に定める日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方よりこの特約を適用しないことの意思表示がなされない場合には、この保険契約は、保険期間が満了となる保険契約と同一の年数(注1)とする継続の申出があったものとして自動的に継続され、以後この保険契約が付帯されている保険契約の保険期間が満了するまでこれを繰り返すものとします。

保険期間が満了する日

(注1) この保険契約が付帯される保険契約の保険年度(注2)の開始日以外の時にこの保険契約を付帯した場合、保険期間は１年とします。

(注2) 保険期間の初日からその日を含めて起算した１年ごとの期間をいいます。

(2) 地震保険法またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要が生じた場合は、(1)の規定は適用しません。

(3) 継続後契約の保険期間の終期は、いかなる場合もこの保険契約が付帯されている保険契約の終期を超えないものとします。

(4) 継続後契約については、当会社は、保険契約者から請求がないかぎり、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券とその継続後契約の保険料に対する領収証等とをもってこれに代えることができます。

第３条（保険料の払込み）

継続後契約の保険料の払込みについては、地震保険普通保険約款(注)および付帯される特約の規定を適用します。

(注) 住まいの保険に付帯される場合の特則を含みます。

第４条（継続後契約に適用される制度、料率等）

当会社が、下表に掲げる規定を改定した場合には、継続後契約に対しては、継続後契約の保険期間の初日における下表の規定が適用されるものとします。

①	地震保険普通保険約款(注)および付帯される特約
②	保険契約引受に関する制度、保険料率等

(注) 住まいの保険に付帯される場合の特則を含みます。

第５条（普通保険約款との関係）

(1) 第２条（自動継続の方法）(1)の規定は地震保険普通保険約款における下表に掲げる規定の効力を妨げないものとします。

①	第10条（告知義務）(2)
②	第11条（通知義務）(2)もしくは(6)
③	第16条（保険契約の取消し）
④	第19条（重大事由による解除）(1)
⑤	第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)

(2) この特約は地震保険普通保険約款第34条（保険契約の継続）の規定とはかかわりありません。

緊急時助かるアシスト利用規約

お住まいに関するトラブルでお困りのときに、素早くサポートします。

ご利用はこちらまで

0120-562-690

24時間365日対応

Ⅰ　緊急時助かるアシスト全般に関する事項

1．緊急時助かるアシスト　利用規約について

(1) 緊急時助かるアシスト（以下「本アシスト」といいます。）は、「トータルアシスト住まいの保険」をご契約され、かつ「住まいの選べるアシスト特約（火災・盗難時再発防止費用補償特約）」をセットいただいたお客様のみがご利用いただける「付帯サービス」です。

(2) 本利用規約は、弊社が提供する本アシストに関する事項を定めたものです。

2．緊急時助かるアシストの提供内容

本アシストは以下のサービスから構成されます。

①カギのトラブル対応サービス　　②水回りのトラブル対応サービス

3．緊急時助かるアシストの対象建物

本アシストは「トータルアシスト住まいの保険」において、保険の対象となる建物・保険の対象を収容する建物を対象とします。

4．緊急時助かるアシストの適用地域

(1) 本アシストは、日本国内でのみ適用されます。

(2) 一部の離島等の地域ではサービスの提供ができない場合があります。

5．緊急時助かるアシストの対象期間および提供回数

(1) 本アシストは、「住まいの選べるアシスト特約（火災・盗難時再発防止費用補償特約）」の補償期間が対象期間となります。

(2) 「カギのトラブル対応サービス」「水回りのトラブル対応サービス」の提供回数は、それぞれ、保険期間を通じて（長期契約の場合は保険年度ごとに）1回限度となります（2回目以降はお客様のご負担となります。）。

6．緊急時助かるアシストを提供できない場合

(1) 本アシストは、以下の事項に該当する場合には提供することができません。

- 故意または重大な過失によって生じたトラブルの場合
- 地震、噴火またはこれらによる津波の場合
- その他、提供が適当でないと弊社が判断する場合

(2) お客様ご自身で専門会社を手配された場合は本アシストの対象外となります。

7．緊急時助かるアシストをご利用いただく際のご注意事項

(1) 本アシストの受付窓口はミレア・モンディアル株式会社とします。

(2) 本アシストは、弊社が弊社と提携する専門会社（以下「提携会社」といいます。）をお客様にご紹介し、利用料金の一部または全部を弊社が負担するものです。

(3) 本アシストを提供する際、お客様の証券番号等を確認し、本アシストの提供に必要な契約内容情報やお客様の情報を提携会社へ連絡します。

(4) 交通事情、気象状況等により、サービスの着手にお時間がかかる場合またはサービスの提供ができない場合があります。

(5) 本サービスは予告なく変更・中止となる場合があります。

(6) 各サービスの提供範囲外の費用はお客様のご負担となります。また、サービスのご利用後に、サービスの対象でないことが判明した場合、費用は全てお客様のご負担となります。

Ⅱ　サービスの提供範囲

1．「カギのトラブル対応サービス」の提供範囲

(1) カギを紛失した場合

① カギを紛失した場合に専門会社の手配を行い、応急処置として出入口（玄関等）の開錠・破錠作業を行います。

② 開錠・破錠の後に行った、錠の新規取付または部品交換に関する部品代・作業代等の費用はお客様のご負担となります。

③ サービスの対象は一般の住宅用の出入口の錠に限ります。マンションやアパート等の集合住宅における共用部分のエントランス等は開錠・破錠作業の対象外となります。

④ 錠およびドアの種類によっては開錠・破錠作業ができない場合があります。

⑤　お客様ご自身の身分証明ができない場合には、サービスの提供をお断りさせていただくことがあります。

(2) カギの盗難に遭った場合

①　カギの盗難に遭った場合に専門会社の手配を行い、出入口（玄関等）の開錠・破錠作業および錠の交換を行います。

②　サービスの対象は一般の住宅用の出入口の錠に限ります。マンションやアパート等の集合住宅における共用部分のエントランス等は開錠・破錠作業および錠の交換の対象外となります。

③　錠およびドアの種類によっては開錠・破錠作業および錠の交換ができない場合があります。

④　警察への届出のない盗難は、サービスの対象外となります。

⑤　お客様ご自身の身分証明ができない場合には、サービスの提供をお断りさせていただくことがあります。

2.「水回りのトラブル対応サービス」の提供範囲

①　トイレや台所・浴室・洗面所等の給排水管の詰まり、蛇口・排水パイプ等からの水漏れが生じた場合に専門会社の手配を行い、応急処置を実施します。（部品交換等を伴う本格的な修理については、サービスの対象外となります。）

②　応急処置に必要な費用には、出張費・作業代を含み、部品代を除きます。

③　部品交換に関する部品代・作業代等の費用はお客様のご負担となります。

④　便器等の脱着作業に関する費用はお客様のご負担となります。

⑤　マンションやアパート等の集合住宅における共用部分および自治体等の管轄部分に生じた詰まり、水漏れは対象外です。

⑥　下水道本管等、公共機関が管理する公的部分に生じた詰まり、水漏れは対象外です。

デイリーサポート

日頃の様々な悩みまできめ細かくバックアップ！ ご契約者様の日常生活を応援するサービスです。

介護関連サービス

電話介護相談	介護方法、介護保険制度、介護施設の入所、各種在宅介護サービスの利用等介護に関する様々なご相談に電話でお応えします。各地域の介護関連事業者もご案内します。	土日祝・年末年始を除く 午前9時～午後5時 0120-285-110
インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」 ホームページを通じて、介護の仕方や介護保険制度、各種介護関連事業者等の介護に関する様々な情報をご提供します。 また、電子メールによる介護相談も24時間受け付け、介護に関する専門家がお応えします。 ※ご回答までに時間を必要とする場合があります。		**ホームページアドレス** http://www.kaigonw.ne.jp/

生活支援サービス

法律・税務相談	提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。 また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。 ※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに時間を必要とする場合があります。	法律相談：土日祝・年末年始を除く 午前9時～午後5時 税務相談：土日祝・年末年始を除く 午後2時～午後4時 0120-285-110 **ホームページアドレス** http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html
社会保険に関する相談	公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。 ※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに時間を必要とする場合があります。	土日祝・年末年始を除く 午前9時～午後5時 0120-285-110
暮らしの情報提供	グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。	土日祝・年末年始を除く 午前10時～午後4時 0120-285-110

※保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。

※ご相談の対象は、ご契約者（法人は除きます。）、補償を受けることができる方（法人は除きます。）、またはご契約者もしくは補償を受けることができる方の配偶者・同居の親族（以下「相談対象者」といいます。）に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、相談対象者のうちいずれかの方からの直接の相談に限ります。

※各サービスは、東京海上日動が提携会社を通じてご提供します。

※サービスメニューは、予告なく変更となる場合があります。なお、一部の地域では、ご利用いただけないサービスもありますので、あらかじめご了解ください。

※サービスのご利用にあたっては、提携会社の担当者が、「お名前」「証券番号」「ご連絡先」等を確認させていただきますのでご了承願います。

※携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用になれます。

耳や言葉の不自由なお客様専用
事故受付票 自動車保険以外用

ファックスをお送りいただく際はコピーをおとりいただいたうえ、コピー紙をお送りください。
（本紙を直接送付いただくと紙づまりの原因となる場合があります。）

※自動車保険の場合には別の事故受付票をご使用ください

耳や言葉の不自由なお客様へ

事故が起こったときには、事故の状況、損害額の大小を問わずご契約の代理店または下記までご連絡ください。

下記にご記入いただき、
ファックスにてご連絡ください。

専用FAX番号 **0120-119-569**
（24時間365日受付）

※FAX番号のお間違いには十分ご注意ください。上記FAXは東京海上日動安心110番（事故受付センター）で受け付けております。

弊社営業時間中（平日9時～17時）の受付分に関しましては当日中にご連絡致します。

営業時間外の受付分は翌営業日のご連絡となりますので、
お急ぎの場合には、右記「至急のご連絡欄」にチェックをお願い致します
（事故受付センターから窓口の方にご連絡をさせていただきます）。

至急のご連絡	□希望（　日 午前 午後　時頃）

「★」欄には必ずご記入をお願い致します。

ご契約の内容	★証券番号	－		
	★ご契約者のお名前	（カナ）	★ご契約者のご連絡先	（TEL） （FAX）
	ご契約者のご住所	都道府県　市区郡		

ご連絡の窓口	★窓口の方のお名前	（カナ）	ご契約者とのご関係	□ご契約者 □ご家族 □その他（　）
	★窓口の方のご連絡先	（TEL）　（FAX）　（e-mail）		

事故の内容	★事故日	２０　年　月　日　午前 午後　時　分頃
	事故場所	都道府県　付近
	★事故状況	

その他	おケガをされた方のお名前や被害に遭われた物等について、わかる範囲でご記入ください。

<個人情報の利用目的>　お客様の個人情報につきましては、保険引受の判断、保険事故への対応（関係先への照会等の事実関係の調査や関係する損害保険について損害保険会社間や弊社グループ内での確認を含みます）、保険金のお支払および各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただきます。

「4つのアシスト」は事故のときだけでなく、日常生活でもお客様をしっかりアシストし、安心をお届けします。

事故防止アシスト

自動セット

東京海上日動のホームページで、事故・災害防止等の情報をご提供します。

http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/

●防災・防犯情報サイト　●情報サイト「セイフティコンパス」　●安全運転情報サイト

※事故防止アシストは、東京海上日動のホームページを閲覧できる環境においてご提供します。

※ご利用にあたっては、保険証券記載の証券番号とパスワードが必要です。

住まいの選べるアシスト

オプション

火災、盗難事故により保険金をお支払いする場合、再発防止メニューをご提供します。

（ＩＨクッキングヒーターまたは火災防止機能付ガスコンロの設置、ホームセキュリティサービスの実施等からお選びいただけます。）

詳細な内容につきましては、東京海上日動のホームページをご参照ください。

http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/

※損害保険金のお支払い確定後、様々な再発防止メニューを記載した「ご利用の手引き」をお届けします。

※住まいの選べるアシストは、火災・盗難時再発防止費用補償特約のペットネームです。

※１事故について20万円が限度となります。

緊急時助かるアシスト

24時間365日対応　オプション[※1]

水回りや鍵のトラブルが発生した場合、提携の専門会社を手配して応急処置を行います。

0120-562-690

※1 住まいの選べるアシスト特約（火災・盗難時再発防止費用補償特約）をご契約いただいた場合に自動セットとなります。

※「カギのトラブル対応サービス」「水回りのトラブル対応サービス」の提供回数は、それぞれ保険期間を通じて（長期契約の場合、各保険年度ごとに）１回限度となります。（２回目以降はお客様のご負担となります。）

メディカルアシスト

24時間365日対応　自動セット[※2]

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の緊急医療機関や最寄の医療機関をご案内します。

0120-708-110

●緊急医療相談　●医療機関案内　●予約制専門医相談　●がん専用相談窓口　●転院・患者移送手配

※2 被保険者（補償を受けられる方）が個人のご契約の場合にご利用いただけます。

●対象となるアシストについては、保険証券をご確認ください。

●４つのアシストの詳細は、この冊子のP.11をご参照ください。

事故のご連絡・ご相談は

東京海上日動安心110番（事故受付センター）

事故は119番・110番

0120-119-110

受付時間：
24時間365日

携帯電話のアドレス帳登録はこちら▶
（「ア」行に登録できます）

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。

0120-691-300

受付時間：午前9時～午後8時（平日、土日祝とも）

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/

D15-43480(2) 11.2 改定(冊)

0216-GJ03-09057-2010年12月作成